

史跡高遠城跡保存活用計画



令和8年(2026)3月

長野県伊那市教育委員会

史跡高遠城跡保存活用計画

令和8年(2026)3月

長野県伊那市教育委員会

例言

- 1 本計画は、長野県伊那市高遠町東高遠い な し たかとおまちひがしたかとおに所在する史跡高遠城跡し せきたかとおじょうせきの保存活用計画です。
- 2 本計画の作成は、令和6年度(2024年度)に伊那市教育委員会が国庫補助「国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(史跡等保存活用計画策定事業)」を活用して行いました。
- 3 本計画策定にあたっては、文化庁、長野県の指導助言のもと、伊那市教育委員会が設置した「史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会」による協議・検討を経て作成しました。委員会の組織等は第1章第3節に記載しています。
- 4 本文内で特に注記なく「高遠城跡」と表記した場合は、国指定史跡としての高遠城跡を指します。
城内の曲輪名等については、絵図や文献によって様々な漢字表記が用いられていますが、本計画においては「本丸ほんまる」、「二ノ丸にのまる」、「南曲輪みなみぐるわ」、「笹曲輪ささぐるわ」、「法幢院曲輪ほうどういんぐるわ」、「勘助曲輪かんすけぐるわ」、「三ノ丸さんのまる」、「大手おおて」、「搦手からめて」の表記に統一します。但し、文献史料や刊行物の記載を引用する場合は、引用元の表記のままとします。
- 5 本事業の事務局は、伊那市教育委員会事務局生涯学習課に置きました。
- 6 本事業は、計画策定支援業務を株式会社ワイド(長野県伊那市西町5845番地1)に委託して行いました。
- 7 本書の編集は、同計画策定委員会において協議、検討した内容をもとに、事務局及び株式会社ワイドが行いました。

目次

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的	1
第1節 計画策定に至る経過	1
第2節 計画策定の目的と対象範囲	2
第3節 計画策定委員会の設置・経緯	5
1 委員会の設置	5
2 計画策定の経緯	7
第4節 長野県や伊那市における諸計画との関係	8
1 伊那市第2次総合計画	9
2 伊那市文化財保存活用地域計画（令和6年）	10
3 伊那市都市計画マスタープラン（令和4年）	11
4 伊那市立地適正化計画（令和4年）	12
5 伊那市景観計画（平成26年）	13
6 「日本一の桜の里づくり」計画（令和3年改訂）	14
7 第2次伊那市環境基本計画兼伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）—中間見直し版—（令和7年）	15
8 伊那市森林整備計画（令和4年）	16
9 伊那市SDGs未来都市計画（令和4年）	16
10 伊那市地域防災計画（令和7年修正）	17
11 第3期伊那市国土強靱化地域計画（令和6年）	18
12 第2次伊那市生涯学習基本構想（令和3年）	19
第5節 計画期間	20
第2章 史跡高遠城跡をとりまく環境	21
第1節 位置	21
第2節 自然的環境	23
1 気候	23
2 地形・地質	24
3 植生	25
第3節 歴史的環境	26
第4節 社会的環境	30
1 人口	30
2 交通	32
3 土地利用	32
4 周辺の社会教育関連施設	34
5 観光客数	35
6 高遠城跡の利用者数(高遠城址公園入園者数)	36
第3章 史跡高遠城跡の概要	38
第1節 高遠城跡の歴史概要	38
1 高遠城の築城	38
2 戦国時代・安土桃山時代の高遠城	38

3	江戸時代の高遠城と主な遺構	39
4	高遠城の廃城と城跡の公園化	48
第2節	史跡指定に至る経緯	52
第3節	史跡指定の状況及び指定地内の状況	52
1	指定告示	52
2	指定地の土地所有、管理の状況	55
3	高遠城跡に関わる諸計画	60
4	指定以降の調査成果	69
5	指定地や周辺における法令の規制等	79
第4章	史跡高遠城跡の価値	93
第1節	史跡高遠城跡の本質的価値	93
第2節	本質的価値以外の歴史的価値	94
第3節	史跡高遠城跡の構成要素	95
第5章	史跡の現状と課題	104
第1節	保存管理の現状と課題	104
1	保存管理の現状	104
2	保存管理の課題	106
第2節	活用の現状と課題	109
1	活用の現状	109
2	活用の課題	111
第3節	整備の現状と課題	113
1	整備の現状	113
2	整備の課題	113
第4節	運営・体制の整備に関する現状と課題	115
1	運営・体制の整備に関する現状	115
2	運営・体制の整備に関する課題	115
第5節	構成要素ごとの現状と課題	117
第6章	史跡の保存・活用の基本理念と基本方針	127
第1節	基本理念	127
第2節	基本方針	127
1	保存管理	127
2	活用	128
3	整備	128
4	運営・体制の整備	128
第7章	史跡の保存管理	129
第1節	保存管理の方向性	129
1	史跡指定地における地区設定と保存管理の方向性	129
2	史跡周辺における文化財の保存や景観形成の方向性	131
第2節	保存管理の方法	132
1	基本的な保存管理の方法	132
2	構成要素ごとの保存管理の方法	139

3	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い基準	143
4	防災対策	148
第8章	史跡の活用	150
第1節	活用の方向性	150
第2節	活用の方法	150
1	史跡の公開	150
2	学校教育における活用	156
3	生涯学習における活用	156
4	情報発信とデジタル技術を用いた活用	156
5	史跡ガイドボランティアや地域団体への支援と連携	156
6	周辺地域の歴史文化資源や博物館施設との連携による活用	157
7	地域振興や観光、地域間交流の拠点としての活用	157
第9章	史跡の整備	158
第1節	整備の方向性	158
1	保存のための整備の方向性	158
2	活用のための整備の方向性	158
第2節	整備の方法	158
1	主として保存のための整備の方法	158
2	活用のための整備の方法	159
第10章	史跡の運営・体制の整備	162
第1節	運営・体制の整備の方向性	162
第2節	運営・体制の整備の方法	162
1	伊那市の推進体制の整備	162
2	有識者等からの指導・助言体制	162
3	土地所有者や関係機関との連携強化	162
4	市民、地域活動団体の参加・協働	163
5	人材育成	163
第11章	施策の実施計画の策定・実施	164
第1節	各施策の実施計画	164
第12章	経過観察	167
第1節	経過観察の方向性	167
第2節	経過観察の方法	167
1	内部検証	167
2	史跡高遠城跡整備委員会や伊那市文化財審議委員会での審議	168
3	計画の見直し	168
巻末資料		169
1	関係法令等	169
2	中学生ワークショップ「史跡高遠城跡の未来を考えよう！」実施結果	201

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定に至る経過

高遠城^{たかとおじょう}は、天竜川水系最大の支流である三峰川^{みぶがわ}と、藤沢川^{ふじさわがわ}の合流点に形成された河岸段丘上に位置する平山城^{ひらやまじろ}です。築城年代ははっきりしませんが、諏訪氏一族の高遠氏が居城とし、戦国時代に甲斐^{か い}(現在の山梨県)の武田晴信^{たけだ はるのぶ}(後の信玄^{しんげん}、以下「信玄」とする)が大規模な改修を行ったとされ、諏訪(武田)勝頼^{かつより}や仁科盛信^{にしな もりのぶ}(信盛^{のぶもり})といった信玄の近親者が城主に就く等、武田氏の南信州における拠点となりました。武田氏の滅亡段階においては壮絶な戦いの場となり、その様子は後に数々の軍記物に取り上げられました。このため、一般的に高遠城は戦国期の城としてのイメージが強く持たれています。しかし、高遠城は江戸時代以降も保科家^{ほしな}、鳥居家^{とりい}、内藤家^{ないとう}の三家にわたる大名の居城として幕末まで存続したため、現存する遺構の大部分は近世城郭の遺構です。戦国末期の落城で壊滅的な状態になった城を江戸時代初期までに大改修し、その後も手を加えたのが、現在の高遠城の姿であるといわれています。

明治になり廃城が決まると、城内の建物や樹木等は撤去されましたが、当時政府が進めていた公園づくりの方針を受け、城跡は明治8年(1875年)10月10日に公園化が決まり、「高遠公園」としての整備が進められました。城外の桜馬場跡^{さくらばば}からサクラが移植されたほか、園内には建物や記念碑が建てられる等、その環境は大きく変化していききました。中でも当時植樹されたサクラは、長い年月の間に補植が繰り返され、現在は1,500本を数えるに至っており、その一部は昭和35年(1960)2月11日に「高遠のコヒガンザクラ樹林」として長野県天然記念物に指定されています。

サクラの指定から4年後の昭和39年(1964年)8月20日、高遠城跡^{ほんまる}も本丸跡^{にの}、二ノ丸跡^{まる}、南曲輪跡^{みなみくるわ}、笹曲輪跡^{ささくるわ}、法幢院曲輪跡^{ほうどういんくるわ}、三ノ丸跡^{さん}の一部が長野県史跡に指定され、更に9年後の昭和48年(1973年)5月26日には、指定範囲を拡大して国史跡となりました。また、昭和51年(1976年)に史跡内の一部区域が、明治以来の高遠公園を受け継いだ都市公園「高遠城址公園」になっています。

史跡高遠城跡^{しせきたかとおじょうせき}(以下「高遠城跡」といいます。)を保存活用していくため、昭和63年(1988年)3月に当時の高遠町教育委員会(現在の伊那市教育委員会)が「史跡高遠城跡保存管理計画」を策定し、その後も平成12年(2000年)3月には「史跡高遠城跡整備基本計画」、平成17年(2005年)3月には「史跡高遠城跡整備実施計画」を策定し、各種調査(発掘調査、絵図資料調査)の実施や破損遺構の修理、ガイドブック作成等を行い、史跡の保存、活用、整備を進めてきました。しかし、廃城から150年以上が経過した現在、遺構の破損や公開施設の老朽化、サクラを含む植栽の管理等、様々な課題が生じています。また、保存管理計画が策定されてから30年以上、実施計画作成から19年を経、社会情勢も変わり、計画自体も見直しが必要になりました。現在の諸課題に対応した上で、史跡を適切に保存活用し、次世代へ確実に継承していくために、伊那市では「史跡高遠城跡保存活用計画」の策定を行うこととしました。

第2節 計画策定の目的と対象範囲

高遠城跡は、地域の歴史文化を語る上で欠かせない文化財です。教育や文化、観光、地域活性化等、様々な場面でより一層の活用が求められる一方、自然環境や社会環境の変化により、今後の保存活用に影響を及ぼすと考えられる状況も生じています。

伊那市では、高遠城跡の重要性を所有者や市民、来場者等と共有しながら、将来にわたって保存、活用、継承するために、本計画を策定します。

計画では、高遠城跡が持つ価値(本質的価値)を明らかにした上で、史跡内にある様々なもの(諸要素)を再確認し、史跡及び史跡を有する都市公園として、調和をとりながらそれらを適切に保存管理していくための基本的な方針や方法、現状変更等の具体的な取扱い基準を定めます。さらに、活用や整備、運営・体制のあり方、必要な施策・事業の実施計画を示し、中・長期的な観点から取組を進めることを目指します。

本計画の中心的な対象は史跡指定地内とします。また、指定地以外についても、高遠城跡の本質的価値につながる遺跡や歴史文化資源(※註1)があることを踏まえ、近世の武家屋敷エリア及び近世の町人町エリアを、史跡との景観的な調和や関連する歴史文化資源の保存・活用等が望まれる区域に位置付けます。更には市域全体を含めて高遠城跡との一体的な又は連携した地域資源の活用をめざします。

(※註1 「歴史文化資源」とは、本計画の上位計画にあたる「伊那市文化財保存活用地域計画」において定義された用語です。より広い視点で地域の歴史文化を捉えるため、指定等文化財などに限らず、未指定の文化財を含め、伊那市の歴史・文化・風土・特性を今に伝える「人」、「もの」、「こと」を総称して用います。)

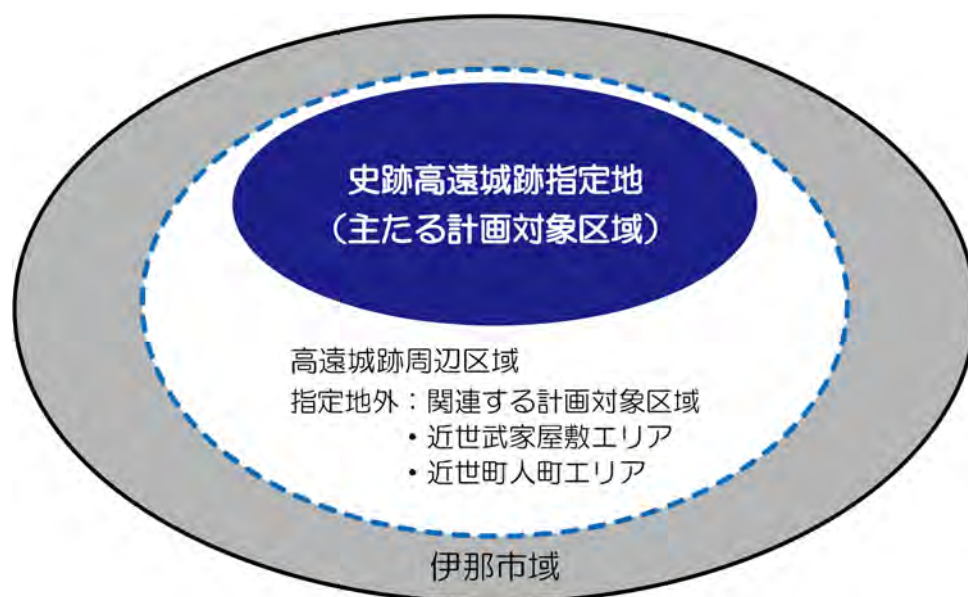


図. 史跡高遠城跡保存活用計画の対象範囲概念図



図. 主たる計画対象区域(史跡指定地)と関連する計画対象区域(高遠城跡周辺区域)



図. 史跡高遠城跡 指定範囲

第3節 計画策定委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

本計画は、令和5年度に「史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会」を設置し、伊那市庁内関係者で計画内容の協議検討を行った上で、令和6年度に「史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、そこでの協議、意見を踏まえながら策定を進めました。

表. 史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会 委員名簿

委員

●：委員長 ○：副委員長

委員	分野	所属
● 笹本 正治	日本中近世史	国立大学法人 信州大学名誉教授 長野県立歴史館特別館長
○ 丸山 徹一郎	考古学	長野県考古学会
伊澤 雄一	地域の代表	高遠東区区長
岡野 哲郎	造林学	国立大学法人 信州大学農学部教授
河西 克造	考古学・城郭	一般財団法人 長野県文化振興事業団 長野県埋蔵文化財センター
北原 紀孝	郷土史・活用団体	伊那市文化財審議委員長 高遠郷土研究会会長
佐々木 邦博	造園学	国立大学法人 信州大学名誉教授
矢野 やよ江	活用団体	高遠郷土研究会
吉澤 政己	建築史	信濃建築史研究室
和田 博幸	樹木医学	公益財団法人 日本花の会特任研究員 樹木医

(委員長、副委員長以下は五十音順)

オブザーバー

渋谷 啓一	文化庁文化財第二課史跡部門 主任文化財調査官
柳澤 亮	長野県県民文化部文化振興課 文化財指導主事(令和6年度)
小池 裕貴	長野県県民文化部文化振興課 文化財専門員 (令和6年度)
柴田 洋孝	長野県県民文化部文化振興課 文化財専門員 (令和7年度)

表. 史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会 委員名簿

委員

●：委員長 ○：副委員長

委員	所属
●矢澤 浩幸	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長(令和5～6年度)
●柴 千恵美	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長(令和7年度)
○小牧 学	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 高遠教育振興係長(令和5年度)
○池上 祐一	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 高遠教育振興係長(令和6年度～)
伊澤 紹次	伊那市商工観光部 高遠商工観光課 高遠商工観光係長(令和5年度)
塩原 浩司	伊那市商工観光部 高遠商工観光課 高遠商工観光係長(令和6年度～)
渡辺 葉平	伊那市建設部 都市整備課 計画係長
馬場 浩祥	伊那市高遠町総合支所 農林建設課 建設係長
福澤 浩之	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 文化施設係 主査
西村 一樹	(一財)伊那市振興公社 桜守

事務局

笠原 千俊	伊那市教育委員会 教育長 (～令和6年5月)
福興 雅寿	伊那市教育委員会 教育長 (令和6年5月～)
三澤 豊	伊那市教育委員会事務局 教育次長 (令和5～6年度)
高嶋 利幸	伊那市教育委員会事務局 教育次長 (令和7年度)
矢澤 浩幸	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長(令和5～6年度)
柴 千恵美	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長(令和7年度)
酒井 瑞夫	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課長補佐 文化財係長 (～令和7年7月)
大澤 佳寿子	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 副主幹(～令和7年7月) 文化財係長 (令和7年8月～)
濱 慎一	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 副主幹(令和5年度)
熊木 奈美	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 主事(令和6年度～)
馬場 保之	伊那市教育委員会事務局 生涯学習課 会計年度任用職員

2 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会や史跡高遠城跡保存活用計画庁内等検討委員会を開催するとともに、関係する調査・作業（現地調査、資料の把握・整理、計画策定作業）を行いました。また、幅広い年齢層の意見を取り入れるため、市内高校生との懇談会や中学校生徒を対象としたワークショップを実施しました。

■第1回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和6年8月5日開催）

■第2回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和6年10月10日開催）

■第3回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和6年11月25日開催）

■第4回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和7年2月18日開催）

■第5回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和7年4月14日開催）

■第6回史跡高遠城跡保存活用計画策定委員会

（令和7年7月22日開催）

●第1回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会

（令和5年7月28日開催）

●第2回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会

（令和6年4月26日開催）

●第3回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内等検討委員会

（令和6年7月18日開催）

●第4回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内検討委員会

（令和6年12月6日開催）

●第5回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内検討委員会

（令和7年2月6日開催）

●第6回史跡高遠城跡保存活用計画策定庁内検討委員会

（令和7年7月14日開催）

◇史跡高遠城跡保存活用計画策定 長野県高遠高校生徒との懇談会

（令和6年10月10日開催）

◇史跡高遠城跡保存活用計画策定 伊那市立高遠中学校生徒向けワークショップ

（令和6年10月22日開催）

第4節 長野県や伊那市における諸計画との関係

本計画は、長野県が令和7年(2025年)1月に策定した「長野県文化財保存活用大綱」に即するものとし、伊那市においては、市の将来像や基本的施策の内容を定めた「第2次伊那市総合計画」や市における歴史文化資源の保存・活用・継承に向けたマスタープランである「伊那市文化財保存活用地域計画」を上位計画とします。その他、関連する各種計画等との関係や、特に密接に関係する計画の概要は次のとおりです。なお、高遠城跡に関わる個別の計画については第3章第3節で後述します。

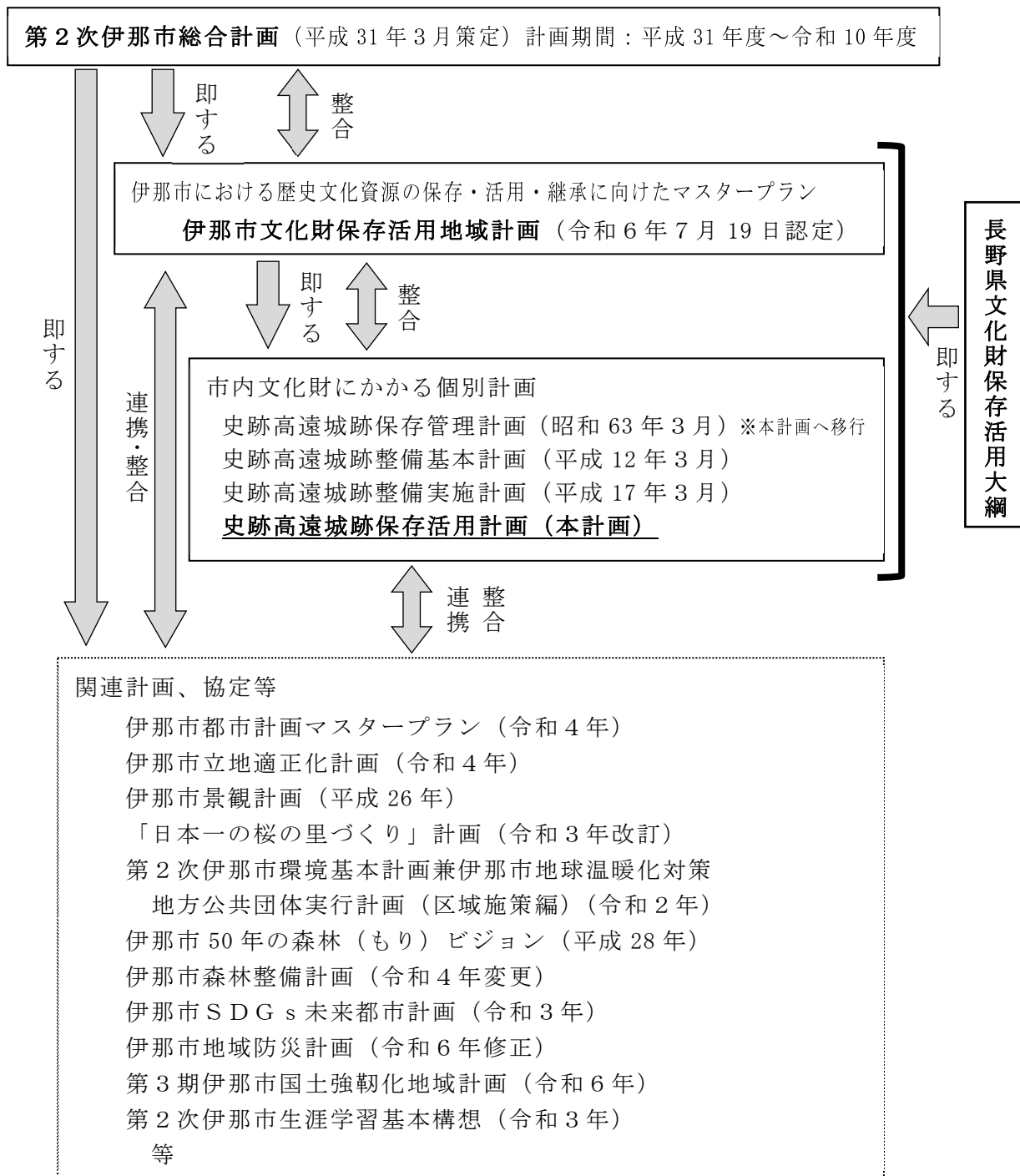


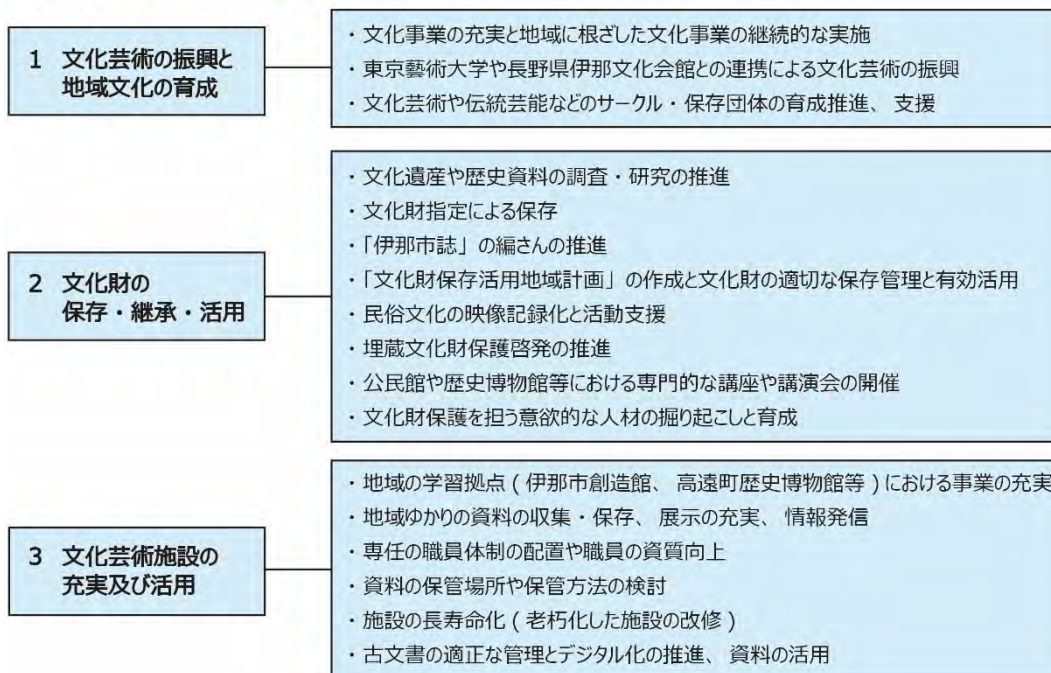
図. 本計画の位置づけ

1 伊那市第2次総合計画

平成31年(2019年)3月策定の「第2次伊那市総合計画」(計画期間：令和元～10年度(2019～2028年度))は、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の指針となる計画です。市の将来像「未来を織りなす 創造と循環のまち 伊那市」の実現に向けて、前期、後期の各5年間の基本計画に基づき、多様な地域資源や地域特性を生かした魅力あるまちづくりを進めています。本計画はこの「第2次伊那市総合計画」の後期基本計画(計画期間：令和6～10年度(2024～2028年度))に沿って作成します。

高遠城跡の保存活用は、基本目標5「歴史と文化を未来へつなぐ、心豊かな人を育むまちづくり」を達成するための文化・芸術の施策「文化財の保存・継承・活用」の中に位置付けられるほか、基本目標4「地域の個性と魅力が輝くにぎわいと活力のあるまちづくり」に関わる観光施策として、高遠城跡内にある高遠城址公園のサクラを観光資源として活用する方針が盛り込まれています。

[文化・芸術の施策と展開方針]



[観光の施策と展開方針(抜粋)]

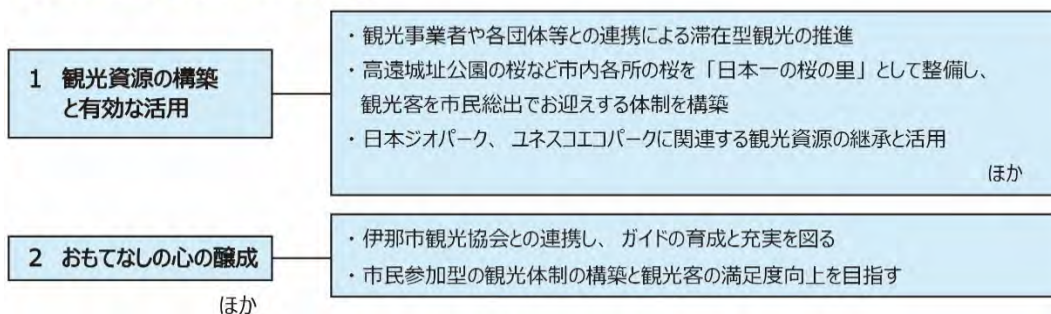


図. 伊那市総合計画における文化・芸術施策及び観光施策と展開方針

(参考：『第2次伊那市総合計画 後期計画』令和6年(2024年))

2 伊那市文化財保存活用地域計画（令和6年）

令和6年(2024年)策定の伊那市文化財保存活用地域計画は、伊那市にある歴史文化資源を守り、後世に伝えていくための基本的な方針を示したものです。

伊那市には、高遠城跡を含め先史時代から現代までの多種多様な歴史文化資源があり、地域の住民が中心となって代々受け継がれており、歴史の中で独自かつ多様な文化を築いてきました。こうした伊那市の財産を守り伝えていくべく、「輝く未来を築くため、自然豊かな伊那市で生まれた歴史文化を『知る』、『守る』、『活かす』」を基本理念とし、文化財の保存・活用を進めています。

この計画では、より効果的かつ包括的な取組を進めるために、関連する歴史文化資源を一体的に捉える「関連文化財群」や、重要な歴史文化資源が集中する「保存活用重点区域」を設定しており、高遠城に関わる歴史文化が「関連文化財群」に、高遠町地域のうち高遠地区(高遠城と城下町周辺)を「保存活用重点区域」に定めています。高遠城跡の保存活用や整備についても、それぞれでの取組の中に位置付けられています。



図. 伊那市文化財保存活用地域計画 関連文化財群と保存活用重点区域の概要

3 伊那市都市計画マスタープラン（令和4年）

平成21年(2009年)に策定し、令和4年(2022年)に改定した伊那市都市計画マスタープランは、伊那市がまちづくりを進めていくための基本的な方針を示したものです。

このプランが謳う^{うた}将来都市像は「歴史と文化を大切にし、人と自然にやさしく環境と調和する活力に満ちた、創造と循環のまち」です。将来像を実現するためのまちづくりの目標の1つに「地域の特性を活かした個性豊かなまちづくり」があり、その基本的な考え方として「市内の各地域が有する個性的な自然、歴史的・文化的資源については、保全するとともに、観光産業を含む産業及び地域や市の活力に繋がるものとして最大限に活かし、人の流れと活力を生み出す、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを進める」としています。

また、分野別の基本方針の「景観形成の基本方針」では、景観を構成する重要な要素として「南アルプス、中央アルプスの緑豊かな山岳、両アルプスからの清流を集める数多くの支流、シンボリックな景観を形成している森林や段丘緑地、広大な農地等」を挙げ、さらに「かつての宿場町や城下町の面影を残す街並みや、市内に点在する城跡、寺社などの歴史的建造物もまた、周辺の植栽や桜などとともに景観を構成する重要な要素」としています。そして、「これらの自然的要素や、歴史的・文化的資源により形成される景観をかけがえのない市民共通の財産として守り育て、豊かな自然環境と調和した都市景観を形成することにより、ゆとりや潤いのある豊かで快適な環境の実現と、地域の活性化、地域の個性創出を図る」としています。

◆計画の体系◆

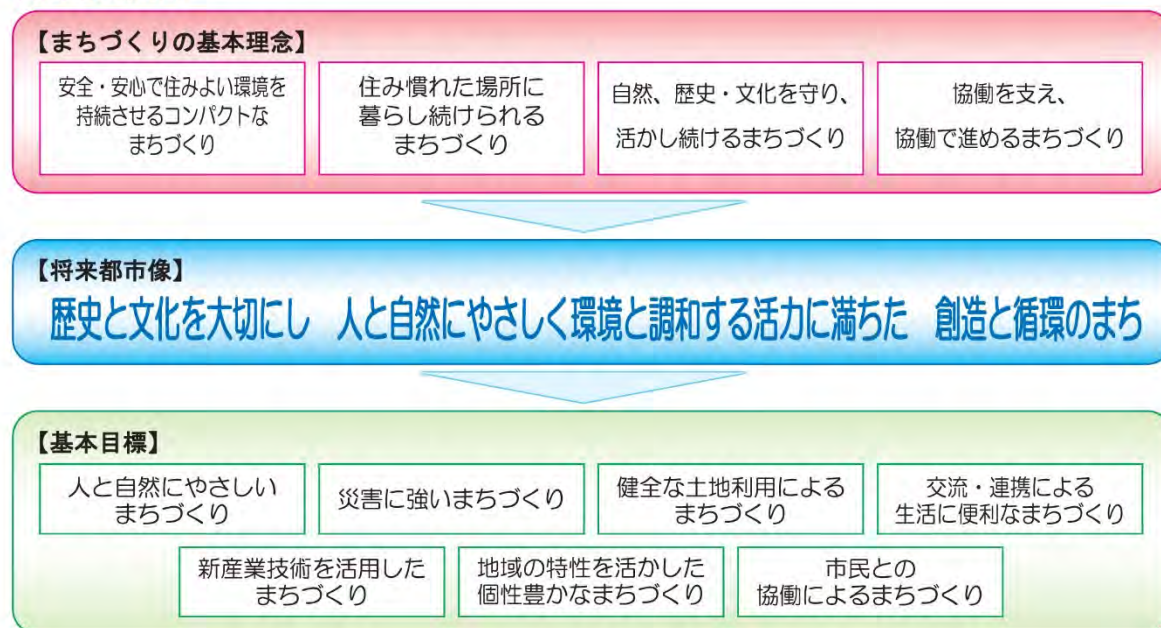


図. まちづくりの基本理念・将来都市像・基本目標 体系図

(参考：『伊那市都市計画マスタープラン』令和4年(2022年))

4 伊那市立地適正化計画（令和4年）

伊那市が令和4年（2022年）に策定した立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく都市計画分野の基本計画のひとつで、居住・医療・福祉・商業・公共施設等、都市の生活に必要な施設の基本的な配置等を定め、持続可能な都市構造の実現を目指すもので、都市計画マスタープランを補完する計画です。

拠点地区のうち、地域／生活拠点に位置付ける高遠町総合支所周辺地区について

- ・高遠町地域の市街地で、中心拠点との連携の強化や商店街の活性化、都市機能の充実を図ってきた地区

○拠点の概要

伊那市の主要な観光資源である高遠城址公園が位置する。

○役割

- ・観光による交流拠点
- ・生活利便地域として、歴史的な町屋形式を活かした居住の場

○課題

- ・景観、自然環境、歴史的・文化的施設等の観光資源を活かし、市内外交流の促進及び人口の定着に繋げるまちづくりが必要
- ・中心拠点及び用途地域外の地域との公共交通によるアクセス性の維持・向上が必要

○交流拠点（観光資源がある程度集積しており、市内外の人々の交流の場となる箇所）の整備方針

- ・高遠城跡を中心とした歴史的資源、南アルプス観光の拠点となる施設などの観光資源を保全・活用するための基盤整備を行う。

5 伊那市景観計画（平成 26 年）

平成 26 年(2014 年)策定の「伊那市景観計画」は、景観法に基づき伊那市らしい良好な景観を守り育てるために必要な目標や、目指す方向を明らかにしたもので、基本理念に「二つのアルプスと清流に抱かれたふるさとの景観を守り育てて未来へつなぐ」を掲げ、市民・事業者・行政が互いに連携した協働による良好な景観形成の実現を目指しています。

土地利用と景観特性に応じて市域を4つの面(市街地、田園、山地・森林、山岳・自然公園)と3つの軸(沿道、河川、河岸段丘)に分け、それぞれ景観形成の方針を示しており、高遠城跡に関わる景観区分は、「面」のうち、市街地と山岳・自然公園(三峰川水系県立公園)、「軸」のうち沿道(国道 152 号)となっています。

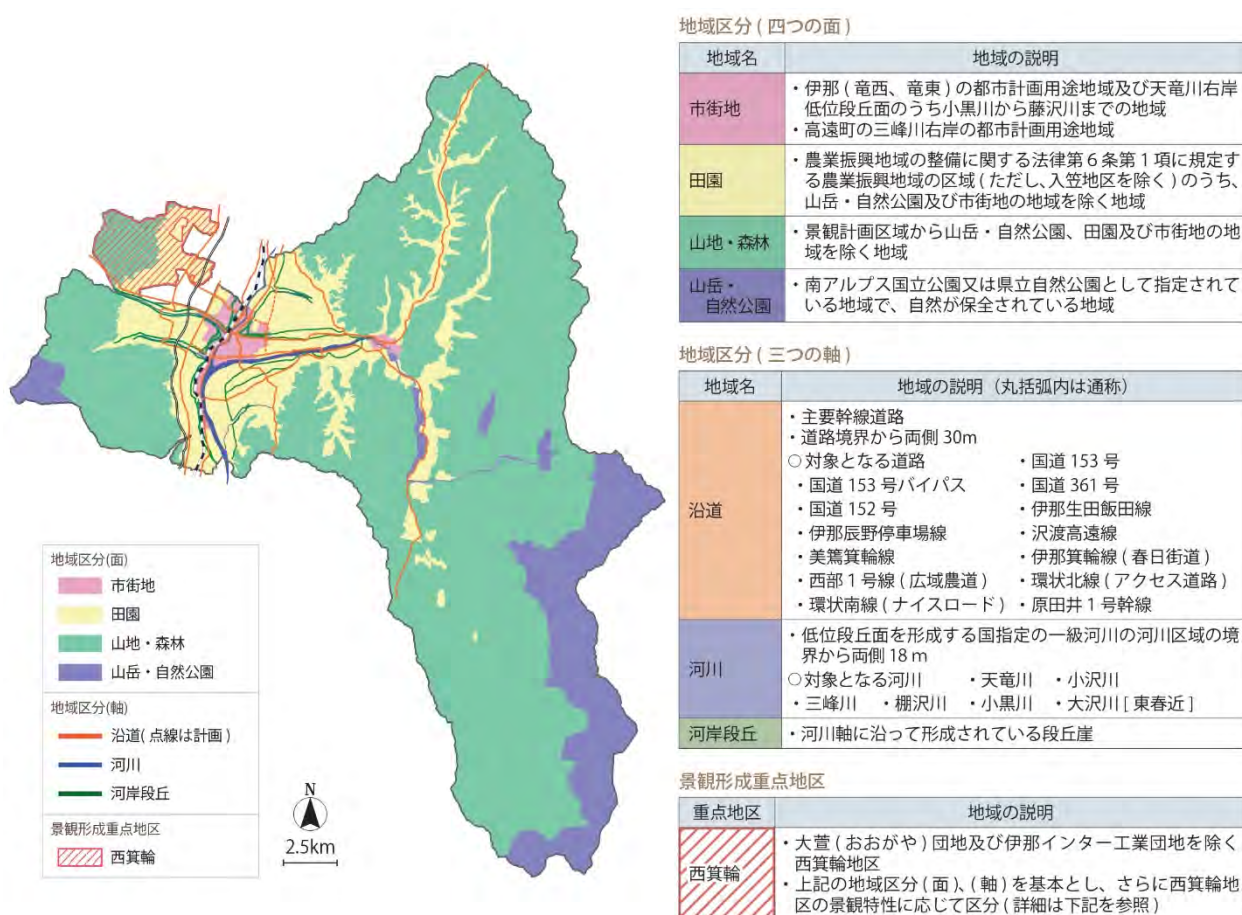


図. 地域区分図(四つの面と三つの軸、景観形成重点地区)

(出典：『伊那市景観計画』平成 26 年(2014 年))

6 「日本一の桜の里づくり」計画（令和3年改訂）

平成23年(2011年)3月策定、令和3年(2021年)に改訂した「『日本一の桜の里づくり』計画」は、旧高遠町が進めてきた「桜からのまちづくり」を受け継いで、高遠城跡をはじめに市内に数多くあるサクラをまちづくりに活用し、いつまでも多くの人々に愛される桜の里を目指すための計画です。

基本理念は「日本一の桜の里づくり」、将来像は「桜を愛し、育み、親しむ桜の里」であり、将来像を実現するために5つの基本目標を定めています。

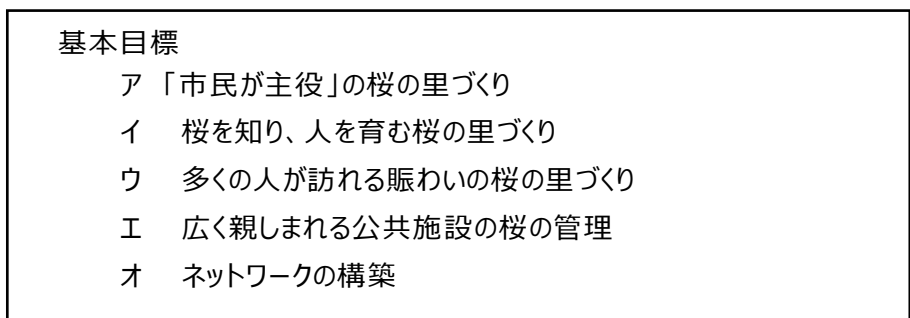


図. 将来像を実現するための基本目標

(出典：『「日本一の桜の里づくり」計画』令和3年(2021年)改訂)



図. 「日本一の桜の里づくり」計画 体系図

(参考：『「日本一の桜の里づくり」計画』令和3年(2021年)改訂)

7 第2次伊那市環境基本計画兼伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画
(区域施策編) —中間見直し版— (令和7年)

令和2年(2020年)3月に策定し、令和7年(2025年)に中間見直しが行われた「第2次伊那市環境基本計画」(計画期間：令和2～12年度(2020～2030年度))は、「第2次伊那市総合計画」に掲げる将来像の実現に向けた、自然環境、生活環境分野の個別計画です。この計画の基本目標の1つに「豊かな自然との共生」があります。その実現のための個別目標「山岳環境の保全」を達成するために、行政はユネスコエコパークに指定されている南アルプスの^{かくしん}核心地域・^{かんしょう}緩衝地域・移行地域の3つの役割を踏まえ、適切な管理や活用等に取り組むこととしています。高遠城跡のある高遠町地域は、この移行地域の中に含まれています。

ユネスコエコパークの3つの機能

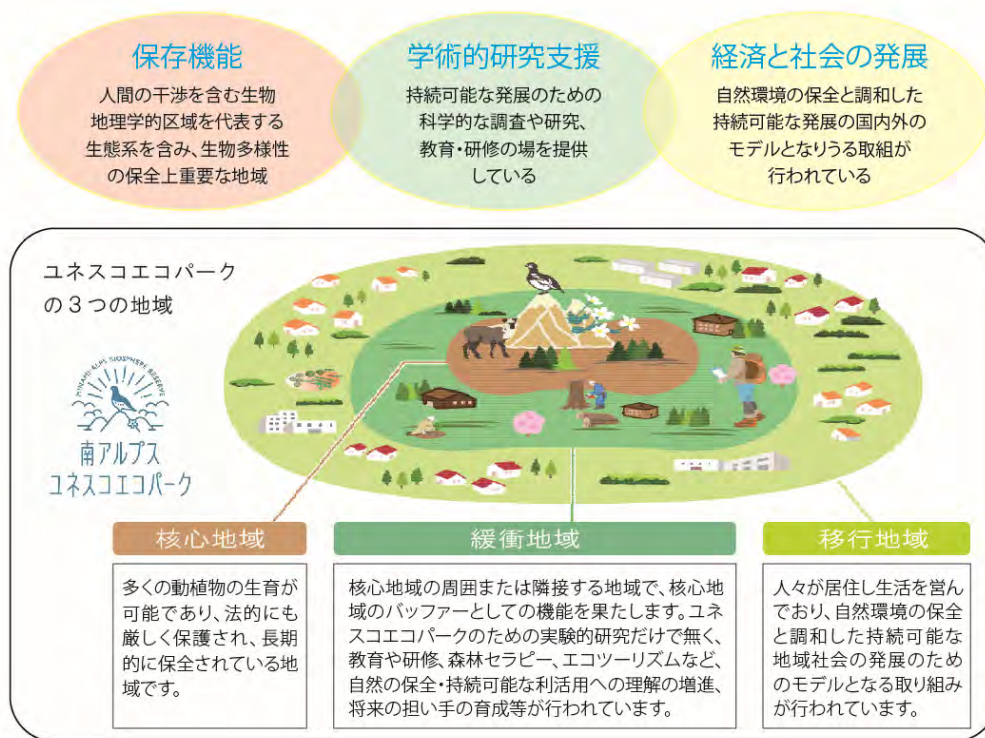


図. ユネスコエコパークの3つの機能と3つの地域

(参考：『伊那市環境基本計画兼伊那市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)』令和7年(2025年))



特色

日本列島の土台を作った「プレートの沈み込み」にまつわるさまざまな現象を一挙に観察することができます。

基本理念

存在する地質遺産を住民、地域、行政等が協力して保全するとともに、教育・学習への活用、地域の歴史・文化・観光資源と有機的に連携させ、魅力的なジオツーリズムを構築することにより、地域振興を図ります。

ア 調査・保護・整備活動 ～次世代のために地質や自然を守る～
イ 学習活動 ～地域資源を学ぶ多様なプログラム～
ウ ジオツーリズム ～交流による賑わいの創出～
エ 地域振興 ～地域の活力を導き出し地域を活性化～
オ 運営組織

図. 南アルプス(中央構造線エリア)ジオパークの特色と基本理念

(参考：『伊那市環境基本計画(中間見直し版)』平成27年(2015年))

8 伊那市森林整備計画（令和4年）

伊那市は森林法第10条の5に基づき、令和4年(2022年)に伊那市森林整備計画を策定しました。本計画は、国の「全国森林整備計画」及び県の「伊那谷地域森林計画」に基づいたものであり、市内の森林整備を推進するための基礎資料として、市内の民有林について、10年間の計画を5年ごとに定めるものです。

高遠城跡の史跡指定範囲は鳥獣害防止森林区域及び森林経営計画（区域計画）の要件となる一体整備相当区域に含まれています。

9 伊那市SDGs未来都市計画（令和4年）

伊那市は「SDGs未来都市」としてSDGsの達成に向けた主な取組をまとめた計画を令和3年に策定しました。持続可能な社会の実現に向けて、二酸化炭素の削減や新産業技術を活用した地域課題の解決、50年の森林(もり)ビジョンの推進による農林業の活性化等を推進します。

10 伊那市地域防災計画（令和7年修正）

令和7年(2025年)3月の「伊那市地域防災計画(修正版)」は、災害対策基本法に基づき伊那市防災会議が作成した計画です。市町村や防災関係機関、住民・事業者等がそれぞれの責務を認識し、災害予防や災害応急対策と災害復旧を実施することで、土地の保全と住民の生命、財産等を災害から守ることを目的としています。

この中で、文化財に関して「文化財が被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保し、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急処置を行うこと」や「市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急処置、その他必要事項について県に報告すること」を挙げています。また、文化財の災害予防計画は以下のとおりです。

文化財災害予防計画（第2章 災害予防計画 第23節 建築物災害予防計画による）

- 1 文化財の管理保護は、所有者又は管理責任者が行う。国指定の文化財は文化庁が、県指定の文化財は県が、市指定の文化財は教育委員会が、必要な指示又は命令を行う。
- 2 有形文化財への被害は、地震災害、風水害、落雷等の災害が予想され、文化財の性質、形態に応じた保全を図る。
- 3 各種文化財の防火を重点に保護対策を推進するため、次の事項を実施する。
 - (1)文化財に対する住民の防災思想と愛護精神の普及及び防災力の強化を図るための広報活動の実施
 - (2)所有者に対する管理保護の指導と助言
 - (3)防災施設設置事業の推進、助成措置
 - (4)区域内の文化財の所在把握に努める。
- 4 文化財の所有者に対して、次の事項について、防災対策の徹底を図る。
 - (1)火災予防体制の確立
 - ア 防火管理の整備
 - イ 環境の整理整頓
 - ウ 火災の早期発見と火災警戒の実施
 - エ 火気の使用制限
 - オ 自衛消防組織の確立、訓練の実施
 - カ 火災時の初期消火の徹底
 - (2)消防・防火施設の整備
 - ア 消火施設：消火器、簡易消火用具、消火栓、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、動力消火ポンプ等
 - イ 警報設備：自動火災報知設備、漏電警報器、非常警報設備、消防機関への通報設備等
 - ウ その他の設備：避雷装置、消防用水、消防進入通路、防火壁、防火戸等

図. 文化財災害予防計画（参考：『伊那市地域防災計画』令和7年(2025年)3月修正版）

1.1 第3期伊那市国土強靱化地域計画（令和6年）

国は、東日本大震災等の大規模自然災害の経験を通じて、減災対策及び迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することを重要課題として、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定、施行し、平成26年（2014年）6月には「国土強靱化基本計画」を策定しました。

令和6年（2024年）3月策定の「第3期伊那市国土強靱化地域計画」は、市民の生命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らせない、迅速な復旧復興が可能な強靱な地域づくりを推進するための計画です。

伊那市では大規模災害に備え、次の基本目標を実現できるよう強靱化に取り組んでいます。

【基本目標】

1. あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること
2. 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者の健康、避難生活環境を確実に確保すること
3. 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
4. ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させること
5. 流通・経済活動を停滞させないこと
6. 被災した方々の日常の生活が迅速かつより良い状態に戻ること

伊那市で今後起きると想定される大規模災害には、南海トラフ地震等の地震災害のほか、天竜川・三峰川等河川の氾濫による水害及び土砂災害が挙げられています。

史跡高遠城跡の範囲内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が含まれているほか、史跡内にある高遠閣が緊急避難場所に指定されているため、史跡の保存活用もこの計画と連携して行う必要があります。

表. 本計画と関連する基本目標と事業(抜粋)

基本目標	関連する事業
1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られること	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設長寿命化対策事業 (地震、土砂災害等による公園施設倒壊の防止を図るため、老朽化した施設の長寿命化対策を実施する)
2 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康健康、避難生活環境を確実に確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ・道路防災事業 (落石防止網、落石防止柵等の整備を行う)

1.2 第2次伊那市生涯学習基本構想（令和3年）

令和3年(2021年)3月策定の「第2次伊那市生涯学習基本構想」（計画期間：令和3～12年度(2021～2030年度)）は、「第1次伊那市生涯学習基本構想」の成果を引き継ぐとともに、日々変化する社会情勢に対応するための、伊那市の生涯学習に関する総合的な指針です。

基本理念を「歴史と文化を未来へつなぎ、誰もが心を豊かに育んでいく」と設定し、心の豊かさや生きがいを見いだせる社会づくりのため、地域の自然や歴史、文化、伝統を学べるよう、地域を取り巻く様々な主体が一体となり、人間性に満ちた人づくり、互いに助け合い協力し合う人づくりを進めます。また、これまでに育まれてきた地域文化を将来に伝えるとともに、年齢や職業の枠を越えたあらゆる人々の生涯学習の充実を図ります。

特に本計画に関連する施策としては、「基本施策1 学習活動の推進」において、「②文化財の保護・活用」を挙げています。文化財の保護・活用に対する市民・保存団体への支援や、文化施設を中心として市有文化財の保存・展示を行い次世代への活用を図ることとしています。

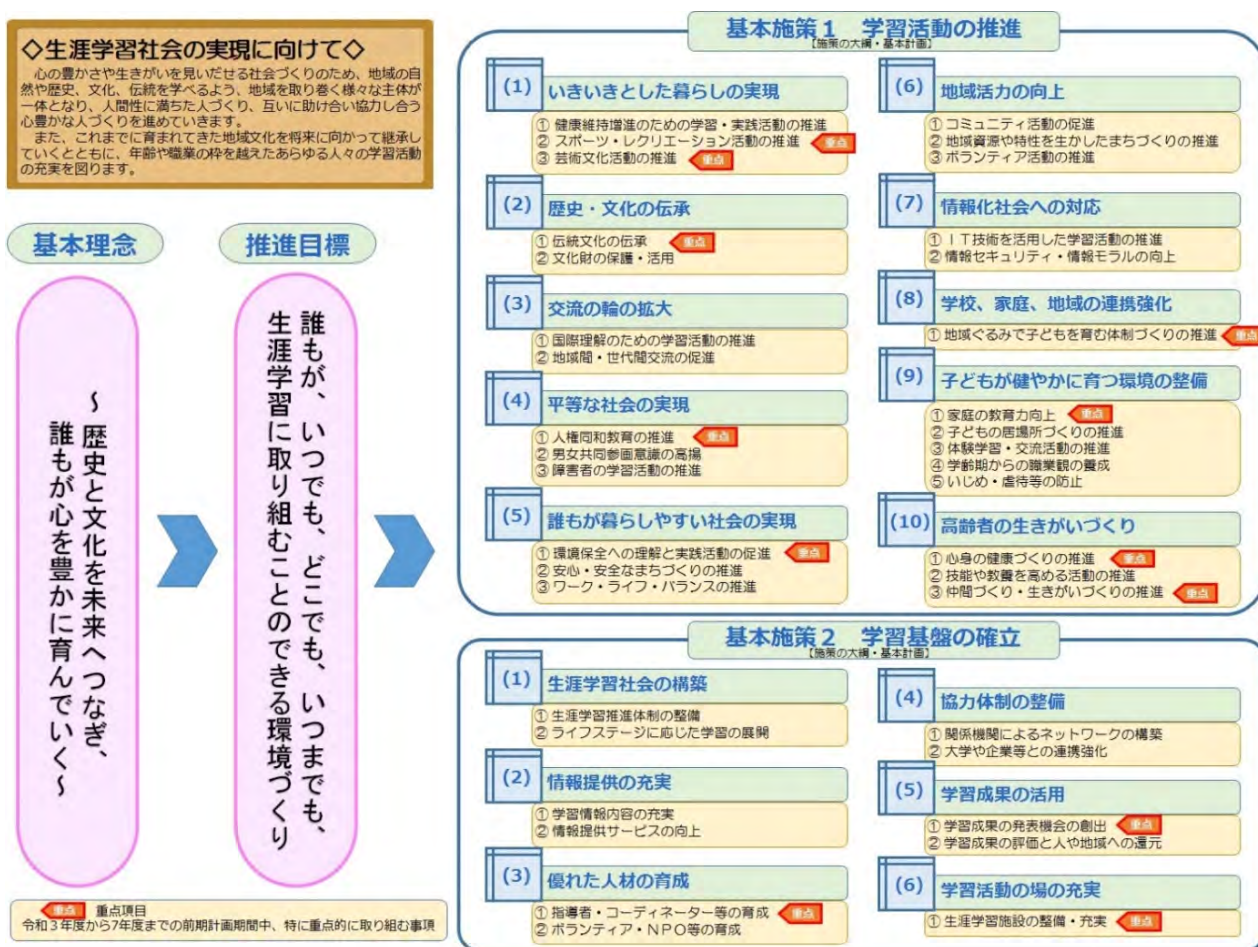


図. 生涯学習の基本理念・目標・各種施策 体系図

(参考：『第2次伊那市生涯学習基本構想』令和3年(2021年))

第5節 計画期間

本計画の期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和18年(2036年)3月31日までの10年間とします。本計画の期間内に事業の成果と課題を整理した上で見直しを行い、次期計画を策定します。


令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	令和17年度 (2035年度)
									
								成果と課題の整理	計画の見直し

図. 計画期間

第2章 史跡高遠城跡をとりまく環境

第1節 位置

伊那市は長野県の南部に位置し、南東側は南アルプス(赤石山脈)を境に山梨県と静岡県に、西側は中央アルプス(木曾山脈)を境に木曾地域に接しています。東西の長さは37.2 km、南北の長さは44.7 kmに及び、市域の面積は667.93 km²で、松本市、長野市に次いで県下3番目に広く、長野県の総面積の5%を占めます。2つのアルプスに挟まれた中央部には、標高約600mの伊那盆地が開けており、市内の標高の最高地点は南アルプス塩見岳東方山頂の標高3,052mで、最低地点である東春近田原天竜川河畔の標高590mと比較すると、2,500m近い標高差があります。伊那盆地の中央を流れる天竜川は、三峰川等の支流を合わせて南下し、天竜川に向かう形で山麓には扇状地、河川沿いには河岸段丘が形成されています。また、伊那市内北端の杖突峠から分杭峠には、日本最大級の断層である中央構造線が走っています。

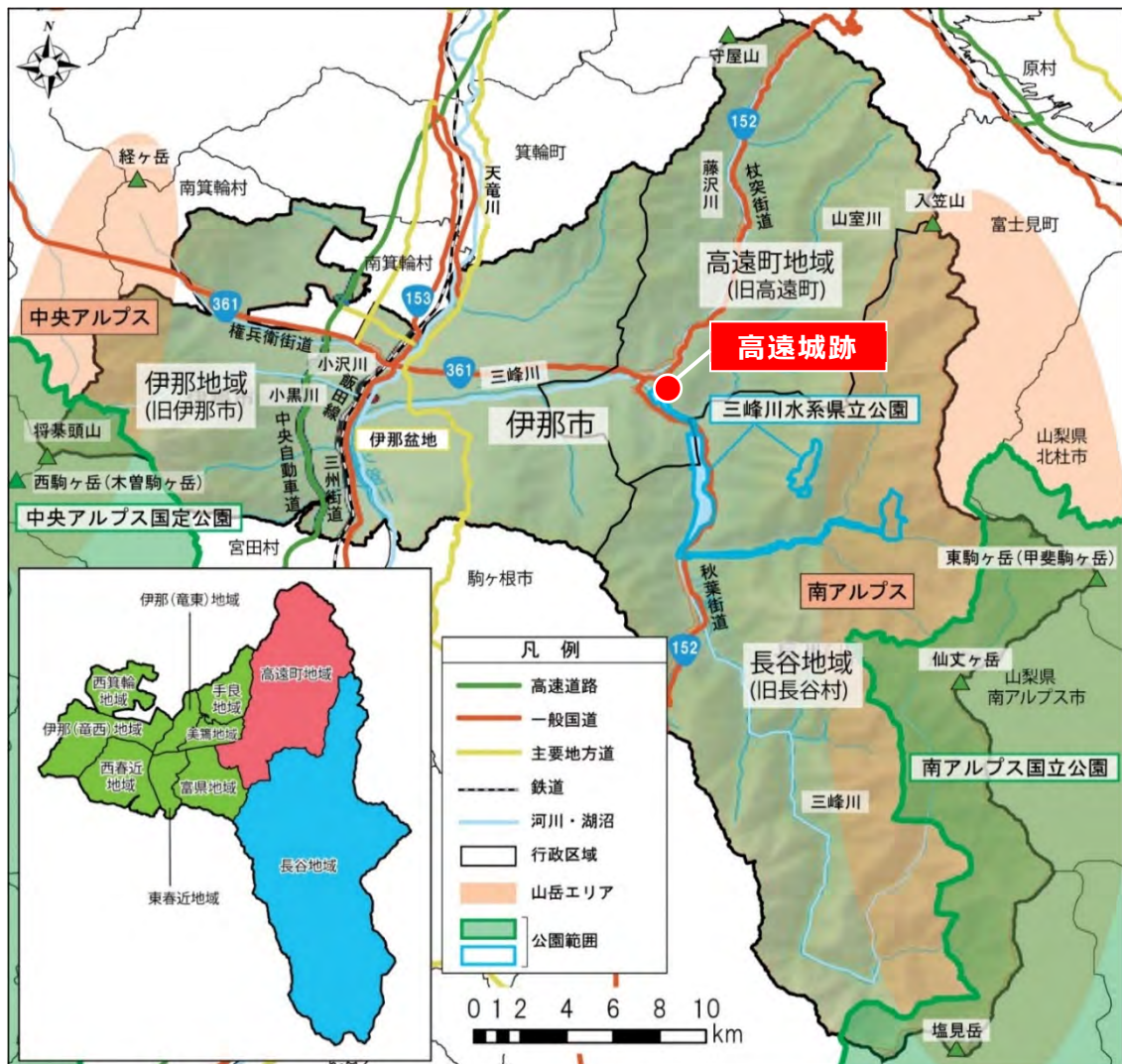


図. 伊那市の概況と高遠城跡の位置

(資料：国土交通省 国土数値情報)

高遠城跡が所在するのは伊那市^{たかとおまちひがしたかとお}高遠町東高遠で、中央構造線に沿って南に向かって流れる藤沢川と、北に向かって流れる三峰川がともに流路を西に向けて合流する地点の東側台地上に位置します。中世以前から重要な街道であった杖突街道^{つえつきかいどう}を眼下に見下ろし、北、西、南の三方は急崖になっています。標高は二ノ丸北口付近で803.9mですが、崖下を流れる三峰川の河床^{かしょう}の標高は730mであり、その比高差は約70mとなっており、まさに天然の要害です。

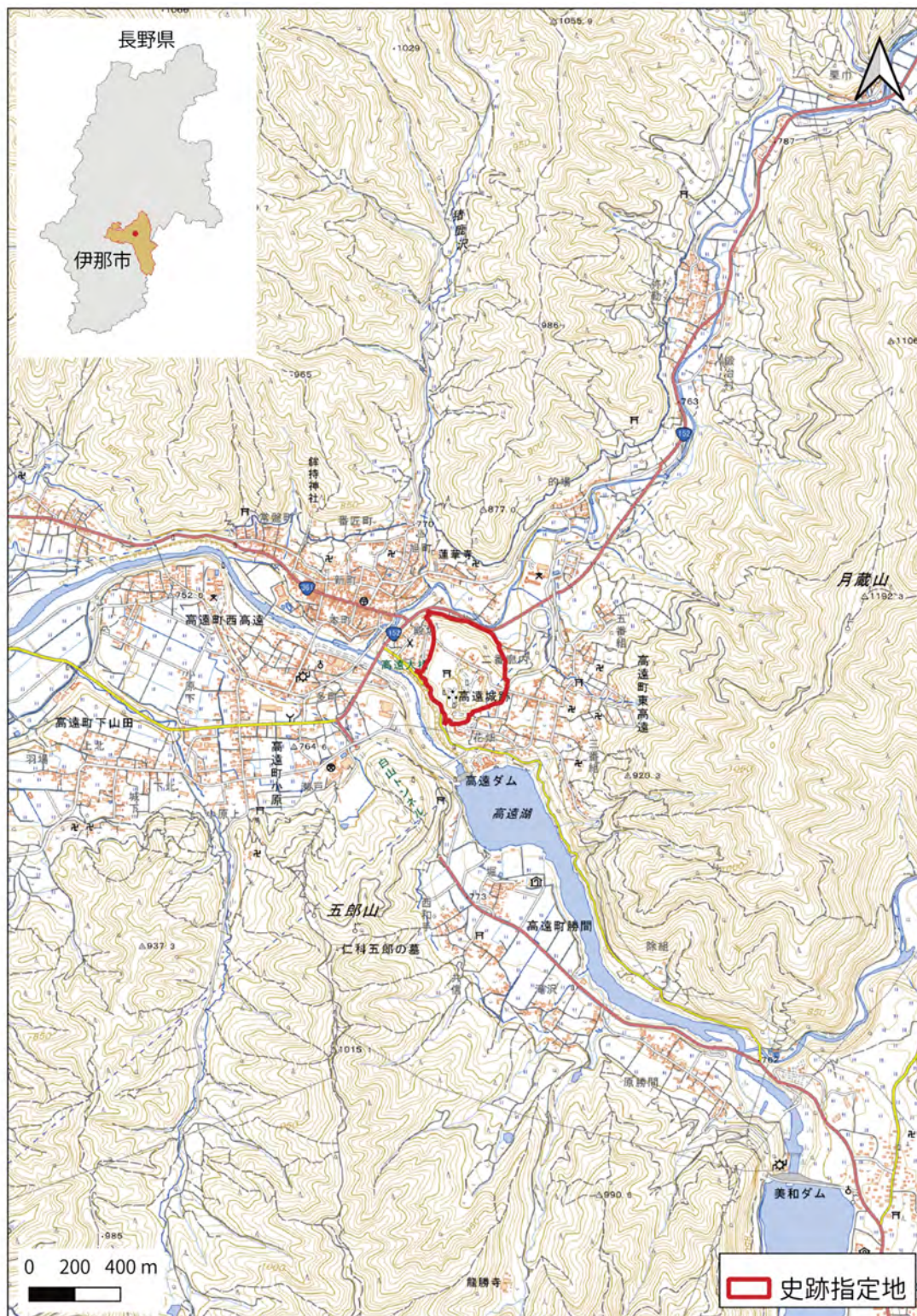


図. 史跡高遠城跡の位置と指定地

第2節 自然的環境

1 気候

高遠城跡が所在する伊那市は内陸特有の気候で、気象観測所伊那地点(伊那市下新^{しもしん}田)の過去10年間の気象データを見ると、最高気温は34～37度台、最低気温は-14～-8度台で推移しており、年較差が大きい特徴があります。年度別の降水量は1,140～2,010mmの間で推移しており、年間降水量の平均値は1,573mmとなっています。平成27年(2015年)から令和6年(2024年)の平均年間日照時間は2,126時間であり、伊那市は長野県内でも日照時間の多い地域といえます。

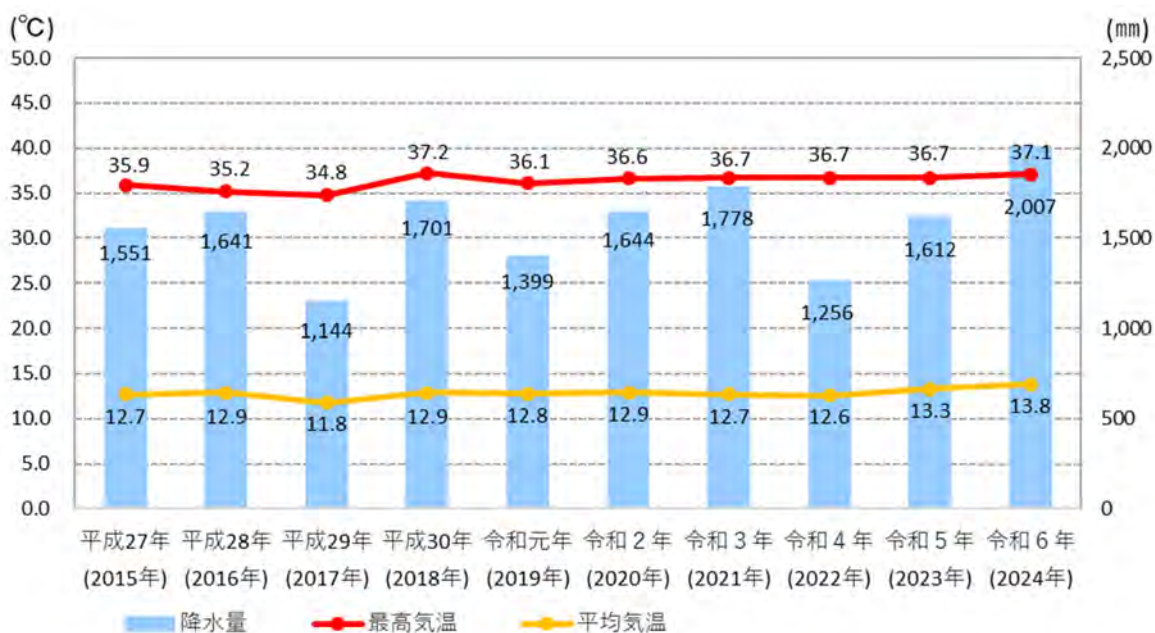


図. 伊那地点の過去10年間(平成27年～令和6年(2015～2024年))の気象データ

表. 伊那地点の過去10年間(平成27年～令和6年(2015～2024年))の気象データ

年	気温			降水量 (mm)	日照時間 (h)
	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均気温 (°C)		
平成27年(2015年)	35.9	-11.0	12.7	1550.5	2106.7
平成28年(2016年)	35.2	-14.5	12.9	1641.0	2119.1
平成29年(2017年)	34.8	-10.9	11.8	1143.5	2134.3
平成30年(2018年)	37.2	-10.7	12.9	1701.0	2302.6
令和元年(2019年)	36.1	-9.6	12.8	1398.5	2098.5
令和2年(2020年)	36.6	-9.0	12.9	1644.0	2127.3
令和3年(2021年)	36.7	-9.2	12.7	1777.5	1816.9
令和4年(2022年)	36.7	-10.9	12.6	1255.5	2145.2
令和5年(2023年)	36.7	-12.0	13.3	1611.5	2351.7
令和6年(2024年)	37.1	-8.9	13.8	2007.0	2060.2

(参考：気象庁公開過去の気象データ)

2 地形・地質

伊那市高遠町北端の杖突峠から長谷南端の分杭峠まで中央構造線が貫いています。中央構造線とは、関東地方から九州地方まで1,000km以上に渡り延びる我が国最大級の断層です。中央構造線を境として、東側は主に変成岩で形成されており、南アルプス周辺部は固結堆積物が広がっています。西側は主に深成岩で形成されており、三峰川や天竜川といった河川の周辺では未固結堆積物が広がっています。

高遠城跡がある台地は三峰川が形成した扇状地で、扇状地が造られた後に、三峰川と藤沢川の浸食を受けて半島状に突き出した形となりました。城跡が乗っている地層は、下位より基盤岩・扇状地礫層・テフラ層となっており、基盤岩は領家変成岩類に属する黒雲母片麻岩で、この硬い変成岩が土台となり、その上を厚さ10mほどの礫層が覆っています。これらの礫は、三峰川や藤沢川が運搬したものです。城跡の北側は藤沢川に浸食された急な斜面で、表面は土壌に覆われていますが、南側は三峰川によって浸食され、基盤岩が露出した急崖となっています。

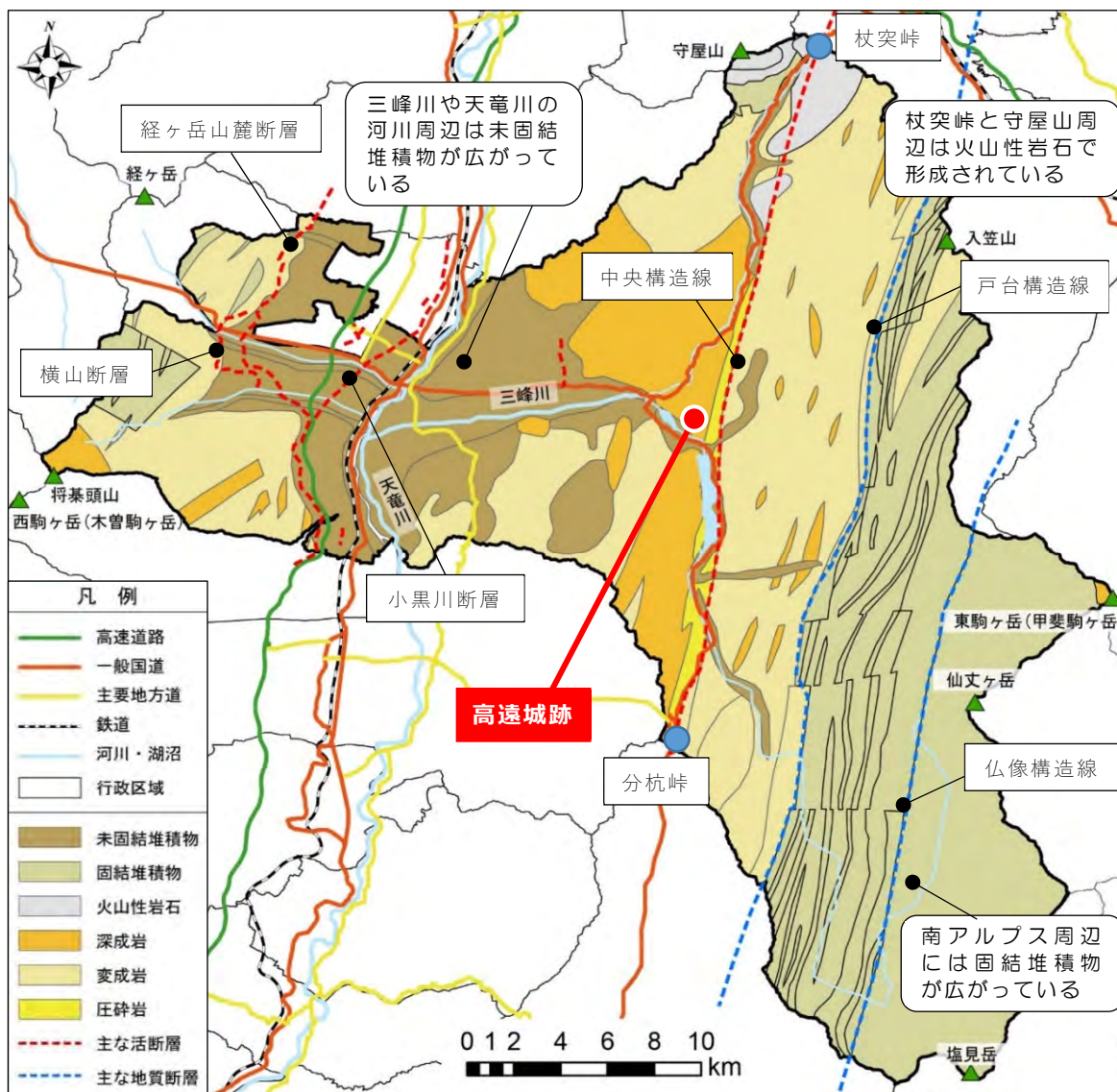


図. 伊那市の地質 (資料：国土交通省「20万分の1土地分類基本調査」、「伊那市防災マップ」)

3 植生

植生については、市内で最も広範囲に広がるのは、人が暮らす平野部や人里近い山に見られる「植林地・耕作地植生」で、農耕地やカラマツ・ヒノキ等の植林が多く見られます。市街地や里山に近い高遠城跡においても同様に、城跡内には戦後に植林されたカラマツやヒノキ等の山林や耕作地が存在し、様々な野生動物が生息しています。

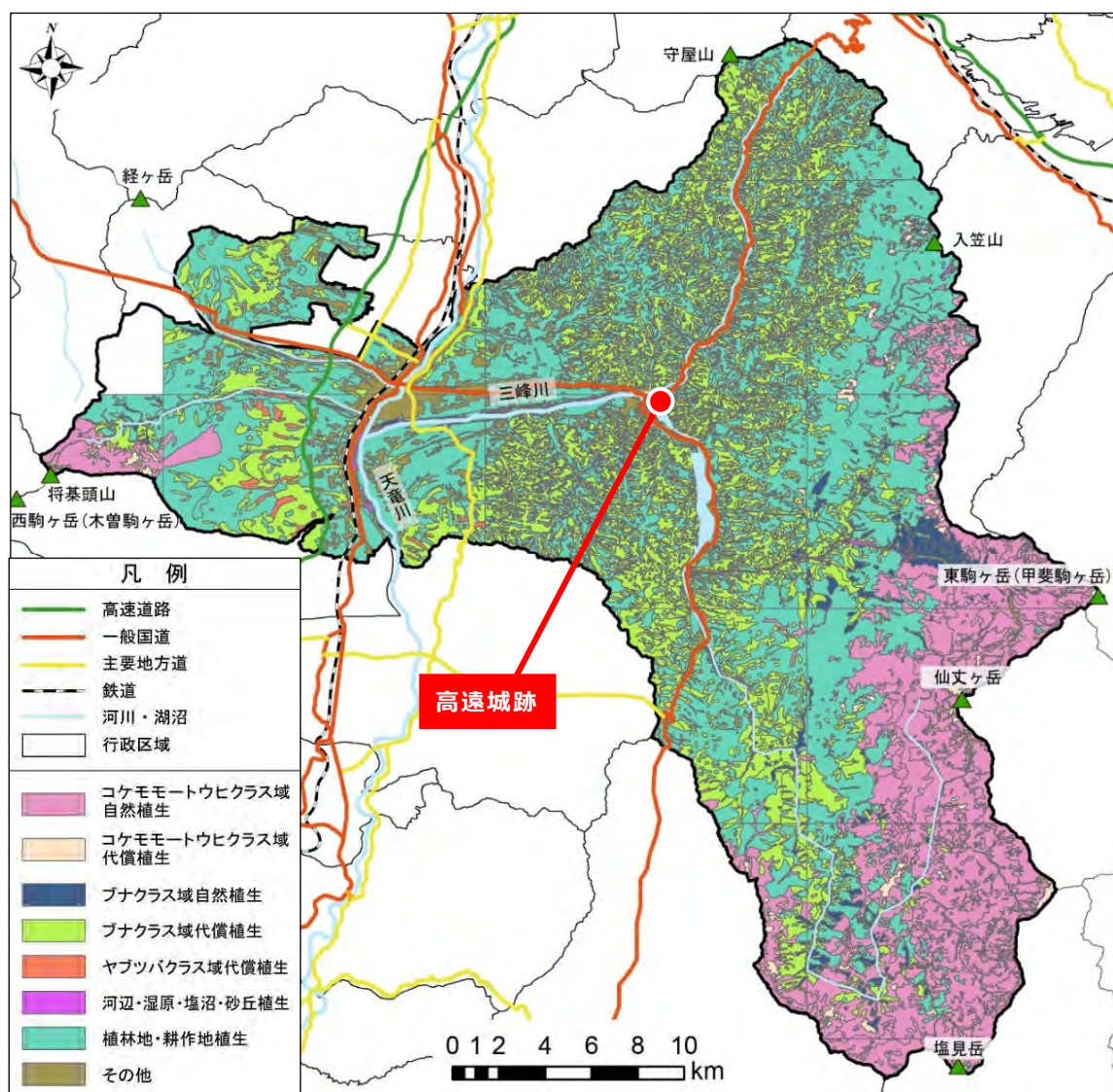


図. 伊那市の植生

(資料:「第7-8回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」(環境省生物多様性センター))
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-006.html>

※1/25,000 植生図「木曾駒ヶ岳」、「伊那宮田」、「伊那」、「鹿塩」、「間ノ岳」、「市野瀬」、「仙丈ヶ岳」、「信濃溝口」、「甲斐駒ヶ岳」、「高遠」、「信濃富士見」、「辰野」、「茅野」GISデータ(環境省生物多様性センター)を使用し、作成・加工したものである。
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-006.html>

第3節 歴史的環境

伊那市内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、令和7年(2025年)5月時点で421か所あり、水を得やすい山際や、天竜川・三峰川とその支流が形成した段丘端部に特に多くの遺跡が見られます。高遠城跡内からも縄文土器が出土しており、周辺には複数の縄文時代の遺跡があることから、高遠城跡が位置する高遠町東高遠の段丘上でも古くから人々が生活を営んでいたことが分かります。

高遠は地理的に諏訪に近く、古くから諏訪の影響を大きく受けてきた地域です。鎌倉時代、源頼朝は高遠やその周辺にあった2つの荘園「黒河内庄」と「藤沢庄」を社領として諏訪社上社(現在の諏訪大社上社)に寄進しており、高遠周辺の領主を務めた藤沢氏や高遠氏は、諏訪社上社の大祝を世襲した諏訪氏の一族でした。黒河内庄や藤沢庄、周辺の村々には、諏訪社の造営や神事の度に人足の負担が求められるなど、諏訪社とは深いつながりがありました。

諏訪地域と伊那地域を結ぶ「杖突街道」は古くから重要な街道で、戦国時代に杖突街道を通して高遠へ攻め入ってきたのが、甲斐(現在の山梨県)の戦国大名武田信玄です。甲斐から信濃へ侵攻した信玄は、諏訪を手に入れ、その後高遠に攻め入りました。高遠一帯を治めていた高遠頼継は信玄に敗れ、高遠は武田氏の領国の一部になりました。高遠は諏訪と伊那谷を結ぶ交通の要衝にあり、駿河(現在の静岡県東部)や遠江(現在の静岡県西部)に進出するための重要な地点であったことから、信玄は高遠城主に四男の諏訪(武田)勝頼や弟の武田信廉等、自分に近い人物を置いて伊那一帯を治めさせました。

当時、高遠や長谷には、日蓮宗と深いつながりがあり、優れた技術を持った大工集団である池上一門の職人がいましたが、彼らも武田氏に抱えられ、技術面から戦国大名をサポートしていました。戦国時代の高遠は、武田氏とのつながりで語られることが多く、武田氏ゆかりの文化財が多く遺されています。

天正10年(1582年)、尾張(現在の愛知県西部)の織田信長が武田の領国に侵攻すると武田軍は各地で敗走し、一気に滅亡に向かいます。南信州の拠点であった高遠城は、城主の仁科盛信(信盛)と織田信忠による壮絶な戦いが行われた末に落城しました。

戦乱の世が終わり江戸時代になると、伊那周辺は高遠領(高遠藩)と幕府領(天領)に分けられました。高遠領を治めた大名は、年代順に保科氏、鳥居氏、内藤氏の3家で、居城となった高遠城を中心に藩政を司りました。当初の領地は2万5千石でしたが、度々加増され、内藤氏が入封した元禄4年(1691年)には、3万3千石となりました。その頃の高遠藩の領域を現在の市町村に置き換えると、前述の幕府領を除く伊那市域、宮田村、駒ヶ根市の一部(東伊那、中沢)、辰野町の一部、塩尻市洗馬、東筑摩郡朝日村の一部です。この広い領内の景勝地を題材として、寛保3年(1743年)に藩士らが作成した絵巻物『高藩探勝』が伝わっていますが、これは藩主に献上されたもので、民衆の生活場面に和歌を添えた構成は八景趣味に通じ、文化度の高さを窺わせます。

元々錫持神社や建福寺の門前町であった現在の高遠町西高遠は、江戸時代になると城下町として発展し、三峰川右岸の狭い範囲に10の町が区分けされ、様々な商家や職

人が軒を連ねました。弘化^{こうか}2年(1845年)の10町の人口は3,003人で、幕末の文久^{ぶんきゅう}3年(1863年)に三峰川左岸に2つの新町が建設された後は、更に人口が増えました。高遠城下には多くの人や物が集まり、伊那谷北部(上伊那地域)の経済、文化の中心地として非常に賑わいました。

城下に暮らす人々の生活を支えたものの一つに、「高遠焼」があります。高遠焼とは、江戸時代後期に生産が始まった高遠産の陶器類のことで、高遠城内南曲輪^{みなみまがらみ}の庭園へ引水するために、美濃^{みの}の陶工の協力を得て製作された土管がきっかけとなり、生産が始まりました。当初は藩営で、日用品に加え藩主同士の贈答品が制作されたと言われますが、後に民営に移されました。水甕^{みずかめ}や徳利^{とっくり}、鉢、皿、土瓶^{どびん}、急須^{きゅうす}、碗^{わん}、花器^{つぼ}、壺、手あぶり等の日用雑器は、城内や城下町のみならず領内一円の需要を満たし、さらには多領へも移出されました。近代になると、高遠焼は地場産業として一層発展を遂げています。

江戸時代、地方の教育を担ったのは、武士が通った藩校と、武士に限らず地域の人々が通った寺子屋や私塾でしたが、高遠藩が開いた藩校は「進徳館^{しんとくかん}」で、漢学(儒学)と筆道^{ひつどう}、武術を中心に教えられました。万延元年(1860年)の開校から明治5年(1872年)の廃城まで、わずか10年余りの期間に、通算500人ほどの生徒が通ったといわれています。伊澤修二^{いざわしゅうじ}や中村弥六^{なかむらやろく}等、日本の近代化を支えた人材を世に送り出したほか、教師になり長野県内各地で教壇に立った者も多く、高遠城で行われた教育が近代の人づくりに繋がっていったのでした。

明治時代になると、府県統合や町村合併の影響を受けて、地域の状況は大きく様変わりします。鉄道の開通や新道の整備等、交通事情の変化により、上伊那の政治経済の中心地は、高遠から伊那町へと徐々に移っていきました。現在は、高遠城を中心とした古くからの城下町という特性を生かした町づくりが進められています。

指定等文化財の状況を通して、伊那市内や高遠城跡周辺の歴史的環境を見ると、現在、伊那市の指定等文化財は146件あり、地域別では伊那地域が58件、高遠町地域が54件、長谷地域が32件、広域にわたるものが2件となっています。指定等文化財以外の歴史文化資源と併せて分布状況を見ると、伊那市街地付近や高遠町地域の西高遠、東高遠に特に集中していることが分かります。

西高遠、東高遠の両地区は、高遠町地域の中心地で、杖突街道^{あきはかいどう}と秋葉街道^{あきはかいどう}が交わる場所に近く、東高遠には高遠城と武家屋敷、西高遠には町人町^{ちやうにんまち}があり、古くから物流経済、文化、情報の集積地として、多くの人々が往来し、栄えた地域です。こうした地域特性から歴史文化資源が集中しています。

また、高遠町地域においては杖突街道沿いに多く歴史文化資源が分布していますが、前述のとおり、杖突街道は歴史的に重要な街道であったため、人や物の往来も多く、街道の繁栄を物語る多くの歴史文化資源が遺されているといえます。高遠町地域には、街道や城下町をはじめ、高遠城の存在があったからこそ花開いた文化が多く、高遠城を中心として、過去から現在まで様々な歴史が紡がれてきた地域です。

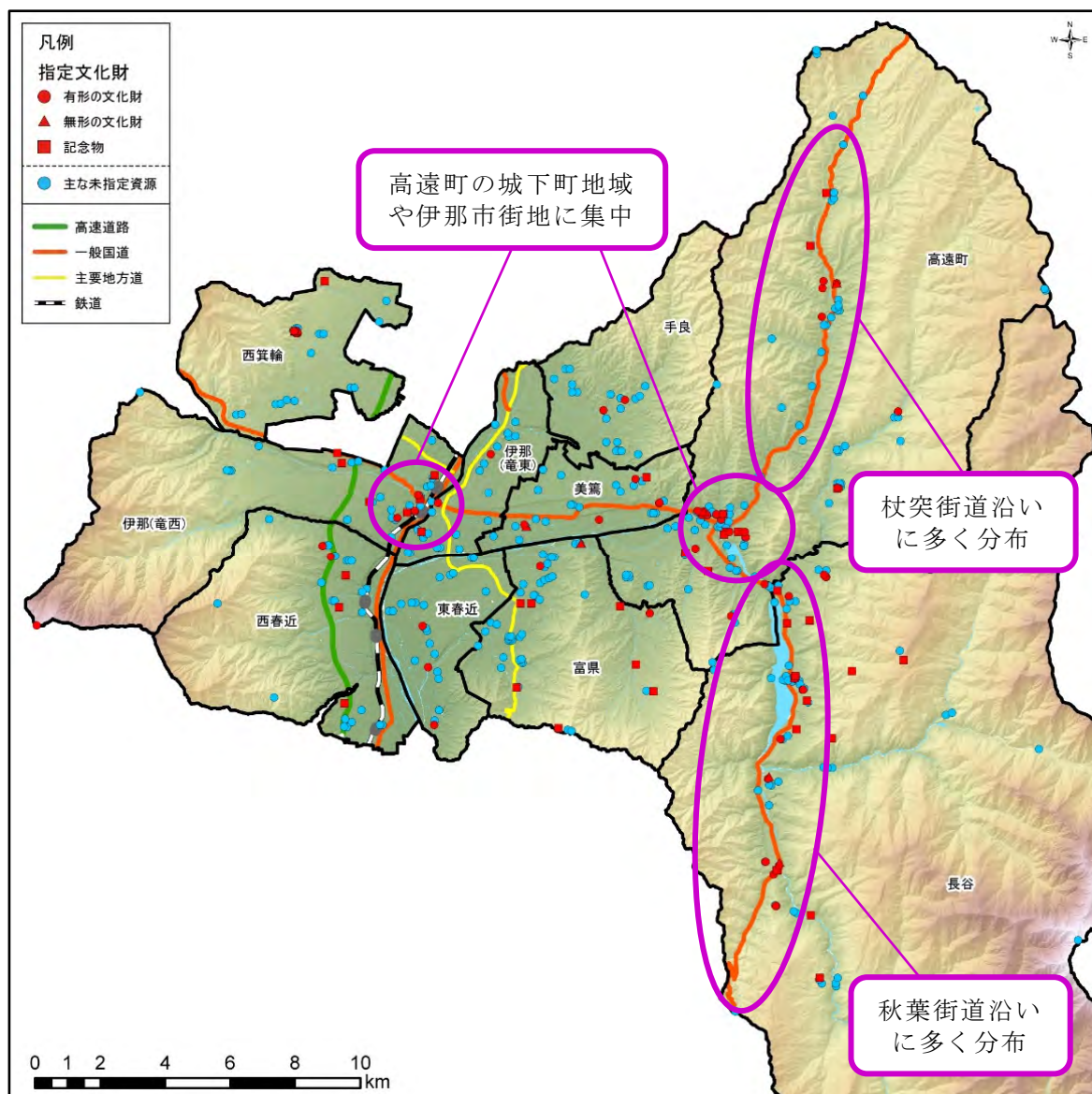


図. 伊那市内の歴史文化資源の分布状況

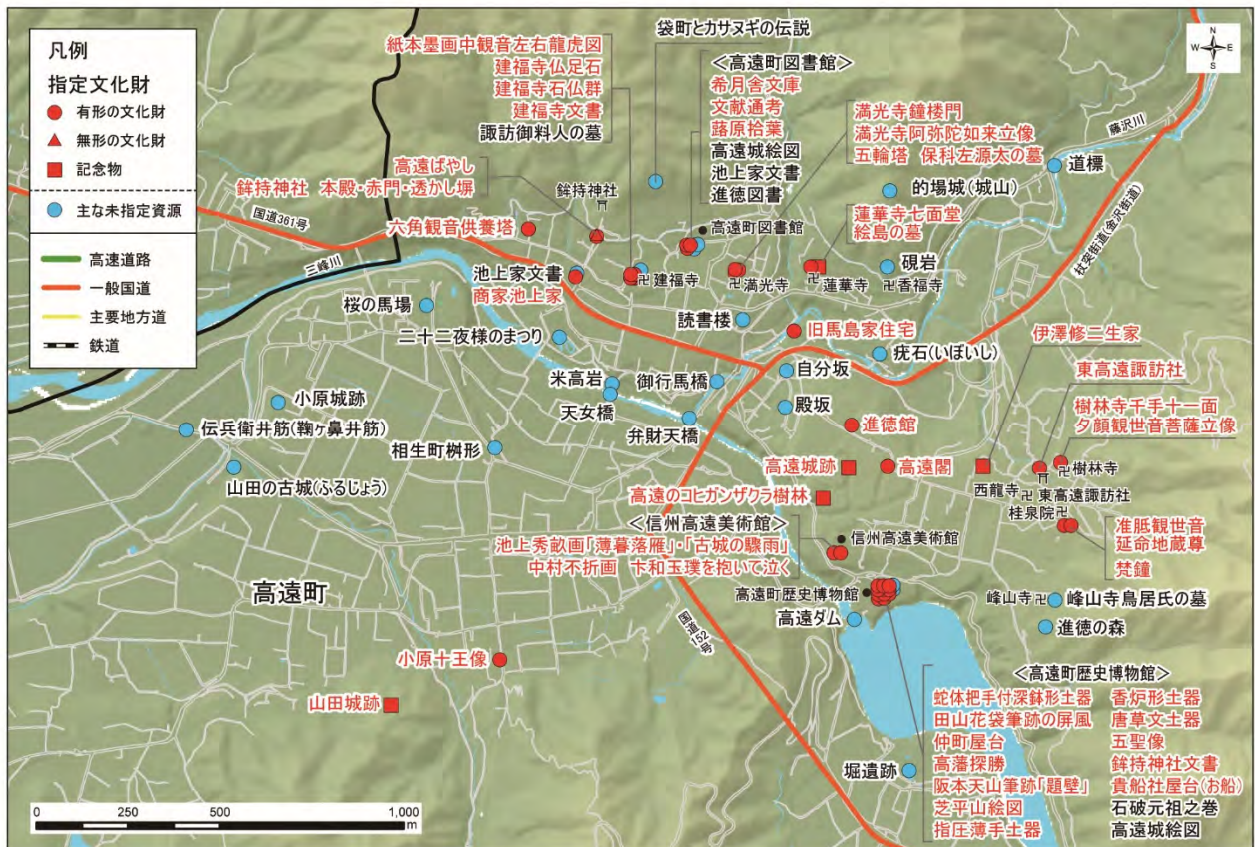


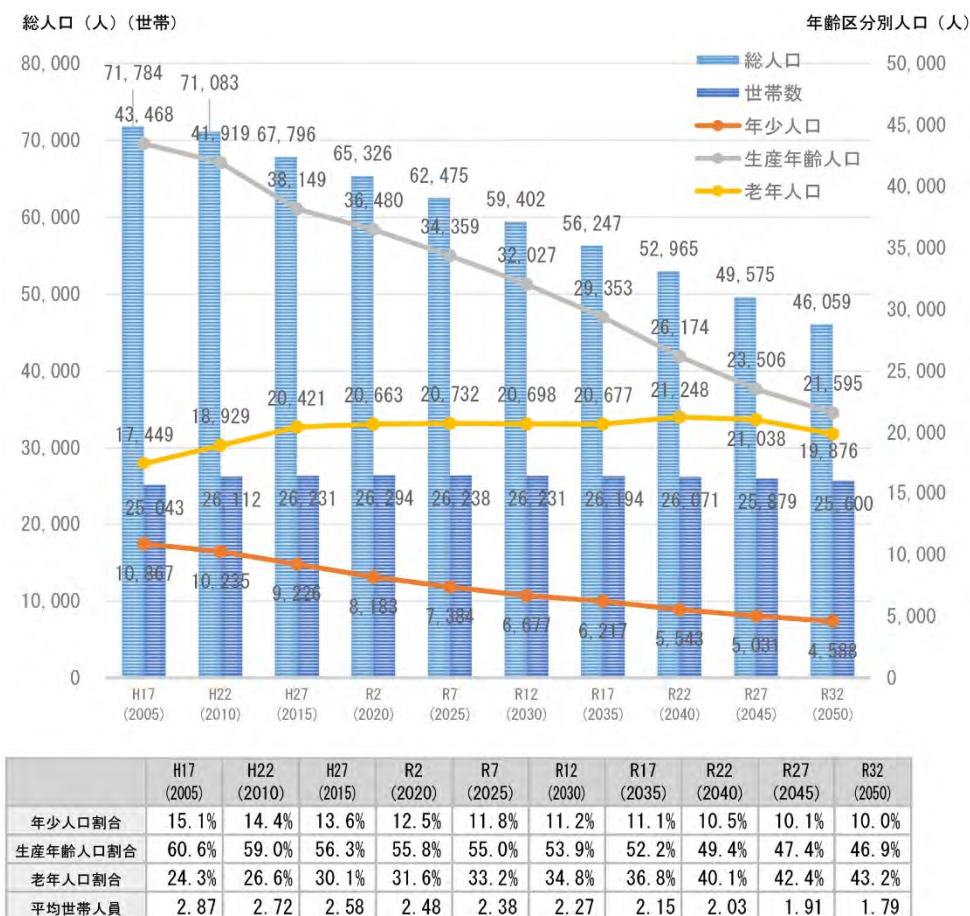
図. 高遠城跡周辺の主な歴史文化資源

第4節 社会的環境

1 人口

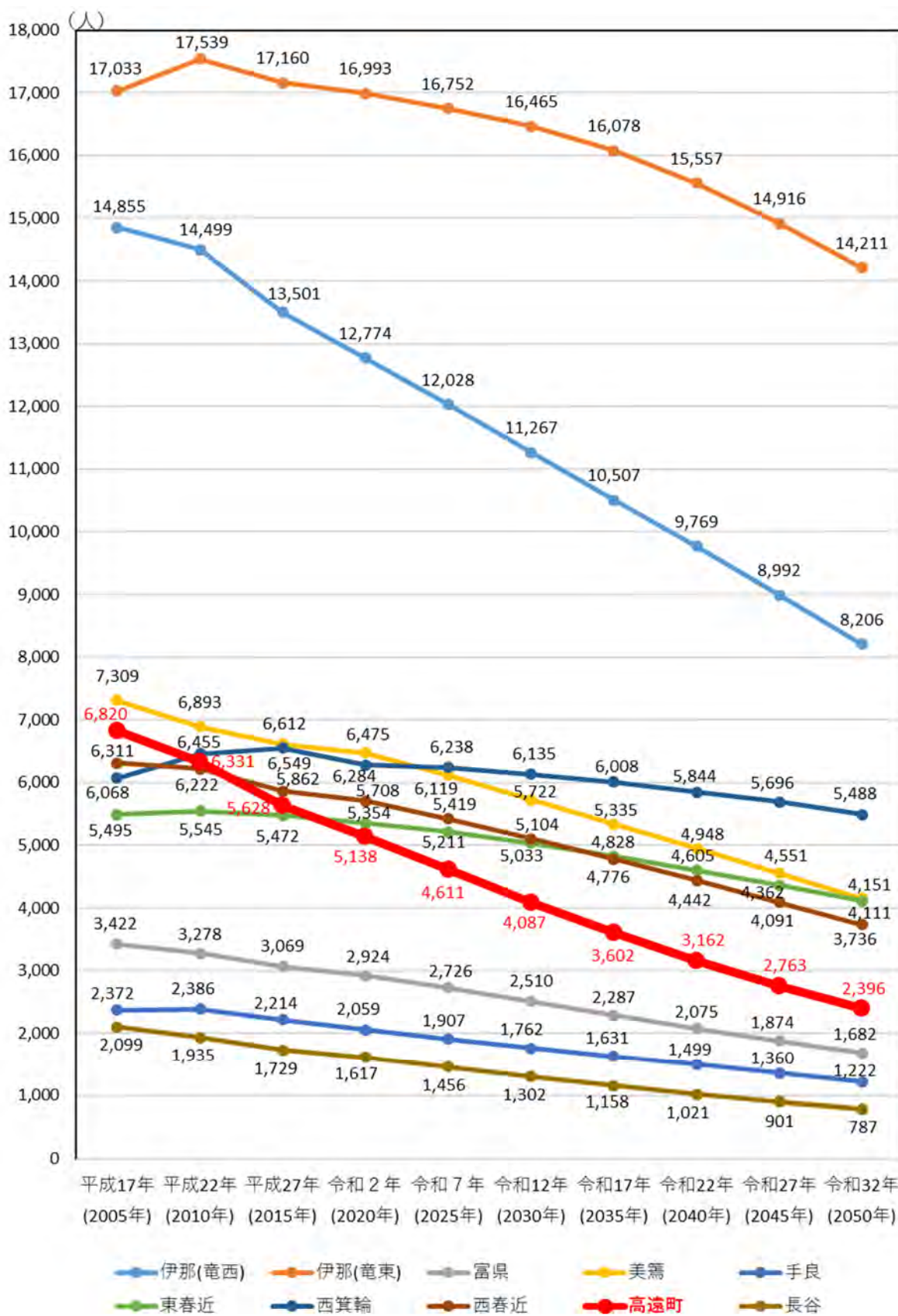
伊那市の人口は、令和7年(2025年)4月1日現在64,702人です。平成17年(2005)までは増加傾向でしたが、自然動態での出生数の減少と、社会動態での転出者超過により、それ以降は徐々に減少しています。令和7年(2025年)3月策定の「第3期伊那市地方創生人口ビジョン」では、25年後の令和32年(2050年)の将来人口は46,059人で、現在よりも約18,600人減少すると予測しています。年齢3区分別人口で見ると、令和32年(2050年)では、年少人口や生産年齢人口ばかりでなく、老年人口も一旦増加後に減少すると見込まれています。

地域別の人口は、伊那地域が58,286人、高遠町地域が4,898人、長谷地域が1,518人で、令和32年(2050年)の将来推計値では、伊那地域が現在より約26%減の42,807人、高遠町地域が約51%減の2,396人、長谷地域が約48%減の787人となっています。高遠町地域や長谷地域の人口減少が大幅であり、文化財保存活用の支え手や担い手不足が見込まれることから、伊那市全体で高遠城跡の文化財価値を共有し、保存活用につなげていく必要があります。



※年齢不詳の人数を含まない。
 平成17年から令和2年までは国勢調査の実績値、令和7年以降はコーホート変化率法による推測値。
 年少人口は0～14歳、生産年齢人口は15～64歳、老齢人口は65歳以上。

図. 総人口・年齢区分別人口の推計 (資料:『第3期伊那市地方創生人口ビジョン』令和7年(2025年))



※ 平成17年から令和2年までは国勢調査の実績値、令和7年以降はコーホート変化率法による推測値。

図. 地域別人口の推移 (参考: 『第3期伊那市地方創生人口ビジョン』(令和5年(2025年)))

2 交通

伊那市は本州の中央部に位置し、中央構造線をはじめとする断層や天竜川の影響を受けてできた南北に細長く伸びる谷あいの地にあり、古くから南北方向に街道が発達しました。また、周辺地域と行き来するためには、東西方向の街道も欠かせず、時代に応じて様々な街道が東西南北に走っていました。

高遠城の北側には伊那谷と諏訪を結ぶ「杖突街道」、東側には遠江へ通じる「秋葉街道」が通り、2つの街道は高遠城の北で合流します。また、高遠城の東にある月蔵山を越えると、天台宗や日蓮宗布教の道である「法華道」が通っており、歴史的に見ても物流、軍事、信仰面において交通の要衝に位置していました。

現在は伊那地域の中央部を南北に JR 飯田線が走り、中央本線・東海道本線へ連絡しているほか、中央自動車道や国道 153 号をはじめ、国道 361 号、同 152 号及び県道が縦横に走り、市内の東西・南北が結ばれています。高遠城跡は、市内東部エリアにあるため、鉄道路線とは距離がありますが、国道 152 号と同 361 号の合流点に位置することから、自動車におけるアクセスは比較的しやすいといえます。

3 土地利用

伊那市の土地利用は大きく分けて、農地、住宅地、商業地、工業地、森林で構成されています。高遠町地域や長谷地域からなる市域の東側は、南アルプス国立公園と三峰川水系県立公園、西側は中央アルプス県立公園に指定されており、3,000m級の山々を有する山岳地や森林地域が広がっており、高遠城跡も三峰川水系県立公園の範囲に含まれます。

また伊那(竜西)地域の天竜川右岸には市街地が形成され、古くからの住宅地や商業地が集中するほか、国道 153 号沿いや天竜川左岸の都市計画道路環状南線(ナイスロード)沿いには郊外型の店舗や企業が多数立地し、商業地帯が形成されています。こうした市街地の外周部には広大な優良農地が広がるほか、広い段丘面を利用した工業団地が整備されています。

高遠町地域においては、古くから町人町であった西高遠地区に商業地が形成されており、中央構造線に沿って南北に流れる三峰川、藤沢川、山室川(やまむろがわ)やその支流を中心とした谷筋に集落、農地が見られます。

高遠城跡は都市計画区域に含まれ、史跡指定地のうち本丸(ほんまる)や二ノ丸(にのまる)等約 5.5ha が都市公園法及び伊那市都市公園条例に基づく「高遠城址公園」となっているほか、三ノ丸は第1種中高層住宅専用地域に指定されています。

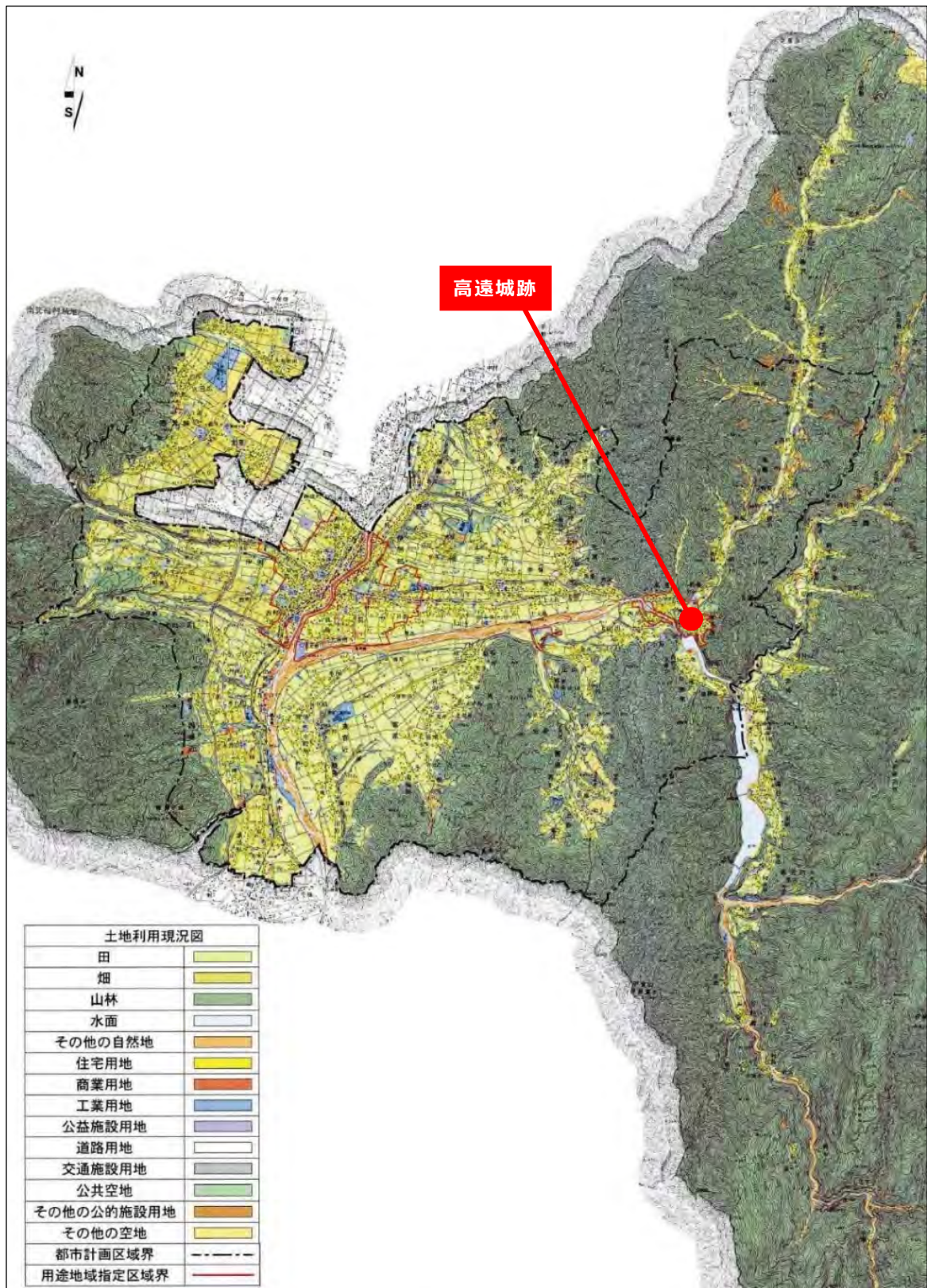


図. 土地利用の状況

(参考：『第2次伊那市総合計画 基本構想・前期土地利用計画』平成31年(2019年)
『伊那市都市計画マスタープラン』平成21年(2009年))

4 周辺の社会教育関連施設

史跡の周辺には8つの社会教育関連施設があり、いずれも史跡から半径1km以内に集中しています。この内、伊那市立高遠町歴史博物館や伊那市立高遠町図書館では、高遠城に関連する文献史料や絵図史料を数多く収蔵しており、公開活用されています。特に高遠町歴史博物館では、これらの史料のほか史跡内の発掘調査で出土した遺物を展示するなど、高遠城を紹介する展示を通年行っています。城や地域の歴史に関連する書籍やグッズ等も販売しており、史跡の公開活用の上で欠かせない施設です。

表. 史跡高遠城跡周辺の社会教育関連施設一覧

施設名称		位置	備考
伊那市立高遠町図書館		伊那市高遠町西高遠 810 番地 1	図書館
伊那市高遠町総合福祉センターやますそ		伊那市高遠町西高遠 1644 番地	福祉増進・教養・娯楽施設
高遠町公民館		伊那市高遠町西高遠 1644 番地	公民館
伊那市民俗資料館	旧池上家	伊那市高遠町西高遠 1725 番地の 1	博物館
	旧馬島家・高遠なつかし館	伊那市高遠町東高遠 2074 番地の 1	
信州高遠美術館		伊那市高遠町東高遠 400 番地	博物館
伊澤修二生家		伊那市高遠町東高遠 213 番地 1	文化財公開施設
伊那市立高遠町歴史博物館		伊那市高遠町東高遠 457 番地	博物館
伊那市高遠 B&G 海洋センター		伊那市高遠町勝間 236 番地 2	海洋利用施設

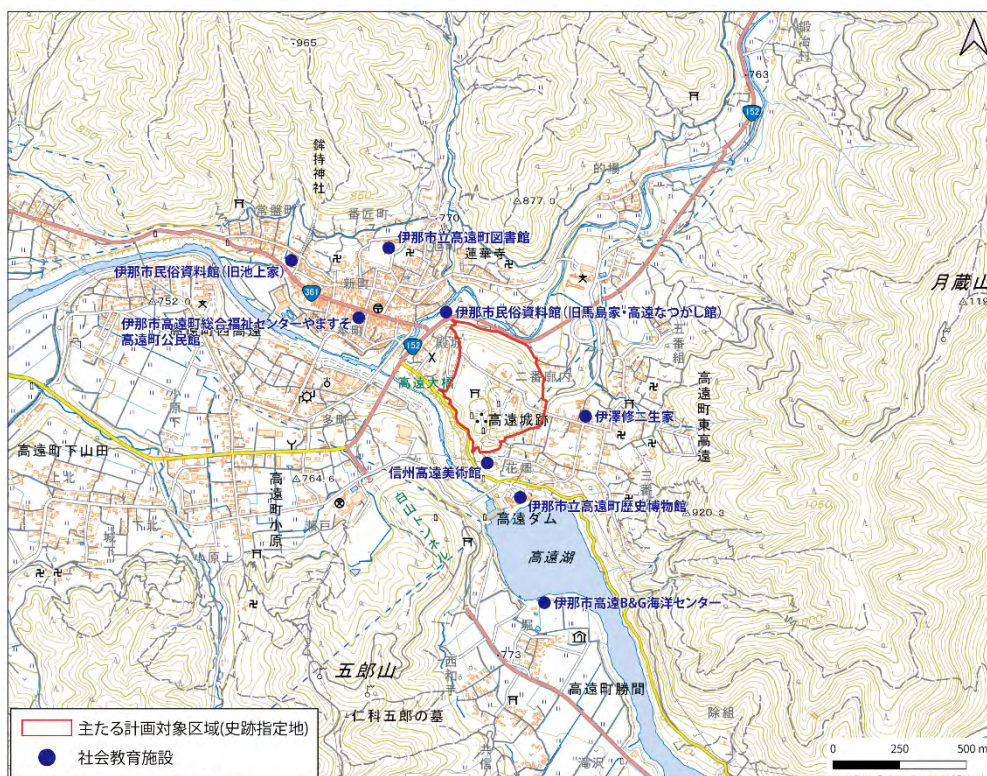


図. 史跡周辺の社会教育施設の位置

5 観光客数

平成30年(2018年)から令和6年(2024年)までの観光客数の推移を見ると、平成30年(2018年)から令和元年(2019年)までは増加していましたが、令和2年(2020年)は新型コロナウイルス流行の影響で大幅に減少しました。令和3年(2021年)からは再び増加しています。観光客数の地域別の構成比を見ると、伊那地域を訪れる人が半数以上を占めており、高遠城跡を含む高遠町地域が2～3割、長谷地域が1割です。観光地点別に見ると、伊那食品工業(かんてんぱぱガーデン)や伊那スキーリゾートがある伊那西部高原が最も多く、次いで羽広、高遠城址公園(高遠城跡)の順になっています。伊那市を訪れる観光客の多くが高遠城跡を訪れていることが分かります。

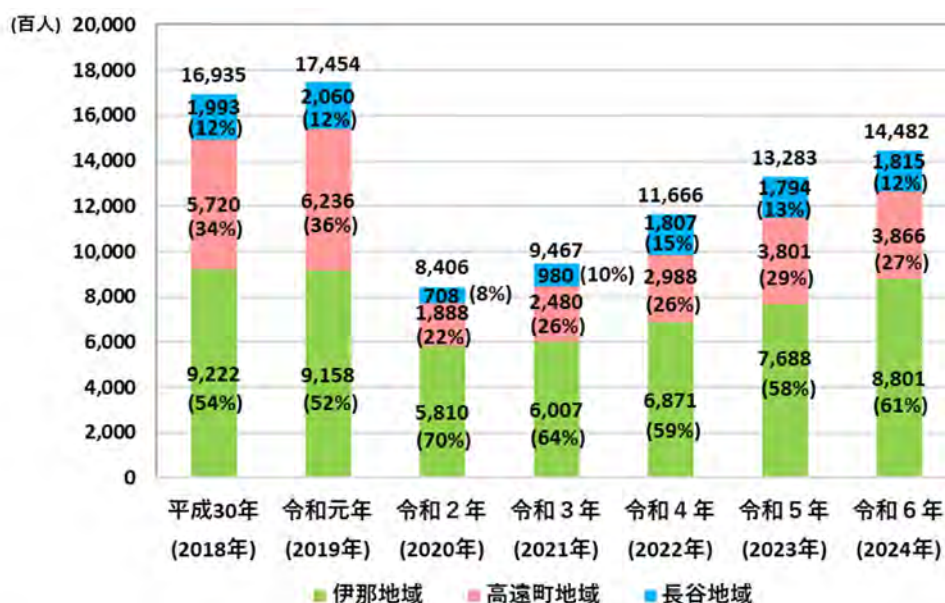


図. 地域別年間観光客数の推移 (参考: 令和6年(2024年)長野県観光地利用者統計調査)

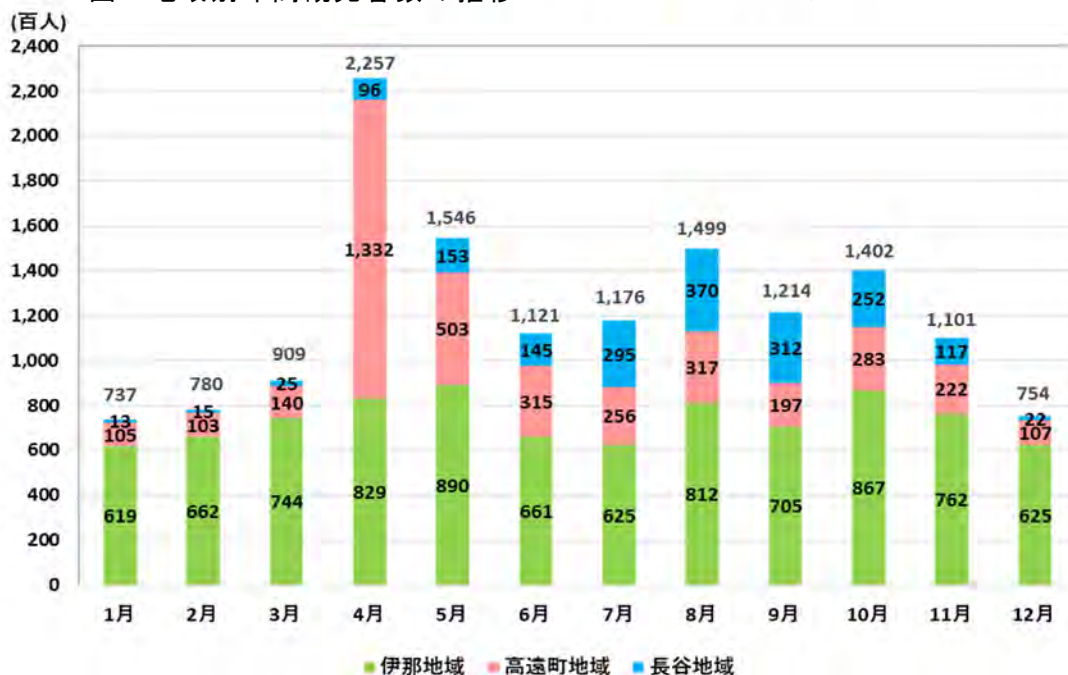


図. 令和6年月別観光客数の推移 (参考: 令和6年(2024年)長野県観光地利用者統計調査)

表. 伊那市の主な観光地

観光地名		主な施設等
伊那地域	羽広	みはらしファーム 羽広荘(令和4年閉館) みはらしの湯
	伊那西部高原	伊那スキーリゾート 伊那食品工業
高遠町地域	高遠城址公園	城址公園 高遠町歴史博物館 信州高遠美術館 さくらホテル
	高遠温泉さくらの湯	さくらの湯
	入笠山	山小屋入笠農協ハウス
	遠照寺・山室溪谷	遠照寺
	千代田湖、晴ヶ峰、青少年自然の家	国立信州高遠 青少年自然の家
	鹿嶺高原	雷鳥荘・バンガロー
長谷地域	南アルプスむら長谷・美和湖	南アルプスむら
	南アルプス北部・分杭峠	林道バス 北沢峠こもれび山荘 仙丈小屋 分杭峠



(参考：令和6年(2024年)長野県観光地利用者統計調査)

図. 伊那市の主な観光地の位置

6 高遠城跡の利用者数(高遠城址公園入園者数)

高遠城跡の利用者数については、都市公園として開放されている高遠城址公園の入園者数で把握しています。入園者の多くは、城跡内のタカトオコヒガンザクラが開花する毎年3月から4月にかけてに集中しています。昭和58年以降、観桜期は有料となっており、伊那市民以外が入園する場合は入園料を徴収しています。

年間入園者数は、平成8年(1996年)の57万人をピークに減少していますが、年間利用者数に占める観桜期以外の利用者の割合は年々増えており、四季を通じた高遠城跡の利用が進んできていることが分かります。

表. 高遠城址公園利用者数

(単位：万人)

年(和暦)	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5
年間利用者数								36.1	36.2	38.0	42.0
有料入園者数 (観桜期)	13.5	17.4	14.8	17.9	16.7	20.3	18.0	20.4	20.5	25.1	29.2
備考	観桜期有料化										

年(和暦)	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16
年間利用者数	40.7	39.6	57.0	51.8	42.8	44.5	48.4	47.1	39.6	41.7	44.8
有料入園者数 (観桜期)	27.8	27.7	39.8	36.1	28.8	32.2	39.4	37.9	30.9	32.9	34.3
備考											

年(和暦)	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
年間利用者数	42.2	43.0	42.7	41.4	35.8	38.1	29.9	32.9	37.3	36.8	34.0
有料入園者数 (観桜期)	31.5	33.2	29.1	29.8	25.7	23.0	15.3	17.5	22.3	23.2	15.8
備考		市町村合併					東日本大震災		設有料入園見直し期間		

年(和暦)	H 28	H 29	H 30	H 31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
年間利用者数	32.1	31.9	26.9	34.1	5.1	15.0	20.3	25.8	21.7
有料入園者数 (観桜期)	15.5	16.7	12.0	16.1	0	6.9	9.1	10.6	10.8
備考					新城址公園閉鎖 新型コロナウイルス流行				

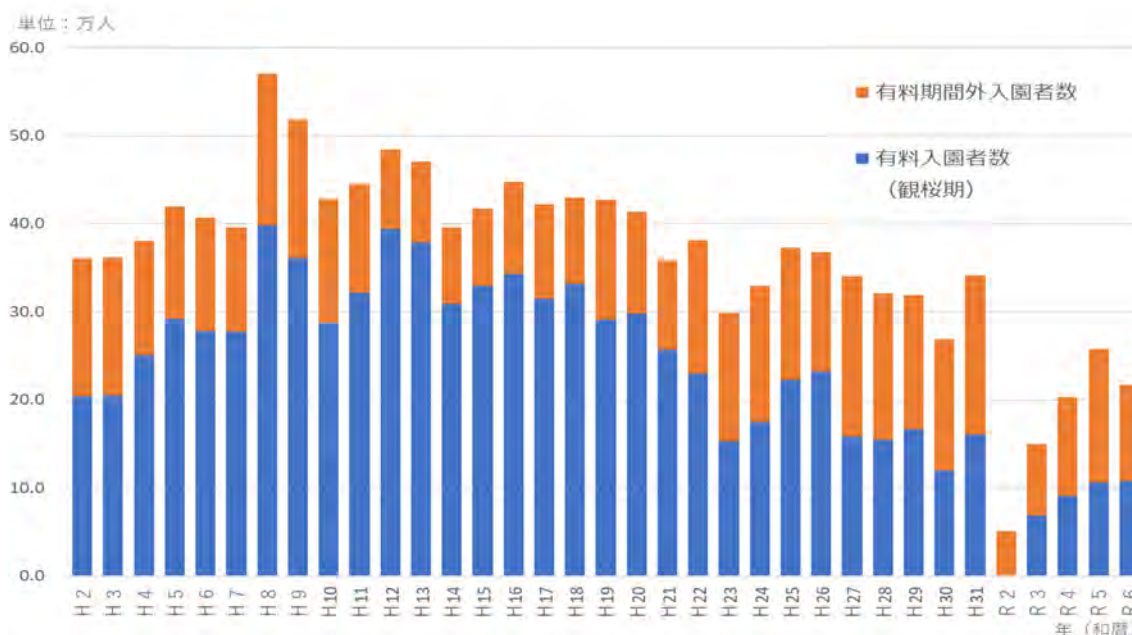


図. 史跡高遠城跡の利用者数推移

第3章 史跡高遠城跡の概要

第1節 高遠城跡の歴史概要

1 高遠城の築城

前章第3節で触れたとおり、高遠は古くから諏訪氏の勢力圏にあり、14世紀頃には諏訪氏から分かれた高遠氏が一円を治めていましたが、戦国時代になると、信濃へ侵攻してきた甲斐の武田信玄が、南信濃攻略の足がかりとして高遠を押さえました。その頃の高遠城やその周辺の状況は明らかではありませんが、武田信玄の家臣である駒井政武が記した『高白斎記』という記録に、当時の高遠城を考える手がかりとなる記載が見られます。これによると、信玄に攻められた高遠頼継は、天文14年(1545年)4月17日に降参(自落)しており、翌18日に信玄は高遠屋敷に入り、そこを陣所としました。屋敷と城の位置関係は不明ですが、信玄が高遠氏の屋敷や城を接收したことがうかがえます。

天文16年(1547年)には「高遠山ノ城^{くわだて}歛立」とあり、これが高遠城に関わる記録の初見です。「歛立」とは築城に関わる儀式で、この時信玄が高遠氏から接收した城を改修したのか、新たな場所に築城したのかは明らかではありませんが、武田氏が高遠城の築造に大きく関わったことを示しています。

2 戦国時代・安土桃山時代の高遠城

武田氏時代、高遠城の城主には当初秋山虎繁が就きました。その後永禄5年(1562年)には信玄四男の諏訪勝頼が就き、勝頼が武田家の後継者として甲府に呼び戻された後は、信玄弟の信廉や信玄五男の仁科盛信(信盛)が城主となりました。信玄の近親者ばかりが高遠城主になったのは、ここが武田氏にとって伊那郡における支配拠点であり、遠江、信濃、甲斐を繋ぐ交通の要所として重要視されたからです。

武田氏による高遠支配は35年ほど続きましたが、織田信長が勢力を拡大する中で、高遠城は武田対織田の壮絶な戦いの場となりました。

天正10年(1582年)3月2日、高遠城主であった盛信は敵方の総大将であった信長の嫡男、信忠からの降参の要請に応じず城に籠り、数千の兵で数万の軍勢を相手に一戦を交えました。織田勢の大軍にひるむことなく戦った盛信でしたが、城は1日と持たず、多くの家臣は討ち死にし、盛信も自害し、高遠城は激戦の末に落城しました。織田軍に攻められた城の中には、戦わずして明け渡した城も多い中で、高遠城は最後まで戦い尽くした城でした。『信長公記』や『高遠記集成』、『晴清忠義伝』等の軍記物に記された落城をめぐる物語は、多くの人に語り継がれています。

高遠城落城から時をおかず、甲斐の本国にいた武田勝頼も織田信忠に攻められ、戦国大名武田氏は滅亡しました。一方、武田氏を滅ぼした織田信長もわずか3ヵ月後に京都の本能寺で命を落とし、支配者を相次いで失った高遠を含む信濃国全体が混乱に

陥りました。こうした状況の中、高遠城を手に入れたのは、藤澤郷(現在の伊那市高遠町藤澤)に本拠を置いていた武田家旧臣の保科正直でした。正直は北条氏の力を借りて高遠周辺を押さえ、その後徳川家康の配下となり高遠城主となりました。

天正18年(1590年)に豊臣秀吉の命を受けた家康が江戸へ移ると、保科正直も付き従い、下総国多胡(現在の千葉県香取郡多古町)へ移りました。正直が去った後の高遠城は、秀吉政権の下、毛利氏、京極氏の領地となりましたが、城主は置かれず、代官が派遣される形で統治されました。

戦国末期の落城で壊滅的な状態になった城は、江戸時代初期までに大改修が行われたと言われ、それまで城の東側にあった城下町を西へ移し、古くからの門前町を新たに城下町に取り込む形で再編成が行われました。明治2年(1869年)に中村元起が著した『板町落葉』には、「古意ヲ存スト云ヘシ故ニ、大手ハ東搦手ハ西ナリト落城ノ時マテ云傳ヘシナリ」とあり、城の大手(正面入口)を東側から西側に変更したというのが江戸時代の認識だったとみられます。地形的に見ても、築城当時は大手が東側にあったと考えられ、現在の搦手に遺る大きな堀切は、敵の侵入に備えて尾根を遮断し、防御を固めた戦国時代の城の姿の一端を示しています。

3 江戸時代の高遠城と主な遺構

江戸時代の高遠城は、高遠藩(石高3万3千石)の政庁となり、明治5年(1872年)の廃城まで約270年間、保科氏、鳥居氏、内藤氏という三家の大名が入れ替わりで城主に就きました。

保科氏は慶長6年(1601年)から寛永13年(1636年)までの35年間、保科正光と保科正之2代にわたって城主を務めた後、出羽国最上(現在の山形県)へ転封しました。同年、保科氏に代わって鳥居忠春が高遠に入封しましたが、2代目の忠則が元禄2年(1689年)に自害し領地没収となると、高遠城は一時幕府の預かり地となりました。

その後、元禄4年(1691年)に内藤清枚が入封すると、高遠城は明治維新までの約180年間、8代にわたり内藤氏の居城となりました。地域には、最も治世が長い内藤氏時代の古文書や記録、絵図等多岐にわたる資料が遺り、これらの資料を通して、当時城内にあった施設(御殿や役所の建物、門、櫓、番所、馬屋、蔵、神社、藩校、庭園等)や、その利用形態を知ることができます。

近世の高遠城を描いた絵図のうち、制作年代が最も古く信憑性が高いものは「信州高遠城之絵図」(40、41頁の図参照)です。これは正保元年(1644年)に江戸幕府が諸藩に命じて作成させた、通称「正保城絵図」と呼ばれる絵図群に含まれる1枚です。この絵図には鳥居氏時代の城の状況が描かれていますが、鳥居氏以前の保科氏時代である寛永年中(1624～1636年)の状況を写した城絵図「高遠旧図」(69頁「表.高遠城絵図資料一覧」資料No.5)や、後の内藤氏時代の城絵図「高遠城図」(70頁「表.高遠城絵図資料一覧」資料No.24)と比較しても曲輪の構成に大きな変化は見られません。現在の曲輪配置は、江戸時代初期とほぼ変わっていないことが分かります。



図. 「諸国城郭絵図 信州高遠城之絵図」(国立公文書館 所蔵)

(70頁「表. 高遠城絵図資料一覧」資料No.34)

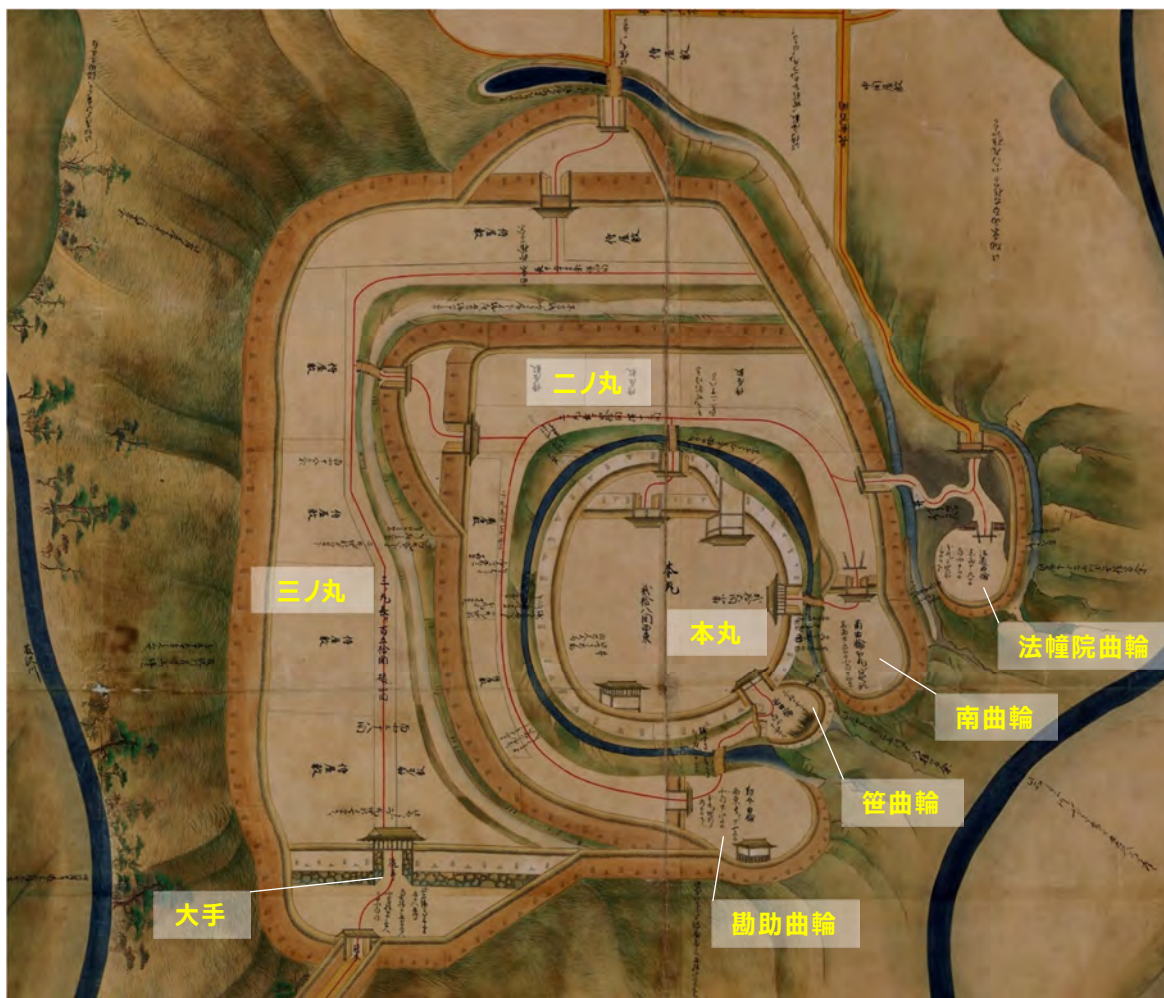


図. 「諸国城郭絵図 信州高遠城之絵図」(国立公文書館 所蔵) 部分拡大

(70頁「表. 高遠城絵図資料一覧」資料No.34)

[高遠城と城下の空間構成]

高遠城を中心に武家屋敷が周囲を取り囲むようであり、その大部分は城の東側に並んでいました。城の西側にある三峰川と藤沢川の合流点付近の両岸にも武家屋敷はありましたが、藤沢川以西は大部分が町人の居住区である町人町となっていました。銚持町、下モ町、中町、本町、横町、下り町、清水町、新町、袋町、勢利町の町方十町に加え、幕末の文久年間(1861～1864年)には、相生町、多町の2町が新設されました。武家屋敷や町人町の周縁部に複数の寺院が配置されています。

[城郭の構造]

高遠城の曲輪配置は、江戸時代の状況をよく遺しており、本丸、二ノ丸、南曲輪、笹曲輪、法幢院曲輪、勘助曲輪、三ノ丸の7つの曲輪で構成されています。築城以前の地形は、東から西に向かって下る緩やかな傾斜地であったとみられますが、造成して平坦面が造られています。本丸の東に二ノ丸、南に南曲輪と法幢院曲輪を置き、本丸から一段下がった南西側に笹曲輪、本丸から大きく下がった西側に勘助曲輪が置か

れています。二ノ丸の東から北にかけて取り囲むように三ノ丸がありますが、西に下る傾斜地を切り盛りして、階段状の平坦面が造られています。

[堀・土塁]

本丸と二ノ丸、南曲輪、法幢院曲輪の周囲には堀がめぐらされているほか、三峰川に面した南側の斜面には、複数の^{たてぼり}豎堀が見られます。ほとんどは^{からぼり}空堀ですが、本丸周囲の堀底からは自然と水が湧き出ており、水堀のようになっていた場所もあったと考えられます。

曲輪の内縁には、防御のために土を盛った土塁が築かれ、土塁の上には塀が築かれていました。現在、本丸内の東縁部と南縁部、二ノ丸内の東縁部で土塁が確認できますが、最も残存状況がよいのは、二ノ丸の土塁です。



本丸周囲の内堀



三峰川へ落ちる豎堀



二ノ丸東縁部の土塁

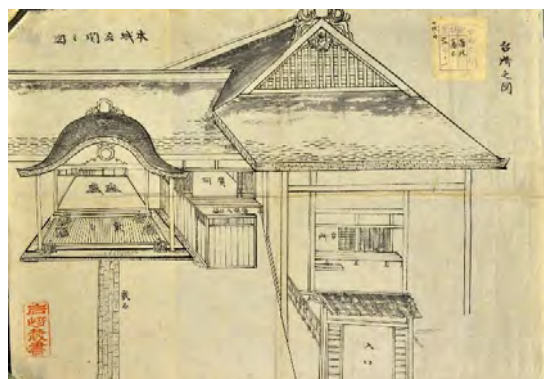
[本丸]

本丸は約60m四方の正方形で、東側に虎口^{こぐち}が設けられています。虎口は内枘形^{うちますがた}になっており、冠木門^{かぶきもん}と櫓門^{やぐらもん}が備えられていました。南側には2箇所^{ふたところ}に門があり、それぞれ^{まがらみ}笹曲輪や南曲輪へ向かう道に通じていました。東側の曲輪の東側と南側の内縁には土塁が遺ります。

本丸の中央には、藩主の居住空間と藩政を執り行う政治空間を併せ持つ本丸御殿^{ほんまるごてん}がありました。御殿は元々平屋建てでしたが、幕末になると奥向きに2階が増築されました。天守はなく、北東を除く各方角の隅に二階建ての櫓が合計3棟ありました。



現在の本丸



江戸時代の本丸御殿玄関

「高遠城玄関・台所ノ図」
 (伊那市立高遠町図書館 所蔵)

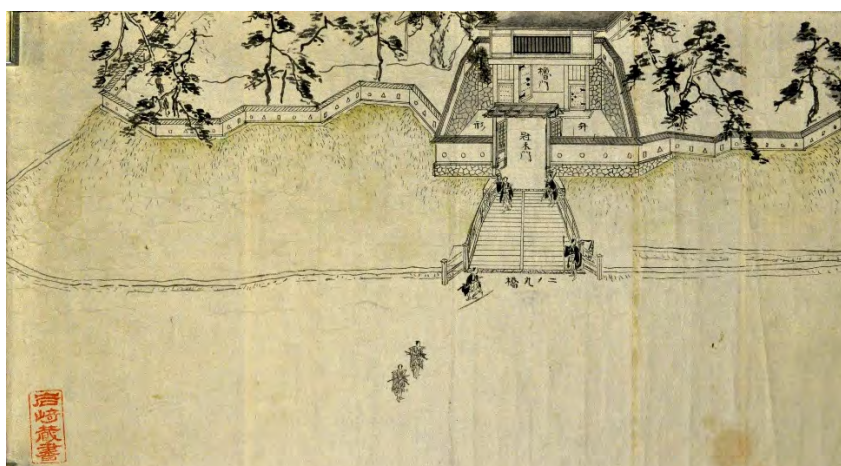
(72頁「表. 高遠城絵図資料一覧」資料No.74)

[二ノ丸]

二ノ丸は北側に虎口が設けられており、内枳形に冠木門と櫓門がありました。門から曲輪内に入ると、武術稽古や藩士らが一同に揃う儀式等が行われる広庭(多目的に利用された広いスペース)があり、二ノ丸内東側の区画には、馬屋や武器蔵等がありました。

東側の内縁には土塁が遺り、南側の現状では幅が約9m、高さ約1.6mとなっています。

二ノ丸が描かれた様々な絵図の描写を見ると、北側の縁はジグザクに屈曲して描かれており、江戸時代には防御や攻撃のため、屏風折れ状に土塁や塀が設けられていた可能性があります。



江戸時代の二ノ丸門

「高遠城外郭図」(伊那市立高遠町図書館 所蔵) より部分拡大

(71頁「表. 高遠城絵図資料一覧」資料No.64)

[南曲輪]

南曲輪は本丸より一回り小さく、一辺が約 50mの曲輪です。現在本丸とつながる土橋の上から左右の堀を見ると、曲輪の造成時に造られた切岸が見えます。この土橋は本来無く、本丸と南曲輪を結ぶ動線は、堀へ下りて行き来する道になっていました。大正 11 年(1922 年)に本丸の土塁が削られ、堀が埋め立てられて土橋となり、現在は直接本丸と南曲輪を行き来できる形になっています。



南曲輪の切岸

一方、土橋で二ノ丸とつながる形状は、江戸時代からの形を踏襲しています。

南曲輪には、文化年間(1804~1818 年)に造営されたとみられる回遊式庭園や茶室がありました。曲輪内を描いた絵図によると、中央の池には城の東方月蔵山麓にある樋ヶ沢と落花沢、矢沢から沢水が引かれており、滝から池へ水を落としていました。城内へ引かれた水や沢から城内へ続く引水路は「御用水」と呼ばれていました。池の周囲には、四季に応じて色とりどりの花が鑑賞できるように梅や山吹、桜、サツキやキリシマツツジ、杜若、藤等が植えられていました。この庭園は現在遺っていません。



江戸時代の南曲輪庭園の様子

「御城内引水略絵図」(伊那市立高遠町図書館 所蔵)より部分拡大

(72 頁「表、高遠城絵図資料一覧」資料No.101)

〔笹曲輪〕

笹曲輪は本丸の南に隣接する曲輪で、本丸から一段低い位置にあります。周囲に笹が多く生育していることから、この名前になったと伝えられます。江戸時代には稲荷社があり、藩主は参勤交代で国許へ帰る度に参拝を欠かしていませんでした。



笹曲輪の状況

〔法幢院曲輪〕

法幢院曲輪は城内の南端にある曲輪で、東西方向に伸びています。曲輪から直接城外へ抜ける虎口があり、外馬場に通じています。

戦国時代、ここには「法幢院」というお寺があり、高遠城の戦いの後も戦死者を弔う法要が行われたと伝えられます。寺は文禄元年(1592年)に城外へ移りましたが(現在の桂泉院)、その後も法幢院曲輪と呼ばれました。



法幢院曲輪と南側の堀

現在の地表面は南曲輪とほぼ同じ高さですが、正保城絵図には「本丸より地形三間下」とあり、江戸時代には現状より5m以上低い位置に地表面があったと考えられます。

〔勘助曲輪〕

「勘助」とは、武田信玄の家臣の山本勘助のこととされています。江戸時代に高遠藩士星野葛山が記した『高遠記集成』には、武田信玄が高遠城を改修した際、山本勘助の指示で新たに西の方に曲輪を付け増し、城内所々の縄張りを改めたことから、新たに造られた曲輪を「勘助曲輪」と呼ぶようになったとあります。また、明治2年(1869年)に中村元起が著した『板町落葉』には、山本勘助が曲輪を付け増したとするのは誤りで、城は新築であり、築城担当を務めたのが山本勘助であると書かれています。両説の真偽はともかく、山本勘助との関わりにおいて語られるのがこの曲輪です。

江戸時代には稲荷社があり、2月の初午の例祭には城下の人々も自由に参拝が許され、狂言芝居や富くじ等も行われ、大変賑やかだったと伝えられます。

現在の曲輪周辺は、江戸時代とは大きく変わっており、かつて勘助曲輪と三ノ丸武家屋敷の間にあった大きな堀(鍛冶堀)は埋められ、現在は広い駐車場になっています。



勘助曲輪の現在の様子

[三ノ丸・進徳館]

三ノ丸には、藩主の子どもが暮らした御殿や重役家臣の屋敷、普請役所等がありました。移り変わりをみると、鳥居氏時代には三ノ丸に家老等の要職にある家臣8名の屋敷がありましたが、内藤氏時代の幕末になると、武家屋敷は2名分に減り、代わりに藩主の子どもが暮らす御殿や学問所、普請役所等の役所機関が置かれています。江戸時代中期以降、安定した時代になると、城内の警固も緩やかになり、屋敷割や家臣の配置が変化していったと考えられます。

また、幕末の万延元年(1860年)には、空き屋敷となっていた家老屋敷を利用して藩校が開設されました。茅葺の平屋八棟造りで、珍しい構造であったと言われています。敷地内にはサクラ、カエデ、モミ、カラマツ、ヒノキ等の樹木が植えられていました。教場内には孔子と四聖人を祀る聖廟が設けられ、文学部と武学部それぞれで漢学、筆学、馬術、剣術、槍術、砲術等を学び、文武両道の向上が図られました。当初は三ノ丸学問所と呼ばれていましたが、後に江戸昌平坂学問所の大学頭、林学斎により進徳館と命名されました。明治4年(1871年)の閉校まで、通算500名の藩士の子弟が学んだと言われ、音楽教育や体操教育の導入、発展に貢献し、教科書編纂に尽力した伊澤修二や、林業の振興に尽力し近代林学の父と呼ばれた中村弥六等を輩出しています。

現在遺る進徳館の建物は、明治以降に一部改変されているものの、城内に唯一遺された江戸時代の建



三ノ丸に遺る藩校進徳館の建物

物遺構です。

高遠城は「槻つぎの城しろ」とも言われており、城の周囲には多くのケヤキが植えられました。廃城時の記録から、三ノ丸北側堀下の斜面にはケヤキの他、サワラ、クリ、ヒノキ、チンピ等の樹木が植えられていたことが分かっています。

[大手 門ますがたと枡形石垣]

城下から城に続く坂を上りきったところに、大手門(櫓門)がありました。大手門は廃城の際に取り壊され、民間へ払い下げられましたが、太平洋戦争後に城内へ戻されました。高さや間口を縮める等、江戸時代と比べて規模は小さくなっていますが、現在も大手の近くに建っています。

高遠城は石垣をほとんど用いない土造りの城ですが、大手の枡形には石垣が築かれていました。城下の町や街道から城を見上げると、櫓門と石垣で固められた大手の様子がよく見え、城の威厳を保っていました。現在、大手跡にはこの石垣の一部が遺っています。現在の高さは3m弱ですが、天端てんばが揃っていないことから、江戸時代には今以上の高さがあったと考えられます。



縮小されて遺る旧大手門



大手枡形跡の石垣

[搦手]

江戸時代、搦手には櫓門や番所があり、櫓門の中には時を告げる太鼓が置かれていました。現在、空堀の一部が埋められて土橋となり道路が通っていますが、江戸時代は堀に木橋が架けられており、搦手から堀を越えた城外は武家屋敷地となっていました。現在も城の東には武家屋敷の屋敷割が遺っています。



江戸時代の搦手門周辺

『高藩探勝』^{こうはんたんしょう} 絵巻より「搦手警衛」^{からめてのけいゑい}（伊那市立高遠町歴史博物館 所蔵）

（72頁「表．高遠城絵図資料一覧」資料No.100）

4 高遠城の廃城と城跡の公園化

明治5年(1872年)、明治政府の方針により高遠城は廃城となりました。政府は御殿や門、土蔵等の建物を始め、障子や襖^{ふすま}、釘隠し^{くぎかく}といった建具、礎石^{そせき}、庭石、樹木にいたるまで、あらゆるものを民間へ払い下げ、明治6年(1873年)7月までに建物は残らず取り壊されました。

政府が進めていた公園づくりの方針を受け、明治8年(1875年)10月、高遠城跡の公園化が決められました。この時公園地となった範囲は、本丸と南曲輪、笹曲輪、勘助曲輪で、筑摩県は地元の東高遠町に対し、公園となった区域内を修繕し、永久保存するための計画を立てるように指示を出しています。地元の東高遠町では、公園に花が



江戸時代の桜ノ馬場

『高藩探勝』^{こうはんたんしょう} 絵巻より「桜馬場春駒」^{さくらのばばのはるこま}（伊那市立高遠町歴史博物館 所蔵）

（72頁「表．高遠城絵図資料一覧」資料No.100）

咲く樹や実がなる樹等を植えたいと考え、明治9年(1876年)7月に河合村(現在の高遠町小原)の「桜ノ馬場」から、芝草やサクラのひこばえを掘り取り、公園に植樹しました。「桜ノ馬場」は高遠城下にあり、江戸時代には武士が馬の調練等を行っていた場所で、その名のとおり馬場の両脇にサクラの大木が並ぶ、高遠藩内で最も有名な景勝地でした。新たな時代を迎え、新公園の景色づくりとして、歴史ある景勝地のサクラが求められ、「桜ノ馬場」のサクラが移植されましたが、この時植えられたサクラが現在のサクラのルーツとなっています。

サクラの成長につれ、花見を楽しんだり、樹の下で運動会をしたりと、地域の人々に親しまれる場所になっていった高遠公園には、休息所や碑等、様々な施設が建てられました。本丸跡には、廃城以前に城内にあった旧藩主内藤家の祖先を祀る「藤原神社」や仁科盛信を祀る「新城神社」が再建されました。また、江戸時代には搦手門内にあつて時を告げていた太鼓を置く太鼓櫓や公園化を記念する「高遠公園碑」が新たに建てられ、大正時代になると本丸跡を郷土出身の偉人を顕彰する場にしようとする動きが生まれ、大規模な顕彰碑や胸像が建てられました。しかし、こうした事業とひきかえに、建設地にあつた土塁は削られ、材料運搬の妨げとなった南側の内堀は埋め立てられて土橋となりました。本丸虎口周辺も大正4年(1915)までに大きく改変され、かつての枡形内部を通る歩道の両側に石垣が造られました。

その後、昭和初期には200畳の大広間を持つ大規模な和風建築の高遠閣が建設され、法幢院曲輪跡地が新たに公園地になったほか、太平洋戦争後には園内全域で次々とサクラの補植が行われました。城下にあつた問屋役所の門(問屋門)が本丸虎口跡に移築されたのも戦後で、このように、150年かけて続けられた公園づくりが、史跡景観と公園景観が融合した現在の高遠城跡の姿をつくりあげたのです。

後に史跡内のサクラはこの地特有の品種として、昭和35年(1960年)に一部が長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」に指定され、平成2年(1990年)に「タカトオコヒガンザクラ」と命名されました。



明治23年10月の本丸跡

池上秀畝画 高遠城址公園

「旧高遠城跡なる公園の真景眺望の図」
(信州高遠美術館 所蔵)

(72頁「表. 高遠城絵図資料一覧」資料No.79)



本丸と南曲輪の間に築造された土橋

(大正4年)

伊那市立高遠町図書館所蔵
古写真アルバムより

表. 高遠城に関わる歴史年表

和暦	西暦	内容
承久3年	1221	承久の乱以降、高遠信員が領主不在の高遠城主になる
天文14年	1545	高遠頼継が武田信玄配下になり、高遠は武田領となる
天文16年	1547	3月、「高遠山ノ城鋤立」が行われる（『高白斎記』より）
弘治2年	1556	秋山虎繁が伊那郡代として高遠城主になる
永禄5年	1562	諏訪勝頼が伊那郡代として高遠城主になる
元亀2年	1572	高遠城で勝頼の母、諏訪御料人の十七忌供養が行われる
元亀2年	1571	武田信廉が高遠城主になる
天正元年	1573	仁科盛信（信盛）が高遠城主になる
天正10年	1582	3月、織田信忠が高遠城を攻め、落城する
天正10年	1582	高遠は織田領となり、伊那郡は毛利秀頼が治める
天正10年	1582	6月、本能寺の変により、織田信長が没する
天正10年	1582	8月、武田旧臣保科正直が高遠城に入る
天正10年	1582	徳川家康に臣従した保科正直が高遠を安堵される
天正18年	1590	保科正直が家康に従い、下総多古へ移る
天正18年	1590	毛利秀頼が伊那郡を治め、高遠城代に勝斎が就く
文禄2年	1593	毛利氏に代り、京極高知が伊那郡を治め、高遠城代に岩崎左門重次が就く
慶長6年	1601	保科正光が25,000石で入封
元和3年	1617	2代将軍徳川秀忠の子、幸松（保科正之）が保科氏の養子になる
寛永8年	1630	保科正之が家督を継ぎ、高遠城主になる
寛永13年	1636	保科氏が出羽最上へ転封となり、鳥居忠春が高遠に入封する
正保元年	1644	この頃、城絵図を作成し、幕府に提出する（正保の城絵図）
正保3年	1646	鳥居忠則が家督を継ぎ、高遠城主になる
元禄2年	1689	鳥居家が領地没収となり、高遠領は松本藩水野氏の預かり地となる
元禄4年	1691	内藤清枚が入封する
元禄4年	1691	5月、高遠城の修築願が出される（石垣修理と堀への土砂流出対応）
元禄6年	1693	高遠城の修築願が出される（笹曲輪の家を取壊し、垣根を塀に直す）
宝永4年	1707	地震により、崩壊した高遠城修理の申請する
正徳4年	1714	内藤清枚の死により、内藤頼卿が城主となる
享保3年	1718	地震で城内の石垣や土塁、武家屋敷に被害が出たため、幕府から修築許可を得る
享保4年	1719	城内二ノ丸より出火し、藩重臣の邸宅を類焼する
享保10年	1725	大地震により、高遠城の各所で被害を受け、修築願いを幕府に提出する
享保20年	1735	内藤頼卿の死により、内藤頼由が城主となる
安永5年	1776	2月、内藤頼由の隠居に伴い、内藤頼尚が城主となる
安永5年	1776	10月、内藤頼尚が死去し、12月に内藤長好が城主となる
寛政3年	1791	内藤長好の死去に伴い、内藤頼以が城主となる
文化11年	1814	月蔵山麓樋ヶ沢から城内へ引水する(御用水)ため、高遠焼を始め、土管を製作する
文政3年	1820	内藤頼以の隠居に伴い、内藤頼寧が城主となる
天保2年	1831	中村元恒が城内へ仁科盛信の霊「新城神」を勧請する
弘化2年	1845	御用水の水量を増やすための工事を行い、翌年通水する

和暦	西暦	内 容
安政6年	1859	内藤頼寧の隠居に伴い、内藤頼直が城主となる
万延元年	1860	城内三ノ丸に藩の学問所「進徳館」を創設する
明治2年	1869	版籍奉還 内藤頼直は知藩事となり、高遠藩知事に任命される
明治4年	1871	3月、内藤頼直が武具や武器を領内神社に奉納する
明治4年	1871	7月、廃藩置県により高遠藩から高遠県となる
明治4年	1871	11月、府県統合により、高遠県は松本県ほか6県と統合し、筑摩県となる
明治5年	1872	内藤頼直が武具や武器を領内の役筋の者に与える
明治5年	1872	2月、高遠城を明治政府へ引き渡し、以後筑摩県の管轄におかれる
明治5年	1872	9月、城内樹木や建造物等が入札にかけられ、下寺徳次郎ら3名が落札
明治5年	1872	11月、下寺徳次郎らが建物や立木の競売を行う
明治6年	1873	1月、明治政府、公園造りを推進(太政官布達第16号)
明治6年	1873	7月、建物の取り払いが完了する
明治6年	1873	12月、立木の取り払いが完了する
明治8年	1875	11月、政府の申し出により、橋の取り払いを見合わせる事が決まる
明治8年	1875	6月、高遠城跡の公園申請が提出される
明治8年	1875	10月、高遠城跡地の公園化が決定する
明治9年	1876	城下の桜ノ馬場から、サクラの苗や芝を移植する
明治10年	1877	太鼓櫓を白山より本丸内へ移築する
明治13年	1880	搦手の堀を埋めて、土橋にする
明治14年	1881	高遠公園碑が本丸に建立される
明治30年	1897	南曲輪に靖国招魂碑が建立される
大正11年	1922	本丸に中村元恒・元起記念碑が建立される
大正11年	1922	記念碑建立に伴い、本丸と南曲輪の内堀を埋め、土橋を築く
大正14年	1925	運動場造成のため、二ノ丸西先端を削り、鍛冶堀を埋める
昭和11年	1936	二ノ丸に高遠閣を建設する
昭和14年	1939	南曲輪と法幢院曲輪の間に白兔橋が造られる
昭和14年	1939	この頃法幢院曲輪が新たに公園地になる
昭和20年	1945	靖国招魂碑を埋めて隠す
昭和23年	1948	三ノ丸跡地に長野県高遠高等学校を新築する
昭和24年	1949	本丸虎口に城下の問屋門を移築する
昭和25年	1949	失業対策事業として二ノ丸を削り、勸助曲輪の運動場を拡張する
昭和28年	1951	靖国招魂碑を再建する
昭和33年	1958	高遠城跡を含む三峰川流域一帯が三峰川水系県立公園に指定される
昭和35年	1960	高遠のコヒガンザクラ樹林が長野県天然記念物に指定される
昭和35年	1960	進徳館が長野県史跡に指定される
昭和39年	1964	高遠城跡が長野県史跡に指定される
昭和48年	1973	高遠城跡(進徳館を含む)約12.6haが国史跡に指定される
昭和51年	1976	城跡内の5.5haが都市公園法に基づく都市公園「高遠城址公園」になる
昭和59年	1984	三ノ丸にあった高遠高等学校が史跡外へ移転する
平成14年	2002	高遠閣が登録有形文化財になる
平成18年	2006	日本100名城に選定される

第2節 史跡指定に至る経緯

昭和35年(1960)2月11日

城内三ノ丸跡地の藩校進徳館が長野県史跡に指定される。(指定面積482坪)

昭和39年(1964)8月20日

高遠城跡が長野県史跡に指定される。(指定面積4町1反6畝17歩 約4.1ha)

昭和48年(1973)5月26日

高遠城跡が、藩校進徳館を含め国の史跡に指定される。

(指定面積126,210.48㎡ 約12.6ha)

第3節 史跡指定の状況及び指定地内の状況

1 指定告示

昭和48年5月26日付け文部省告示第95号

(1)名称 高遠城跡

(2)所在地及び地域

長野県上伊那郡高遠町大字東高遠字城跡

2297番-1、2297番-イ、2297番-ロ、2297番-ハ、2297番-ニ、
2297番-ホ、2297番-ヘ、2297番-ト、2297番-チ、2297番-
リ、2298番-1、2298番-2、2298番-4、2298番-イ-ニ、2298
番-ロ-1、2298番-ロ-3、2298番-ハ、2298番-ニ、2299番-5、
2299番-6、2299番-7、2299番-9、2299番-10、2299番-11、
2299番-12、2299番-13、2299番-15、2299番-ハ-ニ、2300
番-1、2300番-2、2300番-3、2300番-4、2300番-5、2300番
-6、2300番-7、2300番-8、2300番-9、2300番-10、2301番-
1、2302番-1、2302番-3、2302番-5、2303番-1のうち実測
892.35平方メートル、2303番-ロ-1のうち実測299.37平方メ
ートル、2304番-1、2304番-イ、2304番-ニ、2305番-1、2305
番-2、2305番-ロ-1、2307番-1、2307番-2、2307番-イ-1、
2307番-ハ、2307番-ニ、2307番-ホ、2307番-ヘ、2307番-ト

同 字元厩脇町

2286番、2287番、2288番、2289番-1、2289番-2、2290番-
1、2290番-2、2291番、2292番-1、2292番-2、2293番、2294
番、2295番、2296番

同 字郭内町

2001番-イ、2001番-ロ、2001番-ハ、2002番-イ、2002番-
ロ、2003番、2004番-1、2004番-2、2004番-3、2004番-5、
2005番-1、2005番-イ、2006番-イ、2006番-ロ、2007番-イ、

2013 番-1、2013 番-2、2013 番-3、2017 番-2、2017 番-3、2025 番-3、2025 番-4、2026 番-イ、2026 番-ロ、2027 番-1、2027 番-2、2027 番-3、2027 番-4、2027 番-5、2027 番-6、2027 番-ロ-2、2028 番-1、2028 番-2、2028 番-ロ、2029 番-2、2029 番-イ、2030 番、2031 番、2032 番-イ、2032 番-ロ、2033 番、2034 番、2036 番、2036 番-イ、2036 番-ロ、2036 番-ハ、2036 番-ニ、2038 番-ハ、2305 番-イ、2305 番-ロ、2305 番-ロ-ニ、2306 番-1、2306 番-3、2306 番-4、2306 番-5、2306 番-6、2306 番-7、2306 番-8、2306 番-9、2306 番-10、2306 番-ハ-1、2306 番-ハ-2、2306 番-ニ

同 字殿坂

2038 番-イ、2038 番-ロ、2039 番-1、2039 番-2、2039 番-ロ、2352 番、2353 番

同 字日影

1998 番-1、1998 番-5、1998 番-6、1998 番-7、1998 番-8、1998 番-9、1998 番-10、1998 番-11、1998 番-12、1998 番-13、1998 番-14、1998 番-15、1998 番-16、1998 番-17、1998 番-18、1998 番-19、1998 番-20、1998 番-21、1998 番-22、1998 番-23、1998 番-24、1998 番-25、1998 番-26、1998 番-27、1998 番-28、1998 番-29、1998 番-30、1998 番-31、1998 番-32、1998 番-33、1998 番-34、1998 番-35、1998 番-36、1998 番-37、1998 番-38、1998 番-39、1998 番-40、1998 番-41、1998 番-42、1998 番-43、1998 番-44、1998 番-45、1998 番-46、1998 番-48、1998 番-50、1998 番-ナ、1998 番-ラ、1998 番-ム、1998 番-ム-1、1998 番-ウ-キ、1998 番-ノ、1998 番-オ、1998 番-ク、1998 番-ヤ、1998 番-マ、1998 番-ケ

同 字馬場町

2282 番-イ、2282 番-ロ、2283 番-イ、2283 番-ロ、2284 番、2285 番-イ、2285 番-ロ、2285 番-ハ

同 字花園

408 番、409 番、410 番、411 番、412 番、413 番 414 番合併、420 番、421 番-イ

右の地域内に介在する道路敷・水路敷を含む。

(3) 指定理由

基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準史跡の部第2(城跡)による。

説明 高遠の地はもと諏訪一族(諏訪・高遠・保科)の支配にあり、武田氏が進出して高遠城を築き、その後、保科・鳥居氏の居となり、元禄

年間には一時幕領となったが、内藤氏が摂津富田より入部すると、幕末まで城主の地位にあった。

城は三峰川・藤沢川の合流する段丘先端部に位置する平山城で、本丸を中心とした三重式の築城形式をとっている。さらに本丸南に南郭、法幢院郭、その下に腰郭状の笹郭、勘介郭が配され、各郭は深い空堀で隔てられ、郭の外周は高い土塁をめぐらされている。また郭の外方には一部武家の屋敷割が遺存しているなど、高遠城はきわめて戦国的な城郭の構えをとどめている。

三の丸には、万延元年、藩重役の屋敷を改築して学問所とした藩校進徳館も残るが、すでに旧規を失っている。しかし城内に遺存する藩校の例は少なく、これも含めて指定する。

(『月刊文化財』《104号：昭和47年5月1日発行》より引用)



図. 史跡高遠城跡の指定範囲

2 指定地の土地所有、管理の状況

史跡高遠城跡の指定地、総面積 126,210.48 m²における所有区分の割合は、伊那市有地が最も多く 74.1% (65 筆 93,528.43 m² 道路敷等を含む) を占め、次いで民有地が 18.8% (45 筆 23,767.24 m²)、国有地 6.2% (2 筆)、県有地 0.8% (3 筆 1,018 m²)、寺社有地 0.1% (2 筆 100.81 m²) です。

地目として最も多いのは山林の 32 筆であり、その次に宅地 25 筆、畑 24 筆、雑種地 9 筆、原野 6 筆と続きますが、明治以来の公園部分を含む公園地が 9 筆、かつての長野県高遠高等学校跡地である学校用地 6 筆等も見られます。

民有地は個人所有の宅地(常時居住以外に、季節利用もあり)、駐車場、山林、畑等の利用形態となっていますが、史跡指定以降、旧高遠町や現伊那市では公有化を進めており、昭和 63 年(1988 年)から令和 7 年(2025 年)までの 37 年間で、民有地の約 45%を公有化しています。文化財保護法第 113 条に基づく管理団体はありません。

表. 指定地の現在の地籍(令和 7 年 12 月現在)

	大字	小字	地番	地目	指定面積(m ²)	所有者
伊那市高遠町	東高遠	花畑	408	公園	2,128.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	花畑	420	宅地	572.13	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998- 5	畑	761.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998- 6	山林	1,173.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-14	畑	162.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-15	山林	629.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-17	山林	1,412.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-23	山林	258.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-24	山林	222.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-25	山林	110.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-26	山林	692.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-29	山林	1,843.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-38	畑	1,008.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-40	山林	1,029.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-42	畑	278.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-46	山林	359.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-48	山林	1,001.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-54	山林	6,947.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-55	山林	499.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-56	山林	606.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-57	山林	836.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-58	原野	362.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-59	畑	238.00	伊那市

	大字	小字	地番	地目	指定面積(m ²)	所有者
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-60	原野	485.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-61	畑	368.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-62	山林	440.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-63	山林	1,150.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-64	山林	1,116.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-65	山林	483.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-66	山林	1,094.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	日影	1998-72	原野	300.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2001- 1	雑種地	308.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2001- 2	宅地	47.37	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2001- 3	宅地	457.43	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2001- 4	宅地	286.37	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2002- 1	雑種地	1,721.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2002- 2	宅地	135.11	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2002- 3	道路	13.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2002- 4	宅地	66.75	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2002- 5	雑種地	68.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2003	雑種地	708.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2004- 1	雑種地	1,232.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2004- 2	雑種地	1,365.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2004- 5	宅地	134.78	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2005- 2	宅地	104.45	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2005- 3	道路	3.23	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2006- 1	宅地	513.45	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2006- 2	宅地	92.07	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2007	宅地	2,630.53	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2013- 1	畑	972.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2017- 1	宅地	228.70	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2028- 3	学校用地	6.17	個人共有地
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2035- 1	学校用地	9,454.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2036- 1	学校用地	8,517.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2036- 2	学校用地	402.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2036- 4	学校用地	60.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2038- 1	宅地	344.88	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2038- 2	畑	183.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	殿坂町	2039- 1	山林	797.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	殿坂町	2039- 2	雑種地	8.90	個人
伊那市高遠町	東高遠	殿坂町	2039- 3	山林	700.00	伊那市

	大字	小字	地番	地目	指定面積(m ²)	所有者
伊那市高遠町	東高遠	馬場町	2245	公園	1,977.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	若宮町	2285- 2	原野	565.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	元厩脇町	2286	原野	9,762.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	元厩脇町	2289- 1	宅地	172.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	元厩脇町	2290- 1	公園	144.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	元厩脇町	2295	宅地	1,957.42	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2297	学校用地	2,582.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2298- 1	畑	539.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2298- 2	公園	2,820.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2298- 5	公園	836.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2298- 6	宅地	253.05	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2299- 5	畑	313.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2299- 7	畑	228.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2299- 8	宅地	531.98	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2299- 9	宅地	86.27	寺社
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2299-10	宅地	14.54	寺社
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2299-11	雑種地	158.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2299-15	宅地	294.73	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2299-16	その他	14.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2300- 1	公園	14,749.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2300- 2	道路	37.00	長野県
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2300- 3	道路	966.00	長野県
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2301- 1	公園	6,944.00	文部科学省
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2301- 3	公園	852.00	文部科学省
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2303- 9	山林	2,214.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2303-23	道路	15.00	長野県
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2304- 1	畑	236.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2304- 2	雑種地	15.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2304- 4	山林	807.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2304- 5	畑	194.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2305- 1	山林	391.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2305- 3	山林	2,578.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2305- 4	山林	324.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2305- 5	山林	487.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2305- 6	山林	694.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2305- 7	山林	679.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2305- 8	山林	238.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2306- 1	畑	733.00	個人

	大字	小字	地番	地目	指定面積(㎡)	所有者
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2306- 2	畑	152.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城郭跡	2306- 3	宅地	507.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城郭跡	2306- 4	畑	133.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内	2306- 6	畑	326.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2306- 7	宅地	182.38	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2306- 9	宅地	178.56	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2306-11	畑	315.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	郭内町	2306-12	宅地	185.75	個人
伊那市高遠町	東高遠	郭内	2306-13	畑	177.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2307- 1	公園	952.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2307- 2	宅地	100.65	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2307- 3	原野	1,012.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2307- 4	畑	1,344.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2307- 5	畑	654.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2307- 6	山林	711.00	個人
伊那市高遠町	東高遠	城跡	2307- 7	畑	58.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	殿坂	2352	畑	206.00	伊那市
伊那市高遠町	東高遠	殿坂	2353	畑	123.00	個人
伊那市高遠町	東高遠			道路ほか	2,370.83	

表. 史跡高遠城跡の所有者別土地面積の変遷

	昭和 63 年(1988 年) 3 月		令和 7 年(2025 年)12 月	
	面積(㎡)	割合	面積(㎡)	割合
国 有 地	10,100.42	8.0%	7,796.00	6.2%
県 有 地	1,003.00	0.8%	1,018.00	0.8%
市有地(町有地)	61,545.71	48.8%	93,528.43	74.1%
民 有 地	53,460.54	42.4%	23,767.24	18.8%
寺 社 有 地	100.81	0.1%	100.81	0.1%
合 計	126,210.48	100.0%	126,210.48	100.0%

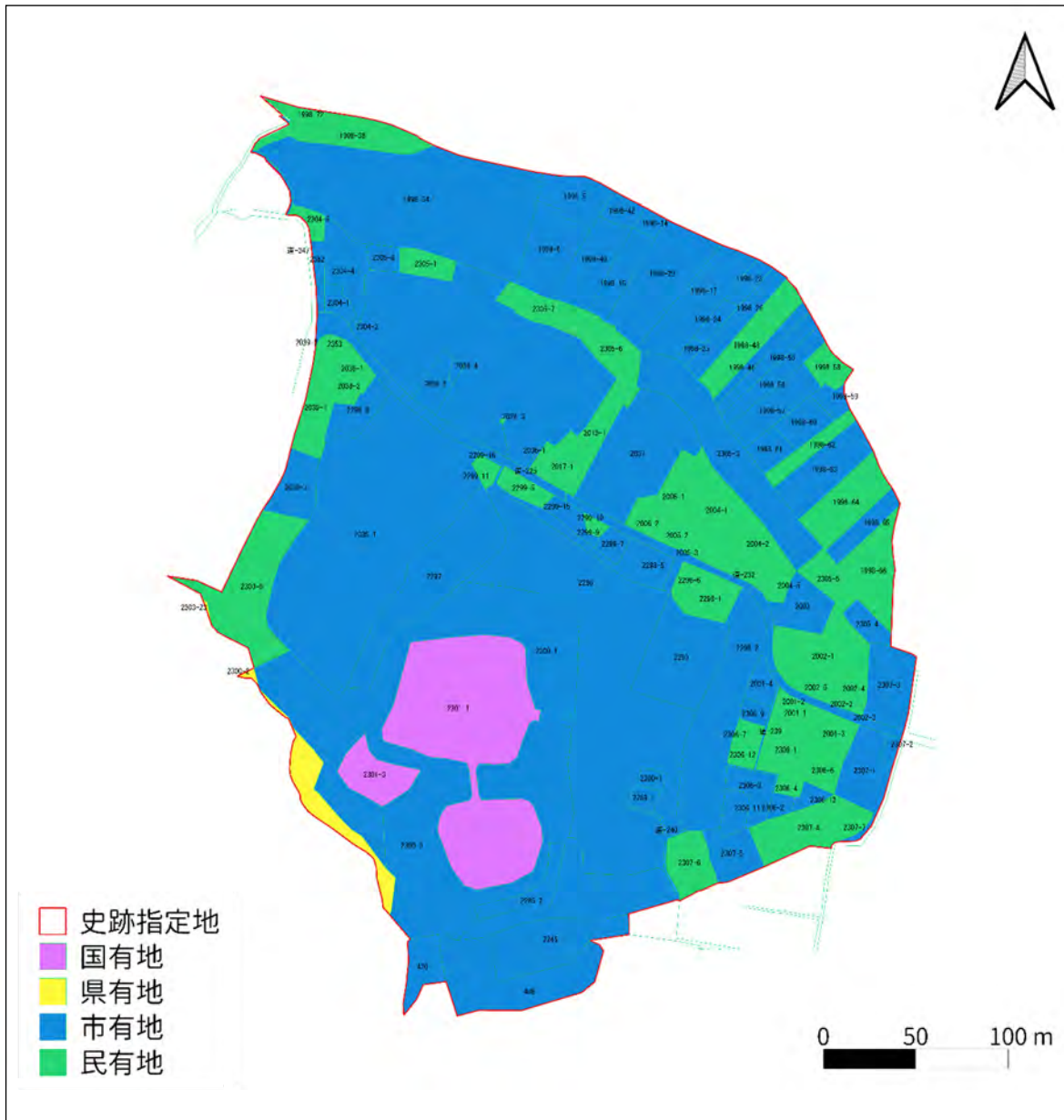


図. 史跡高遠城跡の土地所有の状況 (令和7年(2025年)12月現在)

3 高遠城跡に関わる諸計画

史跡指定以降、高遠城跡の保存管理、整備に関わり各種計画が策定されました。それぞれの計画概要と計画された事業のこれまでの実施状況は以下のとおりです。

(1) 史跡高遠城跡保存管理計画（昭和63年3月策定）

史実に基づいた遺構の整備復元等、将来計画を樹立し、史跡の存続を図ることを目的として策定された史跡の保存、復元整備の基本的計画です。

保存のための方針と施策、復元整備の方針と施策をそれぞれ明示しています。

保存管理計画に掲げられた保存や整備の方針

[保存の方針]

城跡を最も原型に近い状態で保存するために、歴史、観光の両面から地域住民の理解と認識を求め、諸調査を重ね、史実の実態を極め、将来への展望も考慮しながらその実現を期す。

[保存の考察]

- ・本丸内にある、高遠城に関係のない石碑や胸像の移転
- ・堀内の民家の移築
- ・料理店の出張店舗の撤去
- ・三ノ丸私有地の公有化と民家の移転
- ・勘助曲輪南西端の土塁の保存

[復原整備の方針]

- ・終局的には廃城直前の姿に出来得る限り近づけ、城郭としての威容を構え史跡にふさわしい形態に近づけるよう復原整備する。
- ・廃城時の城郭の実態を把握するために文献調査、聞き取り調査、発掘調査を行う。
- ・現時点において考えられ望まれる実現可能と思われる復原整備箇所として、先ず郭の整備（土居、石垣、塀）更に堀、また柵形等があり、建物としては二ノ丸御門、二ノ丸橋がある。
- ・多くの財源、長い時間を要することから、年次計画を立て計画に従って着実に進める。
- ・復元整備を通して、多くの人々が歴史の実際を知り史跡を守ることがいかに重要であり、貴重であるかを知り、認識を深める。
- ・桜の名所であり、観光客の訪れも多いため、史実と観光の両面から住民の共感と理解を得て、復元整備を円滑に進める。

保存・復元整備の施策

[短期間に実施するもの]

事業項目	実施状況 (令和7年現在)
〈本丸〉 <ul style="list-style-type: none"> ・直接高遠城に関係のない碑、高遠公園の碑以外の移転 <ul style="list-style-type: none"> ・中村元恒先生、中村元起先生記念碑 移設 ・中村不折先生胸像 移設 ・内田先生碑(※) 移設 ※須田先生碑の誤りか ・土塁・石垣の整備 ・太鼓櫓の修理 ・本丸入口の門(問屋門)の移築検討 	未了 実施済み 未了 未了 一部実施 未了
〈二ノ丸〉 <ul style="list-style-type: none"> ・入口の土橋を木橋に替える ・発掘調査、資料調査に基づき、二ノ丸門の復元を図る ・土塁の復元整備 ・料理店の撤去 ・堀内民家の移転 ・便所の改修と新設 	未了 未了 未了 実施済み 一部実施 実施済み
〈三ノ丸〉 <ul style="list-style-type: none"> ・高遠高校跡地の門の移築検討 ・三ノ丸旧高校跡地の発掘調査を行い、遺構を確認する。 ・三ノ丸への桜の植樹 ・北側に便所の新設 ・水飲み場の新設 ・あずまや2棟の新設 ・犬走りの復元整備 	未了 未了 実施済み 未了 未了 未了 未了
〈大手〉 <ul style="list-style-type: none"> ・大手門石垣の修理 ・石垣前の樹木の伐採 ・発掘調査を行い、枅形を確認する 	実施済み 実施済み 実施済み

[長期間に実施するもの]

事業項目	実施状況 (令和7年現在)
〈南曲輪〉 ・全面を発掘調査し、整地を行う。	一部実施
〈笹曲輪〉 ・笹曲輪全面を発掘調査し、土塁、塀の復元整備を図る。	未了
〈法幢院曲輪〉 ・全面を発掘調査し、遺跡の確認を行い整地する。	一部実施
〈勘助曲輪〉 ・勘助曲輪、運動場造成のために削りとられた二ノ丸、埋め立てられた鍛冶堀を復元整備する。 ・曲輪の南西部に土塁を築く。	調査のみ実施 未了
〈三ノ丸〉 ・私有地の公有地化と民家の移転	一部実施
〈全域〉 ・各曲輪の発掘調査 ・各曲輪の堀の復元整備	一部実施 未了

[期間の明示がないもの]

事業項目	実施状況 (令和7年現在)
〈本丸〉 ・旧公園管理事務所の撤去	実施済み
〈二ノ丸〉 ・天下第一の桜の碑、無字の碑、荻原井泉水歌碑の検討	未了
〈法幢院曲輪〉 ・松井芒人先生歌碑 移設 ・法幢院曲輪のあずまや1棟の存続 ・青年研修の家 撤去	未了 現状維持 実施済み

註)各事業項目の文言については、各計画書に記載されている表記をそのまま引用しています。

(2) 史跡高遠城跡整備基本計画（平成12年3月）

高遠城跡の存続を図り、保存と活用を主とした整備を実施するために当時の高遠町が策定した計画です。整備に向けた基本認識や事業方針を謳っています。

整備基本計画に掲げられた基本認識

- ・遺構の保存、修理
破損の著しい箇所や危険のある箇所の早急的な修理及び保護対策を行う。
- ・縄張の復元
廃城直前の縄張りのイメージの復元を目差し、史料・遺構調査をもとに、石垣、土塁、堀、橋等の整備を行う。
- ・人々に親しまれた景観の保全
明治期より植えられ始めたコヒガンザクラは、既に城跡と一体のものとして人々に認識され親しまれているため、史跡と併せてコヒガンザクラの保護・育成を行い、景観の保全を目指す。本丸内は今後サクラの植樹を行わない。
- ・史跡の公有地化
史跡指定地の保存・活用を目的とし、指定地の早期公有地化を図る。

整備テーマ[整備項目の抽出]	事業項目
<ul style="list-style-type: none"> ●見学ルートの設定 <ul style="list-style-type: none"> ・通路、園路の整備 [往時の通路の整備、出入口の表示] ・景観ポイントの整備 [石垣、土塁、堀等の遺構の修理と復元] ・広場の整備 [導入広場等] 	<p>【遺構整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復元 ・展示、表示 ・保存
<ul style="list-style-type: none"> ●景観整備 <ul style="list-style-type: none"> ・城郭構造の明瞭化 [堀の整形・法面の保護] ・既存施設の整備 [民家、看板、石碑等の移転・撤去] ・既存樹木の整備 [間伐] ・法面の整備 [修理、保護、修景植栽] ●公開施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・管理、運営施設 [管理棟、安全柵等の設置] ・説明、案内施設 [ガイダンス、説明・案内板] ・公園施設 [トイレ、あずまや、ベンチ施設] 	<p>【公開活用整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路整備 ・修景 ・ガイダンス ・説明、案内板 ・便益施設 ・設備（電気・給水）
<ul style="list-style-type: none"> ●歴史博物館の拡充 	<p>【管理運営】</p>

整備事業計画

[短期整備範囲]

事業内容	事業項目	実施状況 (令和7年時点)
〈本丸〉 ・虎口石垣及び土塁の整備 ・堀の整形と法面の保護	遺構整備 公開活用整備	未了 未了
〈二ノ丸〉 ・堀の整形と法面の保護 ・歴史的建物(高遠閣)の位置づけと修景	公開活用整備	未了 実施済み
〈南曲輪〉 ・堀の整形と法面の保護	公開活用整備	未了
〈笹曲輪〉 ・堀の整形と法面の保護	公開活用整備	未了
〈三ノ丸〉 ・北側斜面の修景	公開活用整備	継続実施
〈全域〉 ・既存構造物(石碑、胸像、建物等)の位置づけと撤去・移転 ・曲輪内通路の整備 ・説明・案内施設、便益施設、安全柵等の施設整備及び全体の修景	公開活用整備 公開活用整備 公開活用整備	一部実施 一部実施 一部実施

[長期整備範囲]

事業内容	事業項目	実施状況 (令和7年時点)
〈本丸〉 ・本丸南曲輪通路の木橋復元整備	遺構整備	未了
〈二ノ丸〉 ・虎口石垣、土塁の整備 ・御門の復元整備	遺構整備 遺構整備	未了 未了
〈南曲輪〉 ・本丸南曲輪通路の木橋復元整備	遺構整備	未了
〈法幢院曲輪〉 ・法面の保護と修景	公開活用	未了
〈勘助曲輪〉 ・法面の保護と修景	公開活用	未了
〈三ノ丸〉 ・旧高遠高校石垣の位置づけと三ノ丸通路(現道)の修景 ・犬走りの整備 ・法面の保護と修景	公開活用 遺構整備 公開活用	実施済み 未了 一部実施
〈大手〉 ・虎口石垣の整備	遺構整備	一部実施

[その他]

事業内容	事業項目	実施状況 (令和7年時点)
歴史博物館の拡充 調査・研究の拠点 調査成果の公開や遺物の展示管理	管理・運営	継続実施

調査方針

- ・遺構の保存と保護のための調査
遺構の構造等の調査を行い、残存遺構の保護、保全を行う。
- ・効率的な調査計画の立案
城郭の構造や時期変遷を把握する調査を優先し、文献史料調査を含めて縄張りの構造を明確にする。
- ・長期的な調査計画と組織の育成
文献史料調査を含め、長期的な展望に立った調査計画の立案と組織の育成、継続が必要である。

公有地化方針

- ・二ノ丸、三ノ丸、大手口の優先的かつ早期公有化を進める。

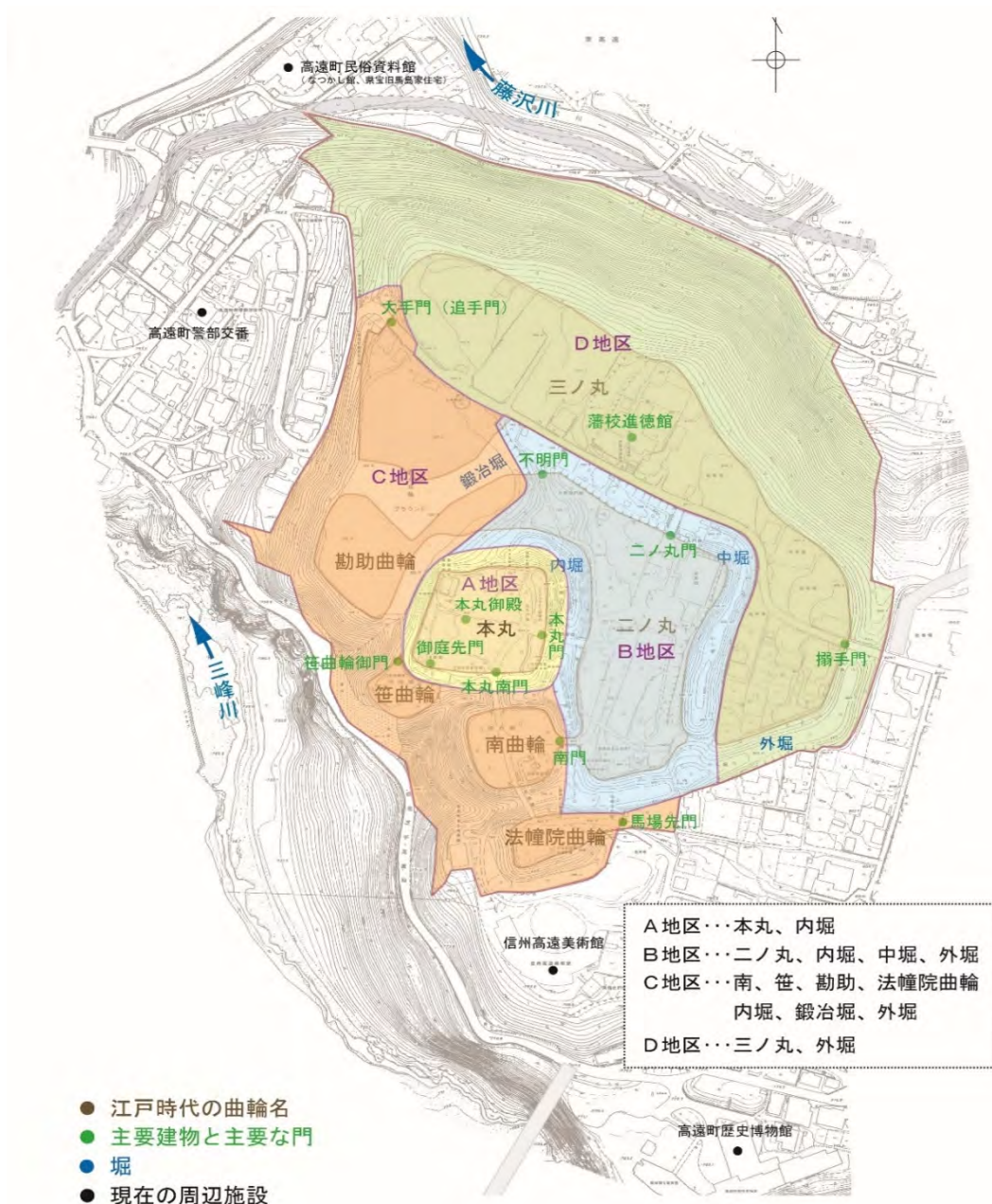
既存施設の取扱

「史跡高遠城跡保存管理計画」と同様の方針とし、以下のように定める。

高遠閣：現在の位置で歴史的建造物として保存、活用

太鼓櫓：調査により本来の位置が確認できるまで現状で維持、管理

石碑・胸像：史跡、高遠城、サクラに関わるものは基本的に残すが、他のモノは適切な位置への移転



A地区 [第一重点地区]	B地区 [第二重点地区]	C地区	D地区
石垣、土塁の整備 (廃城時を目標) 石碑・胸像の移転 コヒガンザクラの植樹は行わない	遺構の保護 史跡の公有地化	石垣、歩道の整備 現状遺構の保護	コヒガンザクラ等の植樹 重点的な景観整備 史跡の公有地化

図. 史跡高遠城跡の地区別整備事業方針 (「史跡高遠城跡整備基本計画」より)

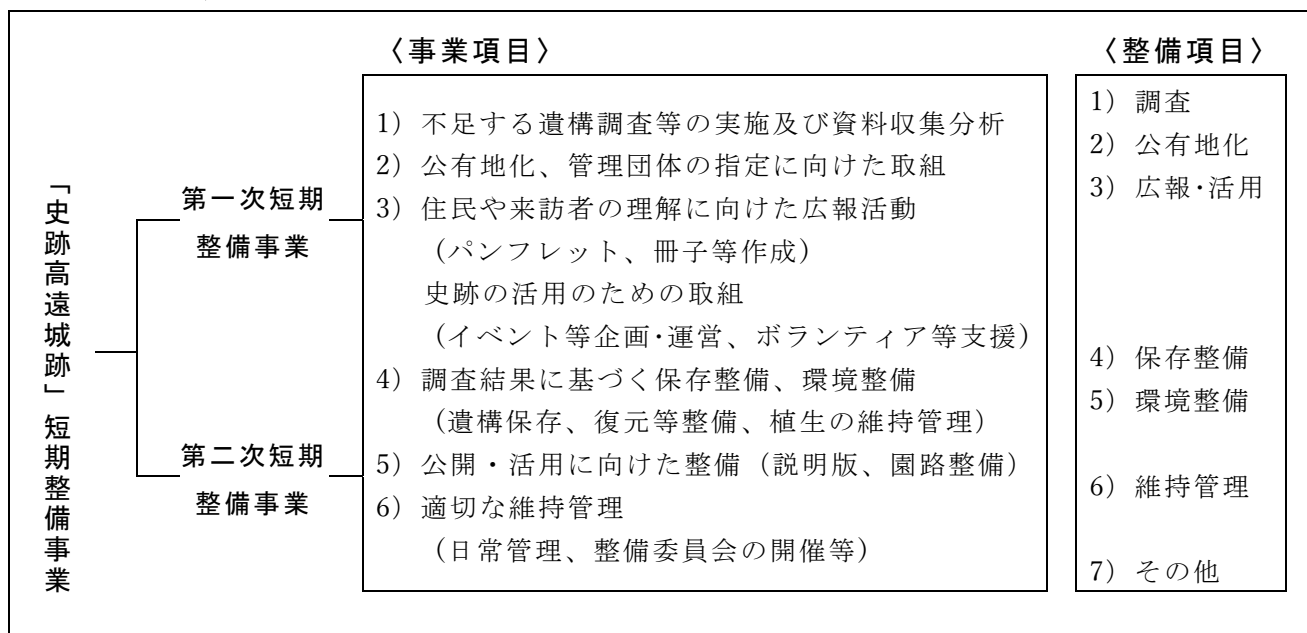
(3) 史跡高遠城跡整備実施計画（平成17年3月）

平成17年度(2005年度)から実施するための短期整備事業のプログラムをまとめた計画で、当面する緊急遺構保護対策や、中長期的な実施をめざす環境整備事業の足がかりとなる調査等が盛り込まれ、この計画に基づき整備事業が行われました。

■ 事業方針（短期整備）（「史跡高遠城跡整備実施計画」より）

1. 遺構調査の実施・検討
先に策定する史跡高遠城跡の整備目標を目指し、不足する遺構調査の実施と実質的な整備内容の検討を行う。
2. 遺構の保護保存
早急な遺構保護対策を要するものについて、優先的な整備を行う。
3. 分かり易い環境整備の実施
調査結果に基づき、城跡としての歴史性を一般により分かり易く伝えるため、虎口や堀の景観・復元等整備や情報公開、町民利用のためのソフト整備（イベント等企画・運営）を行う。
4. 植生の管理・保全と景観確保
史跡内植生（コヒガンザクラ、その他）の維持管理や保全対策とともに、城跡としての景観確保のための植栽整備を実施する。
5. 総体的な高遠城跡の歴史性の確保・保全
継続的に公有地化を目指すとともに、史跡周辺の旧城郭域（縄張り）を含む総体的な歴史性の保全を図る。

■ 史跡高遠城跡整備実施計画における短期整備事業の枠組み



主な整備項目と事業

整備項目	事業	実施状況 (令和7年現在)
1)調査	<ul style="list-style-type: none"> ・堀や土塁等遺構整備復元に向けた確認調査 ・石垣修理に先立つ試掘調査 ・サクラの根が地下遺構へ与える影響を確認するためのトレンチ調査 ・進徳館管理棟修理に向けた調査 ・絵図等資料収集・分析の継続 	一部実施 一部実施 実施済み 実施済み 継続実施
2)公有地化	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地の公有地化 	一部実施
3)広報・公開のための整備	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子・パンフレット等作成 ・ボランティア団体育成 ・高遠閣、進徳館等施設活用 ・イベントの企画実施 	実施済み 継続実施 継続実施 継続実施
4)保存整備	<ul style="list-style-type: none"> ・町道沿い石垣等整備 ・北側斜面等保全整備 ・進徳館管理棟修理整備 ・大手脇階段石垣等整備 ・殿坂石垣等整備 	実施済み 一部実施 実施済み 実施済み 実施済み
5)環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構整備(土塁・堀・曲輪) ・虎口景観の復元(本丸、二ノ丸、大手門等) ・公開活用施設(便益施設、休憩施設、説明板等)の整備 ・植生の保全管理 	未了 未了 継続実施 継続実施
6)維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁、長野県教育委員会との協議 ・整備委員会の開催 	継続実施 継続実施
7)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・青年研修所撤去等整備 ・石碑等の撤去と移設 	実施済み 一部実施

※この計画は策定当初においては10年間の整備計画でしたが、実施段階においては平成17年度(2005年度)から24年度(2012年度)までを第1期短期整備期間、平成25年度(2013年度)から平成30年度(2018年度)までを第2期短期整備期間として事業を実施しました。

4 指定以降の調査成果

(1) 歴史的調査

①文献史料調査

高遠城に関する文献史料は、城の存在が史料上初めて確認できる『高白斎記』をはじめ、様々な記録や古文書が各地に伝わっており、こうした史料を基に高遠城の調査研究を進めています。

伊那市立高遠町図書館や伊那市立高遠町歴史博物館には、高遠藩主内藤家が所蔵していた内藤家資料のほか、高遠藩士らの武家文書が大量に所蔵されており、これらの中に城の状況を伝える史料が多く含まれています。

また、廃城時の払い下げに関わる史料として、松島屋資料(伊那市立高遠町図書館・伊那市立高遠町歴史博物館所蔵)や、明治初期の筑摩県の行政文書を含む「旧各藩城郭調並払下地ニ関スル部(附属図面トモ)(全)」(長野県立歴史館所蔵)があり、幕末の城内の建物や樹木の状況が分かります。

絵図資料調査も継続的に進めており、国立国会図書館や長野県立歴史館、個人蔵等、現在までに100点以上の城絵図が確認されています。近年新たに南曲輪の庭園を描いた実測図が発見され、幕末の庭園の状況や植生、建物等の様子が明らかになっています。

表. 高遠城絵図資料一覧

No	資料名	描写時代	制作年代	所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先)	資料番号
1	同州(信州)高遠	江戸初期～中期		伊那市 高遠町図書館	石川家資料 68 『主図合結記』巻4所収
2	高遠城之図			伊那市 高遠町図書館	『千曲の真砂』
3	信州高遠城			国立公文書館	日本分国絵図 冊次 100
4	信州高遠城図			国立国会図書館	
5	高遠旧図	寛永年間 保科侯時代	寛政 12 年	伊那市 高遠町図書館	内藤家資料 1-411
6	高遠旧図	寛永年間 保科侯時代	寛政 12 年	伊那市 高遠町図書館	内藤家資料 1-412
7	高遠旧図 保科家	寛永時代 保科時代	明治 29 年	伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-94
8	高遠城図	保科時代		伊那市 高遠町図書館	池上家資料 4-8
9	信州高遠城の絵図	保科時代	弘化 2 年	伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-103-3
10	高遠城 保科時代	保科時代 前期	明治～昭和か	伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-103-4
11	保科家時代	保科時代			歴博写真資料
12	信州高遠城	鳥居時代	天明～安政か	伊那市 高遠町図書館	池上家資料 4-9
No	資料名	描写時代	制作年代	所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先)	資料番号

第3章 史跡高遠城跡の概要 第3節

No	資料名	描写時代	制作年代	所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先)	資料番号
13	高遠城 鳥居侯時代	鳥居時代	明治～昭和か	伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-103-5
14	信州高遠城	鳥居時代	安永～嘉永か	伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-103-7 希月舎文庫
15	信州高遠城	鳥居時代	大正 5 年	伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-103-6
16	信州高遠古図 城主鳥居侯	鳥居時代		伊那市 高遠町図書館	石川家資料 38
17	信州高遠古図 城主鳥居侯	鳥居時代 天保 4 年拵	明治 24 年	伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-31
18	高遠屋敷図 享保十二年	享保 12 年	明治 24 年	伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-27
19	高遠城図	鳥居時代		個人 高遠町歴史博物館寄託	歴博所蔵資料 200
20	家中屋敷図	鳥居時代 元禄以前		伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-25
21	高遠城 鳥居侯時代	鳥居時代	明治～昭和か	伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-93
22	高遠旧図	鳥居家 元禄年間		伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 825-1-2
23	高遠城図	慶応末 ～明治初期		個人	
24	高遠城図	万延元年 ～廃藩		伊那市 高遠町図書館	いてふ屋資料 256
25	高遠城図	万延元年 ～廃藩		個人 高遠町歴史博物館寄託	歴博所蔵資料 762-4
26	高遠城周辺之武家屋敷	明和 3 年以前	大正 2 年	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 185
27	高遠城之図	天保以前	昭和 30 年	伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-28
28	高遠城下明細絵図	文化年間		長野県立歴史館	
29	信州高遠城図			個人	歴博写真資料
30	信州高遠城図		昭和 7 年	不明	歴博写真資料
31	信州高遠城図		昭和 7 年	不明	馬島家か 歴博写真資料
32	信州高遠城図		昭和 7 年	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 778
33	高遠城之図		昭和 6 年	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博資料 840
34	信州高遠城之絵図	正保年間		国立公文書館 内閣文庫	諸国城郭絵図 冊次 19
35	信州高遠城図	寛文年代頃か		個人	
36	高遠城大図 其の一			伊那市 高遠町図書館	内藤家資料 1-417
37	高遠城大図 其の二			伊那市 高遠町図書館	内藤家資料 1-418
38	高遠城地震破損覚之図	享保 10 年		伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 152
39	高遠城図 (高遠城下絵図)	享保 10 年		伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 326
40	信州高遠城図			国立国会図書館	
41	高遠城図		宝暦年間～安 政年間	広島市立 中央図書館	

No	資料名	描写時代	制作年代	所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先)	資料番号
42	高遠家中屋敷絵図	安永3年		伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-29
43	信州高遠家中図 天保十一年	天保11年		伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-30
44	信州高遠城	天正13年		伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-103-1
45	高遠藩屋敷割第三図	明和6年	明治6年写	伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-93
46	高遠小図			伊那市 高遠町図書館	内藤家資料 1-415
47	信州高遠之城絵図			伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-103-2
48	高遠城建物配置図	明治維新前		伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-34
49	高遠公園地図			伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 353
50	東高遠町地図 第巻号	明治6~9年	明治21年	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 626
51	東高遠町地図(東高遠町 地図現地目図第一号)	明治6~9年	昭和30年	伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-94
52	高遠城郭之図	明治初期	明治初期	長野県立歴史館	長野県絵図地図目録 5-2-1-1
53	高遠城郭之図	明治初期	明治初期	長野県立歴史館	長野県絵図地図目録 5-2-1-2
54	高遠城郭之図	明治初期	明治初期	長野県立歴史館	長野県絵図地図目録 5-2-1-3
55	高遠城郭之図	明治初期	明治初期	長野県立歴史館	長野県絵図地図目録 5-2-1-4
56	高遠町実測区域図 東高遠之部	大正7年	大正9年	伊那市	高遠町総合支所 市民生活課
57	高遠町実測区域図 東高遠之部(副)	大正7年	大正9年~	伊那市	高遠町総合支所 市民生活課
58	高遠城図	昭和初期	昭和初期	国立国会図書館	『日本城郭史資料第 13巻』所収
59	高遠城図			伊那市 高遠町図書館	内藤家資料 1-416
60	旧高遠城之真景			伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 5
61	信濃国高遠城			個人 高遠町歴史博物館寄託	歴博所蔵資料 1146
62	高遠城の図		明治27年	不明	歴博写真資料
63	高遠城図		明治初期	個人	歴博写真資料
64	高遠城外郭図			伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-32
65	高遠城の図			伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 162
66	高遠城外郭図			伊那市	高遠小学校
67	高遠城建物図面			伊那市 高遠町図書館	内藤家資料 1-414
68	高遠城本丸間取図			伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 336
69	高遠城本丸間取図			伊那市 高遠町図書館	高遠資料 2-152
70	高遠城図面	明治廃藩前		伊那市 高遠町図書館	高遠資料 1-119

第3章 史跡高遠城跡の概要 第3節

No	資料名	描写時代	制作年代	所蔵 (上段所蔵者、下段所蔵先)	資料番号
71	信濃国伊奈郡 高遠御城大既図	維新前	明治3年	伊那市 高遠町図書館	内藤家資料 1-413
72	高遠城本丸間取図		明治5年	伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-89
73	高遠城本丸間取図	廃藩当時		伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 413
74	高遠城玄関・台所之図			伊那市 高遠町図書館	岩崎家資料 5-35
75	高遠城			伊那市 高遠町図書館	馬島文庫 2-663 『主図合結記』東山道四
76	信州高遠城并合戦之図 (鉾持棧道合戦図)	天正13年	万治3年か	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 223
77	高遠町之図城絵図	鳥居時代	文久2年か	伊那市	高遠小学校
78	高遠家中建屋明細図	鳥居時代	大正5年頃	伊那市	高遠小学校
79	高遠城址公園 (白山から写生)	明治23年	明治23年	伊那市 信州高遠美術館	信州高遠美術館所蔵 資料 SD-122
80	高遠兜ヶ城真景 (高遠風景画・高遠城)	明治		伊那市 信州高遠美術館	信州高遠美術館所蔵 資料 SD-132
81	東高遠町図	明治初期	明治初期	長野県立歴史館	長野県絵図地図目録 5-1-6-7
82	東高遠町図	明治初期	明治初期	長野県立歴史館	長野県絵図地図目録 5-1-6-8
83	高遠倉庫局跡之図	明治初期	明治初期	長野県立歴史館	長野県絵図地図目録 5-10-2
84	高遠矢場			長野県立歴史館	長野県絵図地図目録 4-2-1-11
85	旧各藩城郭調並払下地 に關入ル部 地理掛 一式	明治初期	明治初期	長野県立歴史館	行政文書目録 明 7-1A -11
86	現高遠城址図(写)	昭和30年代頃か	昭和30年代か	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 825-1-3-6
87	享保年間高遠之図(写)	享保年間	昭和30年代か	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 825-1-3-5
88	鳥居家元禄年中 高遠旧図(写)	元禄年間	昭和30年	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 825-1-3-4
89	信州高遠城(写)	安永～嘉永か	昭和32年12月	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 825-1-3-3
90	同国高遠城			個人	北村家資料 1-7
91	高遠城郭之図	明治初期		伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 825-1-1
92	高遠御城并御家中屋鋪絵 図(高遠御家中屋敷図)	享保12年2月	安政6年か	伊那市 高遠町図書館	石川資料 2-168
93	高遠城絵図	江戸末期か	明治初期	桂泉院	
94	信州伊那郡高遠		江戸末期か	松本市内 旧家	『日本名城城郭図大系』所収
95	諸国居城図 信州高遠		元禄11年前後	金沢市立玉川図書館	前田育徳会尊経閣文庫『諸国居城図』所収
96	高遠城図	江戸末期	明治25年以降	個人	
97	信州高遠城図	江戸末期	昭和4年頃	個人 高遠町歴史博物館寄託	歴博所蔵資料 858-1
98	信州高遠城図	江戸末期	昭和4～5年頃	個人 高遠町歴史博物館寄託	歴博資料 858-2
99	信州高遠城図	江戸末期	昭和6年頃	個人	
100	高藩探勝	寛保3年頃	寛保3年	伊那市 高遠町歴史博物館	歴博所蔵資料 779
101	御城内引水略絵図	弘化2年	弘化3年	個人 高遠町図書館寄託	大下家資料 1-8

②考古学的調査

高遠城跡周辺では、史跡指定以降昭和60年代から現在までに13回の発掘調査を行っています。限られた範囲内の調査であり、近代以降の攪乱も激しいため、戦国時代や江戸時代の城の状況がわかる遺構はあまり見つかっていませんが、わずかながら、城の様相がわかる調査成果も得られています。

平成14年(2002年)に行った二ノ丸東側の中堀の調査では、かつての堀が現在よりも急峻で、深いものだったことが明らかとなり、現在の堀は廃城後の年月の経過に伴って土砂が流れ込み、底から2.5～3mほどが埋まっていることが分かったほか、往時の堀底の形状は鋭角な薬研堀だったことも確認されています。

二ノ丸でも何度か調査を行っていますが、それらの調査結果を併せて見ると、大規模な土地造成が行われた結果、現在の規模の平坦面ができていたことが明らかとなりました。元々二ノ丸の一角は、江戸時代には広庭として使われていた空間で、広い平地を確保するために、かつて堀であった部分を埋めて、平らに造成した可能性が考えられます。この造成が行われた時期を特定するまでには至っていませんが、盛土内に中世の遺物を含んでいることや、絵図に描かれた曲輪の状況を踏まえると、江戸時代初期以前に行われた造成であると考えられます。その他二ノ丸では、枡形の一部が確認されています。

発掘調査における出土遺物を見ると、大半を占めるのが近世の陶磁器や瓦で、17世紀後半から19世紀前半に作られ使用されたものが多く見られます。平成18年(2006年)に行った発掘調査で本丸内から出土した陶磁器類の生産地を調べると、全体の40%という最も多くの比率を占めたのが瀬戸美濃産の陶磁器で、次いで肥前系の磁器が31%、「お庭焼」と呼ばれた高遠焼の徳利や土瓶等も城内で使われていたことが明らかとなりました。また、わずかに確認されている中世の遺物は古瀬戸や16世紀前半の瀬戸美濃産の皿、すり鉢、平碗の破片のほか、中国から輸入された青磁碗や盤の一部、白磁皿の一部等があります。

表. 高遠城跡周辺発掘調査実施状況

番号	調査内容	調査原因	調査面積
1	二ノ丸門遺構確認調査	御門復元のための遺構確認調査	150 m ²
2	二ノ丸内遺構確認調査	二ノ丸(北西部)便所建設工事に伴う事前調査	150 m ²
3	二ノ丸内遺構確認調査	二ノ丸(東南部)便所建設工事に伴う事前調査	252 m ²
4	城跡内試掘調査	下水道埋設に関わる事前試掘調査	
5	番小屋・武家屋敷遺跡発掘調査	国道改良工事に伴う事前調査	430 m ²
6	大手門石垣遺構確認調査	大手門石垣修理工事に伴う遺構確認調査	100 m ²
7	二ノ丸三ノ丸堀・土塁、勘助曲輪遺構確認調査	史跡整備に向けた遺構確認調査	372 m ²
8	二ノ丸遺構確認調査	高遠閣耐震改修工事及び下水道管埋設に伴う遺構確認調査	

番号	調査内容	調査原因	調査面積
9	東高遠若宮武家屋敷遺跡発掘調査	国道 152 号バイパス建設工事に伴う事前調査	2,410 m ²
10	二ノ丸・南曲輪遺構確認調査	史跡整備に向けた遺構確認調査 (兼、サクラ樹勢回復措置検討のための確認調査)	147 m ²
11	本丸・二ノ丸・南曲輪・法幢院曲輪等 遺構確認調査	史跡整備に向けた遺構確認調査 (兼、サクラ樹勢回復措置検討のための確認調査)	125 m ²
12	藩校進徳館周辺遺構確認調査	進徳館付属棟建造物保存修理工事にかかる上下水道管敷 設のための事前調査	40 m ²
13	高遠城跡武家屋敷遺構確認調査	埋蔵文化財包蔵地における個人住宅建設	100 m ²

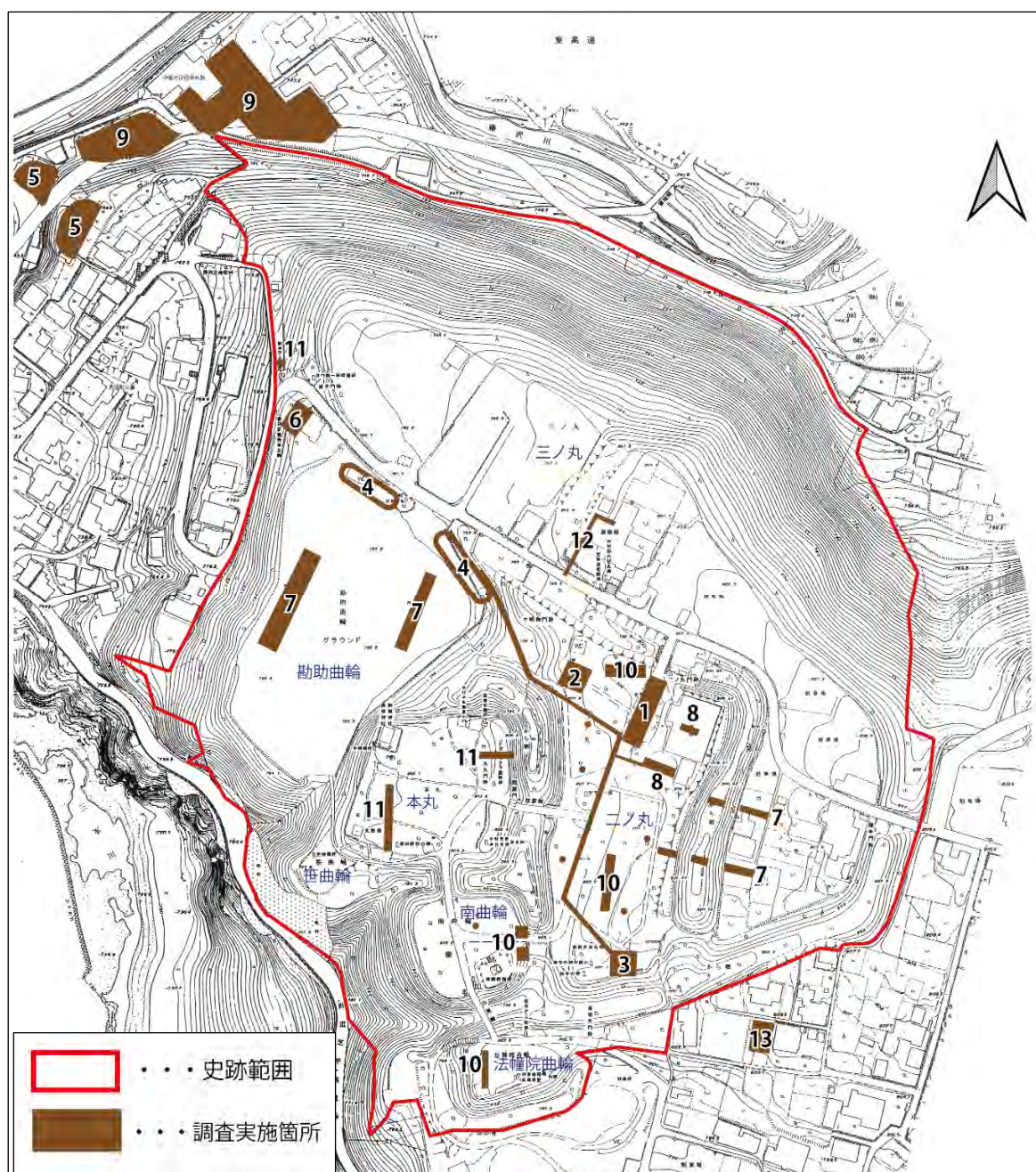


図. 高遠城跡周辺発掘調査実施箇所位置図

(2) 自然的調査

高遠城址公園桜現況調査

高遠城跡周辺には現在約 1,500 本のタカトオコヒガンザクラがあります。その一部は長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」に指定されており、伊那市では天然記念物の指定範囲外も含め、一体的な保護管理をしています。平成 30 年度(2018 年度)には、一帯のサクラの状況について、個体調査が実施し、サクラの位置や大きさ、それぞれの樹勢等を確認しました。

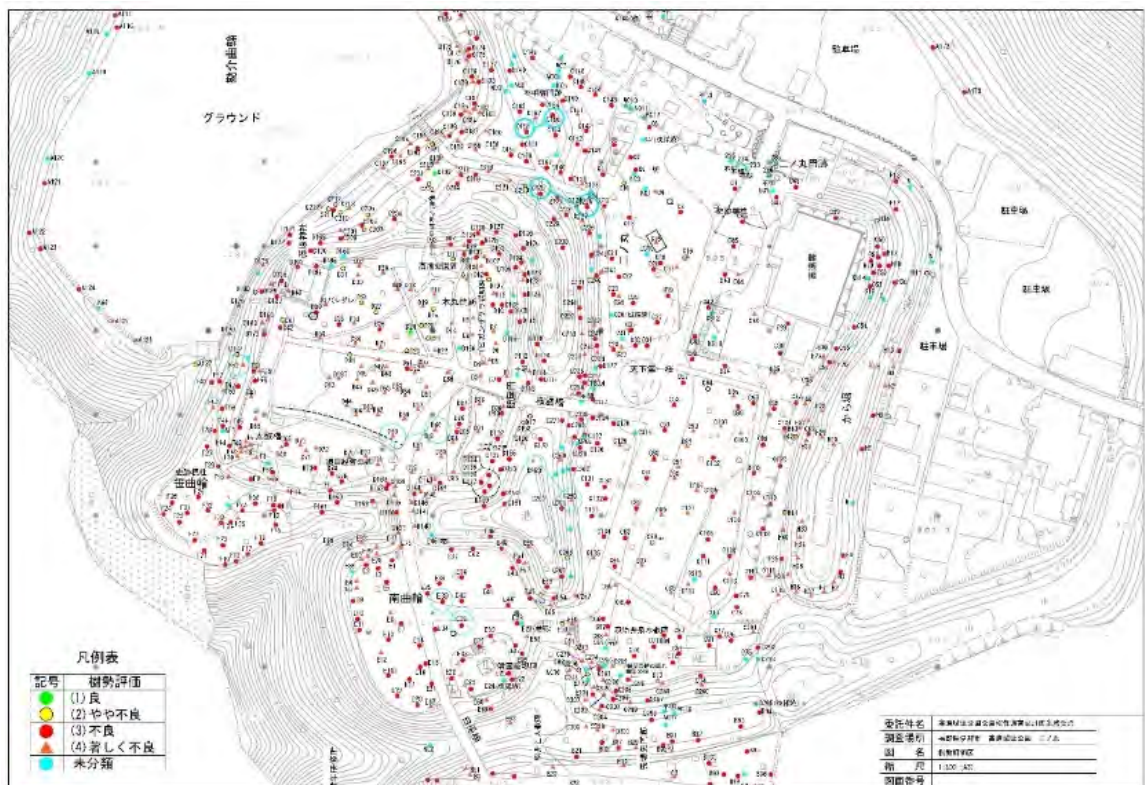


図. タカトオコヒガンザクラの位置と樹勢評価図 (一部)

(3) サクラの樹勢回復措置の是非検討のための発掘調査(平成18年実施)

1 経過

サクラの樹勢回復措置の是非を検討するため、城跡内二ノ丸と南曲輪内8か所に試掘坑を設け、発掘調査を行い、サクラの根と遺構面の深さを確認しました(平成18年(2006年)9月5日18委庁財第4の925号をもって許可)。調査は平成18年10月3日に着手、各試掘坑の掘り下げ・遺構精査、平面及び断面実測、写真撮影を行い、同18年12月27日掘削土を埋め戻し調査前の状況に復して終了しました。

2 調査方法

二ノ丸に6か所、南曲輪に2か所、50×50cmのトレンチを設け、掘削しました。遺構が確認された調査区では、トレンチを拡張して掘削しました。サクラの根を傷つけないよう細心の注意を払いました。



図. 調査位置図 ※○囲みの数字が調査箇所番号に対応

3 調査結果

サクラの根そのものの深さは、その多くが地表下 30 cmまでの範囲にとどまっているため遺構への影響は少ないと考えられます。しかし、施肥等のための掘削で地表深くまで攪乱されている部分があることが確認できました。樹勢回復措置の方法については、葉面散布を含め、遺構に影響が及ばないよう対策を講じる必要があります。

表. 平成 18 年度調査内容

調査箇所	調査面積	調査所見等
二ノ丸 ①トレンチ	50×50cm	地表から 70cm の深さ(ローム層)までサクラ保護の目的で施肥のため機械で攪乱された溝を確認。サクラの根の深さは、おおむね地表下 1~30cm 程度。
二ノ丸 ②トレンチ	100×100cm	地表から 25cm の深さにケーブル埋設、2.5m の深さまで全て盛土であることを確認。サクラの根の深さは地表下 20cm の範囲。70cm の深さで天目茶碗の破片、内耳土器片を検出。
二ノ丸 ③トレンチ	100×300cm	川原石が多く出土したが遺構とは断定できず。拡張部の東端に石垣の一部と思われる石積みを確認された。2m 以上の深さまでローム層が掘り込まれ、その後盛土された模様。サクラの根は 1 本だけ 80cm の深さに達していたが、これは枯死。他のサクラの根の深さは、おおむね地表下 20cm の表土の範囲。
二ノ丸 ④トレンチ	50×50cm	ゴミ穴、もしくは施肥のため掘られた穴の一部と確認。地表から 25cm の深さに電気ケーブルが埋設、地表から 10cm でローム層に達する。 調査区内ではサクラの根は確認できず。
二ノ丸 ⑤トレンチ	100×100cm	アスファルトの欠片、紙くず等が検出されたためゴミを埋めるために掘削された穴の一部と確認。 サクラの根の深さは地表下 5 cm の範囲
二ノ丸 ⑥トレンチ	50×100cm	地表下 45cm に電気ケーブルが埋設、サクラの根は毛細根で地表下 15cm の範囲。
南曲輪 ⑦トレンチ	50×50cm	ゴミ穴、もしくは施肥のために掘られた穴の一部と確認。 サクラの根は土壌が軟らかいため地表下 73cm にも達しているものを確認。
南曲輪 ⑧トレンチ	100×100cm	拡張部も含めて大量の大小の石が出土。調査区域の北西隅から、かつて靖国招魂碑前にあった大鳥居の柱の一部とみられる朽ちた木材が出土した。 調査区内にはサクラの根は確認できず。

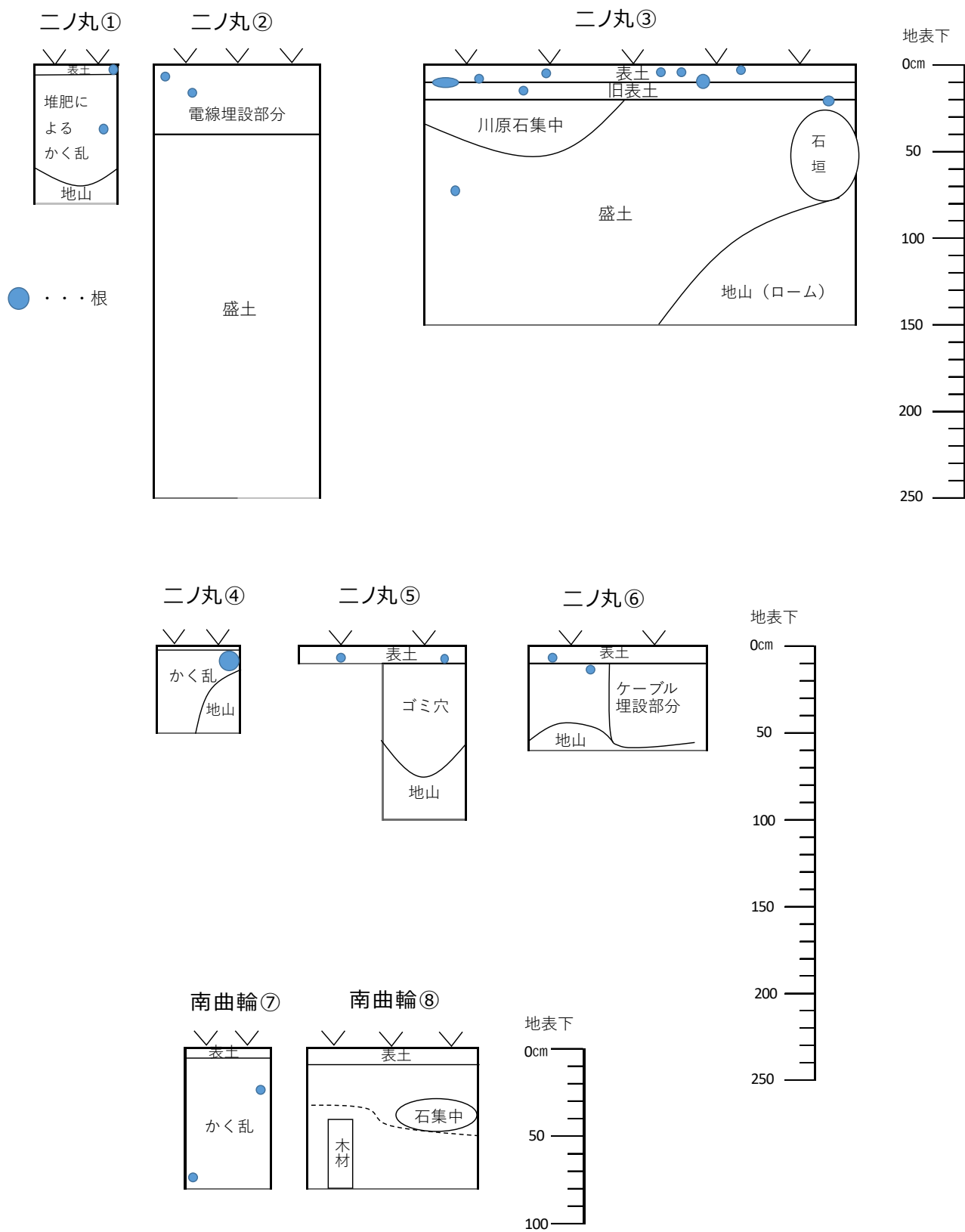


図. 各トレンチの土層及び根の侵食状況模式図

5 指定地や周辺における法令の規制等

史跡高遠城跡の史跡指定地や周辺に係る主な法令の規制や規制区域等については、以下のとおりです。

(1) 高遠城跡史跡指定地

史跡高遠城は、文化財保護法第109条により史跡に指定されており、同法第125条により、史跡の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合は、文化庁長官の許可を得る必要があります。

根拠法令：文化財保護法

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地

高遠城跡、^{さかもとてんざん やしき}阪本天山屋敷井戸跡、^{わかみや}若宮武家屋敷遺跡 ほか

高遠城跡の指定地及びその周辺には、文化財保護法第93条による周知の埋蔵文化財包蔵地となっている区域があります。土木工事等の開発事業や埋蔵文化財調査のために土地を発掘しようとする場合には、長野県に事前の届出をする必要があります。

根拠法令：文化財保護法

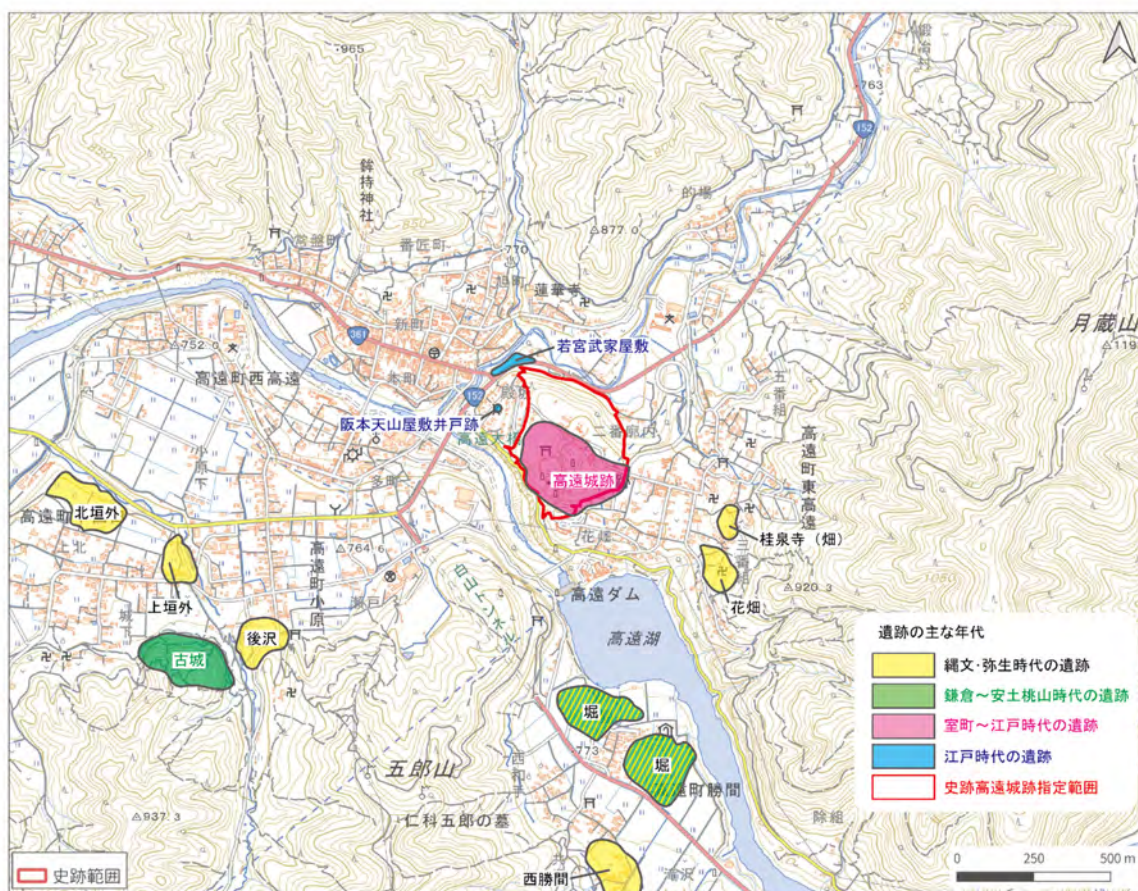


図. 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 国登録有形文化財 高遠閣

高遠城跡内二ノ丸には、文化財保護法第57条により、有形文化財に登録されている建造物「高遠閣」があります。高遠閣の現状を変更する場合は、文化庁長官へ届出をする必要があります。

根拠法令：文化財保護法

(4) 長野県天然記念物 高遠のコヒガンザクラ樹林

高遠城跡内には、長野県文化財保護条例第30条により、長野県天然記念物に指定された「高遠のコヒガンザクラ樹林」があります。この天然記念物の現状を変更し、保存に影響を及ぼす行為をする場合は、長野県知事の許可を得る必要があります。

根拠法令：長野県文化財保護条例

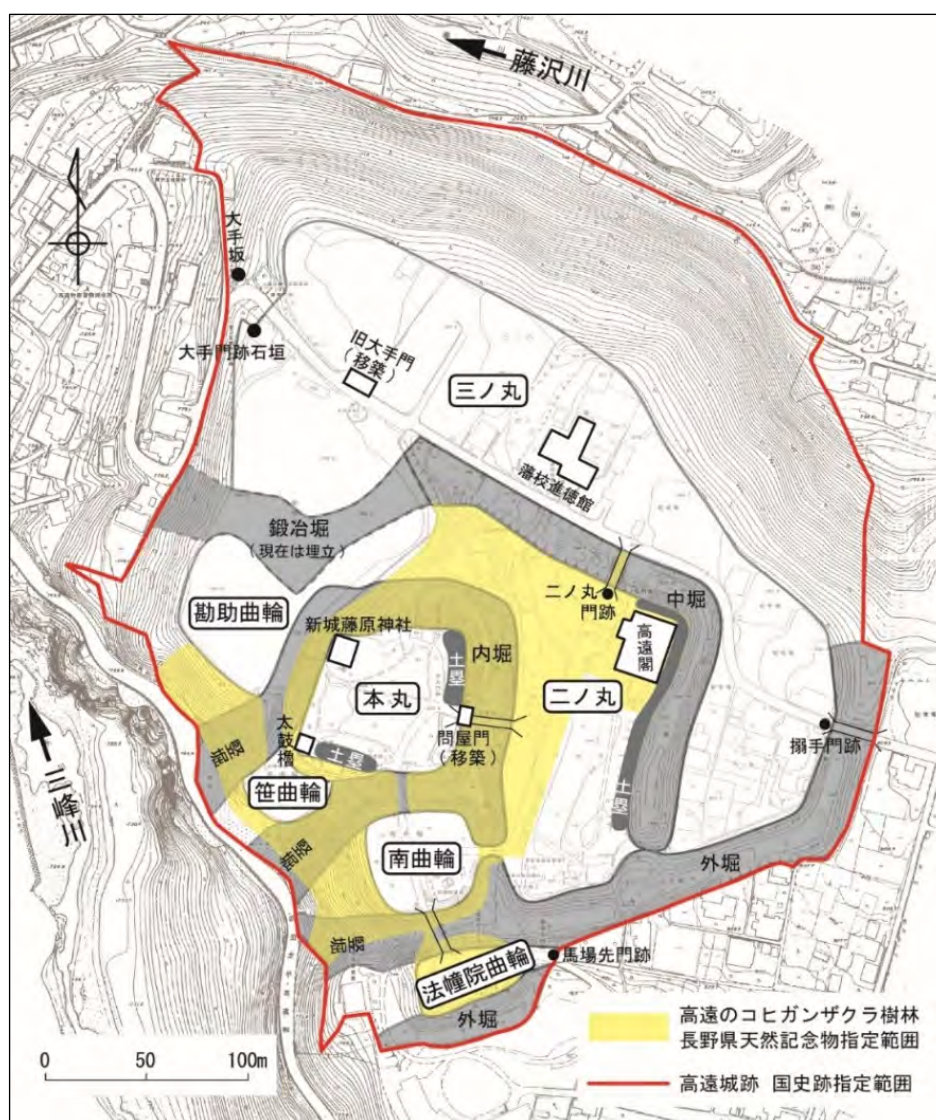


図. 長野県天然記念物 高遠のコヒガンザクラ樹林 指定範囲

(5) 都市公園 高遠城址公園

都市公園は、地方自治体が都市公園法に基づき設置した公園です。史跡高遠城跡の一部が都市公園の高遠城址公園になっており、公園区域内で行う諸行為に対する制限があるほか、有料区域が設定されています。

根拠法令：都市公園法、伊那市都市公園条例、高遠城址公園使用料徴収条例

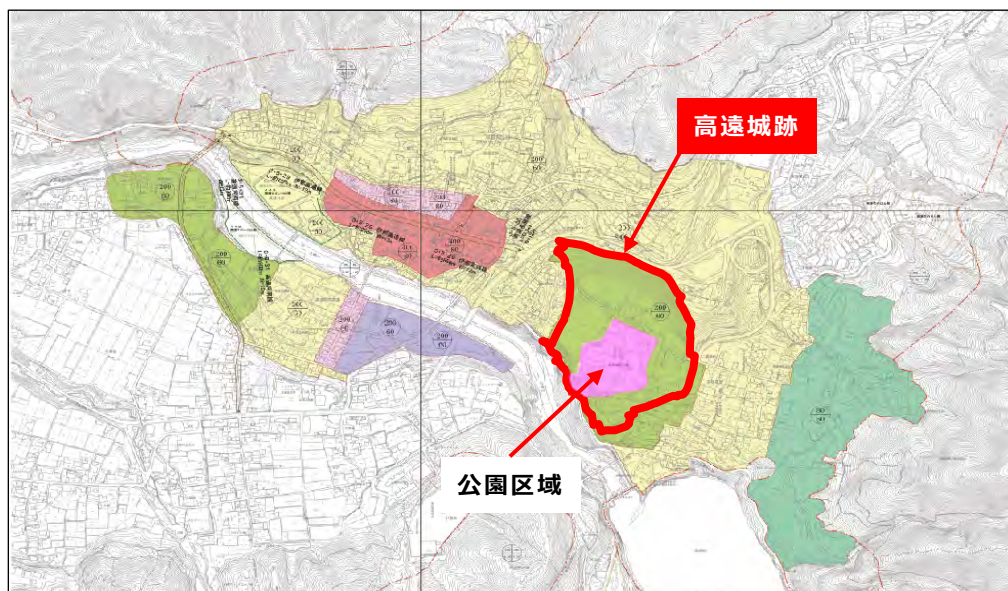


図. 伊那(高遠)都市計画図より 都市計画公園区域

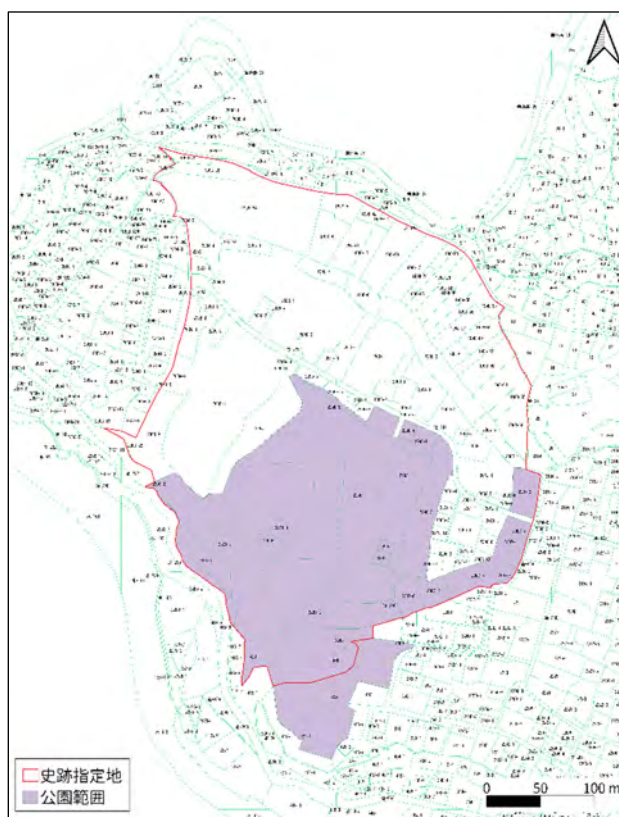


図. 都市公園台帳の地番から都市計画公園区域を整理した区域図

(6) 都市計画用途地域 第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域

高遠城跡は都市計画区域内にあり、史跡内やその周辺は用途地域として指定されています。用途地域とは、地域における住居の環境の保全又は業務の利便の増進を図るために、市街地の類型に応じて建築を規制するために指定された地域で、都市公園区域を除く史跡内全域が第一種中高層住居専用区域に、史跡周辺は第一種住居地域に指定されています。

根拠法令：都市計画法

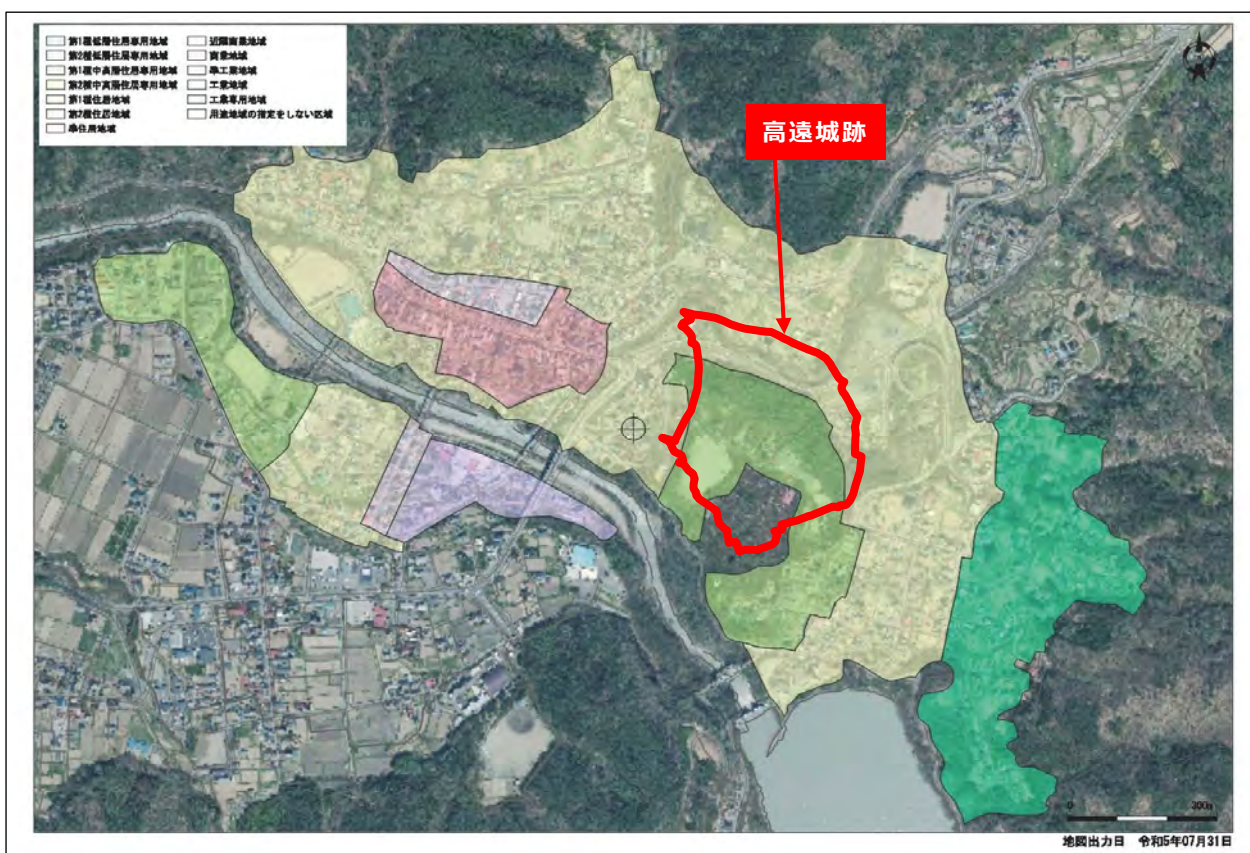


図. 都市計画 用途地域図

(7) 三峰川水系県立公園 第2種特別地域

高遠城跡本丸及び内堀内が、風致を維持する必要性の高い地域として、三峰川水系県立公園のうち、第2種特別地域に指定されています。この地域では、景観や動植物の生息・生育環境を保全するため、工作物の新築や増改築、木竹の伐採等の開発行為を行う場合、長野県知事の許可が必要です。風致景観上の支障がない行為に限り、一定の基準の範囲内で許可となります。

根拠法令：自然公園法、長野県立自然公園条例

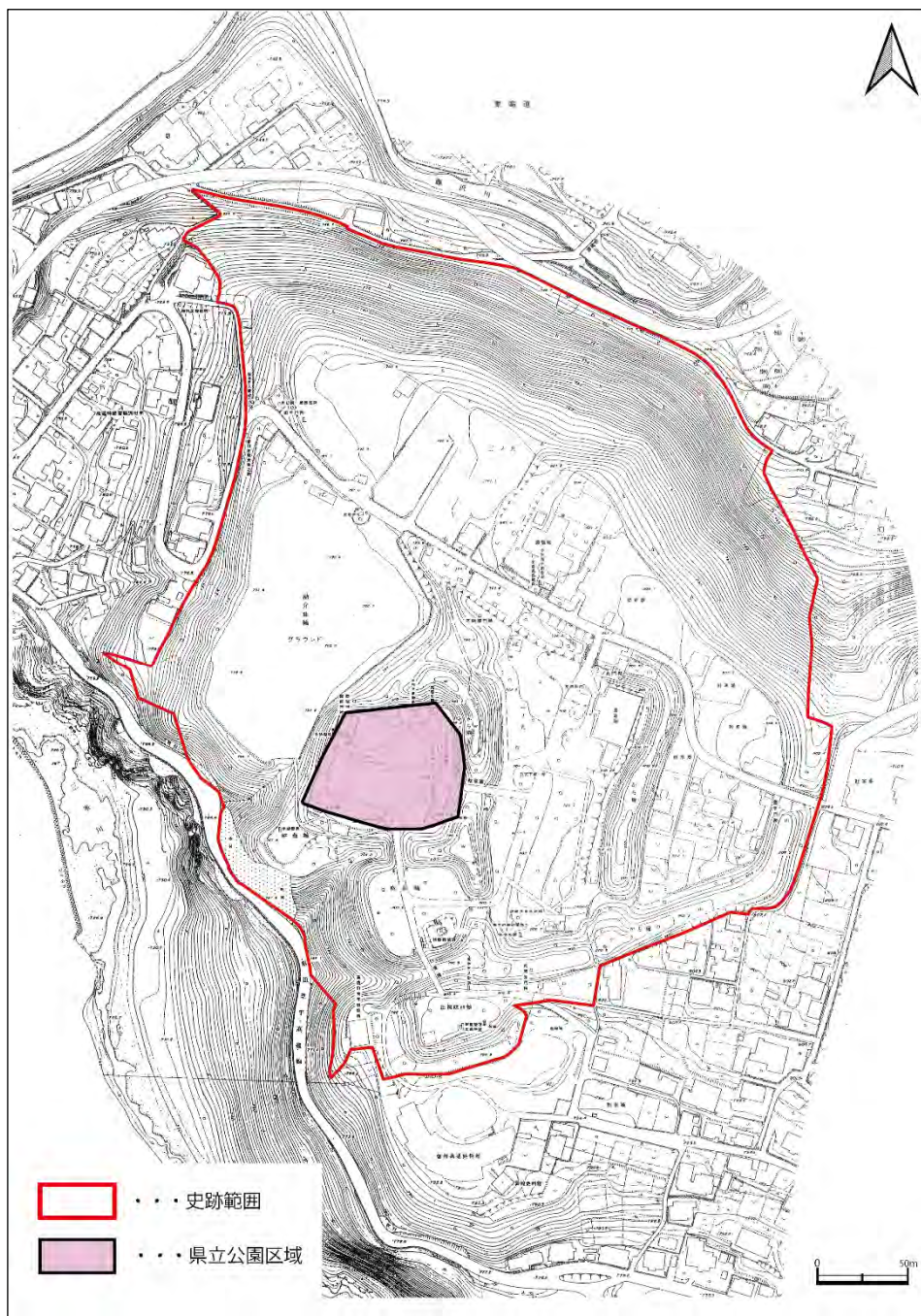


図. 高遠城跡内の三峰川水系県立公園区域図

(8) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、地域防災計画において、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、警戒避難に必要な情報をハザードマップ等の印刷物として配布し、住民に周知する必要がある区域です。高遠城跡内では、二ノ丸の土塁や中堀周辺、大手周辺や勘助曲輪の西側斜面、三ノ丸北側斜面等が指定されています。

根拠法令：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(土砂災害防止法)

(9) 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制がある区域です。高遠城跡内では、三ノ丸の北側斜面の一部が指定されています。

根拠法令：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(土砂災害防止法)



図. 史跡高遠城跡周辺の警戒区域指定状況

(10) 景観計画区域 市街地(面)、山岳・自然公園(面)、沿道(軸)

伊那市の景観特性を生かし、伊那市らしい景観を将来に引き継いでいくため、伊那市全域が景観計画区域になっています。景観に与える影響が大きい一定規模以上の行為をする場合、伊那市への届出が必要で、景観形成基準に適合すると認められた場合に事業を行うことができます。

高遠城跡指定地には、下記の景観区分に基づいた対象地があります。三峰川水系県立公園区域は、長野県立自然公園条例に基づいた許可が必要なため、伊那市景観条例の届出の対象外です。

根拠法令：景観法、伊那市景観条例

表. 高遠城跡指定地内の景観区分と対象地

景観区分		対象地
面	市街地	都市計画用途地域で、商業地と住居地が集積する地域
	山岳・自然公園	三峰川水系県立公園
軸	沿道	国道 152 号 道路境界から両側 30m

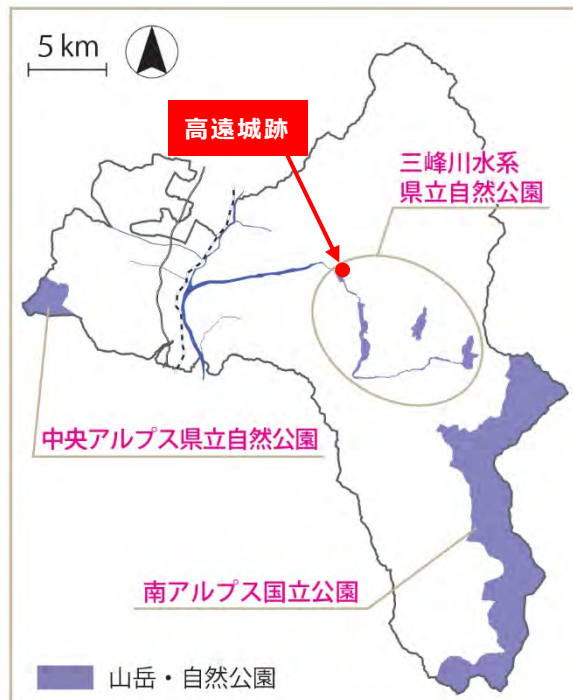
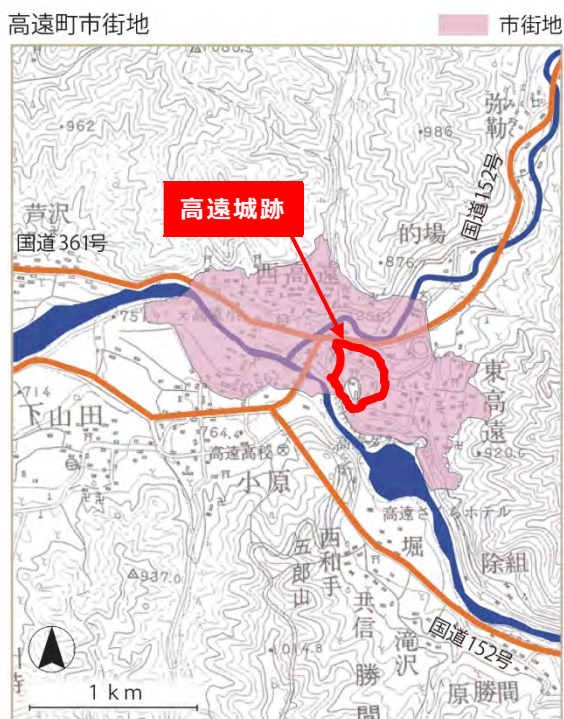


図. 景観区分(面)に基づく対象地

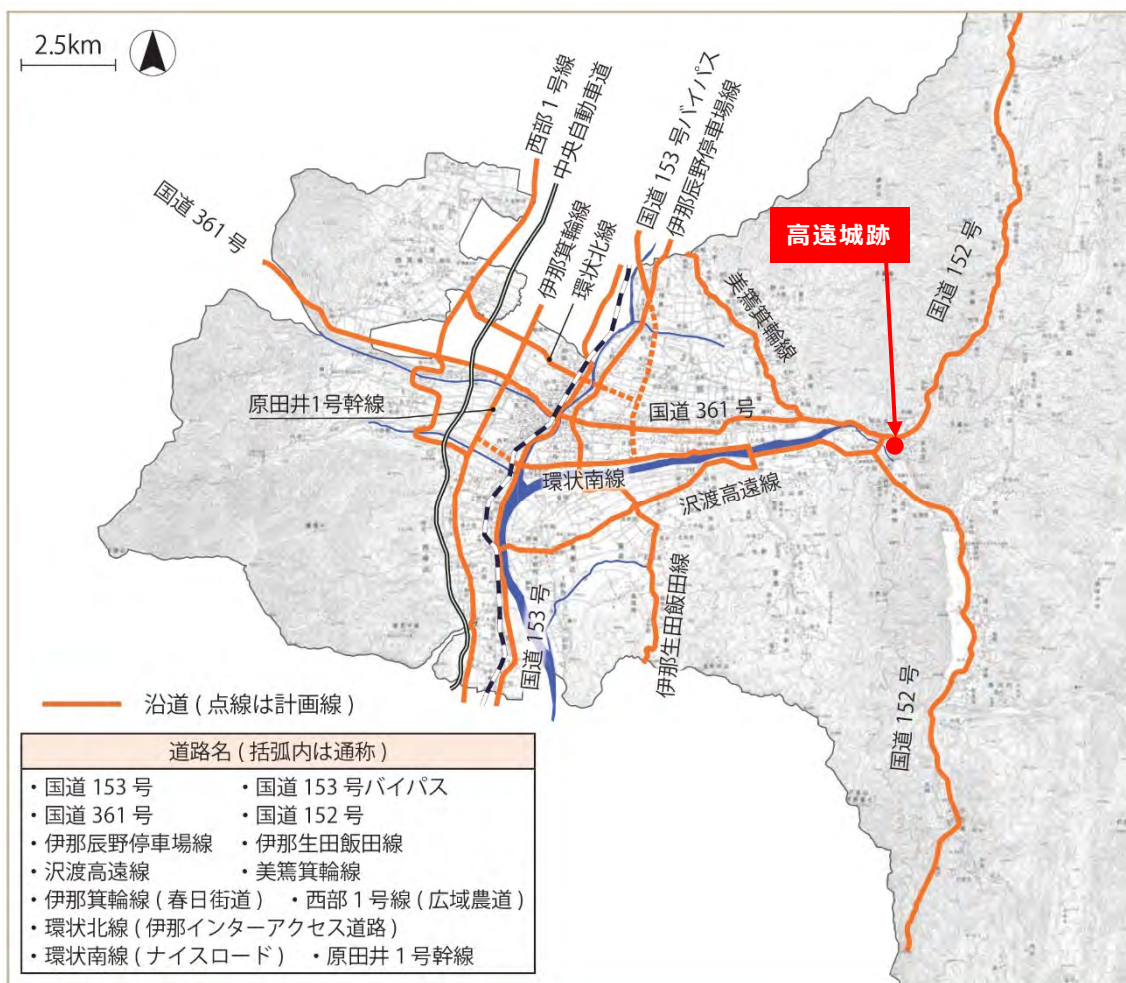


図. 景観区分(軸)にかかる対象地

- (11) 伊那市屋外広告物条例 第1種規制地域
 同 第2種規制地域
 同 第3種規制地域
 同 第4種規制地域

良好な景観保全や屋外広告物の適正な維持管理のため、伊那市内で屋外広告物を表示・設置する場合、伊那市屋外広告条例に基づく手続が必要です。この条例では4種の規制地域を設け、それぞれの特性に応じた広告物の規制・誘導が図られています。高遠城跡のうち、用途地域で第一種中高層住居専用地域とされている地域が第1種規制地域となっており、国道152号の両側50m及び景観形成住民協定地区が第2種規制地域に、国道361号の両側50m及び三峰川河川区域両側50mが第3種規制地域になっています。それら以外で、伊那市景観計画における地域区分(面)のうち、「市街地」地域が、第4種規制地域になっています。

根拠法令：伊那市屋外広告物条例

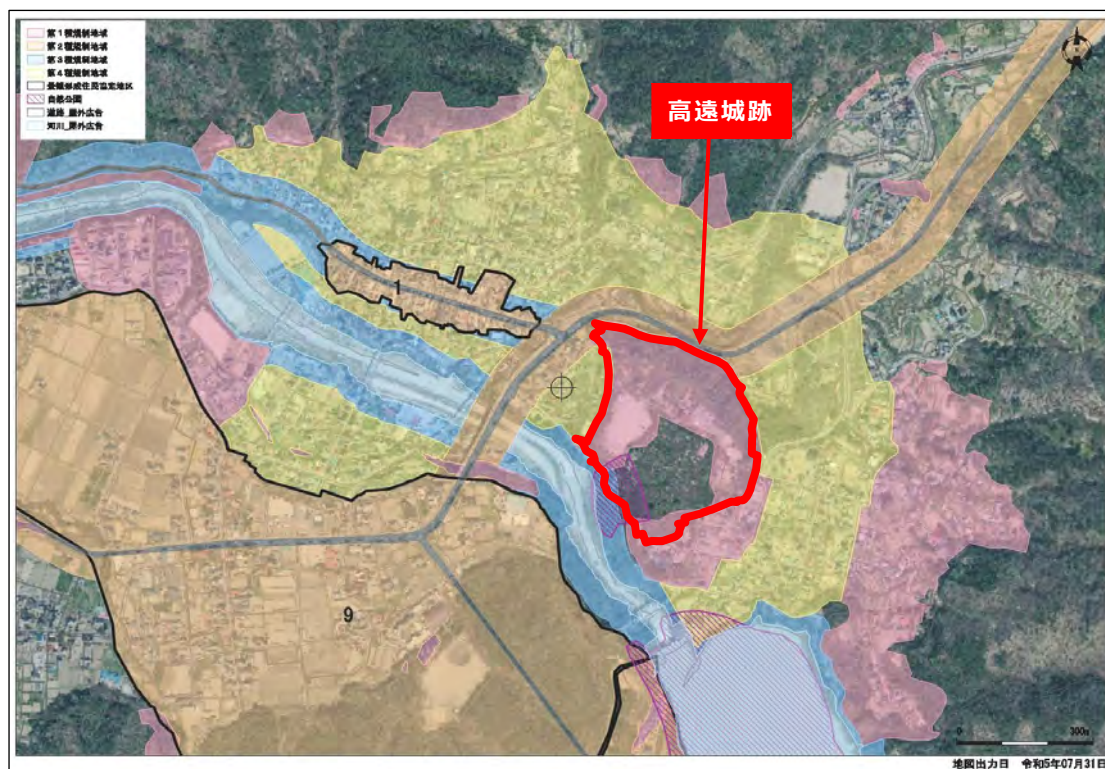


図. 伊那市屋外広告物条例規制地域図

(12) 地域森林計画対象民有林

高遠城跡内には、森林法第5条に基づく地域森林計画で定められた民有林があります。この区域内では、森林所有者等が森林の立木を伐採する際には、「伐採及び伐採後の造林の届出書」(伐採届)及び「伐採計画書」、併せて伐採後に^{さいぞうりん}再造林を行う場合は「造林計画書」の提出が必要です。伐採後には「伐採後の森林に係る状況報告書」及び、伐採後に再造林を行った場合は「伐採後の森林に係る状況報告書」の提出も必要となります。

根拠法令等：森林法



図. 高遠城跡周辺の森林区域図

(13) 農地

史跡内の農地は、地目変更、所有権の移転等を行う場合、伊那市農業委員会の許可又は届出が必要となります。農地を耕作目的以外(住宅地・資材置場・駐車場等)に使用する転用の場合にも、伊那市農業委員会の許可が必要です。

根拠法令：農地法

(14) 太陽光発電設備設置事業 禁止区域 及び 抑制区域

伊那市では災害の防止、良好な自然環境の保全のため、太陽光発電設備設置事業を認めない区域を「禁止区域」に指定しています。発電出力が10キロワット以上の設備の設置、事業区域の面積が1,000㎡を超える事業、土地の高低差が13mを超える区域での事業が対象となります。「文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡の区域」は禁止区域に指定されているため、高遠城跡内全域が禁止区域となり、高遠城跡周辺区域にも条件に基づいた禁止区域があります。

また、太陽光発電設備設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を「抑制区域」に指定しています。高遠城跡周辺地域には抑制区域に該当するところがあり、抑制区域内で事業を実施する場合は、市との事前協議や地域住民への事業説明や同意等を行った上で、許可申請が必要です。

根拠法令：伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例

禁止区域として高遠城跡内が該当する条件

- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された建造物、同法第57条第1項の規定により登録された建造物及び同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域

禁止区域のうち、高遠城跡周辺区域で該当する条件

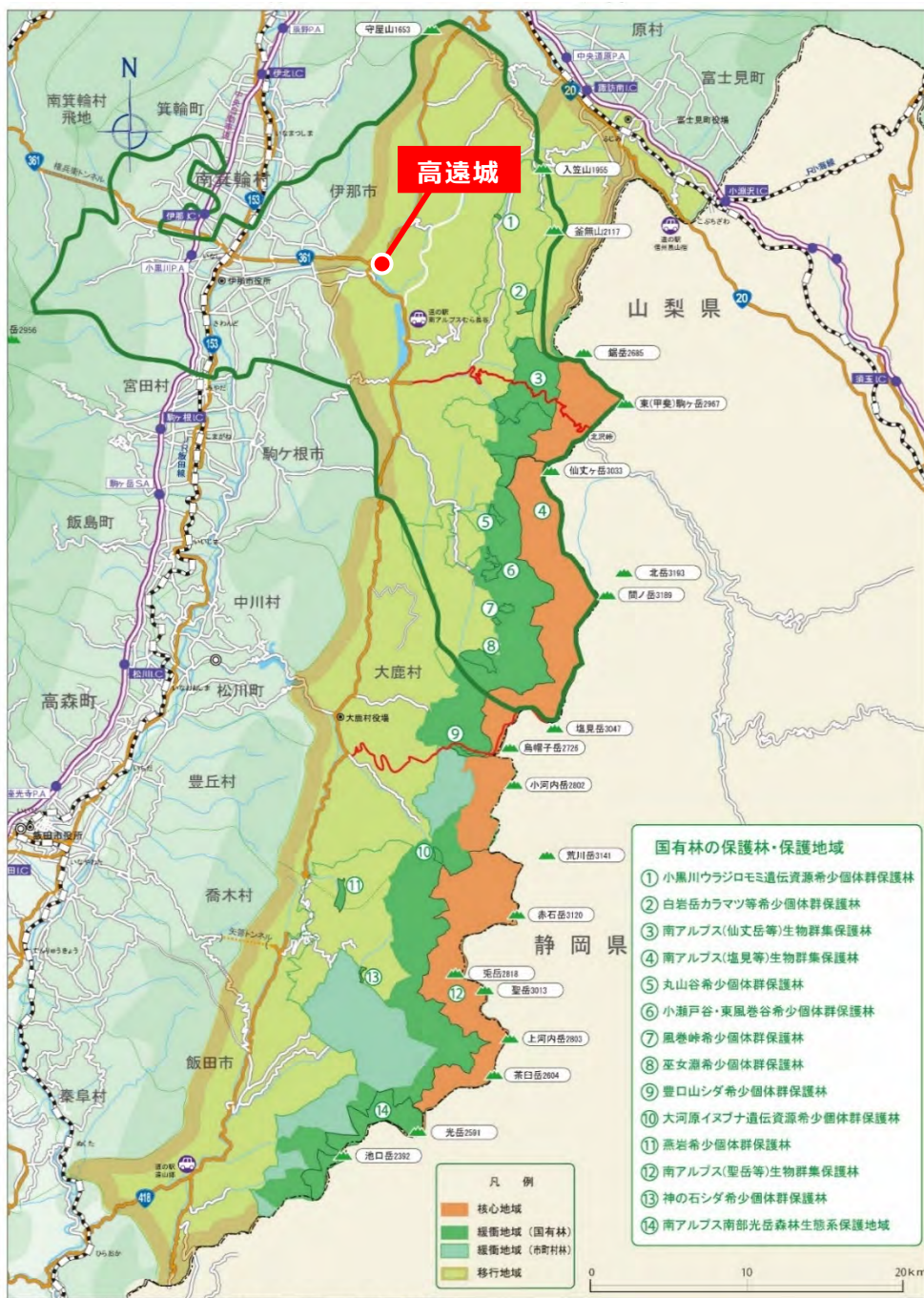
- (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- (8) 文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項の規定により指定された建造物及び同条例第30条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の区域
- (10) 現状の地盤面が斜度30度以上の角度をなしている区域(太陽光発電設備の設置に伴う造成等を行った後の地盤面にも準用する。)

抑制区域のうち、高遠城跡周辺区域で該当する条件

- (1) 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び同条第2項の洪水浸水想定区域
- (2) 文化財保護法第93条の周知の埋蔵文化財包蔵地の区域
- (3) 前条第2項第2号、第8号及び第9号の区域の敷地境界線から水平距離30メートル以内の区域
- (4) 森林法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている森林のうち、前条第2項第3号の保安林の区域を除いた区域
- (7) 前条第2項第5号の地すべり防止区域に準ずる区域
- (8) 前条第2項第6号の急傾斜地崩壊危険区域に準ずる区域
- (9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及びこれに準ずる区域
- (12) 伊那市景観条例(平成25年伊那市条例第40号)第6条に規定する伊那市景観計画により市街地に分類された区域
- (13) 伊那市景観条例第31条の景観形成住民協定の区域

(15) 南アルプスユネスコエコパーク 移行地域 いこうちいき

ユネスコエコパーク(生物圏保存地域)せいぶつけんは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、ユネスコが開始した事業で、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組です。伊那市では、南アルプス地域が南アルプスユネスコエコパーク(南アルプス生物圏保存地域)に登録されており、高遠城跡はその中の移行地域内にあります。移行地域とは人が暮らしを営んでいる地域で、自然環境と調和した農業や歴史、文化を活かしたエコツーリズム等が行われている地域です。



注意) この地図は、参考とした地図をトレースしています。イメージとしてご確認ください。

図. 南アルプスユネスコエコパーク 長野県域ゾーネーション地図

ちゅうおうこうどうせん
 (16) 南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク ジオサイト

高遠城跡は、日本ジオパーク委員会によって認定された「日本ジオパーク」南アルプス(中央構造線エリア)ジオパークエリア内にあります。ジオパークは、ジオ(地球)に親しみ、ジオを学ぶ旅であるジオツーリズムを楽しむ場所で、山や川をよく見て、その成り立ちとしくみに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所とされています。高遠城跡はエリア内にあるジオサイトの1つ「ヒト(歴史文化)のみどころ」として取り上げられています。

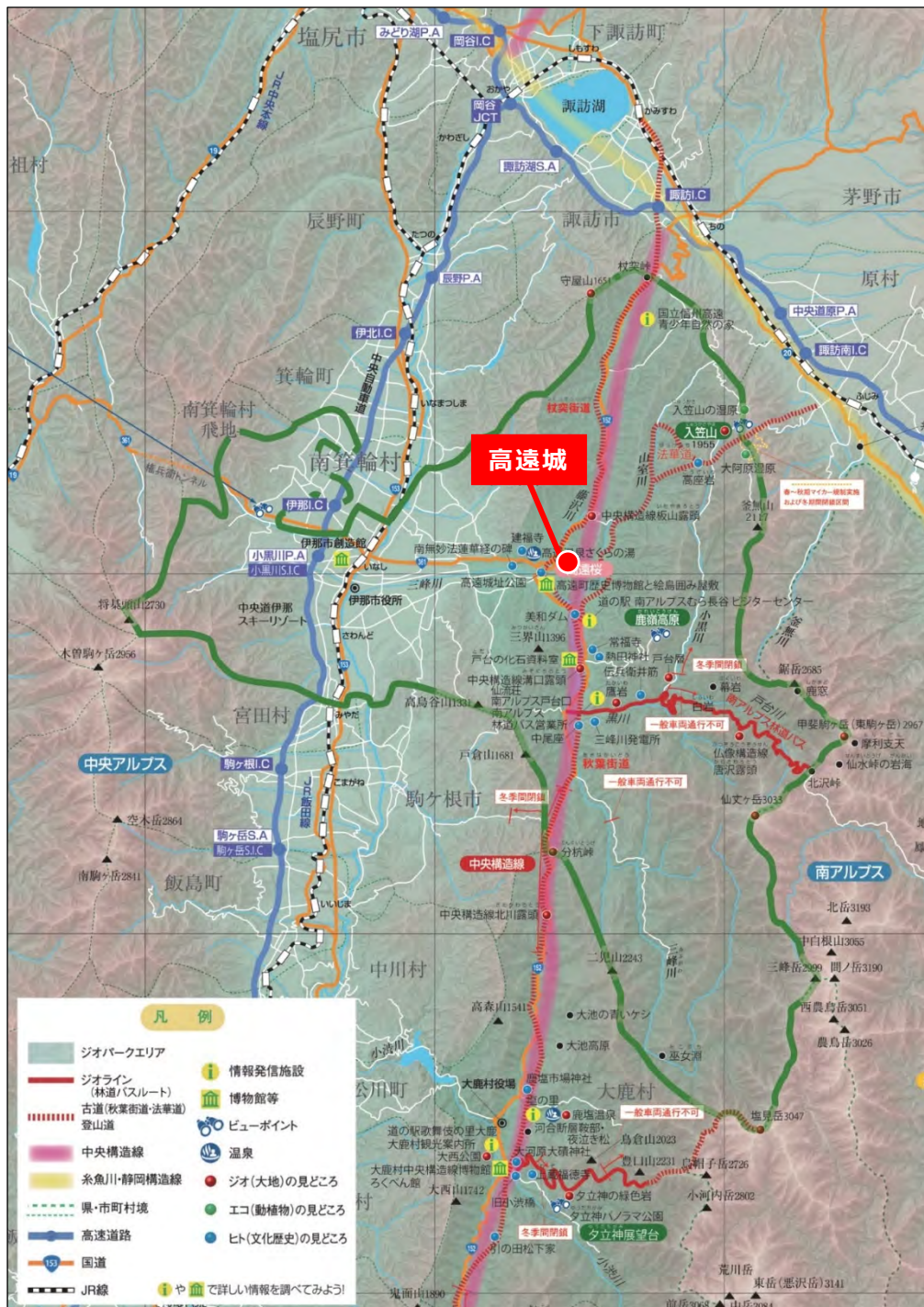


図. 南アルプス(中央構造線エリア)ジオパーク伊那市域マップ

(17) 景観形成住民協定地区

地域住民が良好な景観の形成を目指して、一定の区域の建物や工作物の色彩や形態等の外観、緑化等について自主的にルールをつくり協定として締結しています。史跡指定地は協定地区外ですが、近接する城下町地区が協定地区となっています。

根拠法令等：伊那市景観形成住民協定 城下町高遠・まちづくり協定(平成6年)



図. 城下町・高遠まちづくり協定 区域図

(18) 都市機能誘導区域、居住誘導区域

将来の人口規模に見合った効率的な都市基盤整備等を行い持続可能な集約型都市構造の実現を目指す伊那市立地適正化計画で定められた地域です。史跡指定地はこの計画による指定区域にはなっていませんが、城下町周辺が、主に日常的な生活サービス機能を集積する「都市機能誘導区域」と、生活サービスやコミュニ



図. 都市機能誘導区域、居住区域図

ティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき「居住誘導区域」に指定されています。施設や建物を建設する等の場合、届出が必要となります。

根拠法令等：都市再生特別措置法

第4章 史跡高遠城跡の価値

第1節 史跡高遠城跡の本質的価値

史跡の保存・活用の原点は、その史跡の本質的価値を明確に認識し、関係者間で共通理解を持つことです。史跡の本質的価値とは、史跡に指定された土地に存在する「遺跡」が土地と一体となって有するわが国の歴史上又は学術上の価値です。史跡高遠城跡の本質的価値を指定説明や調査成果に基づき、以下のように整理します。

○ 高遠藩政期の城郭の姿 A-1

高遠城は江戸時代、保科氏、鳥居氏、内藤氏と城主を変えつつ、高遠藩の居城として存続しました。城は本丸を中心に大規模な堀切を画して、二ノ丸、三ノ丸、南曲輪などの各曲輪で構成され、曲輪をめぐる土塁等とともに良好な状態で遺ります。江戸時代末期、廃城直前の城の構造を知ることができる貴重な文化財です。高遠城跡の最大の価値は、東日本特有の「土造りの城」であるとともに、今に至るまでその姿が保たれていることです。

城内には様々な機関が置かれ、高遠藩の藩政が司られましたが、絵図や古文書、記録等地域に遺る多くの史資料からも、城の機能を知ることができます。

また、城の東西に形成された武家屋敷や町人町の町割や、さらに外郭に配置された寺社地などもよく遺り、城と一体となって造りあげられた近世城下町の空間構成を知ることができます。

○ 時代とともに姿を変えた城 A-2

高遠城は中世以来、明治5年(1872年)の廃城に至るまで使われ続けた城で、時代の移り変わりとともに次々と手が加えられていきました。考古資料や古文書等による近年の調査・研究を通して、近世高遠城の下層には戦国時代に武田氏が築城した城郭が眠ることがうかがえ、戦国末期の落城後には大手と搦手の位置を入れ替える形で大改修されたことも分かっています。このように、地域の歴史の転換点で姿を変えながら存続してきた高遠城には、中世から明治維新に至るまでの、数百年にわたる地域と城のあゆみが反映されています。

○ 城内に遺る教育遺産 藩校進徳館 A-3

藩校進徳館は高遠城跡内に遺る唯一の江戸時代の建物で、全国的にも数少ない城内に現存する藩校の建物遺構です。近世の学問や藩学の実情を知ることができ、城内にあることから、藩が教育に力を入れていたことが窺えます。近代日本を担う人材を多く輩出した、いわば信州教育源流の地です。

また、家老の空き屋敷を利用したという点においては、高遠藩における上級武士の住宅を知る手掛かりとなる建物でもあります。

第2節 本質的価値以外の歴史的価値

高遠城跡は長い歴史に育まれた史跡であり、第1節で述べた本質的価値以外にも、城の歴史性に関連する多様な価値があります。

高遠城跡の史跡指定から50年が経過し、史跡としての価値に加え、指定当時にはなかった視点による多様な価値評価が進んでいます。これまではサクラ、高遠閣等城内に遺るものについて、その価値が単体で語られることが多くありましたが、これらは全て城跡であったが故に歩んだ歴史の一部です。

こうした状況を踏まえ、本質的価値にはあたらないものの、城の歴史性に関連する多様な価値として以下のものを挙げ、これらの諸価値についても配慮し、保全していきます。

○ 地域文化の発展に寄与した場 B-1

高遠城は様々な文化を生み育んだ場所です。城の歴史は『高遠記集成』や『晴清忠義伝』等の軍記物を生み、落城をめぐる物語は多くの人に語り継がれました。江戸時代中期には、領内の景勝地を描いた絵巻物『高藩探勝』が藩主に献上されたほか、城からの眺望を八景にまとめた『山窓記』が書かれ、後の高遠十景につながりました。また、城内の庭園へ引水するために製作された土管をきっかけに陶器生産が始まり、城で使う御用品や市販品が作られ、人々の需要を満たしました。城から生まれた文化の種が地域に広がり、人々によって生まれ、社会に彩りを添えました。

○ 廃城となった城跡の公園化の歴史をたどる場 B-2

明治初期、日本の近代化に必要な施設として、明治政府主導で公園づくりが進められましたが、「高遠公園」も明治6年(1873年)の太政官布達を受けて誕生した公園です。長野県内で2番目に早い明治8年(1875年)に設立し、地域の人々が心を寄せる場になっていきました。

廃城後の城郭の跡地で、城の歴史性を受け継いで進められた公園づくりは、歴史の重層性という観点から重要な価値を持ちます。

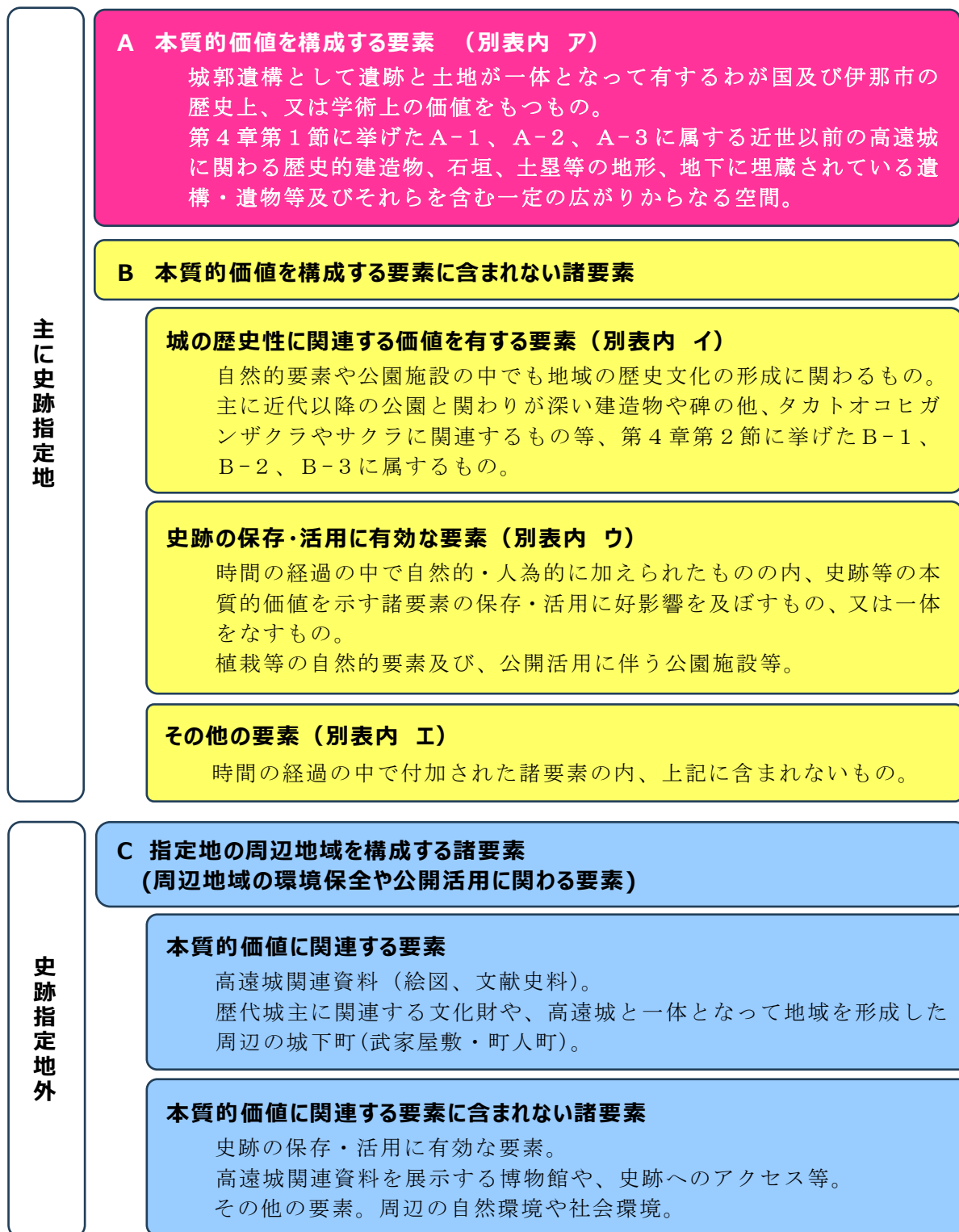
○ 長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」とサクラに親しむ場 B-3

公園の景色をつくるため、廃城後間もない明治9年(1876年)からタカトオコヒガンザクラが城跡に植えられ始めました。明治以降、近年まで補植され続けたこのサクラは固有種で、現在史跡周辺で約1,500本を数え、単一種で純林を形成する状況は類例がないとして、史跡指定以前の昭和35年(1960年)に長野県天然記念物に指定されています。

またこのサクラは観光価値を生み、地域に多大な貢献をしているほか、地域の誇りとなり、地域づくりの核となっています。

第3節 史跡高遠城跡の構成要素

史跡高遠城跡は様々な遺構や施設により成り立っていますが、その一つ一つが史跡を構成する要素です。高遠城跡の価値の根幹を成し確実に保存すべきもの、現在の利活用を考慮し保全が求められるもの、将来的に史跡内からの移設や除去を検討すべきもの、それぞれを明確にし、史跡の保存・活用を円滑に進めるため、高遠城跡の要素を以下のように区分します。



史跡高遠城跡を構成する要素を前頁の区分に基づき、以下の表にまとめました。
 「A 本質的価値を構成する要素」や本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素の内「イ 城の歴史性に関連する価値を有する要素」については、本章第1節、第2節の該当価値を各要素の右欄に示しています。

表. 史跡高遠城跡を構成する要素

A 本質的価値を構成する要素 ア	地上に表出している遺構等	地形立地	A-1、A-2
		曲輪	A-1
		切岸	A-1
		土塁	A-1
		堀、堀内池	A-1
		石垣(大手石垣等)	A-1
		道(堀内道等)	A-1
		進徳館	A-3
		井戸	A-1
		旧大手門(移築縮小)	A-1
	地下遺構・遺物	堀(鍛冶堀)	A-1
		枅形等虎口	A-1、A-2
		中近世の建造物遺構	A-1、A-2
		中近世の土木構造物等の遺構	A-1、A-2
		南曲輪庭園跡	A-1
		中近世の遺物	A-1、A-2
史跡に由来するもの	城内からの出土遺物	A-1、A-2	
	二ノ丸門(解体保管)	A-1	

B 本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	イ 城の歴史性に関連する価値を有する要素	高遠のコヒガンザクラ樹林(県天然記念物)	B-3
		タカトオコヒガンザクラ	B-2
		高遠閣(国登録有形文化財)	B-2
		太鼓櫓	B-2
		新城藤原神社関連施設	B-2
		高遠公園碑	B-2
		問屋門	B-2
		石造物(石灯籠)	B-2
		土橋	B-2
		ウ 史跡の保存・活用に有効な要素	説明板・史跡説明碑
	誘導標識		
	園路、木製階段、橋		
	トイレ		
	休憩施設(ベンチ、あずまや)		
	入園管理施設(券売所、ゲート)		
	資材倉庫		
	臨時警備派出所建物		
	柵		
	電気通信設備		
	上下水道設備		
道路施設・交通安全施設			

B 本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	ウ 史跡の保存・活用に有効な要素	樹木、植栽(モミジ等景観木)
		植栽管理の設備(支柱、藤棚、防獣対策)
		イベント関連仮設施設
		石碑、記念碑、文学碑(城跡やサクラ、公園に関わるもの)
		防災施設
		境界標
	エ その他の要素 必要に応じて調整を図る要素	樹木、竹木、植栽
		駐車場
		石碑、記念碑、文学碑(城跡やサクラ、公園に関わらないもの)
		旧高遠高校校舎
		旧保育園園舎
		民家
		農地

C 指定地の周辺地域を構成する諸要素	本質的価値に関連する要素	武家屋敷地(地割、地名、出土遺物)	歴史的環境	
		旧馬島家住宅	歴史的環境	
		伊澤修二生家	歴史的環境	
		読書楼(北原安定家住宅)	歴史的環境	
		町人町(町割、地名、枅形、町家)	歴史的環境	
		相生枅形	歴史的環境	
		商家池上家	歴史的環境	
		旧中村家住宅(たまきや)	歴史的環境	
		寺社(高遠八か寺、鉾持神社、諏訪社)	歴史的環境	
		保科家墓所・鳥居家墓所・内藤家墓所	歴史的環境	
		絵図・文献史料(城絵図、藩校蔵書、古文書等)	歴史的環境	
		三峰川側の急崖	自然的環境	
		御用水跡	歴史的環境	
		高遠焼	歴史的環境	
	五郎山	歴史的環境		
	本質的価値に関連する要素に含まれない諸要素	史跡の保存活用に有効な要素	博物館施設	社会的環境
			史跡へのアクセス、国県市道、遊歩道、ポケットパーク	社会的環境
			誘導標識	社会的環境
		その他の要素	駐車場	社会的環境
			複製太鼓櫓	歴史的環境
河川			自然的環境	
タカトオコヒガンザクラ	自然的環境			
	樹木、竹木、森林、植栽	自然的環境		
	市街地(宅地、道路、電気通信設備、上下水道等)	社会的環境		
	農地	社会的環境		

A 本質的価値を構成する要素 ア

石垣(大手石垣)

進徳館

井戸

旧大手門

糸治堀

二ノ丸桁形遺構

道(堀内道)

堀(内堀)

堀(中堀)

堀(外堀)

堀(外堀)

出土遺物

土塁(本丸)

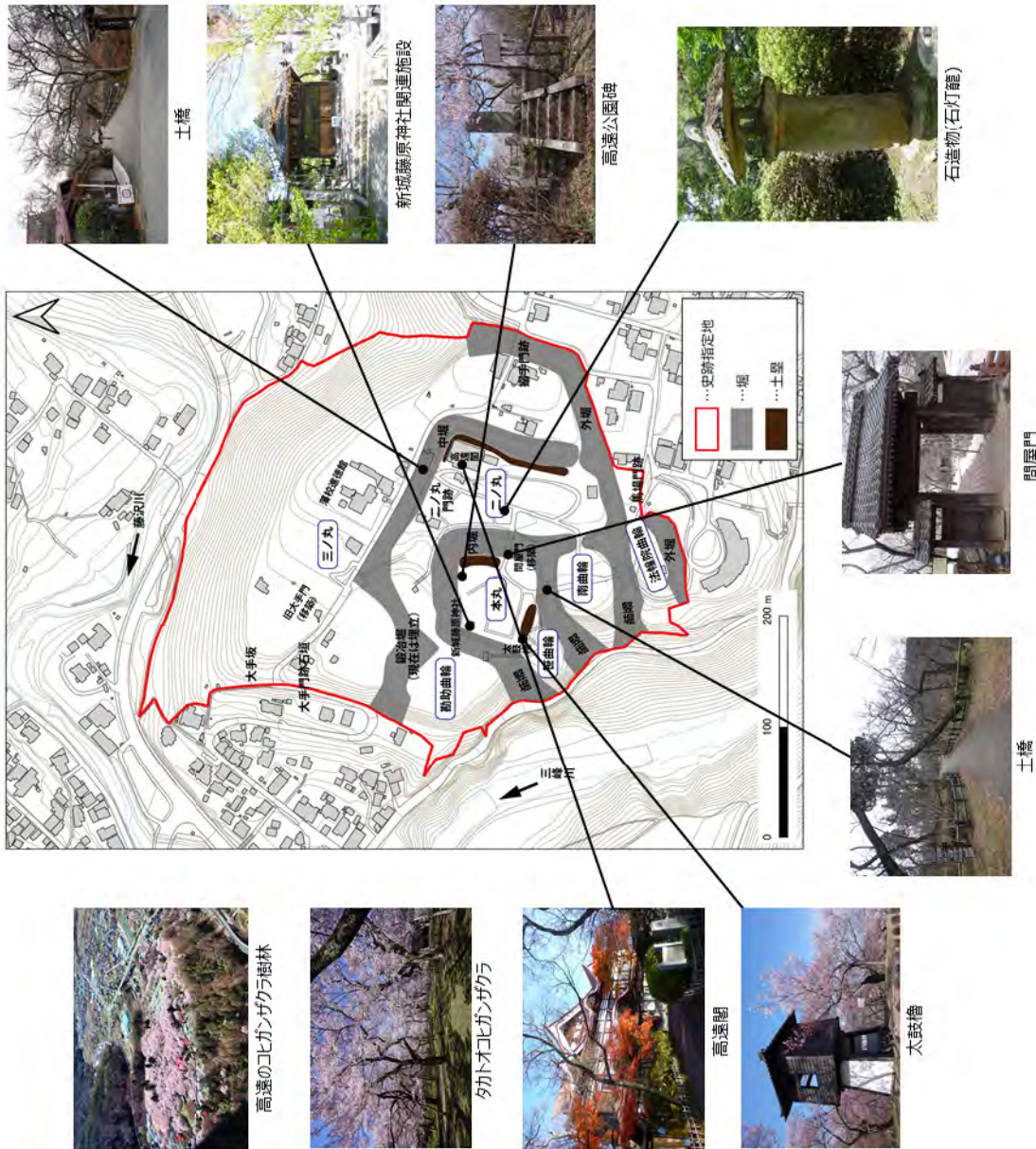
土塁(二ノ丸)

切岸(南曲輪)

地形立地・曲輪

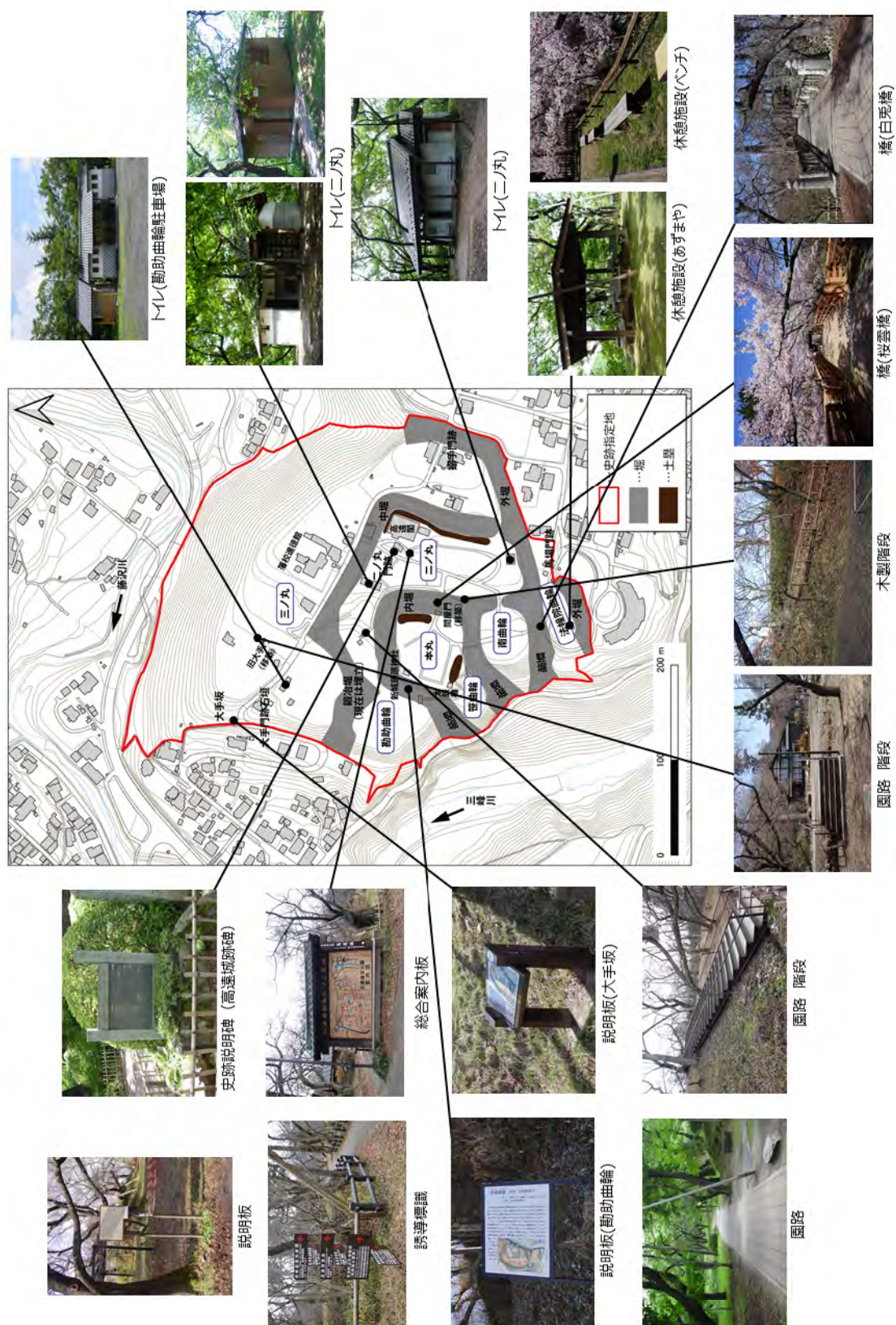
B 本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素

イ 城の歴史性に関連する価値を有する要素



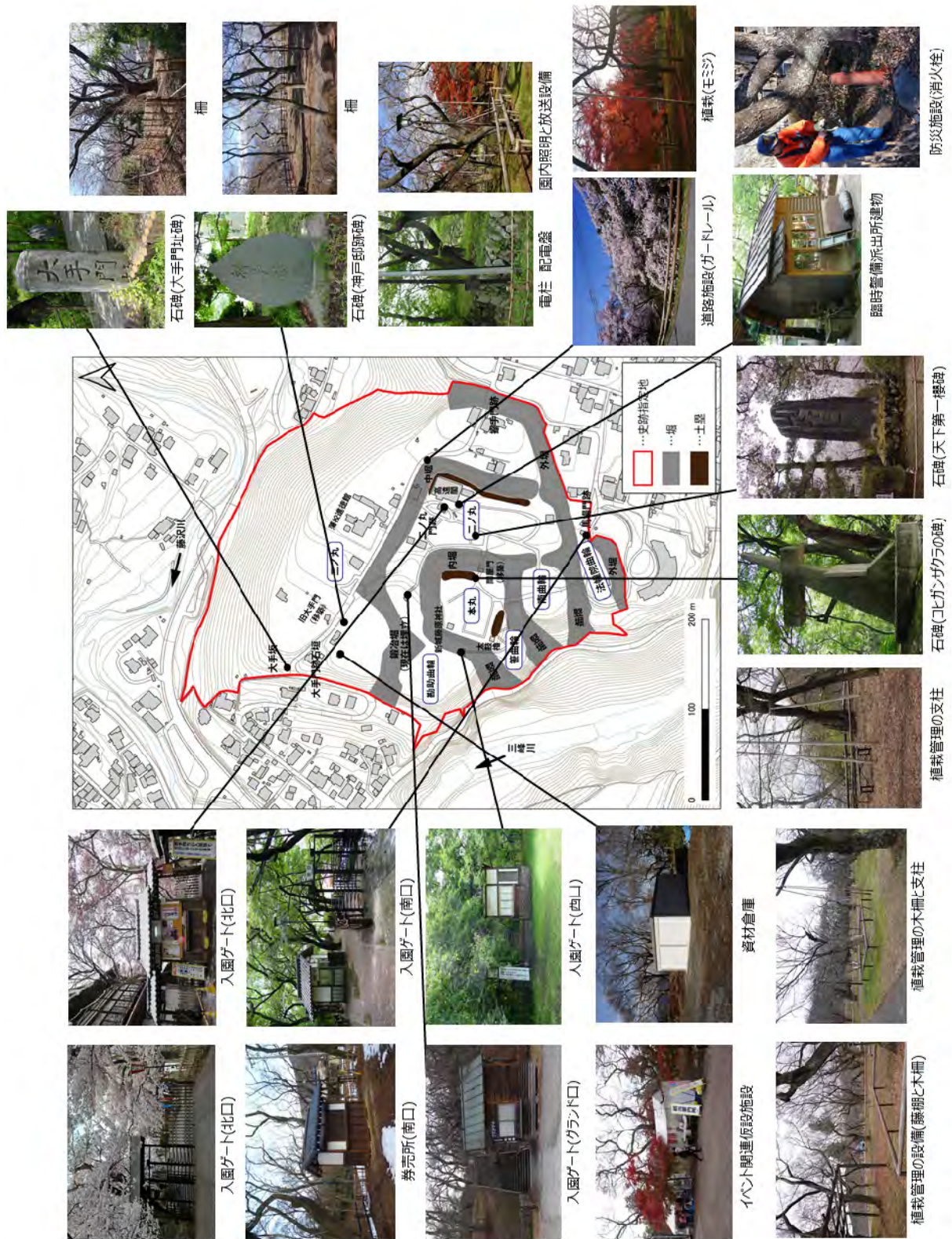
B 本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素

ウ 史跡の保存・活用に有効な要素 (主なもの) 1



B 本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素

ウ 史跡の保存・活用に有効な要素 (主なもの) 2



C 指定地の周辺地域を構成する諸要素 (主なもの)



第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

1 保存管理の現状

(1) 維持管理

高遠城跡内には、国有地(文部科学省所管)、県有地、市有地のほか民有地や寺社有地が存在します。管理団体はなく、管理はそれぞれの所有者が行っていますが、本丸、南曲輪、笹曲輪の国有地については、都市公園の用途として使用するため、伊那市が国有財産使用許可(令和3年3月2日付け、2受文庁第3841号で許可)5年ごとに更新)を受けて公園としての管理を行っています。

高遠城跡の一部は都市公園「高遠城址公園」に位置づけられており、公園内は(一財)伊那市振興公社が日常的な維持管理(清掃、き損箇所の有無点検、植栽管理、小規模な修繕等)を実施しています。進徳館とその敷地内については、伊那市教育委員会事務局生涯学習課が日常的な維持管理を行っています。

史跡の標識や説明板はありますが、境界標きょうがいひょうの設置がなく、史跡として管理すべき指定地の範囲が現地に示されていません。また、文学碑や記念碑等の石碑や、宗教施設に関連する鳥居や手水鉢等ちようずばちの石造物が多くあります。

(2) 史跡の現状変更等許可

文化財保護法第125条及び文化財保護法施行令第5条による史跡の現状変更等許可は、伊那市教育委員会事務局生涯学習課が所管し、行為申請者から提出された現状変更等許可申請書のうち、文化庁の許可が必要なものは、伊那市教育委員会から長野県を經由し、文化庁に提出されています。

市の権限で許可可能な軽微な変更にかかる事務については、伊那市教育委員会事務局生涯学習課において行っています。

史跡の本質的価値及び構成要素が明確にされておらず、保存の対象が明確でないほか、保存の基本方針及び現状変更等の取扱いに関する基準が定められていません。

(3) 公有化

史跡の公有化は、史跡指定に伴う財産権の制限に対する補償的措置、及び史跡の適切な保存、管理、活用を行う対象地の取得を目的として実施するものです。第3章第3節で述べたとおり、高遠城跡における公有化率は81.1%で、18.8%が民有地となっています。

(4) 調査研究

史跡内における遺構確認調査は、工事に伴って実施された緊急発掘調査が中心で

あり、遺構の規模や内容を特定するための確認調査は十分行われていません。

一方、伊那市では多くの絵図や文献史料を所有しており、これらの史料を利用して高遠城の文献調査や城絵図の研究を進めています。近年、江戸時代末期の南曲輪の状況を描いた「御城内引水略絵図」(73頁「表.高遠城絵図資料一覧」資料No.101)が新たに発見され、南曲輪の庭園の詳細な状況が明らかになりました。

また、市内の民家で移築門(本丸冠木門)が確認されたことから、建築史資料調査も行っています。

(5) 植栽管理

高遠城跡は、史跡や公園として多くの市民に親しまれ広く利用されており、タカトオコヒガンザクラを中心に、区域に応じて多様な樹木があり、園内の平場だけでなく、土塁や堀の法面、切岸等の遺構上にも植栽されています。

本丸、二ノ丸、南曲輪、笹曲輪、法幢院曲輪、三ノ丸はタカトオコヒガンザクラやモミジが植栽の大部分を占め、特に、二ノ丸、法幢院曲輪、内堀内のサクラは、長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」に指定されており、県天然記念物指定範囲の内外に関わらず、周囲のサクラも含めて一体的な保存管理が行われています。

公園内の樹木は、(一財)伊那市振興公社が定期的な剪定や消毒等を行っており、樹勢の維持、良好な環境及び景観の維持に努めており、特にタカトオコヒガンザクラの管理については、年間計画に基づいて作業を行っています。

史跡内三ノ丸北側斜面の森林区域には、太平洋戦争後に植林されたカラマツやヒノキ等の針葉樹、クルミやミズキ等の広葉樹が見られます。

(6) 鳥獣対策

史跡内には年間を通してニホンジカが多く出没しており、樹皮剥ぎの被害が多く見られます。限定的ではあるものの、竹垣や木柵により、ニホンジカの進入を防いでいます。

進徳館では以前に屋根裏等にハクビシンの侵入が見られました。侵入路を塞ぎ、燻蒸実施の際に定期的に屋根裏の状況を確認しており、現状で糞害や建物被害は確認されていません。

(7) 防災

高遠城跡の周囲には、直下型地震が予想される伊那谷断層帯及び糸魚川-静岡構造線断層帯等があります。また、東南海地震・南海地震・東海地震が同時発生する南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震の影響を強く受ける地域です。江戸時代にも何度か地震に見舞われ、石垣の崩落や堀の斜面崩落等の被害が生じたことが記録に残されています。史跡内の建造物のうち、進徳館と高遠閣については、耐震補強工事を実施しています。

第3章第3節で述べたとおり、史跡高遠城跡の一部は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づく、土砂災害警

戒区域(急傾斜地)及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)に指定されています。平成28年(2016年)には、史跡指定地に隣接する南側の急崖で大規模な法面崩落が発生し、その後指定地内も含めて一体的に防災工事が実施されました。

また、「伊那市地域防災計画」において、高遠閣が指定緊急避難場所、^{かんすけくるお}勘助曲輪が災害時ヘリポートに指定されています。

史跡内の消火栓は3か所あり、進徳館、高遠閣、旧大手門といった歴史的建造物の周辺にそれぞれ設置されています。また勘助曲輪に100 m³の防火水槽が3基設けられています。

2 保存管理の課題

(1) 維持管理

- ・文化財保護法上設置が必要な施設のうち、境界標が未設置であることから、設置する必要があります。
- ・石碑や石造物の扱いについて、個別の価値や遺構への影響等を踏まえて今後の方向づけを検討する必要があります。
- ・旧高遠町が管理団体の指定に向けて取り組んだ経過がありますが、現在までに指定に至っておらず、史跡指定範囲全域の一体的な保存管理や整備、活用が難しい状況にあります。

(2) 史跡の現状変更等許可

- ・史跡の本質的価値及び構成要素を明確にし、保存の対象を明らかにすることが必要です。保存の基本方針及び現状変更等の取扱いに関する基準を定め、構成要素それぞれの持つ価値に応じた保存管理と、それに伴う現状変更等が求められます。

(3) 公有化

- ・史跡公有化の目的に沿って、公有化を進める必要があります。民有地の中には、居住民家や、観桜期を中心に駐車場や店舗経営を行っているところもあり、土地所有者と丁寧に話し合いを続け、長期的な視点で公有化を進めていくことが必要です。

(4) 調査研究

- ・遺構確認調査が不十分であることから、高遠城跡の全体像や遺構の残存状況に不明な点が多くあります。

- ・ 史跡指定以降、環境整備を視野に入れた遺構調査や工事等に先立つ記録保存のための調査等が行われていますが、全ての調査結果を横断的に検証することが不十分であり、依然として城の実態に不明確な部分が多くあります。未報告となっている発掘調査もあるため、報告書の刊行や今までの各種調査結果の総合的な検証を第一に行った上で、必要箇所の調査を進めていくことが求められます。併せて、調査体制を整える必要があります。
- ・ 遺構がすでに壊されて残っていない場所を整理する必要があります。
- ・ 近世以前の高遠城の姿を明らかにするためにも、文献史料や絵図調査、収集を継続的に続ける必要があります。また、近世以前の地形を確認するためには古写真の活用も有効であるため、古写真の収集や分析も必要です。
- ・ 本丸冠木門の建築調査が行われていますが、移築の伝承を持つ門についてはほかにもあるため、これらを対象とした建築調査を継続的に行っていく必要があります。また、解体保存中の二ノ丸門(移築門)の部材について、保管から30年近く経過していることから、保存状況を確認する必要があります。

(5) 植栽管理

- ・ 現在史跡内にあるタカトオコヒガンザクラは、大部分が戦後の植樹とみられますが、植樹から80年近く経過し、老木化が進んでいます。史跡内の平坦地に植栽されている約500本の内、94%の生育が思わしくなく、特に二ノ丸と南曲輪のサクラについては、著しく不良という状況です。市民に親しまれる観光資源の一つともなっており、史跡との調整を図りながら、樹勢回復等の適切な管理が必要となっています。
- ・ 土塁上や堀や切岸の斜面にあり、遺構を望む景観の妨げになっている樹木があり、史跡としての見どころが分かりづらい状況です。また、遺構に影響を及ぼしていると思われる樹木への対応が求められます。
- ・ 三ノ丸北側斜面の樹木は管理があまりされておらず、高木化しており、暴風や大雪等による倒木の懸念があります。公有化の推進と併せて、伐採や斜面保全のための植樹等、森林整備が必要です。

(6) 鳥獣対策

- ・ ニホンジカによる樹皮剥ぎを防ぐため、一部で竹柵や木柵が設置されていますが、それだけでは侵入対策は十分でなく、樹皮剥ぎの被害は年々増加しています。被害を防ぐ対策が求められています。

- ・ハクビシンによる進徳館への建物被害を防ぐため、日常的な点検と侵入対策を継続することが必要です。
- ・市内の他遺跡では、キツネの営巣による掘削被害が確認されています。高遠城跡内では同様の被害は見られませんが、小動物による掘削被害を抑止するため、定期的な確認が必要です。

(7) 防災

- ・直下型地震や、南海トラフ地震が発生した場合、大きな被害が生じる可能性があるため、防災対策を講じる必要があります。
- ・令和3年(2021年)に土砂災害警戒区域(急傾斜地)にある中堀の斜面が崩落したほか、同じく土砂災害警戒区域(急傾斜地)及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)に指定されている三ノ丸北側斜面においても、崩落の懸念があります。また、史跡南側の急崖では土砂崩落や落石が発生しており、直下を通る県道芝平高遠線^{しひら}通行者の事故につながるおそれがあります。防災対策と併せて、災害時の連絡体制や被災時の対応を明確にしておく必要があります。

第2節 活用の現状と課題

1 活用の現状

(1) 公開の現状と入場者数、交通アクセス

史跡内の高遠城址公園区域については、サクラの咲き始めから散り終わりまでが有料入園期間となっていますが、それ以外の時期は無料で常時公開されています。

各曲輪の内、笹曲輪については隣接する本丸の太鼓櫓に倒壊の恐れがあることから、公開を中止しており、笹曲輪に通じる西口のゲートも閉鎖しています。

高遠城跡を訪れる来場者の半数程度が観桜期に集中しているものの、近年、夏から秋にかけての観光客数の割合が増えています。日本100名城に認定され、城めぐりで訪れる人も増えており、高遠城の史跡としての価値に多くの人が関心を寄せています。また、モミジの紅葉時期に合わせたもみじ祭りも行われており、サクラの名所のみならず、四季を通じて楽しめる場となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って激減した来場者も、徐々に回復傾向となっています。

アクセス面では、高遠城跡は最寄の鉄道駅(伊那市駅)から10km以上離れており、最寄のバス停(高遠駅)からも2km以上の距離があります。公共交通機関の接続が不便であるため、ほとんどの来場者が自家用車で訪れています。史跡内には民間駐車場が複数ありますが、来場者から利便性向上を望む声も多く、多目的利用の公園広場として位置づけられている^{かんすけぐるわ}勘助曲輪を臨時的に駐車場として利用しています。このため、平時は駐車場の数は充足していますが、観桜期は自家用車に加え、観光ツアーバスによる来場も多いため、史跡外に臨時駐車場を設けて収容しています。観桜期の最盛期には、史跡と臨時駐車場やバス停とを結ぶシャトルバスや循環バスを運行しています。

(2) 見学動線

史跡見学時の動線は自由動線となっており、多くの見学者は勘助曲輪駐車場を起点に、進徳館や都市公園区域の二ノ丸、本丸、南曲輪、法幢院曲輪を回ります。内堀の他、サクラや高遠閣、^{とんやもん}問屋門等近代以降の公園の歴史と関わりが深い施設を中心に見学しています。

(3) 案内板や解説板、便益施設、園路の状況

来訪者に対する総合案内板が二ノ丸高遠閣前に設置されているほか、各曲輪には遺構等の説明看板が設置されています。これらの看板は景観に配慮する色彩となっているほか、誘導看板については、日本語のほか、英語、中国語(北京語・広東語)、韓国語での表記がされています。

園路はインターロッキングブロック舗装となっていますが、堀内へ下りる園路等

は木道や木製階段となっています。史跡の見どころに意識的に誘導するための園路や仕掛けはありません。

トイレは史跡内や周辺に複数あり、バリアフリー化もされているため、通常時は十分な数です。しかし、4月の観桜期は不足するため、二ノ丸や勘助曲輪等に仮設トイレが設けられます。

(4) 公開施設の利活用

史跡内には、藩校進徳館と高遠閣という2つの公開施設があります。

藩校進徳館は江戸時代から高遠の学の礎^{いしづえ}となった場所であり、現在も公民館や学校と連携し、教育活動の場としての活用が積極的に行われています。

また、登録有形文化財の高遠閣は、公園管理の拠点施設であるとともに、休憩施設としての利用のほか、各種講演会や秋のそば祭りといったイベント会場として利用されています。また1階には、ここにこショップ「ひだまり」が併設されており、観桜期やもみじ祭りの際には、心身障がい者の活動支援の場となっています。

(5) 史跡ボランティアガイド

高遠町地域内の史跡、神社仏閣等の案内ガイドを行う団体「ふきのとう」が、(一財)伊那市観光協会と連携して、高遠城の案内ガイドを担っています。観桜期は進徳館を拠点に史跡案内を行っているほか、5月から11月の間、毎月2回高遠城跡内の案内所に常駐し、希望者に対して史跡案内を行っています。

来場者が多い観桜期については「ふきのとう」以外に、「い～なガイドの会」も高遠城跡内のガイドを行っています。

(6) 情報発信

史跡高遠城跡の認知度を高めるため、『高遠城跡ガイドブック』を作成し市内施設で販売しているほか、パンフレットや市の公式ホームページ、(一社)伊那市観光協会のホームページ等を通して、高遠城跡の情報提供を行っています。

(7) デジタルコンテンツによる活用

デジタルコンテンツによる活用も進められており、スマートフォンやタブレットに表示された古地図上に、GPS(衛星全地球測位システム)の現在地情報を表示しながら、城の散策ができるアプリケーション「高遠ぶらり」が公開されています。現地を歩きながら、より詳しい歴史や遺構の情報、古写真等を楽しむことができます。

VR(仮想現実)技術を利用して、幅広い年齢層の人が高遠城を楽しみながら学べるように、戦国時代の高遠城の戦いを史実に基づき再現した「VR高遠城の戦い」を制作公開しています。

(8) 博物館施設との連携

伊那市立高遠町歴史博物館は、地域を学ぶ小中学生や高遠城を訪れる観光客の多

くが訪れる施設です。高遠城跡に近接していることから、高遠城跡の魅力を伝えるガイド施設としての役割も兼ねています。常設展で高遠城の歴史や出土遺物の展示を行っています。また、VR体験や日本100名城のスタンプ、御城印、お城カード等、愛好者が多いコンテンツを歴史博物館に置くことで、城跡と博物館を相互に行き来しやすい環境が生まれ、高遠城を深く理解することにつながっています。

2 活用の課題

(1) 公開

- ・ 笹曲輪の公開と西口のゲート開放について、本丸の太鼓櫓の対応と併せて検討を進める必要があります。
- ・ 平成15年(2003年)頃をピークに、来場者数も減少傾向にあり、サクラ頼みの観光ではなく、通年誘客につながるようなイベントの実施や、史跡の見どころを活かした新たな視点の活用が求められています。
- ・ 駐車場は原則として史跡外への移転が求められますが、勘助曲輪は災害時にヘリポートや史跡内の指定緊急避難所への避難者の駐車場にもなることから、即時の移転が難しい状況にあります。将来的に遺構整備を進める際には、ヘリポート機能や避難所の史跡外への移転、もしくはこれらと両立できる整備方法等を検討する必要があります。特に駐車場の移転に関しては、利便性や収容台数、史跡を結ぶ遊歩道や誘導標識の整備等と合わせての検討が必要であるため、長期的な検討課題です。

(2) 見学動線

- ・ 公園中心の見学動線となっており、史跡の見どころを回るためのルート設定や、見どころへ誘導する仕掛けがされていないため、せっかく訪れた見学者も城の魅力を十分に理解できないまま、見学を終えていることが考えられます。お城の見どころを回る見学推奨ルートを作り、見学者に提示することが求められます。

(3) 案内板や解説板、便益施設、園路

- ・ 案内板や解説板の適切な管理を行い、老朽化や破損した看板の更新や多言語化への取組が必要です。サイン計画(標識等サイン整備における基本的な方針)を策定した上で、適切な箇所への設置を検討するとともに、更新の際には、景観に配慮した形で意匠の統一を図ることが求められます。
- ・ 内堀へ下りる木製階段や木道に傷みがあり、危険な箇所があるため、修繕や更新が求められています。

- ・トイレやあずまや、ベンチ等の便益施設の適切な維持管理と、破損や劣化の際の更新を今後も続けていく必要があります。更新の際には景観に配慮し、園内の同施設に統一感を持たせることが必要です。

(4) 公開施設の利活用

- ・進徳館や高遠閣といった公開施設は、適切な維持管理を行うとともに、公民館や学校をはじめとする各種関係団体と連携しながら、これまでと同様に積極的な利活用をする必要があります。

(5) 史跡ボランティアガイド

- ・来訪者に史跡の価値を伝えるボランティアガイドが高齢化により減少してきており、継続的な育成支援が求められています。また、教育活動の場等として幼い頃から史跡に親しむことで、史跡や郷土に対する愛着を育くむ機会を提供する必要があります。

(6) 情報発信

- ・幅広い層を狙った周知を行うため、パンフレットや案内冊子の作成に加え、他の観光情報と連携した情報発信やSNS、市のホームページ、広報誌等を有効に活用した情報発信の方法を検討する必要があります。

(7) デジタルコンテンツによる活用

- ・史跡の見どころが現地では分かりにくい場所では、デジタルコンテンツを用いた公開を検討することも必要です。

(8) 博物館施設との連携

- ・ガイダンス施設がない高遠城跡にとって、史跡の魅力を伝えるためには伊那市立高遠町歴史博物館との連携が欠かせません。城主の関連展示以外にも、城の変遷や特徴、遺構、遺物を紹介する展示を充実させる等、連携強化が必要です。

第3節 整備の現状と課題

1 整備の現状

(1) 保存のための整備

第3章第3節3項において、史跡指定以降に各計画に基づいて行われた整備事業を列記しましたが、これまでに行われてきた整備事業は、主として保存のための整備です。史跡と直接関係しない建築物や構造物の撤去を行ったほか、法面崩落を防ぐための整備工事が、三ノ丸北側斜面や県道芝平高遠線沿いの南斜面で行われました。また、現存する遺構を保存するために行った整備工事としては、下記の事業が挙げられます。

内容	数量	年度	実施者	整備目的
進徳館解体修理工事	1棟	昭和54~55年度	高遠町	建物遺構保存
大手門石垣修理工事	100㎡	平成13年度	高遠町	遺構保存
進徳館茅葺屋根葺き替え工事	1棟	平成14年度	高遠町	建物遺構保存
進徳館附属棟保存修理工事	1棟	平成17~18年度	伊那市	建物遺構保存

(2) 活用のための整備

史跡の活用のために必要な施設整備は、公園利用の上でも欠くことができません。各種計画に基づいて、園路やトイレ、案内板、解説板等様々な施設がこれまでに整備されてきました(第3章第3節3項参照)。一方で、活用の活発化につながるような遺構整備(本質的価値を顕在化する整備)は進んでいません。

2 整備の課題

(1) 保存のための整備

- ・本丸の虎口北側の石垣が一部崩落しているため、修理工事が必要ですが、高遠城跡にとって重要な場所であるため、発掘調査を実施した上で整備方法について検討する必要があります。
- ・進徳館茅葺屋根葺き替え工事から20年以上を経過していることから、屋根が痩せてきており、早期の葺き替えが必要です。建物や外構の必要箇所の修理と併せて、整備工事を行う必要があります。
- ・史跡内の建築物や碑等について、史跡の本質的価値との関連性を明確にした上で、関連性が低いものについては移設、撤去を進める必要があります。

- ・老朽化による沈下^{ちんか}や歪み^{ゆが}が進んでいる旧大手門(移築門)について、史跡の本質的価値との関連性を明確にした上で修理方針を検討し、修理工事を実施する必要があります。
- ・老朽化に伴い周囲が立入禁止になっている本丸南西隅の太鼓櫓について、史跡の本質的価値との関連性を明確にした上で、修理方針を検討する必要があります。

(2) 活用のための整備

- ・廃城直前の姿に近づけるという整備目標に沿った遺構の復元等整備が進んでおらず、土塁や堀、曲輪等様々な整備課題が残っています。本質的価値を顕在化させ、本質的価値以外の歴史的価値に関わる要素も含めた活用が行われるように、50年後、100年後といった長期的な構想を含めて検討する必要があります。
- ・新出資料で明らかになった南曲輪の庭園について、遺構確認調査を実施し、整備に向けた検討を進める必要があります。
- ・発掘調査で堀の位置が特定された鍛冶堀^{かじぼり}(勘助曲輪と三ノ丸を隔てる堀)について、勘助曲輪や堀の復元整備が期待できる場所となりましたが、現地在災害時のヘリポートであることや、堀を復元する際の排水処理等について問題が残るため、平面表示を含め、堀や曲輪の整備については長期的に検討していく必要があります。
- ・見学推奨ルートを設定し、ルートに沿った園路整備を行う必要があります。
- ・公有化した土地の整備があまり進んでおらず、公有化の目的に沿って、遺構確認調査や整備を進める必要があります。
- ・保存のための整備、活用のための整備、両者に共通の課題として、新たな整備基本計画策定の必要性が挙げられます。整備基本計画や整備実施計画が策定されてから20年以上が経過しているため、新たな課題を計画に位置付けるとともに、未着手の項目に関する課題や優先度を整理し、限られた財源と人的資源で計画的に整備を実施するための計画とする必要があります。

第4節 運営・体制の整備に関する現状と課題

1 運営・体制の整備に関する現状

(1) 保存活用事業の運営・体制

高遠城跡に管理団体はなく、原則として史跡の保存・活用・整備はそれぞれの土地所有者等関係者が行っています。伊那市においては、史跡の保存・活用・整備に関する業務を教育委員会事務局生涯学習課が所管しており、土地所有者等関係者へ情報提供を行っているほか、文化庁や長野県の指導・助言を受けながら業務を行っています。

(2) 庁内の意思疎通・情報共有

高遠城跡の保存活用を推進する上で、教育委員会事務局と公園管理部局である伊那市商工観光部、日常管理を行う(一財)伊那市振興公社の三者間で、情報共有や意思疎通が図られています。

また、調査研究では市内博物館施設や図書館と、活用においてはそれらに加えて公民館との連携が図られています。

(3) 他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

高遠城跡の保存活用に携わる組織や団体には、行政機関以外にも、史跡内でのイベント企画実施をする(一社)伊那市観光協会等の観光団体、史跡案内や清掃活動等を実施している高遠郷土研究会等、様々な団体があります。それぞれが必要に応じて連携しながら史跡の保存活用を進めています。

2 運営・体制の整備に関する課題

(1) 保存活用事業の運営・体制

- ・土地所有者等関係者と文化庁、長野県、伊那市が相互に連携しながら、それぞれの役割に応じて保存管理を行う必要があります。
- ・保存管理や整備、活用を円滑に推進していくために、伊那市教育委員会事務局内の文化財保護体制の充実を図る必要があります。
- ・植栽の維持管理に必要な知識を有する専門職員(桜守等)の確保と、後継者の育成が課題となっています。

(2) 庁内の意思疎通・情報共有

- ・ 高遠城跡の保存及び将来的な活用・整備を進める上では、市全体の観光施策やまちづくり方針、土地利用計画等との調整を図る必要があることから、商工観光部や(一財)伊那市振興公社ばかりでなく、建設部やその他の関連部局を含め、連携を強化する必要があります。
- ・ 調査や活用を推進していくためには、伊那市が所管する博物館施設や図書館、公民館等とのさらなる連携が必要です。

(3) 他の機関・組織との意思疎通・情報共有の方法

- ・ 高遠城跡の保存管理と活用を確実にを行うためには、行政機関と土地所有者等関係者ばかりでなく、地域住民、有識者、研究機関、教育機関、郷土研究団体、事業者等の諸団体との連携を更に強化し、それぞれの立場でより効果的な活動が推進できる体制を構築する必要があります。

第5節 構成要素ごとの現状と課題

高遠城跡を構成する要素ごとの現状と課題をまとめると、以下のとおりです。

		要素	現状	課題
本質的価値を構成する要素	地上に表出している遺構等	地形立地	河川が合流する段丘上に立地しており、南面、北面ともに急崖である。北側斜面には私有地が多く、カラマツやヒノキ、広葉樹等が繁る山林となっているが、あまり植栽の管理がされていない。南側斜面の中段に県道が通っており、岩盤が露出する部分では風化した岩石の崩落が生じている。	北側斜面山林の倒木や、斜面崩落を予防する対応。 県道の安全管理の上で、南側斜面の岩盤崩落への対応。
		曲輪	公園として公開している。曲輪は近代以降改変された場所はあるものの、おおむね幕末の状況を受け継いでいる。勘助曲輪周辺と隣接する三ノ丸は大きく形状が変わっている。太鼓櫓の安全性に不安があるため、笹曲輪への立入が制限されている。	江戸時代の曲輪配置の正しい理解を促すこと。 公園内全ての曲輪の安全性を確保した上での公開。
		切岸	切岸の斜面に樹木が植樹されている。樹木が遺構に影響を与えている可能性があるほか、斜面の樹木により切岸の景観が妨げられている。	遺構や景観に影響を与える樹木への対応。
		土塁	二ノ丸内東縁部、本丸内東縁部、南縁部に良好な形で遺るが、土塁上に生育する樹木が遺構に影響を与えている可能性がある。本丸虎口北側の土塁基部の石垣に孕みと崩れが見られるが、近代に造成された石垣と虎口の関係が明らかでない。	土塁上の樹木への対応。 土塁に連続する本丸虎口について、遺構の残存状況を確認した上での修理検討。
		堀、堀内池	経年で埋まってきており、往時の形状と変わっているほか、中堀の一部が埋め立てられている。二ノ丸の虎口前面と、本丸と南曲輪の間が埋められて土橋になっている。民家があり、堀の景観の妨げになっている。堀内に土砂災害警戒区域があり、大雨等で斜面崩落が生じる恐れがある。内堀には自然湧水池があり、来場者を集めるビューポイントとなっている。	近世以前の堀の状況を体感することができない。 築城以後廃絶までの堀の修築等、調査に基づいた把握が必要。 堀の景観の復元に向け、公有化の推進や整備方法の検討。

		要素	現状	課題
本質的価値を構成する要素	地上に表出している遺構等	石垣(大手石垣等)	大手石垣は民有地であり、個人管理となっている。隣接して住宅がある。平成13年度に修理工事を行ったが、修理箇所に隣接する部分で孕みやせり出しが見られ、保存管理に懸念がある。本丸虎口の土塁基部の石垣に破損が生じている。	大手石垣について、所有者と調整を図りながらの保存管理と公有化の推進。石垣修理と修理のための記録作成。本丸虎口周辺の土塁基部の石垣破損個所の修理検討。
		道(堀内道等)	近世以前の城内動線(堀内道等)で、現在も使われている部分がある。近世以前の城内の動線が現地では明確に表示されていない。三ノ丸南の市道は、地域住民や来場者のメイン動線となっている。	近世以前の城内の動線が現地では分かるような方法の検討。市道の維持管理。
		進徳館	通年公開しているが、部分的に老朽化している箇所がある。	敷地内の植栽も含め、適切な施設管理が必要である。茅葺屋根等、必要箇所の保存修理の検討。
		井戸	城内各所に遺るが、埋まりつつあるものや、崩れかけているものがある。	井戸の把握整理と保存、安全対策の検討。
		旧大手門(移築縮小)	廃城時に城外へ払い下げられた門が、戦後に城内に移築されたもので、高さや幅は縮められている。老朽化により、沈下や歪みが生じている。大手門跡地は民有地であり、現時点で調査や復元に向けた検討は難しい	当初門の規模等を復元するための部材の痕跡調査や、保存修理工事の検討。 公有化の推進。
	地下遺構・遺物	堀(鍛冶堀)	昭和20年代に埋め立てられ、現在駐車場となっているが、平成14年度の調査で位置特定をした。現地で遺構の位置を認識しにくい。	災害時ヘリポート機能の維持と合わせ、堀遺構や曲輪配置の明示方法を検討。
		枅形等虎口	二ノ丸虎口では二ノ丸門復元整備に向けて、昭和62年に調査が行われているが、攪乱により門の遺構は確認できなかった。平成17年の調査により、枅形の一部とみられる石垣を確認している。二ノ丸以外の虎口の状況は絵図や文献史料も乏しく、遺構確認調査も未実施のため、明らかとなっていない。	絵図や文献史料調査や、遺構確認調査等、計画的な調査の推進。

		要素	現状	課題
本質的価値を構成する要素	地下遺構・遺物	中近世の建造物遺構	これまでに建物遺構をターゲットにした遺構確認調査は実施していない。全域にコヒガンザクラが植樹されているため、調査の実施が難しい。	絵図や文献史料調査を更に進め、史料に基づいた遺構確認調査の実施。
		中近世の土木構造物等の遺構	土塁や堀の調査は実施しているが、道や橋、用水の調査は実施していない。	絵図や文献史料調査を更に進め、史料に基づいた遺構確認調査の実施。
		南曲輪庭園跡	信頼度が高い絵図の発見により、南曲輪の庭園の詳細な様子が明らかになった。	庭園遺構の確認調査の実施と復元整備に向けた検討。
		中近世の遺物	調査未実施の範囲に埋蔵されている。	遺構とともに保護を図る。
史跡に由来するもの	城内からの出土遺物	城内からの出土遺物	伊那市立高遠町歴史博物館で一部展示を行っているが、展示が固定化しており、見られる資料が限られている。	幅広い活用機会の検討。
		二ノ丸門(解体保管)	城外に移築された二ノ丸門の部材を保管している。昭和60年代に、城内への復元を目指して調査等が行われたが、復元の目途は立っていない。保管から長年が経過し、経年劣化が心配される。	現状確認と適切な保存管理。
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	高遠のコヒガンザクラ樹林(県天然記念物)	<p>史跡内と周辺に約1,500本のコヒガンザクラが植樹されており、地域のシンボルになっている。</p> <p>高遠城跡指定地内の一部に、県天然記念物の指定範囲が含まれている。天然記念物指定範囲外のコヒガンザクラも、天然記念物と一体的に保存管理されている。</p> <p>80年近く経過した古木が多く、密生によるサクラ同士の競合や踏圧による表土の固結等によって樹勢が弱ってきており、苔や地衣類が付着している個体が多い。</p> <p>ナラタケ病の感染拡大による衰退が全域で広がっている。</p> <p>枝の腐朽や枯死が生じており、倒木や大枝の落下による見学者への人的被害や遺構への影響が心配される。</p> <p>更新若木がないため、危険木や枝を伐採すると、</p>	エリアや遺構の状況、整備の展望に応じた維持管理や樹勢回復、更新の検討。

		要素	現状	課題
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	タカトオコヒガンザクラ	本数が減少するほか、切口から腐朽が入るため、安易に切れない。 史跡であるため土壌改良や植え替えが難しく、本数や花量の減少に伴う、樹林としての価値低下が懸念される。 ニホンジカによる樹皮剥ぎが見られる。 20年以上、新規植樹は行っていない。 地域からは抜本的な樹勢回復や、新たな植樹を望む声が上がっている。 (高遠のコヒガンザクラ樹林、タカトオコヒガンザクラに共通)	エリアや遺構の状況、整備の展望に応じた維持管理や樹勢回復、更新の検討。
		高遠閣 (国登録有形文化財)	公園管理や各種イベント等の拠点施設として利用されている。 平成16年度に耐震改修工事を実施済み。	適切な施設管理と活用の推進。
		太鼓櫓	フオトスポットになっているが、老朽化に伴う強度不足のため、地震等の際に倒壊の懸念があり、周囲が立ち入り禁止となっている。	維持管理、修理方針の検討。
		新城藤原神社 関連施設	城主を祀る社殿1棟のほか、石鳥居や石碑や手水鉢等が付属施設として周辺にある。 奉賛会が管理している。 囲い柵の老朽化が進んでいる。	維持管理、修理方針の検討。
		高遠公園碑	公園化を記念して明治14年(1881年)に建てられた碑で、城跡の立地や城の歴史や地域の人の思いが刻まれている。囲い柵の劣化が進んでいる。	適切な維持管理。
		問屋門	城下町の問屋から移築された門で、本来の城門ではないが、城内観光のメインスポットになっている。城門と誤解されがちである。 老朽箇所の補修が繰り返され、維持されている。	維持管理、修理方針の検討。
		石造物(石灯籠)	江戸時代から城内にあったと伝わる石灯籠や手水鉢等の石造物があるが、元々の位置が不明。	維持管理方針の検討。

		要素	現状	課題
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	城跡の有連する歴史性要素	土橋	明治初期の公園化に伴い木橋から変更され、造成された土橋で、堀を埋めて造られたものであるが、園内動線であり、公園管理上欠かせないものとなっている。	適切な施設管理。
		史跡の保存・活用に有効な要素	説明板 史跡説明碑	史跡指定時に設置されたものが1基あるほか、遺構等の説明看板が曲輪ごとや主な諸要素ごとに設けられている。 看板の中には、経年で傷みが見られるものや、内容の見直しが必要なものがある。
	誘導標識		都市公園範囲内の誘導標識は外国語表記も含めて整備されている。	適切な維持管理と更新。 サイン計画(標識等サイン整備の基本的な方針)の策定。
	園路 木製階段 橋		都市公園内は園路整備がされているが、遺構を見学するルートに即したものになっていない。 都市公園区域外は、民有地もあり見学ルートや園路はない。	適切な維持管理と更新。 本質的価値を知るための見学路の設定と、必要な施設整備の検討。
	トイレ		公園内に3か所、周辺に1か所あり、バリアフリー化も行われている。	施設の適切な維持管理。
	休憩施設 (ベンチ、あずまや)		公園内にあずまや1棟、常設のベンチは複数箇所があり、観光客が増える時期には、簡易ベンチも複数設置される。	
	入園管理施設 (券売所、ゲート)		公園入口3か所に券売所とゲートが設置されているほか、券売所やゲートは有料期間のみの季節利用となっている。	
	資材倉庫		管理備品を収納する倉庫が勘助曲輪駐車場に設置されている。 管理備品、資材を収納する倉庫のスペースが不足しており、一部野ざらしで物品保管をしており、景観面に問題がある。	施設の適切な維持管理と、管理に必要な備品、資材量に適した規模の設置検討。
	臨時警備派出所建物	観桜期等の混雑期に防犯警備にあたる警察官が常駐する建物。混雑期以外は、イベント資材の倉庫として利用している。	施設の適切な維持管理。	

		要素	現状	課題
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">史跡の保存・活用に有効な要素</p>	柵	斜面への転落防止等安全管理のための柵があるほか、植栽管理のための柵も設けられている。	施設の適切な維持管理。
		電気通信設備	電気や情報通信に関わる電柱が市道沿いや園内に設置されている。一部は景観に配慮した景観柱であるが、多くはコンクリート柱である。 利用されなくなった支柱や支線が残っている。 防犯灯や園内外灯が必要箇所に整備されている。 都市公園内には屋外放送設備が設置されている。	適切な維持管理と更新。 電柱の建て替え時における景観配慮。 不要柱等の撤去検討。
		上下水道設備	市道に上下水道の本管が埋設されており、更に枝管によって各所へ配水されている。史跡指定後に上下水道を整備した箇所については、事前の遺構確認調査が実施された。 個人住宅の中には下水道への接続がされていない家がある。	適切な維持管理と更新。 新規整備時の調整。
		道路施設 交通安全施設	市道、県道沿いに、道路標識やガードレール、側溝等の道路施設が設置されている。 一部では景観に配慮した木製ガードレールもある。	適切な維持管理と更新。
		樹木、植栽 (モミジ等景観木)	モミジやツツジ等の庭木類が植栽されており、来場者に木陰を提供しているほか、公園景観の向上と通年利用に寄与している。 一方、サクラとの競合も生じており、衰退が懸念される。	適切な管理。
		植栽管理の設備 (支柱、藤棚、防獣対策)	タカトオコヒガンザクラの枝を支えるための支柱や藤棚等、植栽管理の設備が都市公園内の複数個所で設けられている。 ニホンジカによる食害防止のため、侵入路に防獣ネットが張られているほか、食害防止の布が樹木の幹に巻かれている。	設備の適切な管理と更新。 不要設備の撤去検討。 景観面に配慮した方法による防獣対策の実施。

		要素	現状	課題
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	史跡の保存・活用に有効な要素	イベント関連 仮設施設	イベント開催時には、多くの仮設テントや仮設小屋が設置される。 特に4月には史跡内のうち公園内に多くの飲食物販売テントが立ち並ぶ。	設置者に対する遺構保護の周知。
		石碑 記念碑 文学碑 (城跡やサクラ、公園に関わるもの)	史跡の概要を説明した石碑や、城の場所を示す石碑、公園やサクラに関わる碑が複数ある。	諸要素に応じた個々の碑の分類と維持管理の方向性の検討と、安全対策の実施。
		防災施設	二ノ丸や進徳館前等城内複数箇所に消火栓とホースが設置されているほか、勘助曲輪には防火水槽が設置されている。	景観に配慮しながらの適切な維持管理。
		境界標	設置されていない。	設置が必要。
	その他の要素	樹木 竹木 植栽	都市公園内や三ノ丸にはスギやヒノキ等の針葉樹の高木がある。 大手や搦手付近にケヤキの大木があり、「槻の城」といわれた風情を残すが、落枝や倒木の懸念がある。 落葉期等には、落ち葉が建物の樋や排水施設に詰まり溢れることがある。 北側斜面の山林は地形立地で触れたとおり。	周辺施設や民家への影響を考慮した上での適切な維持管理。 保存活用の支障となる樹木や枯損木の伐採検討。
		駐車場	臨時的な対応として、勘助曲輪を市営駐車場(普通車300台・バス80台)として利用。三ノ丸に民間駐車場が2か所(普通車260台)あり、4月のみ有料。 市営駐車場は、勘助曲輪と埋められた鍛冶堀に位置しているが、恒久的な駐車場として舗装を望む声がある。 勘助曲輪駐車場は、災害時ヘリポートになっている。	勘助曲輪駐車場が災害時ヘリポートになっていることや史跡内に指定緊急避難所があるという点や、高齢の来場者への対応という観点を含め、駐車場のあり方を検討。
		石碑 記念碑 文学碑 (城跡やサクラ、公園に関わらないもの)	日清戦争後に建てられた靖国招魂碑や郷土出身の偉人を顕彰する碑、文学碑等多種多様な碑がある。 大型の碑については、老朽化により破損倒壊が心配されるものもある。	建立者や管理団体の確認。 諸要素に応じた個々の碑の分類と維持管理の方向性の検討と、安全対策の実施。
		旧高遠高校校舎	三ノ丸には、昭和59年(1984年)まで史跡内にあった長野県高遠高等学校の校舎建物が1棟残る。老朽化が進んでいる建物で、現在利用されていない。	撤去の検討。

		要素	現状	課題
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	その他の要素	旧保育園園舎	二ノ丸内に保育園舎として使用されていた建物が1棟残る。老朽化が進んでいるが、現在サクラの管理に使用している。	撤去の検討。
		民家	民有地には個人住宅や別荘がある。民家に隣接して小規模な畑地があり、現在も耕作が行われている。	史跡への理解を図るための周知。 公有化の推進。
		農地	住宅の改築等に伴う工事が行われる場合もあり、個人の権利と史跡保護の間で調整が必要な場合がある。	

		要素	現状	課題
指定地の周辺地域を構成する諸要素	本質的価値に関連する要素	武家屋敷地 (地割、地名、出土遺物)	史跡周辺には武家屋敷や町人町の地割が比較的良好に遺っており、現存する江戸時代の武士住宅や商家等の建物遺構が市や県の文化財に指定されている。 武家屋敷地や町人地の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地となっているが、大部分が周知の埋蔵文化財包蔵地になっていない。 周辺には、城と縁が深い寺社や墓所も多く、史跡と連携した観光の取組が行われている。	一体的な保護と活用の推進。 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲の見直し。
		旧馬島家住宅		
		伊澤修二生家		
		読書楼 (北原安定家住宅)		
		町人町 (町割、地名、枅形、町家)		
		相生枅形		
		商家池上家		
		旧中村家住宅 (たまきや)		
		寺社 (高遠八か寺、鉾持神社、諏訪社)		
		保科家墓所 鳥居家墓所 内藤家墓所		
絵図・文献史料 (城絵図、藩校蔵書、古文書等)	高遠城に関する多くの絵図や文献史料、藩校進徳館蔵書が伊那市立高遠町図書館や伊那市立高遠町歴史博物館で保存管理されている。個人所有資料にも、高遠城に関連資料が含まれていることがある。	適切な保存管理。 情報提供や史料保存等の周知。		

		要素	現状	課題	
指定地の周辺地域を構成する要素	本質的価値に関連する要素	三峰川側の急崖	指定地内の急崖に連続する形で三峰川河床まで続いている。史跡南側斜面の岩盤崩落の懸念がある。	県道の安全管理の上で、南側斜面の岩盤崩落への対応。	
		御用水跡	南曲輪庭園や城内、武家屋敷地へ引水した御用水の痕跡が月蔵山麓の落花沢や樋ヶ沢周辺に遺っている。高遠城に関わる歴史文化資源として、調査研究が望まれている。	調査研究、周知、活用の推進。	
		高遠焼	近世、近代の資料(出土資料や伝世品)を博物館施設で展示公開している。	調査研究、活用の推進。	
		五郎山	戦国時代の城主仁科盛信や家来を祀る祠があり、市の史跡に指定されている。	戦国期の高遠城の歴史に関わる場として、一体的な活用の検討。	
	本質的価値に関連する要素に含まれない諸要素	史跡の保存活用に有効な要素	博物館施設	伊那市立高遠町歴史博物館で高遠城の展示を行っており、ガイド施設の機能を持たせているため、史跡を訪れた観光客の多くが博物館を訪れている。伊那市民俗資料館や信州高遠美術館等、江戸時代の高遠藩に関わる人やモノに関する展示が行われている。	展示の充実と連携強化。
			史跡へのアクセス、国県市道、遊歩道、ポケットパーク	観光客が多い時期は、城内の駐車場ばかりでなく、周辺駐車場を使用しており、駐車場からのアクセスは徒歩やシャトルバス等を利用している。徒歩で史跡を訪れる人が利用する遊歩道が、大手から殿坂、搦手にある。国道沿いの歩道の途中にはポケットパークが設けられている。	史跡と駐車場、関連施設、周辺の文化財等を結ぶ広域の周遊ルートの設定や一体となった活用方法、必要な施設の設置や整備の検討。
			誘導標識		
			駐車場		
		複製太鼓櫓	商店街活性化のため、平成22年(2010年)に造られた。本丸の太鼓櫓の2/3の縮尺で造られている。	史跡と城下町をつなぐ位置にあり、観光要素としての活用が期待できる。	
	その他の要素	河川	史跡の北と南を流れる藤沢川と三峰川は高遠城の地形を形造った重要な河川であり、高遠城も三峰川水系県立公園の一部に含まれている。	周辺環境の保全。	

			要素	現状	課題
指定地の周辺地域を構成する要素	本質的価値に関連する要素に含まれない諸要素	その他の要素	タカトオコヒガンザクラ	史跡指定地の周辺にも、多くのコヒガンザクラが植えられており、一帯がサクラの名所になっている。	
			樹木 竹木 森林 植栽	史跡指定地周辺は住宅地が広がっており、植栽、畑等も存在する。	
			市街地 (宅地、道路、電気通信設備、上下水道等)		
			農地		

第6章 史跡の保存・活用の基本理念と基本方針

第1節 基本理念

高遠城跡は戦国時代から明治時代初期の廃城に至るまで、領主や時代の変化と共に形を変えながら、数百年にわたり伊那谷北部(上伊那地域)の政治の中心となり、文化・経済を牽引^{けんいん}してきました。廃城後に建物や樹木等が取り払われた城跡は、時を経ずに新たに公園として生まれ変わり、地域の人々が主体となった公園づくりが行われてきました。

長い歴史の中で多くの人に関わってきた結果が、城郭としての景観と美しいサクラの景色が混ざり合う、独特な景観を生み出し、多くの人に愛されています。

城と城跡の歴史が育んだ景観、双方の背景にある価値を正しく理解し、後世に伝え、これからも地域に愛され、地域を誇れる場所として存続できるよう、前章に挙げた課題を克服し、史跡高遠城跡が目指す将来の姿を、基本理念として以下のとおり定め、これからの保存活用を推進します。

「史跡高遠城跡」の歴史と文化を未来につなぐ

- ・ 史跡高遠城跡を将来にわたり確実に保存し、活用と整備を進め、次世代に継承します。
- ・ 城郭としての歴史的価値を踏まえ、近代以降の文化的景観との調和を図りながら、その活用を図ります。

第2節 基本方針

基本理念を実現するための方針を、以下のとおり定めます。

1 保存管理

- ・ 史跡内を区域分け(ゾーニング)した上で、地区ごとの保存方針及び方法を定め、これに基づいた保存管理を進めます。
- ・ 史跡の保存管理や整備、活用を推進するため、伊那市が史跡の管理団体指定を目指します。
- ・ 土地所有者と史跡保存活用の理念や具体方法の共有をし、保存管理に万全を期す

とともに、理解を得ながら公有化を進めます。

- ・遺構を把握するための継続的な調査研究を行い、史跡の本質的価値の深化を進めるとともに、適切な保存の手法を検討し、本質的価値を損なうことがないよう保存管理を行います。
- ・史跡の本質的価値を損なうことなく、高遠のコヒガンザクラ樹林と周辺のサクラを維持するための手法を検討し、地区ごとの保存方針に基づいた史跡とサクラの共存を目指します。
- ・防災対策の実施とともに、日常的な維持管理や細目な観察を通して、史跡の破損につながるような変化を早期に把握し、修理や整備につなげます。

2 活用

- ・史跡を訪れた人が地域の歴史を正しく理解できるような、本質的価値を活かした学びの場としての活用を図ります。
- ・史跡の保存との両立を図りながら、歴史の重層性が生み出した文化的景観に親しみ、市民が集う憩いの場や地域振興、観光の拠点としての活用を図ります。
- ・活用を通じて、史跡の保存に対する理解を深め、次世代への継承に向けた機運を醸成します。

3 整備

- ・史跡の本質的価値を損なわないよう、早急な対応が必要な箇所の保存修理工事を行います。
- ・調査研究や公有化の進展に合わせて、既存計画の整備項目の見直しを行い、新たな整備基本計画を策定します。計画内容に沿って、保存管理や活用に必要な整備事業を実施します。
- ・調査研究の成果に基づいた整備を目指します。

4 運営・体制の整備

- ・高遠城跡を保存活用し、確実に後世に引き継ぐため、土地所有者や地域住民、諸団体、行政内各部局との連携、協働が円滑に進む体制づくりを行います。

第7章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の方向性

1 史跡指定地における地区設定と保存管理の方向性

(1) 地区区分

史跡内には、都市公園として公開されている区域、民有地が残る居住区域、森林法により保護がされている区域等様々な区域が存在します。それぞれの状況に合わせた史跡の保存管理を図るため、活用や整備との関係を考慮しながら、地区設定をします。

すでに「史跡高遠城跡整備基本計画」で設定された地区区分(第3章第3節3項を参照)がありますが、整備に向けて検討すべき項目が新たに生じている状況を踏まえ、本計画において地区の見直しを行いました。

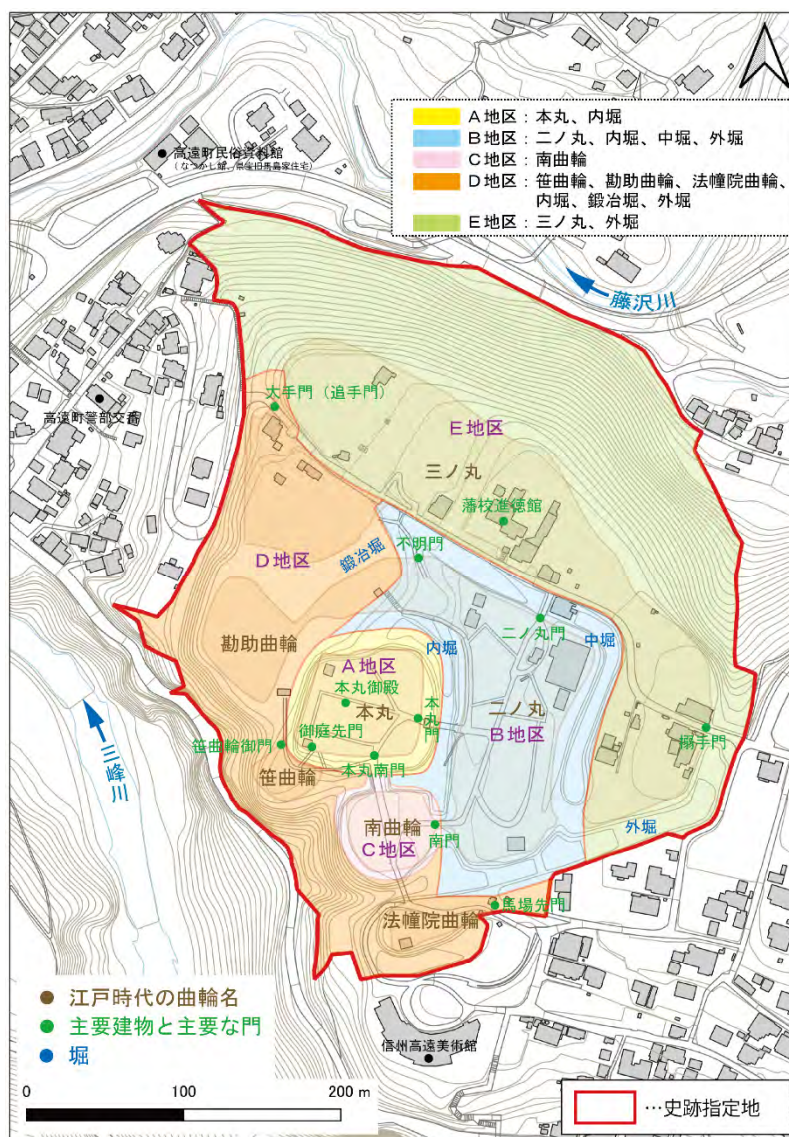


図. 本計画における地区設定

(2) 各地区の保存の方法

指定地全体に関わること

- ・道路施設や電気通信設備、公共上下水道等、地域住民の生活や都市公園や史跡の公開に必要な要素については現状維持を基本としますが、止むを得ない事情により新設が必要な場合は、地下遺構への影響を考慮し、方法等を十分に検討します。

A地区（本丸及び内堀）

- ・城郭の中心的な場所であることから、遺構のき損や滅失がないよう適切な保存を図ります。
- ・タカトオコヒガンザクラを始め、樹木等の植栽は行わないこととします。
- ・既存のサクラについては、遺構への影響がない範囲で適切な維持管理を行います。
- ・太鼓櫓、新城藤原神社関連施設、高遠公園碑、問屋門等の城跡の歴史性に関連する価値を有する要素については保存を図りますが、大規模改修等地下遺構への影響が懸念される場合は、史跡の本質的な価値の保存を最優先とした上で、方法等を十分に検討します。

B地区（二ノ丸、内堀、中堀、外堀）

- ・都市公園区域にある券売所、ゲート、トイレ等の公園管理や、史跡の公開活用に必要な施設の維持管理を行います。大規模な改修や老朽化等による更新の際には、史跡保存、景観保全の観点から十分な検討を行います。
- ・国登録有形文化財の高遠閣の保存管理を行います。
- ・内堀を含め、二ノ丸の大部分が長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」の指定地であるため、地区内のタカトオコヒガンザクラを一体的に保全します。倒木や樹勢の弱まりにより更新が必要なサクラがある場合、史跡の保存、景観への影響、安全管理等を十分に検討した上で、地下遺構に影響がないと認められる場合は更新が可能なものとしますが、別途サクラ管理計画を作成し、史跡の本質的価値を構成する要素への影響を十分に検討した上で、全体計画に基づいて保存管理、補植を行います。

C地区（南曲輪）

- ・庭園絵図に基づき発掘調査を行い、遺構の残存状況を確認します。
- ・庭園の調査や将来的な整備を見据え、タカトオコヒガンザクラを始めとする樹木の植樹は行わないものとします。
- ・靖国招魂碑やその他の石碑については、整備の方向性が決まった段階で史跡外への移転を含めて関係者らと協議検討し、調整を図ります。

D地区（笹曲輪、法幢院曲輪、勘助曲輪、内堀、鍛冶堀、外堀）

- ・勘助曲輪周辺は、昭和20年代に大規模なグラウンド整備が行われ、二ノ丸の削平

や鍛冶堀の埋設、整地のために盛土^{もりど}が行われるなど、大きく改変を受けているため、当面は現状の地形を生かした多目的広場に位置付け、来場者が集中する観桜期や紅葉期等には臨時駐車場を含めた利用を図ります。

また、緊急時に災害時ヘリポートや防火水漕を支障なく利用できるように、現状のとおり広い空間を維持しますが、勘助曲輪や鍛冶堀の遺構を現地に表現する手法を検討し、将来的な整備を目指します。

- ・ 笹曲輪と法幢院曲輪は、当面の間、適切な管理によって現状を維持します。各種資料調査を進め、将来的には江戸時代末期の状態への復旧を目指します。
- ・ 内堀内の池は自然湧水であり、絵図等の描写からも廃城以前から水があったと考えられるため、現状の保存とします。

また、堀の斜面については、崩落や土砂流出を防ぐために草刈りを控える等適切な保存管理を行います。

- ・ 地区内のタカトオコヒガンザクラは、長野県天然記念物「高遠のコヒガンザクラ樹林」の指定地外も含め、B地区の方向性と同様としますが、堀の景観の妨げになる樹木については、枯死、倒木した際の更新は行わないこととします。

E 地区（三ノ丸^{さんのみる}、外堀）

- ・ 史跡保存のため、土地所有者の理解と協力を得ながら公有化を目指します。
- ・ 公有化の際の既存建物等の除却にあたっては、必要な現状変更許可を得た上で、実施時には伊那市教育委員会事務局職員が立ち会う等、地下遺構への影響がないよう留意します。
- ・ 民有地内で建築物や工作物の建築、設置、改修が必要な場合は、土地所有者(利用者)の理解と協力を得ながら十分な協議をし、地下遺構への影響を検討した上で、遺構のき損や滅失がないような形で行います。
- ・ 三ノ丸北側斜面に高木化し倒木の可能性がある樹木が密生しています。遺構保存のため、針葉樹を中心に計画的な伐採と斜面の保全に必要な措置を行います。
- ・ 地区内のタカトオコヒガンザクラは、D地区の方向性と同様とします。

2 史跡周辺における文化財の保存や景観形成の方向性

- ・ 城と関わりあって地域を形成してきた東高遠の武家屋敷エリアと西高遠の町人町^{ちやうにんまち}エリアについて、城郭と城下町との一体的な保護を図るために、文化財保護法第93条に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」として扱う範囲に含めるための取組を進めます。
- ・ 城下町で行われる街路整備等のまちづくりにあたっては、歴史的、文化的な環境と調和した景観の保全・形成に努めます。

第2節 保存管理の方法

1 基本的な保存管理の方法

(1) 維持管理

- ・ 公有地では現在行っている日常的な維持管理を継続し、地上に表出している遺構の保存、史跡及び公園としての良好な環境、景観の維持に努めます。
- ・ 日常的な維持管理に加え、定期的にパトロール等による点検をし、史跡内のき損及びおそれのある個所の把握を行い、き損の未然防止及び拡大を防ぎます。
- ・ 修理が必要となっている箇所については、計画的に修理を行います。修理にあたっては、史跡の本質的価値を損なわないよう、事前に発掘調査、絵図、文献調査等を十分に行うとともに、修理範囲は必要最小限のものとします。
- ・ 指定地内の一体的な保存管理や整備、活用を推進するために、伊那市が管理団体の指定を目指します。
- ・ 史跡の保存管理の範囲を現地で明らかにするため、指定地の境界を示す境界標きょうがいひょうの設置を進めます。
- ・ 史跡内の石碑、記念碑、文学碑、石造物については、その要素と保存管理の対応について、下記一覧のとおりとします。「城の歴史性に関連する価値を有する要素」に分類されるものや、「史跡の保存・活用に有効な要素」に分類されるものについては、史跡や公園の利活用の材料として現状で維持管理を行います。安全性に課題がある等現状のとおり維持管理が難しいものや、史跡整備等の際に支障となるものについては、移転等について関係者と調整を図ります。また「その他の要素」に分類されるものは、移転等について関係者と検討するなどの調整が必要ですが、公園の景観として馴染み、地域で親しまれているものばかりであることから、長期的な取組として進め、当面の間は現状維持とします。
公有地への新たな設置は行わないこととします。

表. 史跡高遠城跡内の石碑石造物等の方向性

場所	名称	建立年代	建立者	要素の分類	保存管理の方向性
本丸	須田先生碑	明治 43 年 5 月	建碑賛同者	その他の要素	調整を要する
	コヒガンザクラの碑	昭和 35 年 3 月 25 日	長野県教育委員会	史跡の保存・活用に 有効な要素	現状維持及び活用
	高遠公園碑	明治 14 年 4 月	不明	城跡の歴史性に関連する 価値を有する要素	現状維持及び活用

場所	名称	建立年代	建立者	要素の分類	保存管理の方向性
本丸	中邨中俣先生・中村黒水先生記念碑	大正9年4月	門人及有志	その他の要素	調整を要する
	新城藤原神社石鳥居	明治10年頃	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	新城藤原神社石灯籠4基(文化～嘉永年間)	明治10年頃	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	新城藤原合殿社改修誌碑	昭和52年	寄進者及び八日会	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	手水鉢 文政11年	明治10年頃	高橋利猷ほか	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	手水鉢 天保13年9月	明治10年頃	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	手水鉢 文久2年2月	明治10年頃	多数	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	手水鉢 明治13年9月	明治10年頃	多数	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
	カ石	(近世)	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
二ノ丸	無字の碑	昭和24年	有志	その他の要素	調整を要する
	無字の碑側碑	昭和24年春	有志	その他の要素	調整を要する
	荻原井泉水の句碑	昭和35年4月6日	門下生	その他の要素	調整を要する
	高遠城跡碑	昭和48年5月	文化庁・高遠町教育委員会	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	さくら名所百選の地碑	平成2年3月3日	日本さくらの会	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	天下第一櫻碑	昭和9年4月	内田孝蔵	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	東灯籠	明治以降 本丸から移設	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
南曲輪	靖国招魂碑	明治30年1月18日	各寺院・本部	その他の要素	調整を要する
	靖国招魂碑側碑	昭和28年7月1日	八日会及高遠町民	その他の要素	調整を要する
	忠骨蔵	不明	不明	その他の要素	調整を要する
	手水鉢(移設)	明治41年4月	黒河内家	その他の要素	調整を要する
笹曲輪	手水鉢ほか	不明	不明	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	現状維持及び活用
法幢院 曲輪	松井芒人の歌碑	昭和33年6月1日	有志	その他の要素	調整を要する
	広瀬省三郎の句碑・河東碧梧桐の句碑	昭和9年10月	不明	その他の要素	調整を要する
勘助 曲輪	神戸邸跡碑	昭和29年8月	高遠町	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
三ノ丸	長野県高遠高等学校校址碑	昭和60年7月	同窓会	その他の要素	調整を要する
	史蹟進徳館の碑	昭和35年3月5日	長野県教育委員会	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	史蹟進徳館の碑側碑	昭和35年3月5日	長野県教育委員会	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用
	進徳館百年祭碑	昭和35年9月	高遠町	史跡の保存・活用に有効な要素	現状維持及び活用

場所	名称	建立年代	建立者	要素の分類	保存管理の方向性
大手 周辺	井口純一郎頌徳碑	昭和 13 年	門人 諸氏	その他の要素	調整を要する
	春日政徳先生之碑	昭和 33 年 4 月 8 日	門弟・知人	その他の要素	調整を要する
	松井芒人の歌碑	昭和 39 年 9 月 13 日	東高遠 老人会	その他の要素	調整を要する
	大手門址碑	昭和 40 年代	不明	史跡の保存・活用に 有効な要素	現状維持及び活用

本丸内の石碑石造物

本丸内の石碑石造物

凡例
 [歴]…城の歴史性に関連する価値を有する要素
 [活]…史跡の保存・活用に有効な要素
 [他]…その他の要素

石碑石造物

手水鉢 文久2年2月【歴】

手水鉢 天保13年9月【歴】

手水鉢 又政11年【歴】

手水鉢 天保13年9月【歴】

新城藤原神社石鳥居【歴】

新城藤原神社改修誌碑【歴】

新城藤原神社石灯籠4基(文化〜嘉永年間)【歴】

高遠公園碑【歴】

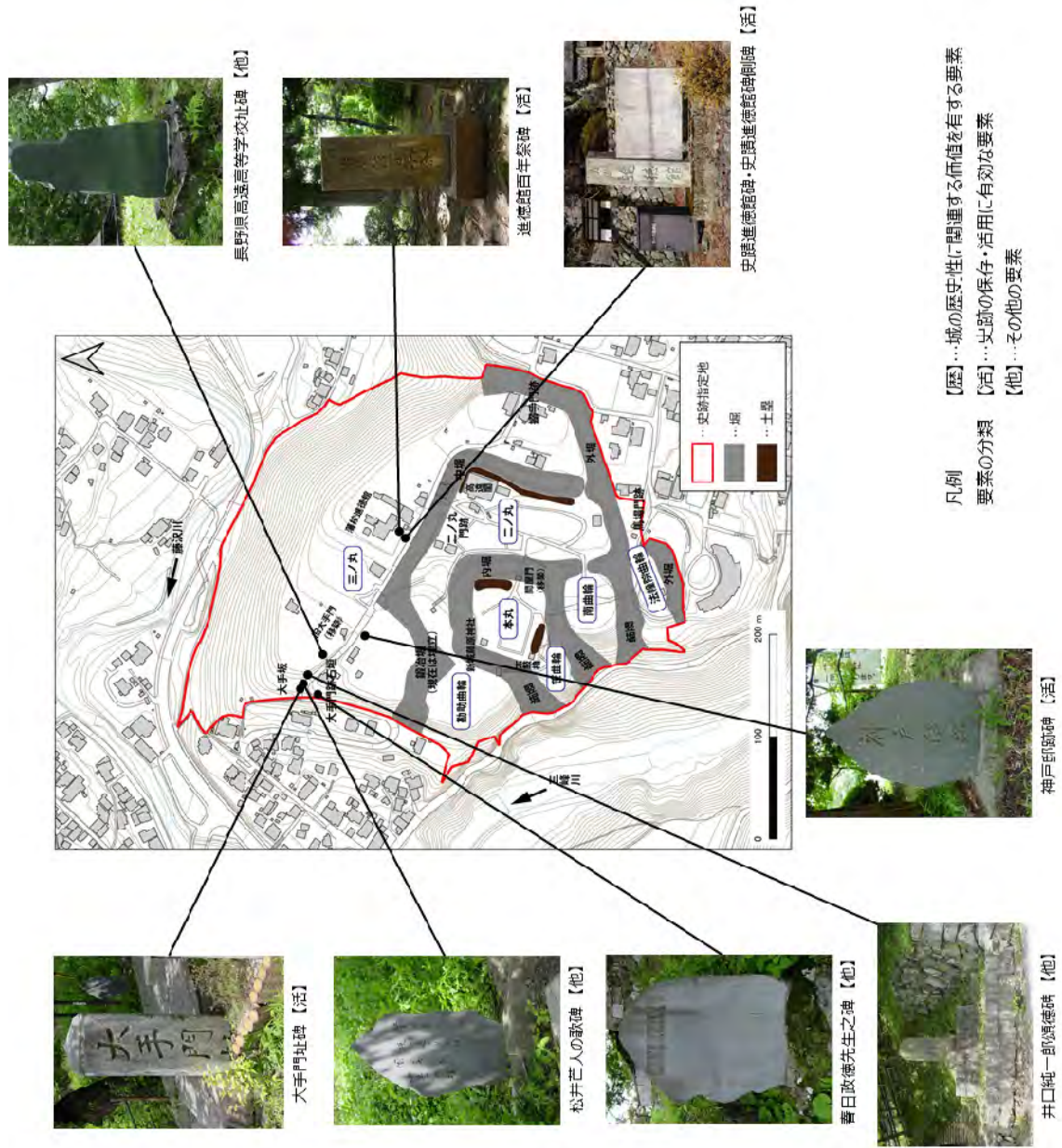
コヒガンザクラの碑【活】

中卯中野先生・中村黒水先生記念碑【他】

須田先生碑【他】

カ石【歴】

勘助曲輪・三ノ丸・大手周辺の石碑石造物



(2) 史跡の現状変更等許可

- ・史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為に対する取扱い基準を本計画で定め、本質的価値の保存の手法を明らかにし、基準に照らし合わせた取り扱いを行います。(本節第3項参照)

(3) 公有化の推進

- ・史跡保存のため、指定地内の私有地について、土地所有者と丁寧に話し合いを続け、理解と協力を得ながら、長期的な視点で公有化を目指します。

(4) 保存活用のための調査・研究の実施

- ・高遠城跡に関するこれまでの調査成果や資料、データを整理し、未刊行となっている調査報告書の発行を行うとともに、発掘調査成果の横断的な検証を行った上で、必要箇所の調査を進めます。
- ・文献調査で明らかになった南曲輪の庭園について、遺構を確認するための発掘調査を行います。
- ・本丸虎口^{こぐち}について、保存修理に先立つ整備方法を検討するための遺構確認調査(発掘調査)を行います。
- ・中堀や三ノ丸等、公有化を行った箇所の保存活用に向けて、遺構を確認するための発掘調査を行います。
- ・絵図や文献史料、古写真の調査や、高遠城の払い下げ時に城外へ移築された門の建築資料調査等、高遠城に関連する各分野の調査を継続的に実施します。
- ・遺構の規模や内容を特定するための発掘調査や、絵図や文献史料の調査を継続的に実施できる体制を整えた上で、調査を実施します。

(5) 植栽管理と歴史的重層性を示す環境の保全

- ・公園の景観や環境を形成する樹木や植栽については、日常の維持管理を適切に行います。危険木や枯損木^{こそんぼく}、支障木等の撤去、抜根^{ぼつこん}、植栽の維持管理に必要な設備の更新については、史跡への影響を検討した上で、現状変更等の取扱い基準に基づいて対応します。

- ・史跡内のタカトオコヒガンザクラについて、県天然記念物の指定範囲では文化財としての保護を前提とし、指定範囲外においても周辺環境との調和を図るため、現状のサクラの保護管理に努めます。

補植等については、前述の地区設定に基づいて対応し、具体的な管理方法については別途サクラ管理計画を作成し、計画に基づいた適切な管理を行います。サクラ管理計画の作成にあたっては、史跡の本質的価値を構成する要素への影響を十分に検討した上で進めます。

- ・三ノ丸北側斜面の地域森林計画対象区域においては、公有化の推進と併せて、伐採や斜面保全のための植樹等を計画的に進めます。

(6) 鳥獣対策

- ・日常的な点検や痕跡確認を継続的に行い、侵入や被害発生の予兆が見られる場合には、侵入や樹皮剥ぎ防止措置や忌避剤の散布など早期の対策を講じます。ニホンジカによる被害を防ぐための防獣柵やネット等の設置については、景観への影響を考慮した上で行います。

(7) 防災対策

- ・史跡内における防災対策については、「伊那市地域防災計画」(以下「防災計画」)を基本とし、詳細については本節第5項で後述します。

2 構成要素ごとの保存管理の方法

		要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する要素	地上に表出している遺構等	地形立地	公園として保たれていることから、現状の維持による保存を基本方針とします。 南側の急崖については、崩落危険箇所を把握した上で、必要箇所について、崩落防止の措置を検討実施します。
		曲輪	城郭を構成する主要な遺構であることから、確実な保存を図ります。 法面の土砂流出を抑えるため、斜面の草刈りを控える等、自然植生を活かした管理を行い、公園の景観や環境と調和した保存管理を図ります。
		切岸	
		土塁	
		堀、堀内池	
		石垣(大手石垣等)	大手石垣は、所有者の理解と協力を得ながら保存管理を行います。 本丸虎口の土塁基部の石垣破損箇所については、調査を行い、残存遺構の状況を把握した上で、修理方針を明確にした上で修理を実施します。
		道(堀内道等)	廃城以前からの動線にあたる道については、これを活かした散策ルート等を設定し、園路の整備を検討します。
		進徳館	日常の維持管理により建物を健全な形で保つほか、屋根や建具等老朽化が見られる箇所については、計画的な修理を実施します。
		井戸	保存や安全管理の観点から、現状の把握を行います。
		旧大手門(移築縮小)	旧大手門は当面の間、現地において保存管理を行い、耐震補強の検討や、維持管理に必要な修理を実施します。
地下遺構・遺物		堀(鍛冶堀)	盛土により遺構面が保護されているため、現状維持による保存とし、勘助曲輪の活用、整備の方針と合わせて、遺構を現地に表現する手法を検討し、将来的な整備を目指します。
		枅形等虎口	これまでに実施した発掘調査の成果等により、現地表から遺構面までが10~20cmと比較的浅いとみられるため、地下遺構が遺ると想定される場所において掘削を伴う行為は必要最小限とし、現状変更等の取扱い方針に基づき、地下遺構の保存を図ります。
		中近世の建造物遺構	
		中近世の土木構造物等の遺構	
		南曲輪庭園跡	南曲輪庭園跡は遺構確認調査を行い、整備に向けた検討を進めます。
中近世の遺物			
由来する史跡のもの		城内からの出土遺物	適切な管理を行い、博物館施設等で公開活用を進めます。
		二ノ丸門(解体保管)	保管施設を維持し、保存管理を図ります。

		要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	城跡の歴史性に関連する価値を有する要素	高遠のコヒガンザクラ 樹林（県天然記念物）	県天然記念物の指定範囲では文化財としての保護を前提とし、指定範囲外においても周辺環境との調和を図るため、史跡指定地全域で現状のサクラの保護管理に努めます。城郭の核となる本丸や、調査や整備を推進する南曲輪には、今後植樹しないこととします。その他の区域における補植等については、前述の地区設定に基づいて対応します。
		タカトオコヒガンザクラ	また、別途サクラ管理計画を作成し、計画に基づいた適切な管理を行います。サクラ管理計画の作成にあたっては、史跡の本質的価値を構成する要素への影響を十分に検討した上で進めることとします。
		高遠閣 (国登録有形文化財)	高遠閣(国登録有形文化財)は文化財価値を損ねないように、周囲の景観との調和を図りながら保存管理をします。
		太鼓櫓	現状の形を基本に維持管理し、地下遺構への影響を伴うような大規模な改修を実施する場合は、発掘調査等により地下遺構への影響を見極めた上で、改修方法等の検討を行います。
		新城藤原神社関連施設	
		高遠公園碑	前節の維持管理に明記した石碑、石造物等の取扱いに基づいて保存管理を行います。
		問屋門	現状の形を基本に維持管理し、地下遺構への影響を伴うような大規模な改修を実施する場合は、発掘調査等により地下遺構への影響を見極めた上で、改修方法等の検討を行う。
		石造物(石灯籠)	前節の維持管理に明記した石碑、石造物等の取扱いに基づいて保存管理を行います。
	土橋	史跡や公園の維持管理のため、現状の形での保存管理を行います。	
	説明板 史跡説明碑	説明板や誘導標識は活用を図る上で必要なものとして、維持管理、更新をしますが、新たに設置が必要な場合は、地下遺構や景観面への影響を考慮して設置します。	
	誘導標識		
	園路 木製階段 橋	史跡の日常的な維持管理、公開活用に必要な施設や設備、地域住民の生活に必要な設備や施設であるため、現状を維持するための適切な維持管理と破損や劣化の際には改修を行います。改修、新設等にあたっては、園内の同施設に統一感を持たせ、現状変更等の取扱い基準に基づいて設置します。	
	トイレ		
	休憩施設 (ベンチ、あずまや)		
	入園管理施設 (券売所、ゲート)		
	資材倉庫		
臨時警備派出所建物			
柵			
電気通信設備			
上下水道設備			
道路施設 交通安全施設			
史跡の保存・活用に有効な要素			

		要素	保存管理の方法
本質的価値を構成する要素に含まれない諸要素	史跡の保存・活用に有効な要素	樹木、植栽 (モミジ等景観木)	公園の景観や環境を形成する樹木や植栽については、日常の維持管理を適切に行うこととします。 史跡整備等に関わるものを除き、新規の植樹は行わず、危険木や枯損木等の撤去、抜根、植栽の維持管理に必要な設備の更新については、史跡への影響を検討した上で、現状変更等の取扱い基準に基づいて対応します。
		植栽管理の設備 (支柱、藤棚、防獣対策)	
		イベント関連仮施設	史跡内でのイベント実施(さくら祭りやもみじ祭り等)に必要な施設や設備は仮施設を基本とし、現状変更等の取扱い基準により対応します。
		石碑・記念碑・文学碑 (城跡やサクラ、公園に関わるもの)	前節の維持管理に明記した石碑、石造物等の取扱いに基づいて保存管理を行います。
		防災施設	本節5項で後述する防災対策に沿って維持管理を行います。
		境界標	指定地の境界を示す境界標の設置を進めます。
	その他の要素	樹木 竹木 植栽	地下遺構に悪影響を与えているものや、高木化による落枝、内部不朽による倒木等の危険性があるものについては、来場者の安全確保や遺構保存の観点から伐採を行います。伐採後の抜根については地下遺構や地盤への影響を考慮し、検討します。
		駐車場	原則として史跡指定地外に設けることとしますが、来場者が集中する時期や災害時の緊急避難所開設の際には、多目的広場に位置付けられている勘助曲輪グラウンドを駐車場として扱います。 民間駐車場については、所有者の管理を基本としますが、建物の増改築や工作物の設置にあたっては、現状変更等取扱い基準により、所有者等の理解と協力を得て、史跡への影響が最小限となるようにします。
		石碑・記念碑・文学碑 (城跡やサクラ、公園に関わらないもの)	前節の維持管理に明記した石碑、石造物等の取扱いに基づいて保存管理を行います。
		旧高遠高校校舎	史跡の景観に馴染まない建物であるため、撤去を進めます。
		旧保育園園舎	
民家		所有者(管理者)の管理を基本とします。建物の増改築や工作物の設置にあたっては、所有者の権利を尊重しながら十分な協議を行い、現状変更等取扱い基準により、所有者等の理解と協力を得て、史跡への影響が最小限となるようにします。公有化された際は、建物等を除却します。耕作地の耕土の表土と深土を入れ替える天地返しは認めないこととします。	
農地			

		要素	保存管理の方法
		武家屋敷地 (地割、地名、出土遺物)	史跡と一体的に保存活用するため、武家屋敷地や町人町を周知の埋蔵文化財包蔵地にするための取組を進めます。 県指定文化財や市指定文化財は、それぞれの条例に基づき適切な保護を図ります。 所有者(管理者)の管理を基本とし、所有者や管理者等の理解と協力を得た上で史跡と一体的な活用を目指します。
		旧馬島家住宅	
		伊澤修二生家	
		読書楼 (北原安定家住宅)	
		町人町 (町割、地名、枅形、町家)	
		相生枅形	
		商家池上家	
		旧中村家住宅 (たまきや)	
		寺社 (高遠八か寺、鉾持神社、諏訪社)	
		保科家墓所 鳥居家墓所 内藤家墓所	
		絵図・文献史料 (城絵図、藩校蔵書、古文書等)	各施設において適切な保存管理を行い、継続的な調査を進めます。 積極的な情報収集を行い、新たな史料の把握を行います。
		三峰川側の急崖	安全管理のために岩盤崩落等の対策を実施する場合は、史跡の景観に配慮して実施します。
		御用水跡	絵図や文献調査、現地踏査等の調査研究を進め、今後の保存活用について検討します。
		高遠焼	博物館等での展示や活用を推進します。
		五郎山	市指定史跡として保護を図り、周辺文化財と一体的な活用を進めます。
本質的価値に関連する要素に含まれない諸要素	史跡の保存活用に有効な要素	博物館施設	伊那市立高遠町歴史博物館を高遠城跡のガイダンス施設として活用します。 歴史博物館を中心に高遠城に関する調査・研究活動、展示、講座などを行い、周辺の博物館施設と連携しながら情報発信や普及活動を進めます。
		史跡へのアクセス、 国県市道、遊歩道、 ポケットパーク	史跡の円滑な利活用のため、管理者による適切な管理を図ります。
		誘導標識	
		駐車場	
		複製太鼓櫓	適切な管理を図り、史跡の理解を深める材料として活用を図ります。

		要素	保存管理の方法	
指定地の 周辺地域を 構成する諸 要素	本質的価値に 関連する要素 に含まれない 諸要素	その他の 要素	河川	河川管理者による適切な管理を図ります。
			タカトオコヒガン ザクラ	史跡や周辺の自然景観、観光を融合させた活用材料として、保護管理を行います。
			樹木・竹木・森林・植栽	歴史景観の保全に配慮しながら、区域内に係る各種計画に基づいた対応を行います。
			市街地 (宅地、道路、電気通信 設備、上下水道等)	
			農地	

3 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い基準

史跡指定地内は文化財保護法に基づいて適切に管理することが求められるため、史跡内において現状を変える行為を行う場合は、実施主体やその内容に応じた手続きが必要です。取扱い基準を下記のとおりとし、事前協議や申請の窓口は伊那市教育委員会事務局生涯学習課とします。また、現状変更等の許可とは別に、第3章第3節に述べた関係法令の規定による許可等が必要な場合があります。

(1) 文化庁長官による許可が必要な行為

文化財保護法第125条の規定により、史跡内で現状を変更する行為や史跡の保存に影響を及ぼす行為をする際には、文化庁長官の許可が必要です。

また国の各省各庁が現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする際は、文化財保護法第168条の規定により、あらかじめ、文部科学大臣を通じて、文化庁の同意を求めなければなりません。各省各庁以外の国の機関が現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする際も同様に、あらかじめ、文化庁の同意が必要です。

[具体事例]

- ・ 史跡の保存・活用のための整備事業
- ・ 発掘調査等学術目的に実施する行為
- ・ 建築物の新築、増改築、除却
- ・ 工作物の設置、更新、除却
- ・ 地下埋設物の設置・改修
- ・ 樹木の植樹、伐根 等

(2) 伊那市教育委員会による許可が必要な行為

文化財保護法第184条第1項第2号の規定により、文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができます。

[具体事例]

- ・ 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築。
(小規模建築物とは、階数が2以下で、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積(増築又は改築後の建築面積)が120㎡以下のものをいいます。)
- ・ 工作物(建築物を除く)の設置、改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していないもの)
- ・ 道路(園路を含む)の舗装もしくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
- ・ 史跡の管理に必要な施設(標識、説明板、境界標、囲いその他の施設)の設置又は改修
- ・ 電柱、電線(電話線等の通信線を含む)、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修。
- ・ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等)
- ・ 木竹の伐採(伐根を伴わないもの)
- ・ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

(3) 現状変更等許可が不要な行為

文化財保護法第125条第1項ただし書きにより、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為は影響の軽微である場合は、許可が不要とされています。これらの行為を実施する際には、伊那市教育委員会と事前協議をするものとします。また、き損が生じた際には、文化財保護法第33条によるき損届、き損箇所への復旧を行う場合は同法127条による復旧届を文化庁長官に提出する必要があります。

[具体事例]

○維持の措置

(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に基づく)

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき(き損等からの現状復旧)

- ・ 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき
- ・ 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき

○非常災害のために必要な応急措置を執る場合

- ・ 地震、台風等の災害による土砂の崩落や流出等、き損の拡大を防止するための応急措置
- ・ 被災後に崩壊又はその危険性のある建築物、工作物、樹木、石垣、土砂等の除去

○保存に及ぼす影響の軽微な場合

- ・ 植生の日常的な管理行為(除草、剪定、枯損木処理、添え木等の設置、病害虫駆除)
- ・ 土地の形状変更を伴わない建築物、工作物等の修繕

(4) 史跡指定地における現状変更等の取扱い基準表

現状変更等の取扱いに関する共通事項		<p>○本質的価値を構成する要素に影響を与える行為や、大規模な地形の改変、史跡に悪影響を及ぼす行為は原則として認めない。</p> <p>○指定地内で現状変更等を計画する場合は、伊那市教育委員会と十分な事前協議を行う。</p> <p>○各種法令及び諸計画との調整・連携を図る。</p> <p>○現状変更等にあたっては、内容によって発掘調査又は立会調査を実施し、重要遺構が確認された場合は保存に万全を期す。</p>	
指定地内	建築物	新築 注1	建築物の新築は原則として認めない。ただし、史跡及び公園の保存管理・整備活用を目的とするものや民有地においては生活上必要と認められるものは、事前協議の上、地下遺構の保存に影響を及ぼさないようにした上で認める。その実施にあたっては、事前の保存目的調査または立会調査を実施し、建築物の構造・意匠等については、伊那市景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとする。
		建替 注2 増築 注3	建築物の建替・増築は、現在の建築物と同一敷地内で行うものとし、事前協議の上、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。また、建替及び増築の場合は、伊那市景観計画の趣旨を尊重し史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとする。
		除却 注4	建築物の除却にあたっては、事前協議の上、地下遺構への影響を最小限にするようにしたものについては認める。
	工作物 注5	新設・改修・除却	<p>工作物の新設・改修は規模・構造・必要性等を勘案し、事前協議の上、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、伊那市景観計画の趣旨を尊重し史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮したものとする。</p> <p>工作物を除却する場合は、事前協議の上、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。</p>
	地形改変 土木工事	地形改変	地下遺構の保存に影響を及ぼす土地の掘削や盛土等の地形改変は原則として認めない。ただし、史跡としての保存・整備活用を目的とするものや、民有地において特に必要と認められるものは、事前協議の上、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮したものについては認める。その実施にあたっては、伊那市景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮する。
		道路の新設・拡幅	道路の新設・拡幅は原則として認めない。ただし、史跡の保存・整備活用を目的とする道路の新設・拡幅、住民の生命財産に関わる緊急車両進入に必要な既存市道の拡幅は、事前協議の上、地下遺構の保存に影響を及ぼさないものについては認める。その実施にあたっては、伊那市景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成にも配慮する。

指定地内		埋設物の 新設・改修・ 除去	埋設物の新設は原則として認めない。ただし、諸法令に基づき公共・公益上必要な地下埋設物及び建築物の建替及び増築に伴う上下水道の新設及び改修は、事前協議の上、地下遺構の保存に影響を及ぼさない位置・工法・設計であるものについては認める。また、埋設物の除去にあたっては、事前協議の上、事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。
		耕作地の天地返し	耕土の表土と深土を入れ替える天地返しは認めない。
	木竹の 伐採・植栽	木竹の 植栽・改植・ 伐根	木竹(果樹含む)の植栽・改植・抜根は、事前協議の上、内容によって保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構の保存に影響を及ぼさないものについては認める。史跡の整備のため木竹の抜根を要する場合は、事前協議の上、内容によって事前の保存目的調査または立会調査を実施し、地下遺構への影響を最小限に抑えたものについては認める。
		伐採	伐採は、事前協議の上、史跡の保存に影響を及ぼさないものについては認める。
	史跡の 発掘調査 及び 保存整備	発掘調査	史跡の保存整備に必要な保存目的調査、現状変更等に伴う保存目的調査は認める。ただし、文化庁及び長野県と事前協議の上、地下遺構の保存への影響を最小限に抑えるよう配慮したものとする。
		保存整備	史跡の保存整備は発掘調査の成果に基づくものとし、伊那市景観計画の趣旨を尊重し、史跡にとって良好な景観の保全・形成に配慮したものとする。

- 注1 [新築] は現状で建物の無い土地に新たに建築物を建築すること
 注2 [建替] は既存建物の全部又は一部を除却し、同一場所に引き続いて建築物を建築すること
 注3 [増築] は現在建築物が建っている宅地内で、建築物の既存部分に床面積を増加させる場合や、棟別又は棟続きで建築物を付加すること
 注4 [除却] は既存の建築物を取り壊し、更地とすること
 注5 [工作物] には農業用の資材置き場やビニールハウス(基礎を有するガラスハウス等を除く)、電気通信施設、道路安全施設、案内板・解説板、街灯等が含まれる

史跡指定地 以外の 高遠城跡	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地外に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地としての高遠城跡の範囲内を対象とする。(第3章第3節5(2)、「図. 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地の状況」を参照。) ・地下遺構の保存に影響を及ぼす土木工事や諸開発行為等を計画した場合は、事前協議の上、長野県知事に法第93条(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)、法第94条(国の機関等が行う発掘に関する特例)に基づく届出又は通知を提出し、長野県と調整した上で確認調査を主とする保護措置を講ずるものとする。 ・また、確認調査により重要遺構が発見され、当該土木工事等が地下遺構に影響を及ぼす場合は、事業による影響を避けるための計画変更等を求めるものとする。 ・伊那市景観計画の趣旨を尊重し、景観の保全・育成に配慮した取扱いとする。 ・なお、城跡関連遺構が既に確認されて地中に保存されている個所については、上記事項のほか、地下遺構の保存に影響を及ぼさないよう配慮したものとする。
高遠城跡 周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・この地域の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等により地下遺構の保存に影響を及ぼす行為を計画した場合は、「指定地以外の高遠城跡」に準じ確認調査または立会調査の保護措置を講ずるものとする。 ・県・市指定文化財については、原則として現状変更等を認めないが、文化財の保存・整備・活用及び公共・公益上必要な場合は、事前協議の上、長野県文化財保護条例、伊那市文化財保護条例に基づき、適切な措置を講ずるものとする。 ・景観形成住民協定地区(城下町高遠・まちづくり協定)の趣旨を尊重し、景観の保全・育成に配慮した取扱いとする。

4 防災対策

(1) 防災に関する既存計画と史跡の立地

史跡の防災対策は、「伊那市地域防災計画」(以下「防災計画」)を基本とします。史跡を含む伊那市全域が東海地震の地震防災対策強化地域や南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定されているほか、一部は土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域(急傾斜地)及び土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)に指定されているため、文化財の防災対策とともに、災害時に来訪者の安全を図るための対策を講じます。

(2) 災害時の連絡体制

災害時の被害状況については、公園管理者である(一財)伊那市振興公社が主体となって現況を確認し、連絡を受けた生涯学習課が文化財の被害状況、応急対策の実施見込み、人的被害の有無等について把握し、必要な対応にあたることとします。情報収集・連絡系統は以下のとおりです。

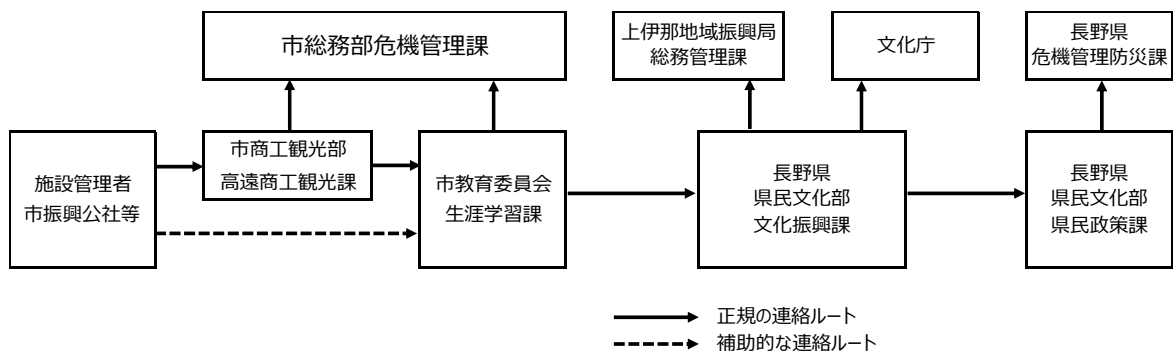


図. 災害時の連絡体制

(3) 被災時の対応

安全確保

災害発生時に史跡内に見学者がいる場合は、避難経路や避難にあたっての注意事項について放送設備等を通じて速やかに情報提供した後、「防災計画」に基づき、避難所等安全な避難場所に誘導します。負傷者等を発見した場合は、警察署、消防署等の防災機関に通報するとともに、救出救護活動に努めます。

被害状況の確認

被害状況の確認においては、被害を受けた場所、被害の内容、被害の程度(滅失、重度、軽微等)、応急対策の実施見込み等を取りまとめて報告します。土砂崩落等で二次被害が想定される場合は、一般来場者に対して被災箇所周辺への立入禁止措置を講じた上で、被害拡大を防ぐための応急措置を行います。

被災後の対応

災害によりき損した箇所については、人命救助や二次被害拡大のための応急措置以外はできる限り現状保全を図ります。特に史跡の本質的価値を構成する要素にかかる修理や復旧については、文化庁、長野県の指導の下で実施します。

関係機関の指示を受け、勘助曲輪のヘリポートや高遠閣の指定緊急避難所の開設に協力します。

(4) 防災対策

地震対策

大規模地震では、史跡内の石垣、土塁、建造物等の文化財に甚大な被害を及ぼすことが予想されます。一方、発生を予測することは非常に難しいため、日常的な状況把握と地震対策を講じる必要があります。

史跡内の歴史的建造物のうち、高遠閣、進徳館については既に耐震補強を実施していますが、旧大手門や太鼓櫓、新城藤原神社、問屋門等は耐震診断を行っていないため、所有者や管理者による診断実施と診断結果に基づいた対策を検討します。

火災対策

火災被害を受けやすい歴史的建造物や、便益施設等の建築物、タカトオコヒガンザクラを含む樹木に対する予防のため、史跡内における火気の使用は最小限とし、使用の際には防火対策を確実にを行います。消防機関と連携を図りながら火気使用者への注意喚起や消火設備や施設の維持管理を行います。

進徳館や高遠閣には、自動火災報知機や消火設備(消火栓や消火器)が有効範囲内に設置されていますが、無人管理の建物であるため、文化財防火デー等の機会に併せて初期消火訓練を実施する等、緊急時に適切に対応できるよう関係者で連携を図りながら定期的な訓練を実施します。

風水害

事前の気象情報の確認に努め、予報に応じた対策を講じます。

台風等の暴風やゲリラ豪雨等による倒木・落枝、特に倒木は地下遺構への影響につながることもあるため、これらの被害対策として、常時の適切な植生管理により、倒木・落枝の発生を抑制できるよう努めます。また、雨水排水が堀や斜面へ流れ込み、法面崩落につながらないように、排水施設の定期的な点検を実施します。

急傾斜地への対策

地震や大雨等の際に土砂崩落や岩盤崩落、落石等が懸念される三ノ丸北側斜面や三峰川沿いの南側急崖は、史跡保存の観点と安全管理の観点から、土地所有者と連携を図り、安全対策の方法を検討します。

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

高遠城跡を地域の歴史や景観を楽しめる学びの場や都市公園や自然公園として市民が集う憩いの場、公園の成り立ちとともに育まれた文化的景観を活かした地域振興や観光の拠点として、活用を図ります。

学校教育や生涯学習による活用や、観光団体や史跡ガイド団体、博物館施設等と連携した活用を進めることで、市民やの高遠城跡への関心や愛着心を高めます。

第2節 活用の方法

1 史跡の公開

(1) 公開

- ・史跡を通年公開し、その価値や一体となった景観の魅力を市民や多くの人たちに伝えます。併せて、公開活用に必要な施設(案内板や解説板等の標識、園路、便益施設、ゲート等)の維持管理を行います。
- ・きさぐるわ笹曲輪の公開と西口の開放について、太鼓櫓の改修検討と併せて検討します。
- ・公開活用に必要な駐車場について、第5章第2節に挙げた課題のとおり長期的な検討課題とし、暫定的な措置として、当面の間は多目的広場となっているかんすけぐる勘助曲輪を利用します。あり方検討に際しては、勘助曲輪の位置や鍛冶堀の連続性を表現するような整備を視野に入れた検討を行います。

(2) 公開施設(しんとくかん たかとおかく進徳館、高遠閣)の利活用

- ・進徳館を通年公開し、藩校という歴史的背景を活かしながら、学びの場として活用します。公民館との連携により小学生を対象とした「夏の学校」を開催し、史跡に親しむ機会を設けます。
- ・高遠閣を史跡や公園管理の拠点施設として利活用します。また、史跡内で行われる各種イベントに合わせて高遠閣の積極的な公開を行います。講演会や各種イベントに加え、地域食材であるそばうちの場合や心身障がい者の活動支援の場等、多目的な活用を進めます。

(3) 見学基本ルートの設定

- ・以下に示す見学基本ルートを基に、今後策定予定の整備基本計画の中で詳細な動

線計画を策定し、案内板や解説板等の標識や園路、便益施設の整備につなげます。

- ・見学基本ルートは、史跡内における①史跡全体の見どころ(本質的価値を構成する要素)を回りながら高遠城跡の特徴を体感できるルートである「お城編」と、②城の歴史性(廃城後の公園の歴史)に関連する要素や都市公園、三峰川水系県立公園の見どころを回るルート「公園編」の2つを設定します。

史跡高遠城跡見学基本ルート お城編

史跡高遠城跡全体の見どころ（高遠城跡の本質的価値を構成する要素）を回りながら、高遠城跡の特徴を体感できる見学ルート

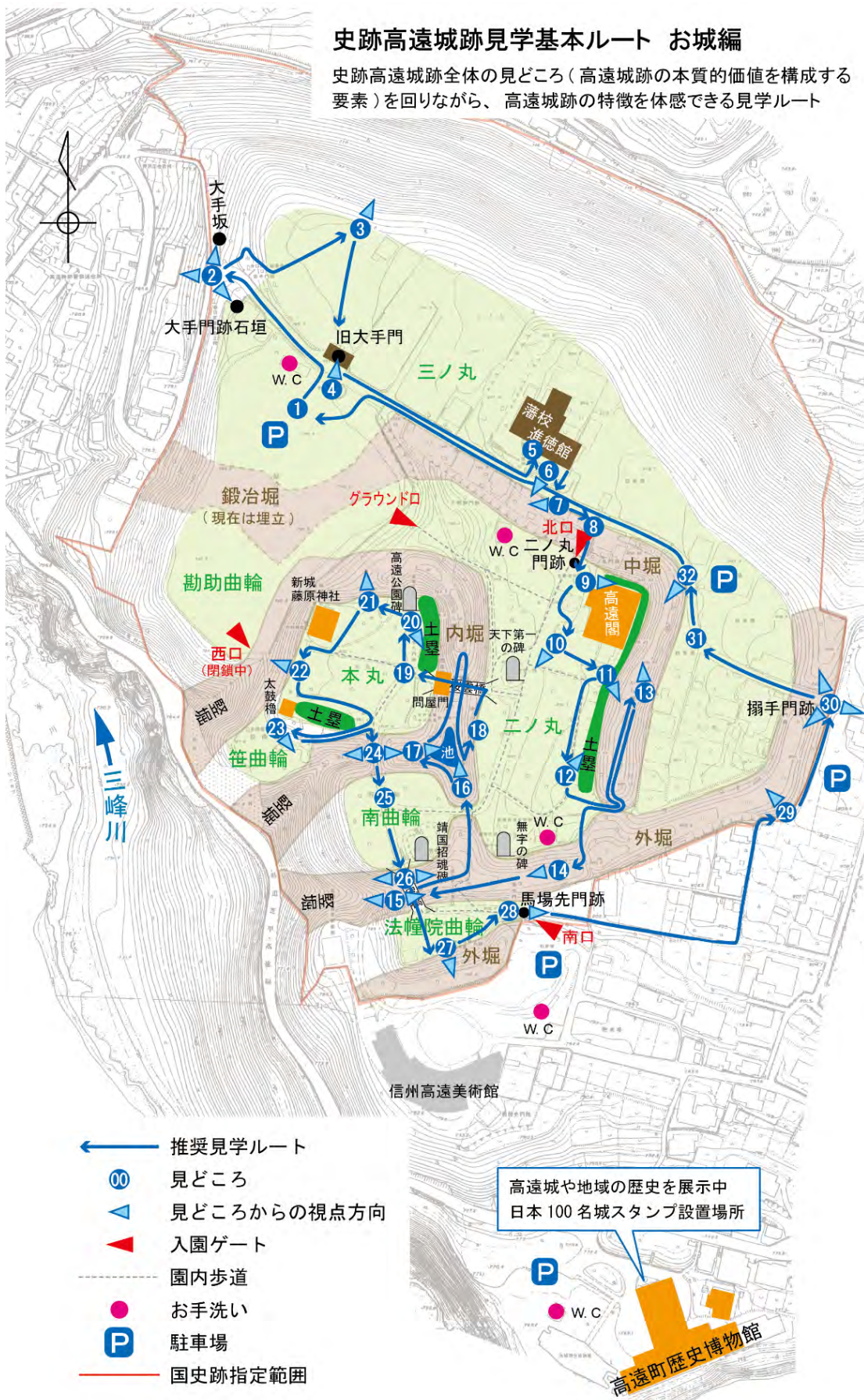


図. 史跡高遠城跡見学基本ルート お城編



図. 史跡高遠城跡見学基本ルート お城編 各地点からの見え方

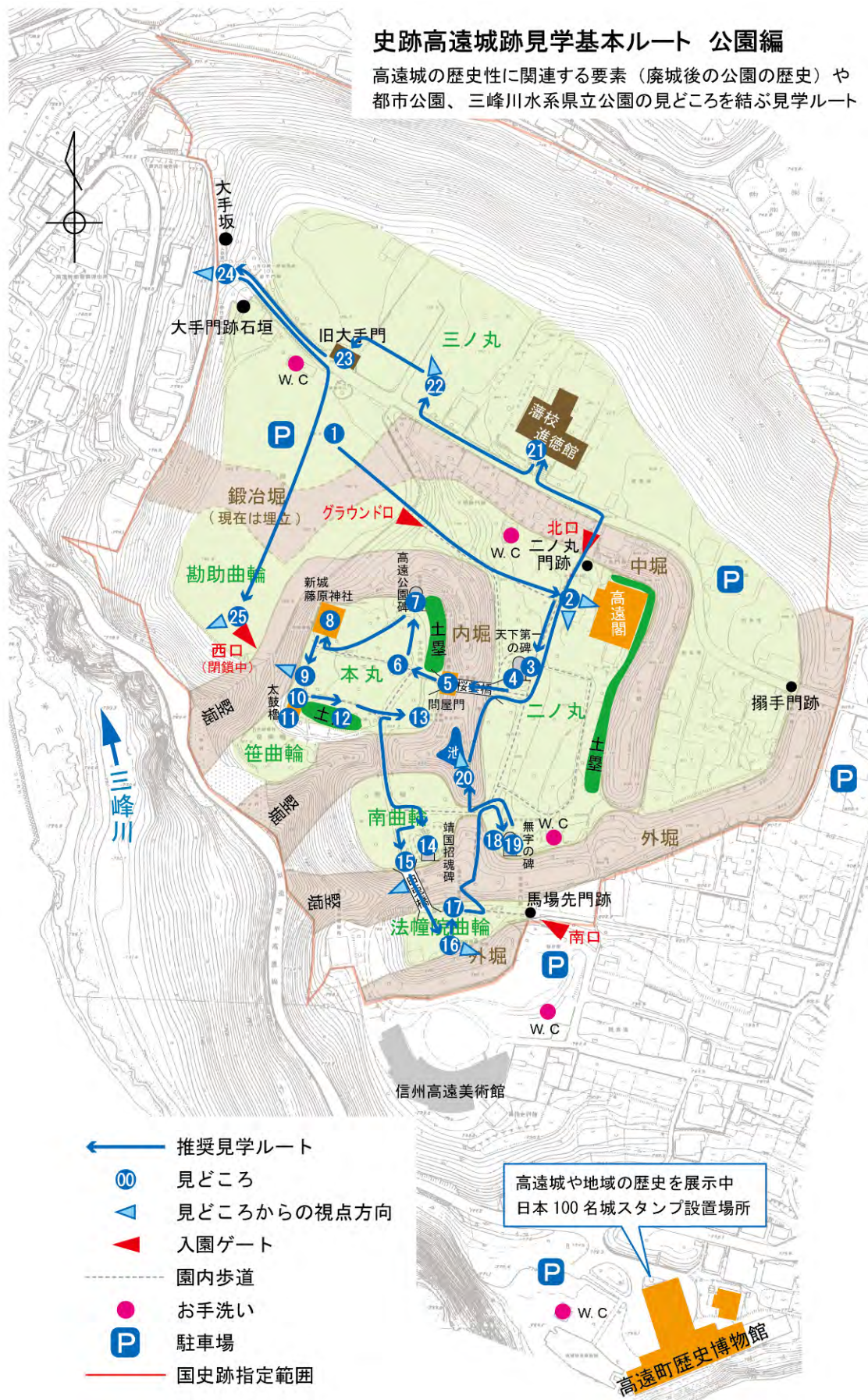


図. 史跡高遠城跡見学基本ルート 公園編

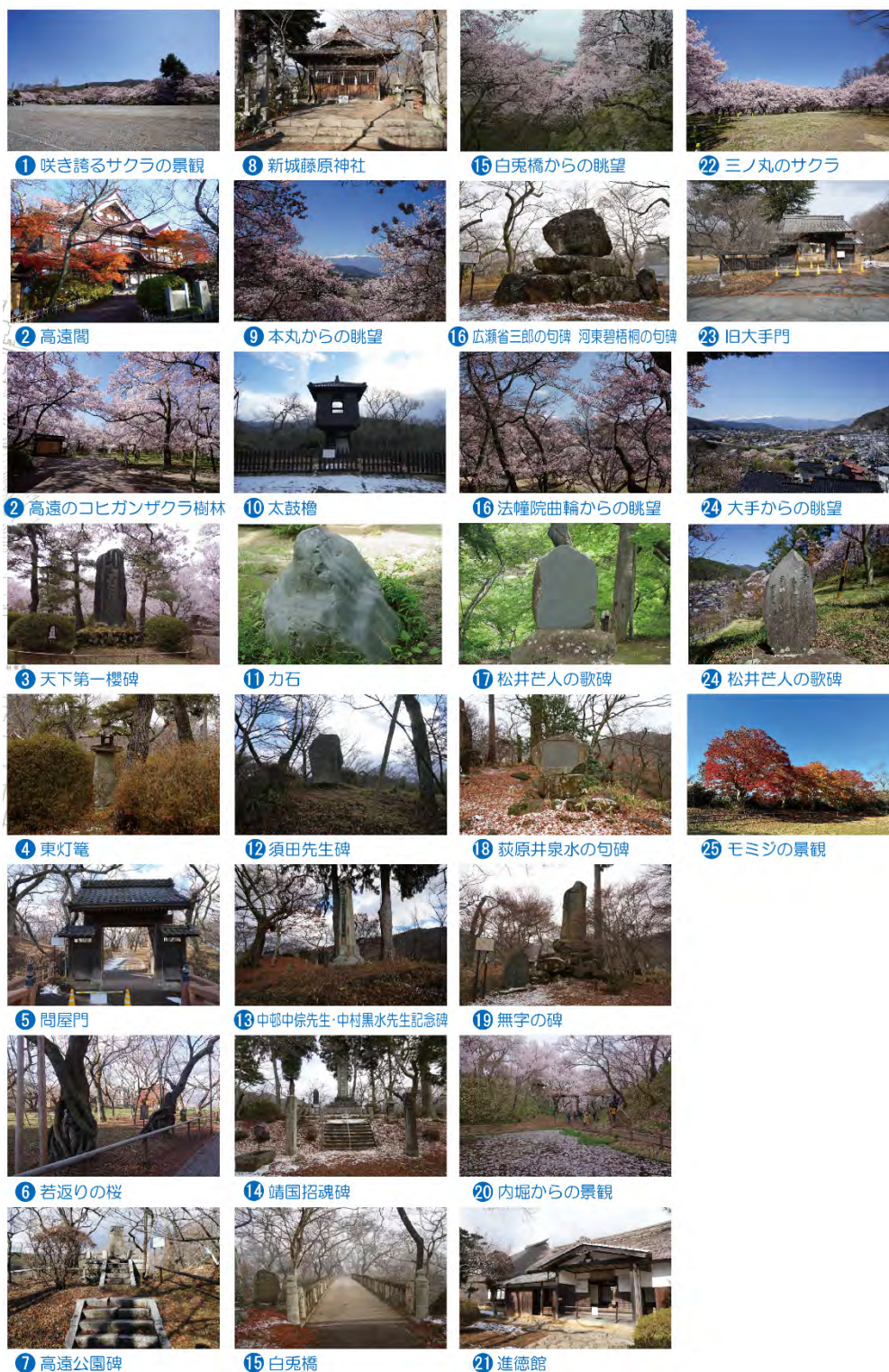


図. 史跡高遠城跡見学基本ルート 公園編 各地点からの見え方

(4) サイン(標識、説明板、標柱、^{きょうかいひょう}境界標)設置の方法

- ・史跡の管理や訪れる人への案内や誘導に必要なサイン(標識、説明板、標柱、境界標)について、適切な位置に史跡の景観と調和しながら統一感を持って整備がされるようサイン計画(標識等サイン整備における基本的な方針)を策定し、計画に基づいた更新や設置を行います。
- ・案内板や説明板の内容更新の際には、QRコードを説明板に入れるなど、最新の研究動向を踏まえて高遠城跡の価値が理解できるようにします。

2 学校教育における活用

- ・小中学生向けの副読本『わたしたちのふるさと』等の学習教材を利用し、史跡への理解や愛着心を育みます。また、楽しみながら学べる学校向けプログラムを提案し、市内小中学校、高等学校等における史跡の学習機会を増やします。
- ・市外小中学校が実施している宿泊学習等の受け入れに際して、まち歩きプログラムの中に高遠城跡を盛り込み、地域外の児童や生徒たちに対しても高遠城跡の価値を理解してもらえる機会を設けます。

3 生涯学習における活用

- ・高遠城跡の価値を多くの市民に伝えるため、現地見学の機会を設けるほか、既存の公共施設で史跡の展示や講座等を実施します。

4 情報発信とデジタル技術を用いた活用

- ・史跡の魅力や価値をよりの確に発信できるよう、市の広報誌への掲載やパンフレットの作成配布、『高遠城跡ガイドブック』の増刷販売を行います。また、幅広い層により詳しい情報や最新の情報を広く届けるため、紙媒体ばかりでなくホームページの充実を図るとともに、SNSでの情報発信を検討します。
- ・現地において史跡の本質的価値が分かりにくい場合は、デジタル技術を用いた公開等の手法を検討します。

5 史跡ガイドボランティアや地域団体への支援と連携

- ・史跡ガイド活動を行う史跡案内グループ「ふきのとう」の会や伊那市観光ガイド、史跡内の清掃活動を実施している高遠郷土研究会等への継続的な支援を行い、市

民や地域団体と連携を図りながら活用を進めます。

6 周辺地域の歴史文化資源や博物館施設との連携による活用

- ・地域の成り立ちを高遠城との関わりを実感できるよう、周辺地域にある高遠城跡の本質的価値に関連する要素やその他の歴史文化資源と史跡を結ぶ広域散策ルートを設定し、関係機関と連携して史跡と一体的な活用を図ります。
- ・高遠城跡のガイダンス施設としての機能を兼ねた伊那市立高遠町歴史博物館において、高遠城の展示を充実させます。出土遺物や絵図、文献史料等の公開を行い、多くの市民や来館者に高遠城跡の歴史や価値、魅力を伝えます。

7 地域振興や観光、地域間交流の拠点としての活用

- ・(一社)伊那市観光協会等の観光団体をはじめ、各種団体と連携して、史跡の本質的価値を活かした市民参加型・体験型のイベントや、史跡を拠点とし、周辺観光にも資するような取組を行います。
- ・城の歴史性に関連する固有種のタカトオコヒガンザクラやその樹林を、遺構に影響しない範囲で保全し、地域振興や環境教育等史跡と一体的な活用を図ります。
- ・四季を通じて利活用される史跡を目指し、城の歴史性に関連した要素を活かした観光振興、地域振興に資するイベント(さくら祭りやもみじ祭り等)を行います。
- ・高遠城に関わる歴史や文化を活かし、関係する地域(東京都新宿区、福島県会津若^{あいづわか}松市、山梨県^{まつ}韮崎^{にらさき}市等)との交流のさらなる発展につなげる。

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

高遠城跡は公園として活用されることで、保存が図られてきた反面、公園環境を整えるために史跡としての本質的な価値が失われてしまった部分もあります。廃城以前の姿が失われている部分については、十分な調査研究により史実を把握した上で、可能なものに関しては、江戸時代末期の姿を目指して整備を進めることとしますが、当面は遺構の保存に影響を与えている箇所を優先的に実施し、史跡を確実に保存することを基本とします。

本計画で整理した課題に対応するための整備について、既存の整備基本計画を見直し、新たな整備基本計画を策定した上で、事業を計画的に実施します。

1 保存のための整備の方向性

史跡高遠城跡を確実に保存し、後世に引き継いでいくため、日常的な維持管理を適切に行い、変化や異状の把握に努め、早急な整備(修理)が必要となっている箇所、将来的な整備が必要となる箇所を整理し、危険度の高い箇所から優先的に整備を実施します。

2 活用のための整備の方向性

史跡高遠城跡の歴史的景観の向上や、本質的価値を来訪者に伝え理解を促進するための遺構整備や復元整備については、各種調査を実施し調査成果を踏まえて段階的に実施します。都市公園として、市民の憩いの場や観光拠点としての利便性に配慮し、公開活用のために必要な施設の維持管理や整備を計画的に実施します。

第2節 整備の方法

1 主として保存のための整備の方法

(1) 進徳館^{しんとくかん}の保存修理 (位置図1-1)

建物や外構において、保存管理や公開活用に必要な箇所の修理を実施します。特に茅葺屋根^{かやぶき}葺き替え^{やねふか}工事から20年以上を経過し、傷みが進行しているため、葺き替え工事を実施します。

(2) 旧大手門(移築門)の保存修理 (位置図1-2)

旧来の位置が民有地であること、^{ますがた}枅形を含め廃城以前の構造が不明確であることか

ら、当面は現地における保存活用としますが、耐震化を含めて検討し、現状を維持するための保存修理工事を行います。

(3) 三ノ丸^{さんのまる}斜面の樹木伐採、崩落防止工事 (位置図1-3)

倒木等により遺構の破損につながる樹木の伐採を実施し、広葉樹への樹種転換を図ります。伐採後、土砂流出や崩落の恐れがある場所については、崩落防止工事の実施に向けて検討を行います。

(4) 本丸虎口^{ほんまるこぐち}の整備 (位置図1-4)

一部破損し、崩落の恐れがある本丸虎口付近の石垣について、廃城時の遺構の残存状況を調査で確認し、整備方法を十分に検討した上で修理工事を実施します。

(5) 建築物や構造物の撤去・移転 (位置図1-5)

第7章第2節2で整理したとおり、その他の要素の内、史跡の保存管理や安全管理、景観上問題がある建築物や構造物の撤去や移転を進めます。

(6) 史跡境界標の設置 (位置図1-6)

史跡としての保存を継続的かつ確実にするため、文化財保護法第115条及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に基づき、史跡指定地の範囲を示す境界標を設置します。

(7) 太鼓櫓の修理方針の検討と実施 (位置図1-7)

笹曲輪^{さきぐるわ}の公開や太鼓櫓の保存に向けて、太鼓櫓の修理と方法を検討します。工法検討時には、地下遺構への影響を見極めるため、必要に応じて発掘調査を実施します。

(8) 三峰川^{みぶがわ}沿い南急崖の安全対策(防災対策工事の検討) (位置図1-8)

土砂崩落や岩盤崩落、落石等が懸念される箇所について、安全を確保する上でも、擁壁修理や安全対策工事の実施を検討します。県有地においては、長野県(伊那建設事務所)と連携協議の上、実施時期や工法等検討を進めます。

(9) 日常管理、点検で把握された箇所の修理

日常的な管理や点検において、史跡保存のために早急な対応が必要となる箇所が把握された場合は、修理等必要な措置を行います。

2 活用のための整備の方法

(1) 南曲輪^{みなみぐるわ}の庭園整備の検討 (位置図2-1)

絵図や文献史料に基づき、庭園の残存遺構を確認するための発掘調査を実施し、調

査結果により整備に向けた検討を行います。

(2) 公有化実施箇所の整備 (位置図2-2)

^{なかぼり}中堀や三ノ丸等、公有化を行った箇所の適切な管理を行うとともに、遺構等を分かりやすく伝える看板等を設置します。長期的な取組として、将来的な整備に向け、遺構確認調査を実施します。

(3) 動線計画に基づいた園路整備の検討実施

整備基本計画において立案する動線計画に基づき、史跡全体の見どころ(本質的価値を構成する要素)を回りながら高遠城跡の特徴を体感できる園路や、公園の歴史に触れる園路の整備とその方法を検討し、必要箇所の整備を行います。

(4) 案内板や解説板等の整備

整備基本計画において立案する動線計画や、別途作成するサイン計画(標識等サイン整備の基本的な方針)に基づき、史跡内に設置されている案内板、説明板、誘導標識の計画的な更新や整備を行います。整備の際にはQRコードを入れるなど、ICT(情報通信技術)を活用した情報提供の方法も含めて検討します。

(5) 公開、維持管理に必要な施設の整備

快適な見学環境を提供するため、整備基本計画において立案する動線計画に基づき、史跡や公園の利活用に必要な既存の園路やトイレ等の便益施設、管理施設(ゲートや資機材の保管施設)の改修、整備を行います。

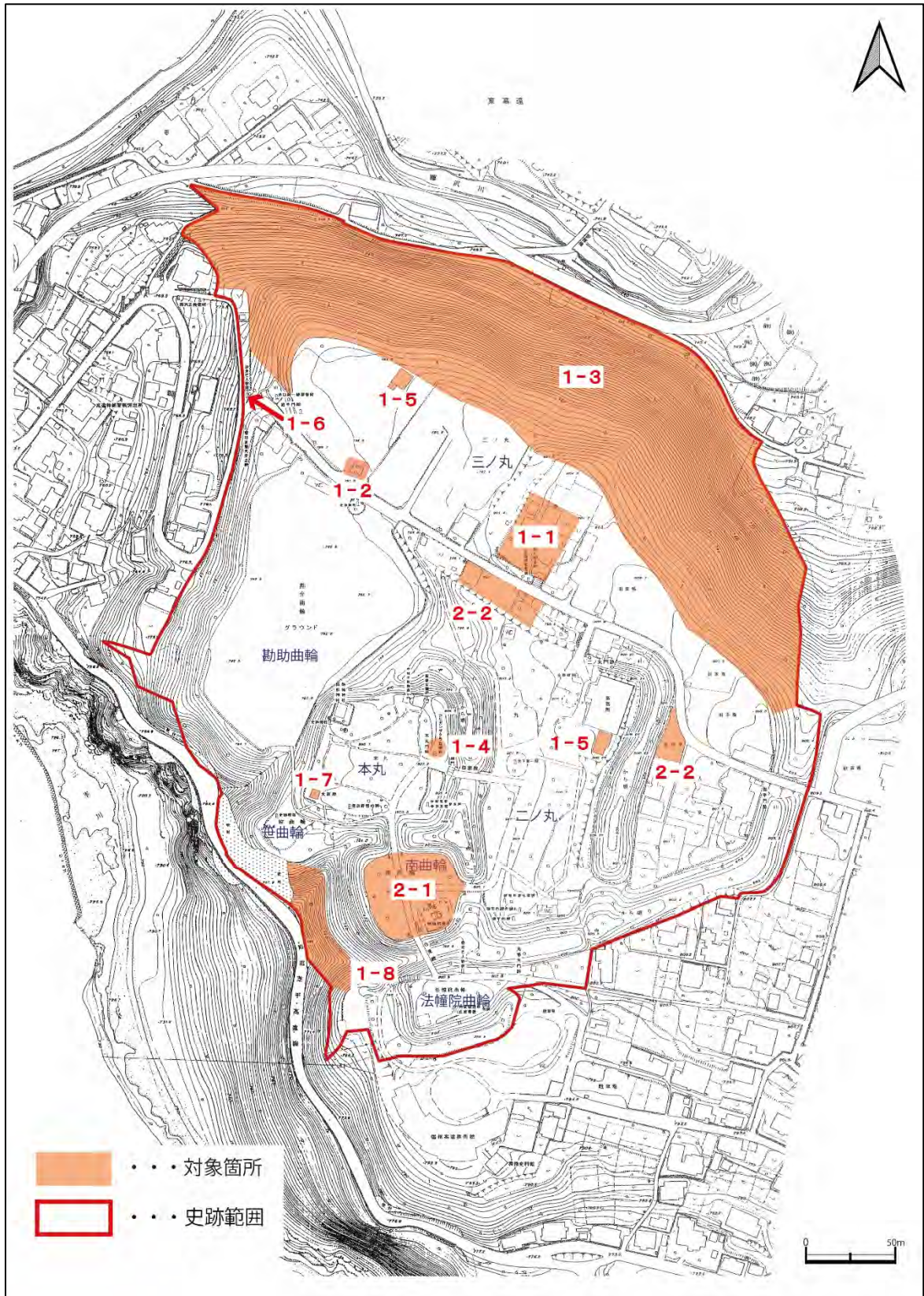


図. 整備対象箇所位置図

第10章 史跡の運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡の保存を確実に実施し、それを維持し後世に継承するため、次の観点から運営・体制の整備を進めます。

- ・伊那市の推進体制の整備
- ・有識者等からの指導・助言体制の維持
- ・土地所有者や関係機関との連携強化
- ・市民参画と協働の推進
- ・人材育成

第2節 運営・体制の整備の方法

1 伊那市の推進体制の整備

史跡指定地の保存管理、活用、整備は本市が中心となり、土地所有者と連携協力しながら適切に実施することを基本とします。このため、事業主体となる本市の生涯学習課は、事業の推進に必要な人員配置等事務局体制の充実に努めます。

史跡の日常管理や今後の保存管理、活用、整備等に関する事業を行うにあたり、庁内の関係課及び関係施設と連携して、円滑な事業推進が図れるような体制を整備します。

2 有識者等からの指導・助言体制

史跡の保存管理や調査、活用、整備等の推進や計画等の策定に際しては、「伊那市高遠城跡整備委員会」や伊那市文化財審議委員等の学識経験者、地域関係者から指導・助言を受ける機会を設けます。また、文化庁や長野県からの指導・助言等を受けるための連絡体制を整えます。

大学等の研究機関から調査研究等に必要な指導や助言を受けたり、自治体間における情報交換を行うなど、有識者との連携を進めます。

3 土地所有者や関係機関との連携強化

指定地内に土地を所有する文部科学省、長野県、個人、団体への情報提供を図りながら、史跡の保存管理、活用、整備への理解と協力を得られる関係づくりに努めます。

活用に関わっては、観光事業を展開する(一社)伊那市観光協会等の観光団体との連携強化を図ります。

4 市民、地域活動団体の参加・協働

日常管理や活用において、市民及び史跡ガイドや郷土研究を行う地域活動団体と連携協力できるように、行政、市民、地域活動団体等との連携体制を構築します。

整備事業の実施にあたっては現地公開等を行うほか、市民参加型の事業の提供を通じて、市民の高遠城跡への関心や愛着心を高めます。

5 人材育成

史跡の保存管理、活用、整備事業を長期にわたって安定的に継続していけるように、関係機関と調整を図りながら必要な人材の育成に努めます。

また、市民や地域と連携協力した取組を積極的に実施する中で、史跡の価値と保存の重要性等を積極的に伝え、将来の担い手となる人材育成が図れるように努めます。

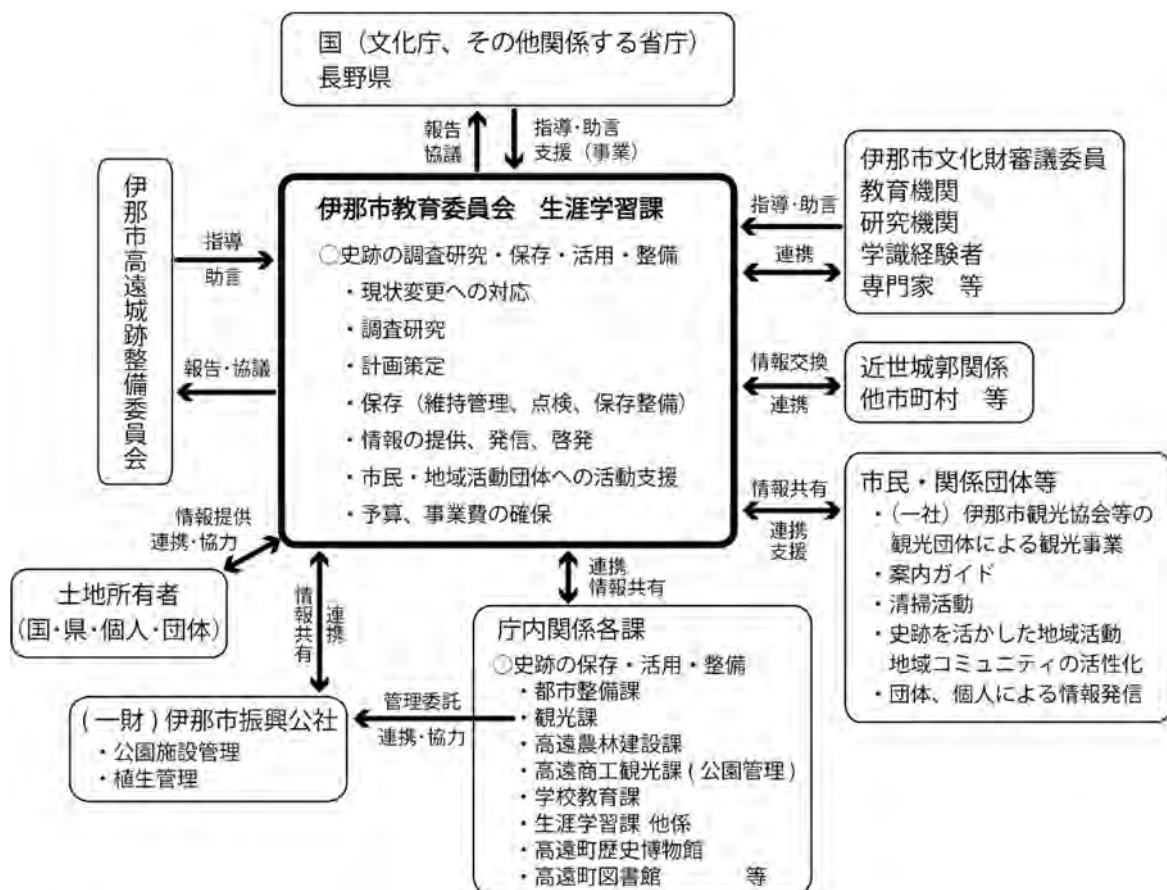


図. 高遠城跡の保存管理、活用、整備にかかる運営・体制

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 各施策の実施計画

第6章の基本理念と基本方針、第7章から第10章までの保存管理、活用、整備、運営・体制整備の方向性と方法に基づき、計画的に実施する施策の項目と概要を以下に示します。

本計画の計画期間は第1章第5節で述べたとおり、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間です。令和8年度から令和12年度(2030年度)までを前期、令和13年度(2031年度)から令和17年度を後期とし、それ以降については、前期・後期における取組や成果を検証するとともに、その時点での推進状況や課題を踏まえ、保存活用計画の見直しを行い、継続的な取組を進めます。各期間への事業の位置づけは、下記の観点から整理しました。

また、各施策は有識者等からの指導・助言、土地所有者や地域住民の意見等を踏まえながら実施することとし、必要に応じて計画の再検討を行います。

前期(令和8～12年度)

- ・現在実施しており今後も継続して実施する施策や、さらなる充実を図る施策
- ・史跡の保存、活用のため必要度が高く、早期に着手すべき施策や短期的な実施が可能な施策

後期(令和13～17年度)

- ・事業推進のために十分な調査研究を必要とし、中期的展望の下に実施する施策
- ・条件整理、体制確保、財源確保に向けた取組が必要な施策

長期(令和18年度以降)

- ・実施までの条件整理に期間を要し、長期的展望の下に実施する施策

表. 施策の実施計画表

■ 実施期間

項目		施策の内容	前期 (R8～12)	後期 (R13～17)	長期 (R18以降)
保存	維持管理	日常の維持管理、点検	■	■	■
		管理団体指定の取組	■	■	■
		史跡境界標の設置	■	■	■
		石碑等の維持管理、調整	■	■	■
	史跡の現状変更等許可	■	■	■	
	公有化の推進	■	■	■	

項目		施策の内容	前期 (R8～12)	後期 (R13～17)	長期 (R18以降)
保存	保存活用 のための 調査研究 の実施	発掘調査報告書の刊行及び調査成果の検証			
		南曲輪の遺構確認調査(発掘調査)			
		本丸虎口の遺構確認調査(発掘調査)			
		中堀の遺構確認調査(発掘調査)			
		絵図や文献史料、古写真、移築門の調査の実施			
	植栽管理 と 歴史的 重層性 を示す 環境の 保全	樹木、植栽の維持管理			
		サクラ管理計画の作成			
		タカトオコヒガンザクラの保護管理			
		三ノ丸北側斜面の伐採・植樹			
	鳥獣対策の実施				
防災対策					
活用	史跡 の 公開	通年公開と公開に必要な施設の維持管理			
		笹曲輪の公開と西口ゲート開放の検討			
		駐車場のあり方検討			
		公開施設(進徳館、高遠閣)の利活用			
		見学基本ルートの設定			
		サイン計画の策定			
	学校教育における活用				
	生涯学習における活用				
	情報発信 とデジタル 技術を用 いた活用	パンフレット、ホームページ、ガイドブック、SNS等 による情報発信			
		デジタル技術を用いた公開活用の検討			
	史跡ガイドボランティアや地域団体への支援と連携				
	周辺地域の歴史文化資源や博物館施設との連携による 活用				
	地域振興や観光、地域間交流の拠点としての活用				
整備	整備基本計画の策定				
	保存の ための 整備	進徳館の保存修理			
		旧大手門(移築門)の保存修理			

項目		施策の内容	前期 (R8～12)	後期 (R13～17)	長期 (R18以降)
整備	保存のための整備	三ノ丸斜面の樹木伐採、崩落防止工事			
		本丸虎口の整備			
		建築物や構造物の撤去・移転			
		史跡境界標の設置			
		太鼓櫓の修理方針の検討と実施			
		三峰川沿い南急崖の安全対策 (防災対策工事の方針検討後実施)			
		日常の維持管理、点検で把握された箇所の修理			
	活用のための整備	南曲輪の庭園整備の検討			
		公有化実施箇所の整備			
		動線計画に基づいた園路整備の検討実施			
案内板、解説板等の維持管理と整備					
公開や維持管理に必要な施設の整備					
運営・体制の整備	伊那市における推進体制の整備				
	有識者等からの指導・助言体制				
	土地所有者や関係機関との連携強化				
	市民、地域活動団体の参加・協働				
	人材育成				

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

将来にわたり継続して取り組むため、日常的な維持管理、各種施策の実施状況や効果等について、定期的に経過観察(モニタリング)を行い、事業の進捗状況、課題等の検証を行い、史跡の保存管理、活用、整備、運営・体制の適切な推進を図るとともに、課題を早期に把握し、その解決を図ります。

第2節 経過観察の方法

1 内部検証

文化庁の作成した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」及び「史跡等整備のてびき」に提示されている自己点検票を元に自己点検票を作成し、日常的な維持管理、各種施策、整備事業の進捗状況について内部検証を年1回行います。

史跡等・重要文化的景観の自己点検表

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する事	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する事	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する事	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する事	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する事	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
(6) 整備に関する事	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) バンレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関する事	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関する事	ア) 予算確保のための取組はあるか	1	2	3	

図. 史跡等重要文化的景観の自己点検票

(平成26年度「記念物・重要文化的景観」マネジメント支援事業
史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書(文化庁文化財部記念物課平成27年3月)より

2 史跡高遠城跡整備委員会や伊那市文化財審議委員会での審議

内部検証の結果を含め、史跡高遠城跡整備委員会や伊那市文化財審議委員会に各事業の進捗状況、取組の内容を報告し、文化財保護の観点から、適切なものであるか審議を受けるとともに、今後の進め方、課題がある場合にはその解決策等について指導・助言を仰ぎます。

3 計画の見直し

施策の経過観察や調査・研究による新たな知見、関連法令や社会状況の変化によって計画の変更が必要となった場合には、文化庁及び長野県、その他関係機関等と協議し、計画の見直しを行います。

巻末資料

1 関係法令等

文化財保護法及び関連法令の内、保存活用計画に関係する条文を掲載します。

(1) 文化財保護法(抜粋)

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号改正

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百二十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第五十三条第一項第十号及び第十一号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(中略)

(指定)

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(告示、通知及び指定書の交付)

第二十八条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

- 2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

- 3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。
- 4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 5 第三項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

(解除)

第二十九条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。
- 3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。
- 4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。
- 5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

(中略)

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければ

ならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(中略)

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき認められるとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体

がある場合は、その者) から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することので

きない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
 四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない

い。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(中略)

第五款 重要文化財保存活用計画

(重要文化財保存活用計画の認定)

第五十三条の二 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画（以下「重要文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該重要文化財の名称及び所在の場所
 - 二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
 - 一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項
 - 二 当該重要文化財の修理に関する事項
 - 三 当該重要文化財（建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。）の公開を目的とする寄託契約に関する事項
 - 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
 - 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更)

第五十三条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更（文部科学省令で

定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第五十三条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第五十三條第二項第六号において同じ。)を受けた場合において、当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三條第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(修理の届出の特例)

第五十三条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第四十三條の二第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定重要文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第五十三条の六 文化庁長官は、第五十三條の二第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体に対し、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五十三條の八において「認定重要文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第五十三条の七 文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画が第五十三條の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(所有者等への指導又は助言)

第五十三條の八 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三條第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理

し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長。第八十三條の八第四項、第九十條第一項及び第九十一條第一項を除き、以下同じ。)は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体の求めに応じ、重要文化財保存活用計画の作成及び認定重要文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(中略)

第五十五條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
 - 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
 - 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。
- 2 前項の規定により立ち入り、調査する場合には、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。
- 3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 4 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。

第七款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六條 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

- 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

(中略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和三十二年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にななければならない。

- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を發した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成十八年法律第七十三号)第四条第一

項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第二百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物があるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、又は文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かななければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理

団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でない認められるとき。

- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第十一章 文化審議会への諮問

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

(中略)

十 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

十一 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

(中略)

十八 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十九 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

二十 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

二十一 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二十三 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十四 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十五 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定

(中略)

第十二章 補則

(中略)

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第六十二条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、

文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

(中略)

第六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき(次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。)

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項(第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条(第八十条及び第二百二十条で準用する場合を含む。)及び第三百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条(第八十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十

三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百五十五条第二項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。

第六十八條 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第六十九條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
- 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
- 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
- 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第七十條 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないとき。

第七十條の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十條の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

（中略）

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

（中略）

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。
- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形

民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三十条の規定を準用する。

第七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第一百六条第一項及び第一百七条の規定を準用する。

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百二十九条の二から第二百二十九条の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百二十九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第二百二十九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建

造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十七条 第四十一条の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(中略)

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

(中略)

(地方債についての配慮)

第八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(中略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うことができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二十二條第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第

百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

- 二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

(中略)

- 五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百一十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百一十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理する事務)

- 第百八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うことができる。
- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
 - 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
 - 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

(中略)

(修理等の施行の委託)

第百八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
- 二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。） 当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
- 三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを

文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(中略)

第十三章 罰則

(中略)

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金若しくは料科に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
- 二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 二 第九十八条第三項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
- 三 第二百二十三条第二項(第百八十六条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十九条第三項において準用する第三十

二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。)、第二百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなく、第三十六条第一項(第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者
- 二 正当な理由がなく、第二百一十一条第一項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第二百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

(中略)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 正当な理由がなく、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

(中略)

- 五 第五十三条の六(第八十五条の四(第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第三百三十三条の四において準用す

る場合を含む。)、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三條において準用する場合を含む。)、第七十六條の四(第八十九條の三において準用する場合を含む。)、第七十六條の十五(第九十条の十一において準用する場合を含む。)、第二百九條の五(第一百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第百三十條(第一百七十二條第五項において準用する場合を含む。)、第百三十一條又は第百四十條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二條第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第二百二十八條第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三條 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

(中略)

二 第三十一條第三項(第六十條第四項(第九十條第三項において準用する場合を含む。)、第八十條及び第百十九條第二項(第百三十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十二條(第六十條第四項(第九十條第三項において準用する場合を含む。))、第八十條及び第百二十條(第百三十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十三條(第八十條、第百十八條及び第百二十條(これらの規定を第百三十三條において準用する場合を含む。))並びに第一百七十二條第五項において準用する場合を含む。)、第三十四條(第八十條及び第一百七十二條第五項において準用する場合を含む。)、第四十三條の二第一項、第五十三條の四若しくは第五十三條の五(これらの規定を第一百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十一條若しくは第六十二條(これらの規定を第九十條第三項において準用する場合を含む。)、第六十四條第一項(第九十條第三項及び第百三十三條において準用する場合を含む。)、第六十五條第一項(第九十條第三項において準用する場合を含む。)、第六十七條の四、第七十三條、第七十六條の九、第八十一條第一項、第八十四條第一項本文、第八十五條の三(第一百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第九十條の三、第九十二條第一項、第九十六條第一項、第百十五條第二項(第百二十條、第百三十三條及び第一百七十二條第五項において準用す

る場合を含む。)、第二百七條第一項、第二百九條の四(第一百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第百三十三條の三、第百三十六條又は第百三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十二條の二第五項(第三十四條の三第二項(第八十三條において準用する場合を含む。))、第六十條第四項及び第六十三條第二項(これらの規定を第九十條第三項において準用する場合を含む。))並びに第八十條において準用する場合を含む。))又は第百十五條第四項(第百三十三條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2) 文化財保護法施行令（抜粋）

昭和50年9月9日政令第267号

最終改正：令和6年4月24日第174号改正

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十七条の三第一項、第八十条の二及び第八十三条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止

命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その

- 他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第一百五十一条（法百二十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に

限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

- 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからフまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第四項第一号フの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
- 9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(認定市町村の教育委員会が処理することができる事務)

第六条 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村(法第百八十三条の三第五項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第八条において同じ。)の教育委員会(当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。)が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

一 前条第三項第一号及び第三号に掲げる事務(同項第一号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。)

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(当該認定市町村の区域内におい

て公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。)

- 2 法第百八十四条の二第一項の規定により認定市町村である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。)が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。
- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 前条第四項第一号イからリまでに及びルに掲げる現状変更等(認定市町村である町村の区域(管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この号において「認定町村の特定区域」という。)内において行われる場合に限り、同項第一号イからチまでに掲げる現状変更等にあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)
- ロ 前条第四項第一号ヌに掲げる現状変更等(当該現状変更等を行う動物園又は水族館が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を認定市町村である町村の教育委員会(当該管理計画が認定町村の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該町村の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。以下このハ及び第九項において同じ。)における現状変更等(当該指定区域が認定町村の特定区域内に存する場合に限る。)
- 二 法第百三十条(法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 3 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により前二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合には、当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を明らかにして、

当該認定市町村の教育委員会がその事務を行うこととすることについて、あらかじめ、当該認定市町村の属する都道府県の教育委員会（前条第三項又は第四項の規定によりその事務の全部又は一部を行つているものに限る。）に協議するとともに、当該認定市町村の教育委員会の同意を求めなければならない。

- 4 認定市町村の教育委員会は、前項の規定により文化庁長官から同意を求められたときは、その内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を文化庁長官に通知するものとする。
- 5 文化庁長官は、法第百八十四条の二第一項の規定により第一項又は第二項に規定する事務を認定市町村の教育委員会が行うこととした場合においては、直ちに、その旨並びに当該認定市町村の教育委員会が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を官報で告示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、前項の規定に基づき告示された事務の内容若しくは当該事務を行うこととした期間を変更し、又は当該事務を認定市町村の教育委員会が行わないこととする場合について準用する。
- 7 第五項に規定する場合においては、法の規定中同項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に基づき告示された事務に係る文化庁長官に関する規定は、特定認定市町村（法第百八十四条の二第一項の規定により当該事務を行うこととされた認定市町村をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育委員会に関する規定として特定認定市町村の教育委員会に適用があるものとする。
- 8 第五項の規定に基づき告示された期間における当該特定認定市町村の属する都道府県の教育委員会についての前条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「属する事務」とあるのは「属する事務（次条第五項の規定に基づき告示された事務を除く。）」と、同条第六項及び第七項中「市の」とあるのは「市又は次条第七項に規定する特定認定市町村である町村の」とする。
- 9 前条第八項の規定は、第二項第一号ハの規定による指定区域の指定について準用する。

（中略）

（事務の区分）

第八条 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務並びに第六条第一項第一号及び第二項各号に掲げる事務のうち同条の規定により認定市

町村が処理することとされているものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号

最終改正：平成31年3月29日第7号改正

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基づき、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第二百十条及び第百七十二

条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十二条第二項（法第二百二十条及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

- 2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

(4) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号

最終改正：平成31年3月29日第7号改正

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第一百五十二条第一項（法第二百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五十二条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の

別及び名称

- 二 指定又は仮指定の年月日
 - 三 指定又は仮指定の理由
 - 四 説明事項
 - 五 保存上注意すべき事項
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

- 第四条 法第十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
 - 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
 - 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

(5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号
最終改正：平成 31 年 3 月 29 日第 7 号改正

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を

行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

(6) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号
最終改正：平成31年3月29日第7号改正

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しく

は毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
 - 十三 現状変更等に係る地域の地番
 - 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十五 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
 - 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項（令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

(7) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

平成12年4月28日 文部大臣裁定

最終改正：平成31年3月29日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第一号イからルまで並びに令第6条第2項第一号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（中略）

（2） 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（3） 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第 5 条第 4 項第一号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 2 条第 1 項第二号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合

③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改

築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第一号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第 5 条第 4 項第一号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(2) 「道路」には、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第 5 条第 4 項第一号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第 115 条第 1 項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲

さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第一号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第一号へ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第一号ト関係

(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

(中略)

III その他

この裁定は、平成31年4月1日から適用する。

2 中学生ワークショップ「史跡高遠城跡の未来を考えよう！」実施結果

(1) 実施概要

目的 史跡高遠城跡保存活用計画の策定にあたり、より幅広い年齢層、特に将来を担う子ども達からの想いや意見を聞き、計画内容に反映させる。

テーマ 「未来を背負って立つ私たちが考える 高遠城跡の未来」

参加者 伊那市立高遠中学校 1学年 2クラス 40名

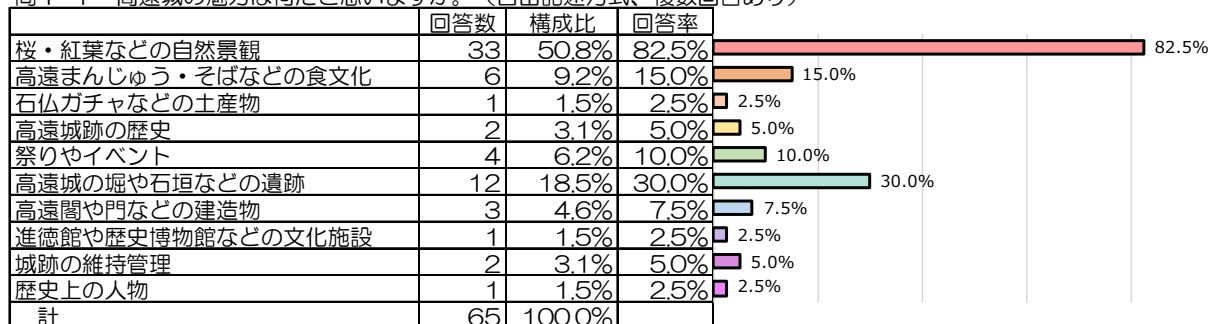
実施日時 令和6年10月22日(火) 13:35~15:25 (2コマ)

内容

- 1) 高遠城跡のレクチャー (現地見学及び集合座学)
- 2) グループディスカッション (個人の意見を元にグループ内で意見交換を行う)
 - 問1-1 高遠城の魅力は何だと思いますか。
 - 問1-2 どうすれば、その魅力をもっと伝えることができますか。
 - 問2 高遠城を守っていくためには何をしたらいいか。
 - 問3 20年後、30年後の高遠城跡はどうなっていてほしいと思いますか。
- 3) グループ発表

(2) グループディスカッションのまとめ

問1-1 高遠城の魅力は何だと思いますか。(自由記述方式、複数回答あり)



※主な意見欄は、参加者が記載した内容をそのまま転記しています。

主 な 意 見

- ・高遠城跡公園から見る景色がキレイ。
- ・自然や桜がきれい景色がいい。
- ・春：桜がきれい。夏：おほりがきれい。秋：もみじがきれい。冬：ゆきが美しい高遠城。しきでいろんなうつくしさがある。
- ・<自然>春は桜、秋はもみじだけど、夏とか冬のときはなにもない。なにもない、だからこそが高遠城の魅力だと思った。
- ・桜、堀の深さ、静かな所。
- ・桜、お城、ほり。
- ・高遠の祭りやイベントが色々あって楽しい。
- ・空堀。
- ・高遠城の地形が工夫されていてすごいと思う。
- ・土台がどんな感じなのかが分かりやすい。
- ・<人工>立派な堀。
- ・ほりや石がきなど。
- ・高遠に残る唯一の石垣がある。
- ・進徳館や歴史博物館が有名。
- ・桜の季節以外の城跡のきれいさ。
- ・残っているものは少ないけど、残っているものはきれいに管理されている。
- ・ほんの少しだけ残った高遠城跡。→整備されてないからマイナス。
- ・歴史の風景を読み取りやすい。
- ・城がくずれ落ちたあとのふんいきを感じられる。

問1-2 どうすればその魅力をもっと伝えることができますか。（自由記述方式、複数回答あり）

回答	回答数	構成比	回答率
テレビやSNSなどでの情報発信	10	20.8%	25.0%
建物や堀などの復元	5	10.4%	12.5%
清掃や除草などの整備や植樹などの管理	8	16.7%	20.0%
特産品の開発	2	4.2%	5.0%
スタンプラリーや体験ツアーなどのイベント	12	25.0%	30.0%
案内板やガイドブックなどの設置	7	14.6%	17.5%
桜守や城を守る人などの後継者育成	2	4.2%	5.0%
学校や地域との連携	2	4.2%	5.0%
計	48	100.0%	

主
な
意
見

- ・伊那ケーブルテレビなどで、もっともっと高遠のみかを伝えれば、たくさんの人が来てくれると思う。
- ・インスタ、CM活動（SNS活動）
- ・もみじや桜をテレビでせんでん。
- ・もっともっと世界中にもみじやさくらなどをひろめればいいと思う。
- ・高遠城の昔のようすなどがわかる。
- ・昔の建物のレプリカを作る。
- ・魅力を伝えるために、周りにレプリカの建物とかを置いて目立つようにする。
- ・お堀の埋まった部分を掘り出す。
- ・堀をみんながわかりやすいようにする。
- ・堀に説明の看板をたてる。
- ・堀が良く見えるように草かりをする。
- ・しっかり管理してもっときれいにする。
- ・きれいにそうじをする。
- ・だれでも食べられる桜料理など。
- ・「お堀かけ上がりレース」をする。
- ・案内板を作って、どんなところなのか説明する。
- ・高遠城は、古い歴史がたくさんあるから、それを看板にして、子どもでも読めるように、平仮名にする。
- ・もっと高遠公園のかくちに、ガイドマップなどをもっとおいて、いま自分がどこにいるなどをおしえる。
- ・歴史やすごいところをまとめたハンドブックらしきものを作る。
- ・城址を守る人を増やす。
- ・学校などの行事を使って良さを広める。

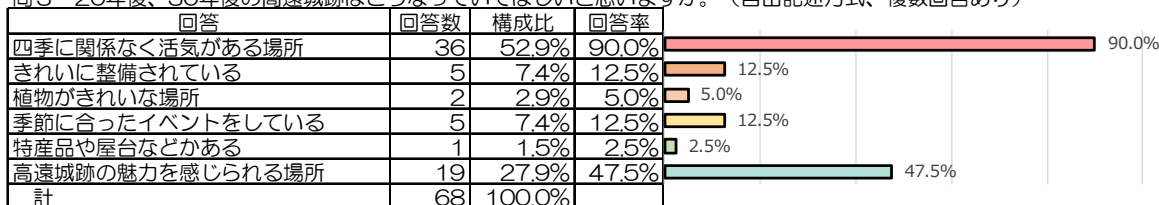
問2 高遠城を100年、200年先へ守り伝えていくために、何をしたらいいと思いますか。（自由記述方式、複数回答あり）

回答	回答数	構成比	回答率
祭りやイベントなどで活気をを持たせる	24	26.7%	60.0%
学校や地域と連携し守り伝える	8	8.9%	20.0%
来場者などに情報収集する	3	3.3%	7.5%
紹介動画などで情報発信をする	12	13.3%	30.0%
除草などの清掃や修繕などの環境整備をする	20	22.2%	50.0%
案内板などを設置する	6	6.7%	15.0%
城を守る後継者やガイドなどの人材育成をする	3	3.3%	7.5%
植物の保存や植樹など季節ごとの景観維持をする	5	5.6%	12.5%
特産品など商品の開発をする	4	4.4%	10.0%
ゴミ捨てなど環境美化の啓発をする	5	5.6%	12.5%
計	90	100.0%	

主
な
意
見

- ・お祭りなどを定期的に行って活気をもたせる。
- ・みんなで楽しめるイベントをおこなってみる。
- ・お堀かけ上がりレース
- ・観桜期の時に「職場体験」みたいなのをするといいと思う。
- ・地域の人達の協力して、守り伝える。
- ・高遠城を良くきれいに守っていくには、定期的に学校などが協力してそうじをする。
- ・地域の人たちを初め、たくさんの人に、高遠のみりよくを考えて（学校での総合の授業など）、伝えていく。
- ・観光客のみなさんの意見をふまえて、城のまわりをきれいにしたりする。
- ・インターネットで紹介動画などをあげて、せんでんしたらいいと思う。
- ・せんでんを行う。（テレビ・CM・インスタ・ユーチューブ）
- ・こわれているところや古いところを新しくする。
- ・観桜期にお客さんを集めて、堀の草とりをさせる。
- ・ゴミをおちていたらせっきょくてきにひろう。
- ・高遠城の一番みてほしいところをカンバンにひょうじしたりする。
- ・案内板をもうちょっとふやす。
- ・<案ない>堀や池のところに、その所のせつめいのかんばん。
- ・<案ない>ガイド
- ・かんばんをたてる。
- ・高遠じょうし公園のマップをわかりやすくする。
- ・城がくずれ落ちたあとの新感覚の場所なので、豆知識が書いてあるかんばんをたくさん増やす。
- ・高遠城を守る後継者を増やす。
- ・全体的にきれいに保ち高遠城跡に関わる若者を増やす。
- ・若い人に高遠のよさを伝える。
- ・小、中、高生の行事の中で、桜のなえをうめてそだてる。それを何年もくりかえす。
- ・城に関するものを作れたり、売ったりする祭り。
- ・きまりはしっかり守る。（ゴミ、犬のフン）
- ・景観をよくする。
- ・環境をととのえる。

問3 20年後、30年後の高遠城跡はどうなっていてほしいと思いますか。（自由記述方式、複数回答あり）



主
な
意
見

- ・四季関係なく人が来て、にぎやかな高遠城跡になっていればいいと思う。
- ・毎日人が歩いている公園。
- ・桜がさいていないときでも人がいるような所。
- ・春夏秋冬いつでも楽しめる。
- ・高遠城が今よりも有名になって、桜以外でも人が来る。でも、今みたいに静かでゴミが落ちていないままでもいてほしい。
- ・草があまりなく、昔のままにする。
- ・桜をたのしくみてほしい。
- ・高遠城でそれぞれの季節に合った、大きめのイベントをやっていてほしい。
- ・堀をつかって、早のぼりイベントを作る。
- ・屋台とかが五けんぐらいあってほしい。
- ・自分がほこれる超有名な城になってほしい。
- ・にぎやかでまた行きたいなと思えるような高遠城跡になってほしい。
- ・桜だけじゃなくて、お城やほりの魅力が伝わって「すごいな」などを少しでも感じてほしい。
- ・高遠城跡がいろんな人が、いつ見ても有り「すごい」「びっくり」と思うような高遠城跡になってほしい。
- ・桜だけが有名じゃなくて高遠城跡なども有名になる。
- ・城の中に展示スペースがあったらいい。

史跡高遠城跡保存活用計画

発行日 令和8年(2026年)3月
編集 長野県伊那市教育委員会
株式会社 ワイド
発行 長野県伊那市教育委員会
住所 長野県伊那市下新田 3050
電話 0265-78-4111(代)
Eメール sgs@inacity.jp
